

デザイン審査基準

(仮訳)

2023年1月1日

韓国特許庁

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表したデザイン審査基準(2023年1月1日施行)をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0201119>)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

改正沿革(主要内容を含む)

区分	日付 [施行日付]	公告番号	主要内容
制定	1981.9.1.	特許庁例規 第81-3号	
一部改正	1986.8.23.	特許庁例規 第86-1号	
一部改正	1991.5.2.	特許庁例規 第91-1号	
一部改正	1995.8.1.	特許庁例規 第10号	
一部改正	1998.2.25	特許庁例規 第16号	
一部改正	1999.7.27.	特許庁例規 第18号	
全部改正	2001.12.5.	特許庁例規 第21号	
一部改正	2003.7.1.	特許庁例規 第25号	
一部改正	2004.12.30.	特許庁例規 第28号	
全部改正	2005.6.30.	特許庁例規 第33号	
一部改正	2007.6.28.	特許庁例規 第39号	
一部改正	2009.5.15. [2009.5.15.]	特許庁例規 第48号	<ul style="list-style-type: none"> ○職権訂正制度の導入、図面縮尺要件の緩和基準及び手続きの策定 －図面の一致精度及び縮尺要件の緩和 －公知形状と模様が結合したデザインに係る基準の新設 －新規性喪失の例外の主張が不認定になるとき

			<p>における処理手続きの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> - 画像デザインを含む物品が部分デザインとして出願される場合、無審査対象に該当 - 未公開の先願を文献として引用する場合の処理手続きの策定 - 職権訂正制度の導入 - デザイン無審査登録出願時に審査官が拒絶理由を認知した場合の処理手続きの策定
一部改正	2009.7.1. [2009.7.1.]	特許庁例規 第50号	
一部改正	2009.8.24. [2009.8.24.]	特許庁例規 第52号	
一部改正	2009.12.31. [2010.1.1.]	特許庁例規 第55号	<ul style="list-style-type: none"> ○3D図面の許容、図面提出の緩和 - 3次元モデリング(Modelling)形態のファイルの提出を許容することによる後続措置を反映 - 図面作成方法及び提出数の全面自由化に伴う後続基準の策定 ○一組の物品及び無審査物品の拡大など、施行規則の改正に関する後続措置の履行 - 組物及び無審査物品の拡大に伴う後続基準の策定 ○物品の名称の告示の制定による後続措置の反映 ○その他制度の運営上発見された不備の改善
一部改正	2011.4.29. [2011.5.1.]	特許庁例規 第58号	<ul style="list-style-type: none"> ○デザインの成立要件の一つである視覚性に係る判断要件の緩和 - 現行の肉眼観察から拡大鏡による観察が通常である場合、視覚性を認定 - デザインの類否判断時にも例外的に拡大観察を許容 ○動的画像アイコンデザインの参考図を動画ファイル形式で提出できるように許容することによる後続基準の策定 - 動的画像アイコンデザインの定義規定及び審査基準の策定 ○3次元モデリング(Modeling)ファイル形式で提出される図面(3Dモデリング図面)に係る審査基準の整備 - 3Dモデリング図面における画像表現方式の例及び図面の審査基準の整備 ○工業上の利用可能性に係る合理的な判断要件の策定 - 当業者が合理的な善意の解釈によりデザイン

			<p>の要旨を把握できるとき、同一の物品が量産できる場合とみなす</p> <ul style="list-style-type: none"> －写真の場合、物品の背景などを含む図面の判断基準の策定 ○具体的で多様な審判・判決例及び事例の例 －物品性が認められない事例、物品の中間省略図の表現、透明な部分の表現及び部分デザインの表現方法に係る事例など、合理的な判断基準の策定
一部改正	2011.12.30. [201.1.1.]	特許庁例規 第64号	<ul style="list-style-type: none"> ○模倣出願を防止するための創作性の適用要件の強化 －周知の形状・模様などに係る判断基準の例 －容易創作に係る判断基準の具体化及び事例の例 －公知デザインと周知の形状・模様などが結合した場合でも容易創作 ○類否判断の基準及び新規性の適用基準の明確化 －物品の類否判断のための用途、機能などに係る定義規定の新設 －完成品と部品間における新規性の適用基準の明確化 －デザインの支配的な特徴が類似している場合、細部的な差にもかかわらず、類似デザインとして判断 ○公共機関の標章に係る不登録要件の緩和 －公共機関が自己の名称や主なマーク(シンボル)以外の標章を出願する場合、登録可能 ○図面の作成方法及び外国文字の使用の合理的な緩和(案第3条第3号カ目、第10条第1項、第13条第2号ホ目など) －部分拡大図の拡大した部分に係る必須図面表示の緩和 －デザインの説明、物品の名称などに一般名称化され、通称使われる簡単な外国文字の使用の緩和 ○出願の類型による登録要件別の適用例の図解 －新規性、拡大された先願、類似デザイン、先願主義の適用例の図解
一部改正	2012.8.22. [2012.8.22.]	特許庁例規 第67号	<ul style="list-style-type: none"> ○サンセット法を適用する行政規則の再検討期限を一括改正
全部改正	2013.1.1	特許庁例規 第69号	

一部改正	2013.11.27. [2013.11.27.]	特許庁例規 第71号	<ul style="list-style-type: none"> ○容易創作であるか否かの具体的な判断基準の追加 <ul style="list-style-type: none"> －物品の形状と文字からなるデザイン(ラベル、ステッカー、標識など)において形状の文字部分が結合した全体として創作性がない場合、容易創作の判断基準の適用 ○1デザイン1出願違反の判断に関する詳細基準の追加 <ul style="list-style-type: none"> －動きにより変化する物品において、変化過程が省略されるか、又は一定性及び統一性がない場合を追加 －複数デザイン出願の図面において一つの連番番号に2以上の図面を図示した場合、1デザイン1出願に違反すると判断 ○画像デザインの出願に係る物品の名称における認定要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> －画像デザインが表示される部品の名称であり、デザインの対象となる物品の名称を記載できるようにする ○新規性喪失の例外の主張の主体的要件に係る具体的な判断基準の追加 <ul style="list-style-type: none"> －公知デザインの公知主体が多数である場合、そのうち出願人が含まれていれば、新規性喪失の例外の主張の公知主体と出願人の同一性を認める。 ○類似デザイン登録出願に係る審査保留対象の追加 <ul style="list-style-type: none"> －登録された基本デザインが無効審判や異議の申立てにより係留中であり、類似デザインとして認められる場合、類似デザインに係る登録可否決定を保留 ○優先審査申請人の資格要件の具体化 <ul style="list-style-type: none"> －優先審査申請の要件を備えた企業であり、法人ではない場合、その代表者が優先審査を申請できる判断根拠を提示 ○登録可否決定書が発送された後、送達される前までに補正書が提出された場合、当該決定に係る職権取消しができるように補完 ○分割出願ができる事項及び色彩図面における一部の着色されていない部分に係るデザインの説明欄の記載方法を補完 ○参考図面の場合、図面の作成方法を制限しない事項を補完
全部改正	2014.6.27. [2014.7.1.]	特許庁例規 第75号	<ul style="list-style-type: none"> ○デザインの創作性要件における判断基準の補完 <ul style="list-style-type: none"> －創作者の権利保護を強化するため、創作性の

			<p>認定に係る判断要件を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> －容易創作の判断における取引の実情を考慮しない審査慣行を改善 ○関連デザインの出願時期を制限するなどに係る処理方法の整備 ○拡大された先願の適用要件の変更 <ul style="list-style-type: none"> －先願の一部と類似している後願に対して出願人が同一人か否かによって異なる方法で適用 ○複数デザイン出願対象の緩和など、処理方法の整備 ○新規性喪失の例外を認定する要件の変更 <ul style="list-style-type: none"> －新規性喪失の例外における主張時期と証明書類の提出時期を拡大 －法律や条約により国内又は国外において出願公開又は登録公告された場合には、これを根拠に主張することができない ○デザイン物品の区分を「ロカルノ分類」に従い、物品類の誤記について拒絶理由を通知 ○ハーグ協定による国際デザイン登録出願に係る特例要件の適用基準の策定 <ul style="list-style-type: none"> －韓国を指定した国際デザイン登録出願に対して、国内出願とは異なる方法で適用すべき判断要件を区分 －国際登録公開日による基準日の設定、国際登録簿の効力などを明確にする ○デザインの具体性要件に係る判断基準の整備、再審査請求の認定基準の変更、職権補正の基準及び手続きの変更、先願規定の具体的な判断基準の補完など、審査慣行の改善及び制度的な不備を補完
一部改正	2015.9.30. [2015.10.1.]	特許庁例規 第84号	<ul style="list-style-type: none"> ○弁理士ではない者の代理業務禁止の反映 <ul style="list-style-type: none"> －弁理士でない者は、業としているか否かに関係なく代理業務ができないように明確にする ○組物で出願できる対象の拡大 <ul style="list-style-type: none"> －二つ以上の物品が同時に使用され、デザイン全体として統一がある場合には、組物として認める －組物で出願し、2以上の物品類が一緒にある場合には、構成物品の数が多い方の物品類を記載し、審査・一部審査対象の物品が一緒にある場合には審査物品とする。 ○1デザイン1デザイン登録出願の認定基準の補完 <ul style="list-style-type: none"> －物理的に分離した物品であっても取引慣行上、独立して取引される物品であれば、一つのデザインで判断するように例を補完

		<ul style="list-style-type: none"> －登録を受けようとする物品を明確に示すために「マネキン」、「ハンガー」などが一緒に図示されるものを1デザインとして認定 ○優先権主張を伴う出願の要旨変更を判断する基準の補完 <ul style="list-style-type: none"> －条約による優先権主張を伴う出願の場合、要旨変更の可否判断において第1国の出願デザインを参酌して判断するようにする ○デザイン図面を認定する要件の明確化 <ul style="list-style-type: none"> －デザイン図面の一つ又はそれ以上の図面が他の図面と同じであるか対称である場合、一つの図面のみを提出するなど、特別な場合においては一部の図面の提出を省略し、その旨をデザインの説明欄に記載する －平面的な物品の前面のみを提出し、残りの図面についてはデザインの説明欄に省略する旨を記載しなくても背面部分は模様がないものとみなす －デザイン図面の付加図面と参考図面の区分に係る事例を明確にし、区分に従わない図面は参照図面として判断するようにする －図面代用の写真として提出する場合には、断面図を線図で提出できるようにする ○拡大された先願を適用するときにおける同一出願人の判断時点の明確化 <ul style="list-style-type: none"> －法第33条第3項ただし書により拡大された先願を適用する場合、先願と後願の出願人が同一であるか否かは、登録可否の決定時に判断するようにする ○画像デザインの容易創作及び類否判断基準の補完 <ul style="list-style-type: none"> －画像デザインの創作性判断は表示部内で登録を受けようとする実線部分を考慮するが、必要に応じて破線部分の機能及び用途などを総合的に考慮し、判断できるようにする －画像デザインはデザインの開発及び使用の特性上、サイズの拡大・縮小、位置の移動が自由であるため、位置又はサイズは固定されていない場合には類否判断に影響を与えないようにする。 ○不登録理由における判断基準の補完 <ul style="list-style-type: none"> －デザインの対象となる物品に「国旗」などが含まれても、国家の尊厳を害するおそれがあるか否かを合理的に判断し、拒絶理由を通知するようにする －他人の承諾なしに著名な他人の肖像を含めて
--	--	--

			<p>出願されたデザインの場合には、公序良俗に反するデザインとして判断するようにする</p> <p>○形態が変化する物品に関する用語の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> －開閉するなど、変化前後の状態が区分できるデザイン及び一連の変化の過程を通じて形態が変わるデザインなどを「形態が変化するデザイン」に用語を整備 －物品の表示部内でアイコンだけでなく、模様などが形態的関連性と変化の一定性を持って具現される画像デザインを「動的画像デザイン」とする。 <p>○優先審査の処理手続きの補完</p> <ul style="list-style-type: none"> －デザイン保護法施行令第6条第10号により、出願人がデザインを実施しているか、又は実施を準備している出願を理由に優先審査を申請する場合、証拠書類に添付された実物写真などと出願デザインの同一性が認められないときには補完を指示する。
一部改正	2016.12.15. [2017.1.1.]	特許庁例規 第96号	<p>○審査の正確性を向上させるため、登録要件における判断基準を具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> －関連デザインの新規性適用を例外とする時点（～6か月）の明確化 －用意創作で拒絶するときに、具体的な証拠(引用文献)を提示するように強化 －形態が変化するデザインの類否判断基準の補完 －二つ以上の類似デザインを同一人が出願する場合における取り扱いの明確化 －一部審査登録出願において、同一人の重複出願であることが明白であり、審査官が認知可能な場合、拒絶できるように根拠を策定 －出願人の創作意図を考慮し、全体ではなく各部分として一つの機能を果たす場合にも機能的な一体性を認めるように、1デザインの認定条件を緩和 －登録を受けることができないデザインとして標準化された規格の概念を具体化 <p>○様々な形態のデザインを保護できるように登録要件を緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> －粉状物、粒状物であっても整形化又は固形化され、その集合単位としてその形態を有する場合には物品として認める。 －帯、トレーなど付加的な物品が「ケーキ」に結び付けられて生産され、一体化した状態で使用される場合、1デザインとして認める。 －図面の補正において要旨変更でない場合の追

			<p>加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出願公開の例外として国際デザイン登録出願の追加
一部改正	2017.12.19. [2018.1.1.]	特許庁例規 第99号	<ul style="list-style-type: none"> ○部分デザインにおいて創作上の一体性が認められる範囲の拡大 －創作上の一体性を例外として認める内容を削除し、1デザインであるか否かは、出願人の創作意図を考慮するようにする ○不登録要件の適用対象の明確化 －デザインに含まれた国の名称は、不登録要件の適用対象ではないことを明示 －部分デザインは物品全体の形態を適用対象とし、参考図面の場合にも原則的に適用する ○部分デザインの同一・類似の判断基準の補完 －部分デザインにおいて実線部分は同一であり、破線部分の形状及び模様には差がある場合、両デザインは原則的に同一ではなく類似とみなす。 ○画像デザイン審査基準の補完 －画像デザインの視覚性について画像デザインの特異性を反映した判断基準と例を新設し、物品の名称及び1デザイン1出願の例を補完 ○審査実務の反映及び制度運営上の不備の補完 －連続・繰り返される物品の具体性要件の補完、優先権主張の補正期間の具体化、容易創作に関連して過去になかったデザイン判断基準の補完及び例を新設するなど
一部改正	2018.12.21. [2019.1.1.]	特許庁例規 第107号	<ul style="list-style-type: none"> ○取引環境を反映するためのデザイン登録要件の緩和 －断面図、切断部の断面図における切断面表示の多様化、部分デザインの表現方式の緩和 －組物における物品類の記載基準の明確化、分かりやすい物品の名称の記載基準の策定 －記載不備のある優先権主張の同一性を認める基準を新設 －模様線としての破線に係る認定要件の緩和 ○審査の一貫性向上のために登録要件の判断基準を具体化 －1デザイン1出願を認める範囲の明確化及び例の補完 －登録された秘密デザインの公知時点に係る基準の策定 －物品の名称の範囲を超える過度なデザインの説明に係る処理 －図面の表現方法が異なるデザインの同一性を

			<p>認める基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○書体デザイン・食品デザインに係る審査基準を策定 －(書体デザイン)言語別の具体性の要件及び新しい書体デザインの成立要件を策定 －(食品デザイン)成立要件の明確化及び登録要件の具体化 ○画像デザイン審査の実務反映及び不備の補完及びその他の事項 －画像デザイン審査基準の一般原則における重複規定の削除などの補完 －画像デザインが表示された物品の類否判断に係る基準の整備 －画像デザインに固有の類似範囲及び判断方法に係る基準の整備
一部改正	2019.11.15. [2019.11.15.]	特許庁例規 第109号	<ul style="list-style-type: none"> ○デザイン図面の統合(基本図面、参考図面)による「付加図面」の用語削除 ○特殊記号書体デザインにおける図面提出の簡素化 －指定文字を16字にし、希望する特殊記号を追加記載する方法 ○一組になっている物品における図面審査要件の緩和など
一部改正	2020.2.25. [2020.3.1.]	特許庁例規 第114号	<ul style="list-style-type: none"> ○英語のみで構成された単語であっても通常使用されている場合には、正当な物品の名称として認定 ○合成物の定義を明確に規定し、将棋の駒、トランプ、花札など具体的な例を記載 ○著名な商標・デザインの一部の構成要素を模倣し、出願する場合に係る具体的な拒絶理由の例を提示することにより、国内の著名な商標・デザインに対する保護を強化 ○「明らかな誤りである場合」に係る具体的内容を定め、デザイン登録が遅れないように職権補正範囲を拡大 ○繰り返されるデザインの要件の緩和 －単位模様が1回図示されているとしても「デザインの説明」欄に繰り返される(単位模様の結合及び配列)状態を記載し、繰り返される状態が明確に分かる場合には認める。
全部改正	2021.10.20. [2021.10.21.]	特許庁例規 第122号	<ul style="list-style-type: none"> ○デザインの対象に係る定義規定の新設 ○デザインの物品性について、物品とデザインの不可分性を補完 ○物品の要件規定の新設 ○組物に係る部分デザインの認定

		<ul style="list-style-type: none"> ○書体デザイン、組物、画像デザインに係る成立要件の新設 ○デザイン登録を受けることができる創作者、共同創作者、承継人に係る規定の新設 ○真の創作者であるか否かについて合理的な疑いがある場合、意見提出通知及び証明書類の提出要求に係る規定の新設 ○無権利者のデザイン登録出願と正当な権利者の保護、無権利者のデザイン登録と正当な権利者の保護に係る規定の新設 ○薄い立体物品(包装用ポーチなど)、平面的な物品(ラベルなど)の場合、図面提出と「デザインの説明」欄の記載方法の新設 ○図面が不一致する部分の具体性判断に係る規定の改善 ○展開図を図面として提出した場合、完成された状態の図面は使用状態図で判断できるように規定し、展開図を基本図面として認める ○部分デザインの図面要件の緩和 ○図面の提出形式の緩和 ○電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザインの公知時期推定に係る規定の新設 ○容易に創作することができるデザインの「ありふれた創作手法や表現方法」に係る定義規定の新設 ○創作非容易性の判断主体に係る規定の新設 ○創作水準の判断に係る規定の新設 ○周知の形状などによる創作非容易性の補完 ○拡大された先願規定を適用するための判断における基礎図対象の補完 ○先行する関連デザインとの先願判断に係る規定の新設 ○先願適用時に「協議ができない場合」に係る定義規定の新設 ○軍服及び軍装備と同一・類似のデザインに係る不登録理由の新設 ○一部審査登録出願の物品の拡大 ○図面の要旨変更に係る内容の補完 ○部分デザインの要旨変更に係る内容の補完 ○秘密デザインに係る審査基準の新設 ○部分デザイン出願に対する優先権主張の同一性に係る規定の補完 ○優先権証明書類の図面のうち、参考図面に表現されたデザインの優先権認定に係る規定の改善
--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ○第1国の一部図面に明らかな不一致がある場合、優先権主張の認定に係る規定の新設 ○複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の優先審査申請に係る規定の新設 ○デザイン一部審査登録出願の拒絶決定に係る規定の補完 ○一部審査登録デザイン権が消滅する場合、異議申立決定に係る規定の新設 ○物品の部分、組物の部分、画像デザインの部分に係る定義規定及び成立要件の新設 ○国際デザイン審査基準の特例の新設 ○画像デザインに係る審査基準の新設
一部改正	2022.12.30. [2023.1.1.]	特許庁例規 第129号	<ul style="list-style-type: none"> ○画像デザインの「定義及び成立要件」の判断部分の改正 <ul style="list-style-type: none"> －機器の操作、機能の発揮要件の緩和 ○「物品類の区分及び名称」の部分の改正 <ul style="list-style-type: none"> －視覚著作物と区分できる範囲なら全てを許容する包括的な名称も許容する方向への緩和 ○「類似性」「創作性」の判断部分の改正 <ul style="list-style-type: none"> －画像デザインvs物品デザイン、画像デザインvs画面デザイン等の新規性、創作性の判断基準を明確にし、その他物品デザインとの法的整合性の一致 ○「画像に係るデザイン」と章の名称を変更し、内容を再配置

目次

第1部 総則	1
第1章 目的	3
1. 審査基準の目的	3
2. デザイン審査の基本原則	3
第2章 デザインの定義及び成立要件	4
1. デザインの定義	5
2. デザインの成立要件	6
第3章 デザイン登録出願人	20
1. デザイン登録を受けることができる者	21
2. デザイン登録を受けることができる者に対する制限	23
3. 無権利者のデザイン登録出願と正当な権利者の保護	24
4. 無権利者のデザイン登録と正当な権利者の保護	25
第4章 権利能力及び行為能力	26
1. 権利能力	28
2. 行為能力	30
第5章 代理人	32
1. 代理人の区分及び代理権の範囲	34
2. 代理人の選任手続き	36
第6章 期間	37
1. 期間の区分	38
2. 期間の計算方法	39
3. 期間の延長及び短縮	40
4. 適用事例	41

第7章 手続きの無効、補完及び補正	42
1. 手続きの無効	44
2. 手続きの補完	45
3. 手続きの補正	46
第8章 手続きの中断及び中止	47
1. 手続きの中断	49
2. 手続きの中止	49
3. 手続きの中断及び中止の効果	49
第9章 書類の提出及び送達	50
1. 書類提出の効力発生時期	53
2. 書類の送達	54
第10章 書類の返戻	56
1. 返戻の対象となる書類	59
2. 書類の返戻手続き	60
第2部 デザイン登録の要件及び不登録事由	61
第1章 工業上の利用可能性	63
1. 趣旨	64
2. 工業上利用することができるデザインの要件	64
第2章 新規性	82
1. 趣旨	83
2. 適用要件	83
3. 判断方法	87
4. 適用事例	89
第3章 新規性喪失の例外	91
1. 趣旨	93

2. 適用要件	93
3. 証明書類の提出	96
4. 新規性喪失の例外の主張の不認定	97
5. 認定の効果.....	97
6. 適用事例	98
第4章 創作非容易性.....	100
1. 趣旨.....	102
2. 適用要件	102
3. 容易に創作することができるデザインの類型	104
4. 判断方法	111
5. 証拠の提示.....	114
6. 適用事例	115
第5章 拡大された先願.....	116
1. 趣旨.....	117
2. 適用要件	117
3. 拡大された先願の適用対象となる具体的な類型.....	118
4. 判断方法	120
5. 適用事例	122
第6章 関連デザイン.....	123
1. 趣旨.....	124
2. 関連デザインの定義.....	125
3. 適用要件	126
4. 判断方法	127
5. 適用事例	128
第7章 先願.....	130

1. 趣旨.....	131
2. 適用要件.....	131
3. 適用類型及び先願の地位.....	132
4. 判断方法.....	133
5. 適用事例.....	137
第8章 登録を受けることができないデザイン.....	138
1. 趣旨.....	139
2. 適用要件.....	139
3. 判断時点.....	146
4. 判断方法.....	146
第9章 デザインの対象となる物品.....	147
1. 趣旨.....	148
2. デザインの物品.....	148
3. 物品の名称の記載方法.....	150
第10章 1デザイン1デザイン登録出願.....	154
1. 趣旨.....	155
2. 適用要件.....	155
3. 判断方法.....	156
4. 1デザイン1デザイン登録出願の原則の例外.....	163
第3部 デザインの類否判断.....	167
第1章 物品の類否判断.....	169
1. 趣旨.....	169
2. 判断基準.....	169
3. 判断方法.....	170
第2章 デザインの類否判断.....	172

1. 趣旨.....	174
2. 判断の対象.....	174
3. 判断方法.....	175
第4部 出願の補正及び分割.....	183
第1章 出願の補正.....	185
1. 趣旨.....	187
2. 補正の主体.....	187
3. 補正の対象.....	187
4. 補正の範囲.....	188
5. 補正の時期.....	188
6. 補正の方法.....	188
7. 補正の効果.....	189
第2章 職権補正.....	190
1. 趣旨.....	190
2. 職権補正の時期.....	191
3. 職権補正の対象.....	191
4. 職権補正の手続き.....	192
第3章 出願の要旨変更及び補正却下.....	193
1. 趣旨.....	195
2. 要旨変更の判断基準.....	195
3. 要旨変更の判断の方法.....	196
4. 部分デザインの要旨変更.....	199
5. 補正の却下.....	201
第4章 出願の分割.....	202
1. 趣旨.....	203

2. 分割出願の要件	203
3. 分割出願の時期	205
4. 分割出願の方法	205
5. 分割出願の不認定	207
6. 分割出願の効果	207
第5部 審査一般	209
第1章 デザイン登録出願書類	211
1. 趣旨	216
2. 出願書の記載事項	216
3. デザインの図面	217
4. 出願書及び図面の地位	218
第2章 審査手続き	220
1. 審査手続き図	225
2. 審査の一般原則	226
3. 出願デザインの認定	226
4. 先行デザインの調査	227
5. 登録要件の検討	229
6. 拒絶理由の通知	229
7. 意見書及び補正書の検討	230
8. 登録可否決定	230
9. 違法な処分 of 職権取消し	231
10. 国際登録簿の更正が通知された場合の国際デザイン登録出願の処理方法	232
第3章 秘密デザイン	233
1. 趣旨	237
2. 秘密デザイン請求要件	238

3. 秘密デザインの閲覧.....	239
4. 秘密デザイン請求の効果.....	239
5. 秘密デザイン関連審査時の参考事項.....	240
第4章 条約による優先権主張	243
1. 趣旨.....	247
2. 優先権主張の要件.....	247
3. 優先権主張の期間及び手続き	248
4. 優先権を主張するデザインと出願デザインにおける同一性の判断.....	249
5. 優先権主張の補正.....	253
6. 優先権主張の不認定の手続き	254
7. 優先権主張の認定の効果.....	254
第5章 出願公開	255
1. 趣旨.....	257
2. 出願公開の区分	257
3. 出願公開の承認	258
4. 公開デザイン公報.....	258
5. 出願公開の例外	258
6. 出願公開の効果	258
第6章 情報提供	260
1. 趣旨.....	261
2. 情報提供の要件	262
3. 情報が提供された出願に係る審査	262
4. 提供された情報の活用可否の通知	262
第7章 優先審査	264
1. 趣旨.....	272

2. 優先審査の要件	272
3. 優先審査申請の補正及び補完.....	273
4. 優先審査申請の却下	274
5. 優先審査の決定	275
6. 優先審査決定後の審査着手期限.....	275
第8章 再審査.....	276
1. 趣旨.....	277
2. 再審査請求の対象.....	277
3. 請求手続き及び効果	278
4. 再審査が申請された出願の審査.....	279
第9章 デザイン一部審査登録出願の審査	280
1. 趣旨.....	286
2. 一部審査登録出願の対象.....	286
3. 一部審査登録出願の審査.....	286
第10章 デザイン一部審査登録異議申立ての審査	290
1. 趣旨.....	292
2. 異議申立ての要件及び手続	292
3. 異議申立ての審査の手続き	294
4. 異議申立ての効果.....	296
第11章 部分デザイン	297
1. 趣旨.....	299
2. 定義.....	299
3. 成立要件	300
4. 工業上の利用可能性	303
5. 新規性.....	304

6. 創作非容易性	305
7. 拡大された先願	306
8. 先願.....	307
9. 登録を受けることができないデザイン	307
10. 1デザイン1デザイン登録出願	307
11. 類否判断.....	310
12. 要旨変更.....	311
第12章 組物のデザイン.....	313
1. 趣旨.....	316
2. 成立要件	317
3. 工業上の利用可能性.....	319
4. 新規性.....	319
5. 拡大された先願	320
6. 先願.....	321
7. 物品の区分.....	321
8. 類否判断	322
第13章 国際デザイン審査基準の特例.....	323
1. 概要.....	325
2. 沿革及び主要概念.....	325
3. 出願の主要手続き	330
4. 登録要件に関する審査の特例.....	335
第6部 特有物品の審査.....	339
第1章 画像デザイン.....	341
I. 画像デザイン.....	345
1. 定義及び成立要件.....	345

2. 工業上利用可能性の要件	351
3. 類否判断	353
4. 創作非容易性	356
5. 物品類区分及び名称	361
6. 1デザイン1デザイン登録出願	362
7. 条約による優先権主張	365
II. 物品の部分に表現された画面デザイン	368
1. 定義及び成立要件	368
2. 工業上の利用可能性	370
3. 類否判断	374
4. 創作非容易性	377
5. 対象となる物品	385
6. 1デザイン1デザイン登録出願の原則	386
7. 登録を受けることができないデザイン	390
8. 条約による優先権主張	391
第2章 書体デザインの審査	394
1. 趣旨	401
2. 定義及び成立要件	401
3. 物品類の区分及び物品の名称の記載方法	402
4. 1デザイン1デザイン登録出願の原則	403
5. 工業上の利用可能性	404
6. 類否判断	407
7. 要旨変更の判断	408
第3章 食品デザインの審査	410
1. 趣旨	411

2. 定義及び成立要件.....	411
3. 物品類の区分及び名称	412
4. 1デザイン1デザイン登録出願	412
5. 工業上利用することができない食品デザインの要件	414
6. 創作非容易性	418
7. 類否判断	420
附 則.....	422

第1部 総則

第1章 目的

第2章 デザインの定義及び成立要件

第3章 デザイン登録出願人

第4章 権利能力及び行為能力

第5章 代理人

第6章 期間

第7章 手続きの無効、補完及び補正

第8章 手続きの中断及び中止

第9章 書類の提出及び送達

第10章 書類の返戻

第1章 目的

関連法令

<デザイン保護法>

第1条(目的) この法は、デザインの保護と利用を図ることにより、デザインの創作を奨励して産業発展に貢献することを目的とする。

1. 審査基準の目的

この基準は、デザイン審査においてデザイン保護法(以下「法」という)、同法施行令(以下「令」という)、同法施行規則(以下「規則」という)及び条約等関連法令の適用において指針となる具体的かつ妥当な解釈基準を定めることにより、デザイン審査の適合性・公正性・客観性を確保することを目的とする。

2. デザイン審査の基本原則

2.1 審査官は、デザイン保護法の目的に合致する審査を行わなければならない、関連法令や審査基準を適用するにあたり、画一的・形式的な審査を止揚し、個別・具体的な妥当性を考慮して適法な審査をしなければならない。

2.2 審査官は、デザイン保護制度に関する専門知識及び職務上の良心に基づき、公正性を維持して審査の質の向上に努める。

2.3 審査官は、出願人及び代理人との意思疎通に関心を傾け、効率的な審査をする。

2.4 審査官は、デザインにおいて権利者と利用者間で公平性が確保できるように留意する。

第2章 デザインの定義及び成立要件

関連法令

<デザイン保護法>

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品〔物品の部分、書体及び画像を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩若しくはこれらを結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
2. 「書体」とは、記録若しくは表示又は印刷等に使用するため、共通の特徴を有する形で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。
- 2の2. 「画像」とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号等〔機器の操作の用に供される又は機能を発揮したものに限り、画像の部分を含む〕をいう。
3. 「登録デザイン」とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
4. 「デザイン登録」とは、デザイン審査登録及びデザイン一部審査登録をいう。
5. 「デザイン審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件を全て取り揃えているか否かを審査して登録することをいう。
6. 「デザイン一部審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のうち一部のみを取り揃えているか否かを審査して登録することをいう。

【施行日：2021.10.21.】 第2条

第40条(1デザイン1デザイン登録出願) ①デザイン登録出願は1デザインごとに1デザイン登録出願とする。

②デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類の区分に従わなければならない。

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分等) ①法第40条第2項による物品類の区分は「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」(以下、「ロカルノ協定」という)第1条(3).(i)(第32類は除く)に基づく。<改定2019.9.24.>

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、ロカルノ協定による物品類のうち第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類及び第19類に属する物品をいう。<改定2019.9.24.、2020.8.28.>

④法第42条第2項による組物の区分は、別表5のとおりである。

1. デザインの定義

1.1 「デザイン」とは、物品(物品の部分、書体及び画像を含む)の形状・模様・色彩若しくはこれらを結合であり、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

1.2 デザインの対象は、物品、物品の部分、書体及び画像である。

1.2.1 デザイン保護法上におけるデザインの対象となる「物品」とは、独立して取引される具体的な物品であり、有体動産をいう。

*** 大法院98フ2900(2001.4.27.言渡し)、2003フ274(2004.7.9.言渡し)判決参照**

デザイン保護法第2条第1号の「物品」とは、独立性を有する具体的な有体動産を意味し、このような物品がデザイン登録の対象となるためには、通常の状態で独立した取引の対象とならなければならないが、それが部品である場合は改めて互換性を持たなければならないが、これは必ずしも実際の取引社会で現実的に取引され、他の物品と互換されることを要求することではなく、そのような独立した取引の対象及び互換の可能性のみあれば、デザイン登録の対象となると言える。

1.2.2「物品の部分」とは、物品の全体の中で一定の範囲を占める部分の形態であり、当該物品において他のデザインと対比の対象となり得る部分をいう。

1.2.3「書体」とは、記録若しくは表示又は印刷などに使用するため、共通の特徴を有する形で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号などの形態を含む)をいう。

1.2.4「画像」とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号など【機器の操作の用に供される又は機能を発揮したものに限り、画像の部分を含む】をいう。

1.3 デザインの定義に合致しないものは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文(工業上の利用可能性)に違反するため、デザイン登録を受けることができない。

2. デザインの成立要件

2.1 一般的な成立要件

デザインの物品性、形態性、視覚性、審美性を備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

2.1.1 デザインの物品性

(1) デザインと物品の不可分性

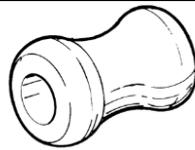
デザイン保護法の対象となるデザインとして成立するためには、抽象的なモチーフのみでは不十分であり、物品に創作内容が含まれていなければならない。

(2) 物品の要件

- ① デザイン保護法上における物品とは、独立して取引の対象にならなければならないが、部品である場合であっても、独立した交換価値及び互換可能性がなければならない。次に該当するものは原則的にデザイン登録の対象にならない。

*** 大法院2003フ274(2004.7.9.言渡し)判決参照**

大法院は、本事件登録デザインの対象物品「温熱治療器用ローラー」が、ローラー型温灸器にのみ使用される部品であって、他の用途としては使用されない点について、当事者間に争いがなく、さらに独立性を有する物品として独立した取引の対象及び互換の可能性があるか否かについて、通常の状態でも独立して取引される、又はそのような取引の可能性があることを認めるに足りる証拠はないため、原審が本事件登録デザインの対象物品がデザイン保護法第2条第1号の所定の物品に該当しないと判断したことは正当であると判示した。



【斜視図】

※例1) 靴下のかかと、瓶の口、湯のみの取っ手など

【注意】

ただし、独立して取引の対象になることができない物品の部分であっても、取引の対象になることができる全体物品の部分デザインとしては登録することができる。

登録番号30-1050986



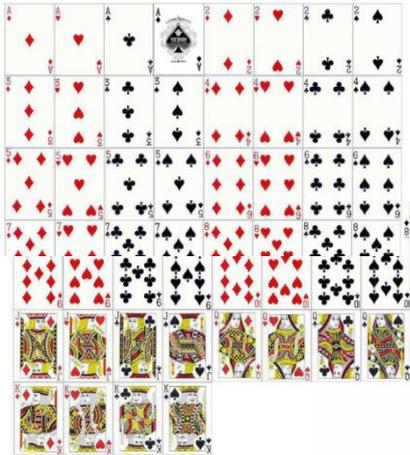
【正面図】

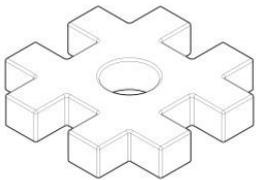
【物品の名称】靴下

【デザインの説明】1. 材質は、繊維、シリコン及び合成樹脂製。2. 本願デザインは、靴下のかかとの部分であり、衝撃吸収及び滑り止めのためにかかとの部分にシリコン又は合成樹脂をコーティングした靴下に関するものである。3. 本願デザインは部分デザインであり、点線で表現された部分を除いて実線で表現された靴下のかかとのシリコンコーティング部分が登録を受けようとする部分であり、点線部分は登録を受けようとする部分ではない。(以下省略)

※説明の便宜上、以外の図面は省略する

※例2) 合成物の構成各片。「合成物」とは、将棋の駒、ランプ、花札、完成形の単一の組立玩具などのように数個の構成部品が結合して成り立つ物品であり、合成物の構成各片は物品性(独立した取引の対象)が欠如されデザイン登録の対象となることができない。

<p>物品性が認められない 合成物の構成各片</p>	<p>物品性が認められる合成物</p>
	 <p>【表面図】</p> <p>登録番号30-0337418</p>

<p>【注意】</p>	
<p>ただし、完成形が様々な組立玩具の構成各片のように、独立した取引の対象になるものは、物品性(独立した取引の対象)を有するものとみなし、デザイン登録の対象となる。</p>	
<p>登録番号30-0917478</p>  <p>【斜視図】</p>	<p>【物品の名称】 組立玩具用のブロック</p> <p>【デザインの説明】 1. 材質は、合成樹脂又は金属材料。2. 本願デザインは、他の玩具と結合して様々な形を作るものであり、創造力と想像力を高めることを目的とする。(以下省略)</p> <p>また、合成物の構成各片は、合成物の部分デザインとして登録することができる。</p> <p>【例】 将棋の駒、トランプなどを物品の名称とする個々の将棋の駒、個々のトランプカードなどを部分デザインとして出願する場合</p>

㊤ デザインの対象となることができる物品は、有体物でなければならない。したがって、一定の形状を有しないものは、デザイン登録の対象とならない。

【例】気体、液体、電気、光、熱、音響及び電波など



「花火」



「液状飲食」

㊤ デザインの対象となることができる物品は、一定の特定した形態を維持しなければならない。したがって、一定の形態を有しないものは、デザイン登録の対象とならない。

【例1】セメント、砂糖など粉状物又は粒状物が集合したもの

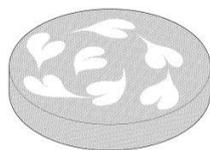


「粉状・粒状飲食」

【注意】

ただし、角砂糖、固形セメントのように、定型化又は固形化した粉状物又は粒状物の集合は、その集合単位として形態を有する場合に、デザイン登録の対象となる。

登録番号30-0665419



【斜視図】

【物品の名称】固形化粧粉

【デザインの説明】1. 材質は、化粧用固形粉材。
2. 本願デザインの物品は、化粧をするときに使用できる固形化粧粉に関するものである。(以下省略)

登録番号30-0665419



【斜視図】

【物品の名称】角砂糖

【デザインの説明】1. 材質は、砂糖。2. 本願デザインは、本体底面の垂直方向に結合溝が形成され、この結合溝を通して角砂糖を飲料用コップやコーヒーコップの上段に固定させた状態で使用者に提供できるようにしたものである。(以下省略)

【例2】ハンカチ又はタオルを畳むことで作られる花の形のように、物品を商業的に利用する過程で作られたデザインであり、その物品自体の形であるとみなされないもの



販売棚に陳列するために変形した「スカーフ」

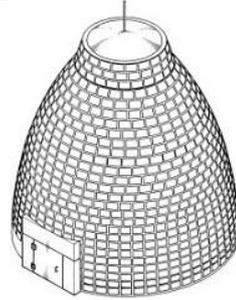
⊖ デザインの対象となることができる物品は、動産でなければならない。したがって、不動産は原則としてデザイン登録の対象とならない。

【例】物品の材質、構造及び形状などに照し、現場施工により建築される不動産であり、工業的生産方法により量産され、運搬される可能性が希薄なもの

***大法院2007フ4311(2008.2.14.言渡し)判決参照**

本事件登録デザインは、汗蒸幕の形状と模様を結合したものであって、デザイン登録公報に記載されたデザインの説明によると、その材質は石材と黄土であって、内部層は、蓄熱及び遠赤外線放射性に優れた石と黄土を積層し、外部層は、花崗岩を積層し、内部空間が長時間において一定の温度で維持され、遠赤外線により汗蒸効果が高いとされている事実、汗蒸幕とは、一般的に塀を囲って洞窟のようにし、下から火を焚いて汗を流すために備えている施設のことをいうため、別紙図面に表現された本事件登録デザインの対象物品である汗蒸幕の形状と模様を見ると、外部層には、石垣を積み上げる石に類似する花崗岩を27段の高さで鐘のように積層し、その下部の両側の対向位置に花崗岩で4段の高さの2つの門を設置し、内部層には、黄土と石板を交互に積層し、全体的に相当な厚さの壁を形成している事実を認めるこ

とができ、上記の認定事実によると、本事件登録デザインの対象物品である汗蒸幕は、その材質と構造及び形状と模様等に照らし、現場施工により建築される不動産に該当すると判断され、工業的生産方法により同一の形態で量産され、運搬されることができる有体動産とみなすことは難しい。

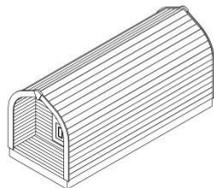


【斜視図】

【注意】

ただし、最終的に土地に定着し不動産になるものであっても、工業的に量産され、運搬される可能性があつて、流通過程において動産として扱われるものは、物品として認定される。(バンガロー、公衆電話ボックス、移動販売台、防犯警備所、乗車台、橋梁、移動トイレ、組立家屋など)

登録番号30-0877851



【斜視図】

【物品の名称】バンガロー

【デザインの説明】1. 材質は、木材、金属、ガラス及び合成樹脂。2. 本願デザインは、アーチ型のバンガローを形象化したものである。3. 住居、キャンプ、プレイルーム、倉庫など様々な用途で使用でき、移動もできるバンガローである。(以下省略)

2.1.2 デザインの形態性

「形状(shape)・模様(pattern)・色彩(color)」とは、物品の外観に関するデザインの形態性の要素をいうものであり、物品は有体動産であるため、書体及び画像以外、形状が結合されていない模様又は色彩のみのデザイン及び模様と色彩の結合デザインは認められない。

(1)「形状」とは、物品が空間を占めている輪郭をいい、書体及び画像を除いた全てのデザインは形状を伴う。

(2)「模様」とは、物品の外観で見られる線図、色の区分、色のぼかしなどをいう。

①「線図」とは、線で描いた図形をいう。

②「色の区分」とは、空間が線ではない色彩により区画されていることをいう。

③「色のぼかし」とは、色と色の境界をぼかして色が自然に染みていくように見せることをいう。

(3)「色彩」とは、物体に反射する光により人間の網膜を刺激する物体の性質であり、法律上の色彩は、透明色及び金属色などを含む。

2.1.3 デザインの視覚性

「視覚を通じて」とは、肉眼で識別できることを原則とする。したがって、次に該当するものは、デザイン登録の対象とならない。

(1) 視覚以外の感覚を主にして把握されるもの。

(2) 粉状物又は粒状物の一つの単位。

(3) 外部から見られないところ。すなわち、分解や破壊しなければ見ることができないところ。ただし、蓋を開閉するような構造になっているものは、その内部もデザインの対象となる。

***大法院98フ2689(1999.7.23.言渡し)判決参照**

本事件は、照明器具用の枠が、完成品である器具の外皮を除去ないし棄損しない限り、枠そのものの完成した形状と模様を見ることができないという理由から、デザイン登録の対象ではないと判断した事例である。

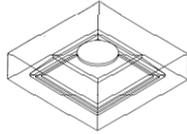
(4) 拡大鏡などにより拡大しなければ物品の形状などが把握されないもの。

【注意】

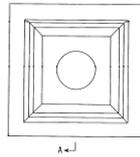
ただし、デザインに係る物品の取引において拡大鏡などにより物品の形状などを拡大し観察することが通常である場合には、視覚性を有しているものとみなす。

【例】 視覚性を有しているものとみなす
場合

登録番号30-0387557



【斜視図】



【平面図】

【物品の名称】 発光ダイオード

【デザインの説明】

1. 材質は、金属材及び合成樹脂。
2. 発光ダイオードチップ及びエピ層は透明であり、樹脂封止も透明樹脂であるが、電極は不透明である。
3. 平面図において一辺の長さは、0.4~4mmである。

※説明の便宜上、以外の図面は省略する

2.1.4 デザインの審美性

「美感を起こさせるもの」とは、美的処理がされているものである。すなわち、当該物品から美を感じさせるような形態的処理がされているものをいう。したがって、次に該当するものは、美感を引き起こさせないものとみなす。

- (1) 機能・作用・効果を主な目的としたものであり、美感をほとんど起こさないもの。
- (2) デザインとしての仕組みがなく、粗雑感のみ与えるものであり、美感をほとんど起こさせないもの。

2.2 物品の部分(部分デザイン)の成立要件

2.2.1 部分デザインにおいて物品の部分とは、物品性が認められる物品の部分を用いるものであり、部分デザインが次の要件を備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) 部分デザインの対象となる物品が通常の物品に該当すること

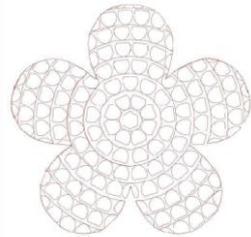
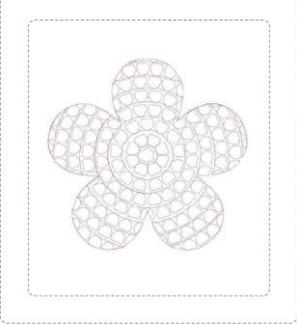
- ① 独立性を有し、具体的な有体物として取引の対象となること
- ② ロカルノ協定による物品類のいずれかに属する物品であること

(2) 物品の部分の形態であると認められること。

- ① 物品の形状を伴わない模様・色彩若しくはこれらを結合したもののみを表現したものではないこと

【例】 物品の形状を伴わず、物品の部分のみを表現したキルトケットの場合、部分

デザインとして登録を受けることができない。

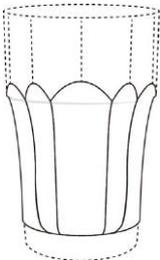
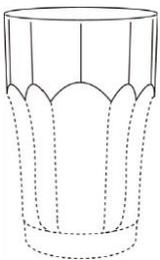
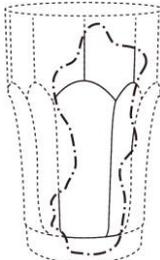
【物品の名称】キルトケット	
【出願番号】30-2014-0036473 【公開番号】30-2014-0001114	
「物品の形状を伴わない表現」 (登録不可)	「物品の形状を伴う表現」 (登録可能)
	

㊦ 物品の形態のシルエットのみを表現したものではないこと

【物品の名称】ティーポット	
「物品の形態のシルエットのみを表現」 (登録不可)	「物品の形態を具体的に表現」 (登録可能)
	

(3) その他デザインとの対比の対象になり得る部分であり、一つの創作単位として認められる部分であること

【例】 対比のできる物品の創作単位概念

【事例】 コップ		
創作単位として認定	創作単位として認定	創作単位として不認定
		

(4) デザインの対象となる物品が機械による生産方法又は手工業的方法により繰り返して量産されることができること

2.3 書体デザインの成立要件

2.3.1 書体デザインが次の要件を備えられなかった場合、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) 記録若しくは表示又は印刷などに使用するためのものであること。

① 書体は単なる美的鑑賞の対象ではなく、記録若しくは表示又は印刷などに使用するという実用的な目的で創作されたものでなければならない。

② 実用的な目的ではなく美的鑑賞の対象とする意図をもって創作された書道や、会社又は商品の氏名などを表象するための組み立て文字であるロゴタイプなどは成立要件を満たさず、デザイン保護法上の書体デザインに該当しない。

(2) 共通の特徴を持つ形態に作られたものであること

① 「共通の特徴を持つ形態」とは、それぞれの文字における形態、規模、色彩、質感などが互いに似ていて、視覚的に類似する、又は同じグループに見える形態であり、文字間で統一感があり調和がとれるように作られたものをいう。

【注意】

誤った書体の例：書体の一部は新明朝体で、残りは宮書体からなるハングル書体

(3) 一組の文字であること

① 「一組の文字」とは、個々の文字が集まったその全体としての組み合わせを意味するため、デザイン保護法上の「書体」とは、一つ一つの文字を指すのではなく、個々の文字間で共通の特徴を持つように作られた一組の文字をいう。

【注意】

書体デザインの形態性、視覚性、審美性については、デザインの成立要件(第2章、2.1 デザインの一般的な成立要件)を参照する。

2.4 組物のデザインの要件

2.4.1 組物のデザイン登録出願が次の要件を満たさない場合、法第42条(組物のデザイン)に違反するものとみなす。

(1) 二つ以上の物品(同種の物品を含む)が一組で同時に使用されること

※「同時に使用される」とは、いつでも必ず同時に使用されるのではなく、観念的に一つの使用がその他の使用を予想させる、又は商取引慣行上、同時に使用されるものであると認められる場合をいう。

(2) 一組全体として統一があること

① 各構成物品の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合が、同一の方法により表現され、一組全体として統一があると認められるもの。

【例】 「一組のお皿セット」において各構成物品の表現方法が同一であるもの



㊤ 各構成物品が相互結合され一つの統一した形状や模様などを表現することにより、一組全体として統一があると認められるもの。

【例】「一組のサラダボウル及びフォークセット」においてサラダボウル及びフォークが相互結合して一つのボウルの形状を表現したものなど



㊤ 各構成物品の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合により観念的に関連がある印象を与え、一組全体として統一があると認められるもの。

【例】「ウサギと亀」の童話を絵で各構成物品に統一があるように表現したものなど



(3) 規則 [別表5] (組物の区分)に規定されている物品に該当すること

(4) 組物を構成する物品が適合であること

㊤ 組物の構成物品は、[別表5] (組物別構成物品)に該当する物品又は上記の(1)、(2)の要件を満たす物品でなければならない。

㊤ 組物は、[別表5] (組物別構成物品)に該当する物品又は上記の(1)、(2)の要件を満たす物品のうち、2以上の物品から構成されなければならない。

㊤ 構成物品以外の物品が含まれている場合、組物として定められた物品と同時に使用されることが商取引慣行上、当業界から認められる場合には、正当な組物とみなす。ただし、「一組のテコンドー着セット」のような専門運動服セットの構成物品

に帽子、靴下、履物、保護装具などは含まれない。また、同時に使用される可能性がない物品同士からなる場合(例：テコンドー着の上着と登山服の下衣を出願した場合)には、組物として同時に使用されないものとみなす。

2.4.2 部分デザインにおいて組物の部分とは、組物のデザインとして認められる組物の部分をいうため、部分デザインがその他デザインとの対比の対象となり得る部分であり、一つの創作単位として認められる部分であることを備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

2.5 画像デザインの成立要件

2.5.1 「物品の部分に表現された画面デザイン(デザイン保護法第2条第2号の2の「画像」に該当しない画面に係るデザインのことをいう。以下同じ用語を使用)」とは、「物品の液晶画面などの表示部に一時的な発光現象により視覚を通じて認識される模様及び色彩若しくはこれらの結合」をいう。

2.5.2 上記のような「物品の部分に表現された画面デザイン」の成立要件は、物品に具現されることを前提とする「部分デザイン」の態様であり、第2章の「2.1 デザインの一般的な成立要件」を参照する。

2.5.3 「画像デザイン」とは、画像の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合であり、視覚を通じて美感を起こさせる物品から独立した画像に係るデザインをいう。

2.5.4 「画像」とは、機器の操作の用に供される又はその機能を発揮したものに限って機能性を成立要件とし、その他の視覚性及び審美性の部分については、第2章の「2.1 デザインの一般的な成立要件」を参照する。

(1) 「機器の操作の用に供される画像」とは、対象の機器が機能に従って働く状態にするための指示を与える画像であり、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形などが選択又は指定可能に表示されるものをいう。画像デザインは物品から独立して存在するものであるため、ここでいう機器が特定されている必要はなく、操作対象となる用途や機能(例えば、写真撮影用画像)が特定されている場合でも本要件を満たしているものと認められる。

(2) 「機器の機能を発揮した画像」とは、対象の機器の機能を発揮した画像であり、画像の中に対象の機器の機能の実現と関わりのある図形などが一部を構成している場合

を含む。

2.5.5 部分デザインにおいて画像の部分とは、画像デザインとして認められる画像デザインの部分をいうため、部分デザインがその他デザインとの対比の対象となり得る部分であり、一つの創作単位として認められる部分であることを備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

第3章 デザイン登録出願人

関連法令

<デザイン保護法>

第3条(デザイン登録を受けることができる者) ①デザインを創作した者又はその承継人は、同法で定めるところによりデザイン登録を受ける権利を有する。ただし、特許庁又は特許審判院の職員は、相続又は遺贈の場合を除き、在職中にデザイン登録を受けることができない。

②2名以上が共同でデザインを創作した場合には、デザイン登録を受けることができる権利を共有する。

第39条(共同出願) 第3条第2項によるデザイン登録を受けることができる権利が共有の場合には、共有者皆が共同でデザイン登録出願をしなければならない。

第44条(無権利者のデザイン登録出願と正当な権利者の保護) デザイン創作者でない者としてデザイン登録を受けることができる権利の承継人でない者(以下「無権利者」という)が行ったデザイン登録出願が第62条第1項第1号に該当してデザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された場合には、その無権利者のデザイン登録出願後に行った正当な権利者のデザイン登録出願は無権利者がデザイン登録出願した時にデザイン登録出願したものとみなす。ただし、デザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された日から30日を経過した後に正当な権利者がデザイン登録出願をした場合には、この限りでない。

第45条(無権利者のデザイン登録と正当な権利者の保護) 無権利者という理由によりデザイン登録に係る取消決定又は無効審決が確定された場合には、そのデザイン登録出願後に行った正当な権利者のデザイン登録出願は取消し又は無効となったその登録デザインのデザイン登録出願時にデザイン登録出願をしたものとみなす。ただし、取消決

定又は無効審決が確定された日から30日を経過した後にデザイン登録出願をした場合には、この限りでない。

第57条(デザイン登録を受けることができる権利の承継) ①デザイン登録出願の前にデザイン登録を受けることができる権利の承継については、その承継人がデザイン登録出願をしなければ第三者に対抗することができない。

②同一の者からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が2以上の場合であって、同日に2以上のデザイン登録出願がある時には、デザイン登録出願人が協議して定めた者にのみ承継の効力が発生する。

③デザイン登録出願後、デザイン登録を受けることができる権利の承継は、相続又はその他の一般承継の場合を除いてデザイン登録出願人の変更申告をしなければその効力が発生しない。

④デザイン登録を受けることができる権利の相続又はその他の一般承継がある場合、承継人は遅滞なくその趣旨を特許庁長に申告しなければならない。

⑤同一の者からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が2以上の場合であって、同日に2以上のデザイン登録出願人の変更申告がある時には、申告した者の間で協議して定めた者にのみ申告の効力が発生する。

1. デザイン登録を受けることができる者

1.1 創作者

1.1.1 「デザインを創作した者」とは、法第2条第1号の「デザイン」創作行為をした者であり、デザインの全体的な審美感に影響を及ぼす要部ないし支配的な特徴部分を着想した、又はその着想を具体化した場合のように、実質的に当該デザインの創作に寄与した者をいう。

1.1.2 デザイン創作行為は事実行為に該当するため、法律行為能力を必要としない。したがって、未成年者もデザインの創作者になることができる。

1.2 共同創作者

1.2.1 「共同創作」とは、複数人がデザインの完成のために実質的に寄与・協力して完成したデザインであり、2名以上が共同でデザインを創作した時には、デザイン登録を受ける権利を共有し、その場合、共有者全員は共同でデザイン登録出願をしなければならない。

***特許における「共同発明者」に係る最高裁判所2009ダ75178(2011.7.28.言渡し)**

判決参照

旧デザイン保護法第3条第2項の「2名以上が共同でデザインを創作した時」に該当するためには、デザイン創作のために実質的に相互協力する関係でなければならず、単にデザインに対する基本的な課題とアイデアのみ提供する、又はデザイン開発者を一般的に管理してデザイン開発者の指示によりデザインに係る資料を整理する、又は図面の作成のみする、又は資金・設備等を提供してデザインの創作を後援・委託しただけではならず、デザインの全体的な審美感に関する具体的な着想を新しく提示・付加・補完した、又は新しい着想を単純に図面化するレベルを超えてデザイン的に具体化した、又はデザインの全体的な審美感に影響を及ぼす具体的なデザイン的な要素の提供若しくは具体的な助言・指導によりデザインが完成できるようにする場合等のように、デザインの創作行為に実質的に寄与しなければならない。

1.3 承継人

1.3.1 デザイン登録を受けることができる権利は財産権であるため、自由に移転することができる。したがって、創作者以外の法律上権利能力を有する者は全員承継人としてデザイン登録を受けることができる権利の主体になることができる。

【参考】

「職務デザイン」とは、従業員等がその職務に関してデザインを創作したのがその性質上使用者等の業務範囲に属してそのデザインを創作するようになった行為が従業員等の現在又は過去の職務に属するデザインをいう(発明振興法第2条第2号)。

1.4 「デザイン登録を受けることができる者」に係る判断(一部審査登録出願を含む)

1.4.1 デザイン登録を受けることができる権利を有しない者が出願する場合又は共同でデザインを創作した者が共同で出願をしなかった場合、デザイン拒絶理由(法第62条第1項第1号及び第2号)及び無効事由(法第121条第1項第1号及び第2号)に該当する。

1.4.2 審査官は、出願書に創作者として記載された者が真の創作者であるか否かについて合理的な疑いを抱いた場合には、法第62条による拒絶理由を通知することができ、法第213条によるその他証明書類などの提出を要求することができる。

【合理的な疑いの例】

満6歳未満の単独創作者、創作者の年齢に比べてそのデザインの創作の水準が高すぎる場合、法人が創作者として記載された場合、その他マスコミ報道・情報提供などにより真の創作者であることが疑われる場合など

1.4.3 出願人が誤って創作者の中で一部の創作者を記載しなかった、又は誤記した場合には、規則第50条(創作者の追加等)第1項により追加又は訂正することができる。

2. デザイン登録を受けることができる者に対する制限

2.1 特許庁や特許審判院の職員は相続や遺贈の場合を除き、在職中にデザイン登録を受けることができず、法第3条第1項ただし書きに違反することを理由に拒絶理由を通知し、拒絶決定をする。

2.2 特許庁や特許審判院の職員がデザイン登録出願をした場合、拒絶理由(法第62条第1項第1号及び第2号)及び無効事由(法第121条第1項第1号及び第2号)に該当する。

2.3 ただし、特許庁の職員もデザインを創作した場合、そのデザインに係るデザイン登録を受けることができる権利を出願前に第三者に移転することができるだけでなく、出願をした後にも第三者に移転することができる。

【注意】

もし、特許庁の職員が在職中にデザイン登録出願をし、退職後に当該出願に対して審査が行われる場合には、外部に先行デザイン調査を依頼した後、三人の審査官による協議審査を経てデザイン登録の可否を決定する。この場合、先行デザイン調査依頼は審査対象物品に限る。

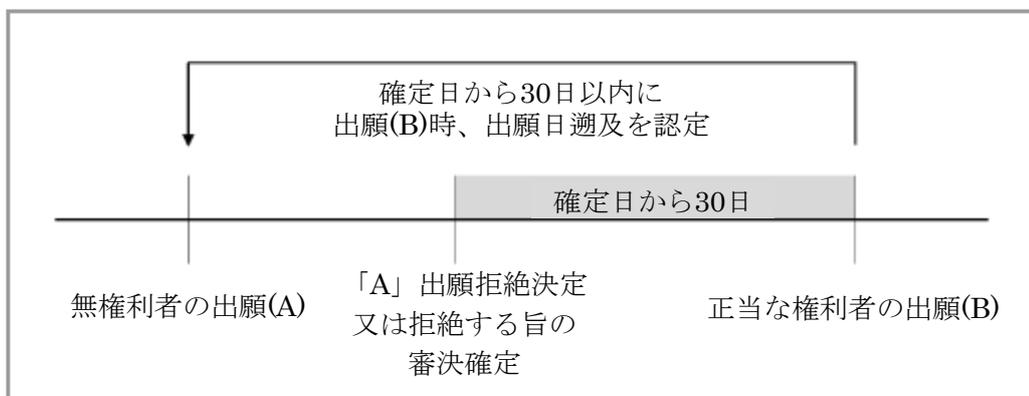
3. 無権利者のデザイン登録出願と正当な権利者の保護

3.1 正当な権利者でない第三者が無断で出願する場合、第三者が書類を偽造するなど無断で出願人の名義を変更する場合、共同創作者が出願人の名義から除外された場合など、無権利者による出願は先願の地位を持つことができず(法第46条第4項)、その登録前には拒絶理由(法第62条第1項第1号及び第2号<法第3条及び第39条>)に該当し、その登録後には無効事由(法第121条第1項第1号及び第2号)に該当する。

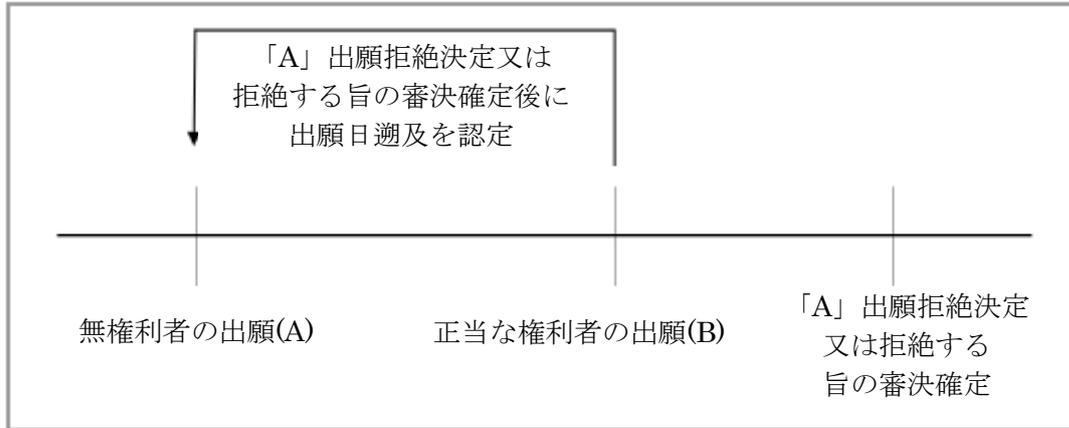
3.2 無権利者の出願に対するデザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された場合には、その無権利者のデザイン登録出願後に行われた正当な権利者のデザイン登録出願は、無権利者がデザイン登録出願した時にデザイン登録出願したものとみなす。ただし、デザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された日から30日を経過した後には正当な権利者がデザイン登録出願をした場合には、この限りでない。

<遡及効が認められる事例>

【例1】 拒絶決定又は審決確定後の正当な権利者の出願



【例2】 拒絶決定又は審決確定前の正当な権利者の出願



4. 無権利者のデザイン登録と正当な権利者の保護

4.1 無権利者による出願は、先願の地位を持つことができず(法第46条第4項)、登録前には拒絶理由(法第62条第1項第1号及び第2号)に該当し、たとえ登録されたとしても登録の取消し及び無効事由(法第73条第3項、第121条第1項第1号及び第2号)に該当する。

4.2 無権利者の出願がデザイン登録された時は、そのデザイン登録に係る取消決定又は無効にする旨の審決が確定された場合、その出願後に行われた正当な権利者の出願は取消し又は無効になったその登録デザインの出願日に溯及される。ただし、取消決定又は無効審決が確定された日から30日を経過した後にデザイン登録出願をした場合は、この限りでない。

第4章 権利能力及び行為能力

関連法令

<デザイン保護法>

第4条(未成年者等の行為能力) ①未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は、法定代理人によらなければ、デザイン登録に係る出願・請求、その他の手続(以下「デザインに関する手続」という)をすることができない。ただし、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合には、この限りでない。

②第1項の法定代理人は、後見監督人の同意を得ずに相手方が請求したデザイン一部審査登録異議申立て、審判又は再審に関する手続をすることができる。

第5条(法人でない社団等) 法人でない社団又は財団として代表者又は管理人が定められている場合には、その社団又は財団の氏名をもってデザイン一部審査登録異議申立て人、審判の請求人・被請求人若しくは再審の請求人・被請求人になることができる。

第6条(在外者のデザイン管理人) ①国内に住所又は営業所を有しない者(以下「在外者」という)は、在外者(法人にあつては、その代表者)が国内に滞在する場合を除いてその在外者のデザインに関する代理人であつて、国内に住所又は営業所を有する者(以下「デザイン管理人」という)によらなければデザインに関する手続又は同法若しくは同法による命令に従つて行政庁が下した処分に関して提訴することができない。

②デザイン管理人は、委任された権限の範囲内でデザインに関する手続及び同法又は同法による命令に従つて行政庁が下した処分に係る訴訟において本人を代理する。

第9条(行為能力などの欠陥に対する追認) 行為能力若しくは法廷代理権を有しない、又はデザインに関する手続をするために必要な権限の委任に欠陥がある者の手続は、補正された当事者又は法定代理人が追認すれば行為をした時に遡及してその効力が発生する。

第27条(外国人の権利能力) 在外者である外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合

を除いてデザイン権又はデザインに係る権利を享受することができない。

1. その外国人が属する国で大韓民国国民に対し、その国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに係る権利を認める場合
2. 大韓民国がその外国人に対してデザイン権又はデザインに係る権利を認める場合には、その外国人が属する国で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに係る権利を認める場合
3. 条約及びこれに準ずるもの(以下「条約」という)によりデザイン権又はデザインに係る権利が認められる場合

<地方自治法>

第2条(地方自治体の種類) ①地方自治体は、次の二種類に区別する。

1. 特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道
2. 市、郡、区

②地方自治体である区(以下「自治区」という)は、特別市と広域市の管轄区域内の区のみをいい、自治区における自治権の範囲は、法令で定めるところにより市・郡と別途の設定をすることができる。

③第1項の地方自治体以外の特定目的を果たすために必要であれば、別途の特別地方自治体を設置することができる。

④特別地方自治体の設置・運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第3条(地方自治体の法人格と管轄) ①地方自治体は、法人とする。

②特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治区(以下「市・道」という)は、政府の直轄に置き、市は道の管轄区域内、郡は広域市、特別自治市又は道の管轄区域内に置き、自治区は特別市と広域市、特別自治市の管轄区域内に置く。

③特別市・広域市及び特別自治市でない人口50万以上の市には、自治区でない区を置くことができ、郡には邑・面を置き、市と区(自治区を含む)には洞、邑・面には里を置く。

④第7条第2項により設置された市の場合、都市の形態を備えた地域には洞、その他地域には邑・面を置き、自治区でない区を置く場合には、その区に邑・面・洞を置くこ

とができる。

1. 権利能力

1.1 自然人の権利能力

1.1.1 自然人は、出生から死亡まで当然法的人格を有するため、デザインに関しても権利及び義務の主体になることができる。

1.1.2 デザインを創作した者やその承継人は、デザイン登録を受けることができる権利を有する。

1.2 法人の権利能力

1.2.1 法人は、法律により法人格を得た主体であり、設立登記をした時から解散登記をするまで法的人格を有するため、デザインに関しても自己の氏名をもって権利及び義務の主体になることができる。

1.2.2 法人の権利能力は「民法」で定めている法人の権利能力と同様である。

【参考】民法第34条(法人の権利能力)の法人は、法律の規定に従い、定款で定めた目的の範囲内で権利と義務の主体になる。

1.2.3 法人は、創作の主体になることができないため、デザインを創作した者からデザイン登録を受けることができる権利を承継した場合に限ってデザイン登録出願人になることができる。

1.3 国の権利能力

1.3.1 国は、主権を有する主体として法人格を有するものとみなされるため、デザインに関しても大韓民国の名義をもって権利及び義務の主体になることができる。

1.3.2 立法部、司法部及び行政部に属する国家機関や国立大学などは、原則として法人格を有しないため、デザイン登録を受けることができる権利の主体になることができない(大法院96フ825判決を参考)。ただし、ソウル大学のように特別法により国立大学法人として設立された場合には、例外的に法人格が認められる。

行政機関が出願する場合の例

農林水産食品部の所属機関である国立種子院がデザインを出願する場合、出願書の「出願人の氏名」欄に「大韓民国(国立種子院長)」と記載する。

1.4 地方自治団体の権利能力

1.4.1 地方自治体は「地方自治法」第3条(地方自治体の法人格と管轄)により法人格が認められるため、デザインに関しても権利及び義務の主体になることができる。

1.4.2 地方自治体は、特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道、市、郡、区に分けられる。

1.4.3 地方自治体である区は、特別市と広域市の管轄にある自治区のみ該当するため、一般の市にある区は、地方自治体ではない。

1.5 外国人の権利能力

1.5.1 外国人のうち在外者(韓国に住所や営業所を有しない者)は、韓国の国民に対してデザインに係る権利を認める国の国民であるか、又は条約によりデザインに係る権利が認められる場合に限って韓国においてデザインに係る権利能力を有する。

1.5.2 外国人のうち韓国に住所や営業所を有する者は、法第27条(外国人の権利能力)により、在內者としてデザインに係る権利能力が当然認められる。

2. 行為能力

2.1 未成年者などの行為能力

2.1.1 未成年者、被成年後見人は、法定代理人によらなければデザインに関する手続きを進めることができない。

2.1.2 未成年者が独立して法律行為ができるようになった場合、自らデザインに関する手続きを進めることができる。

【例】未成年者が結婚により成年に擬制された後で手続きを踏む行為

2.1.3 被限定後見人は、原則として独立してデザインに関する手続きを進めることができる。ただし、法院が法定代理人によらなければ法律行為ができないと命令した事項については、この限りでない。

2.1.4 行為能力に非のある者が進めた手続きは、補正された当事者や法定代理人が追認しなければ、法第18条(手続の無効)により無効とすることができる。

2.2 法人でない社団などの行為能力

2.2.1 宗親会、学会などの団体が実質的には法人の性格を帯びているとしても、法人設立登記をしていない場合は法人格が認められないため、デザインに係る権利及び義務の主体になることができない。

2.2.2 法人格を有しない社団や財団は、原則としてデザインに関する手続きを進めることができない。ただし、代表者や管理人を定めた場合には、自己の氏名をもってデザイン一部審査登録異議申立て人、審判の請求人・被請求人及び再審の請求人・被請求人になることができる。

2.3 在外者の行為能力

2.3.1 「在外者」とは、国内に住所又は営業所を有しない自然人や法人をいい、韓国の国民であっても国内に住所や営業所を有しない場合は、在外者に該当する。

2.3.2 在外者は、国内に住所又は営業所を有する者(デザイン管理人)を代理人として選任するか、又は自己(法人である場合は代表者)が国内に滞在する場合に限ってデザイ

ンに関する手続きを進めることができる。

2.3.3 在外者がデザイン管理人を介さず、国内に滞在していない状態でデザインに関する手続きを進めるために書類を提出した場合には、規則第24条(不適法な出願書類等の返戻)第1項第15号により返戻の対象となる。

第5章 代理人

関連法令

<デザイン保護法>

第6条(在外者のデザイン管理人) ①国内に住所又は営業所を有しない者(以下「在外者」という)は、在外者(法人にあってはその代表者)が国内に滞在する場合を除き、その在外者のデザインに関する代理人として国内に住所又は営業所を有する者(以下「デザイン管理人」という)によらなければデザインに関する手続を進める、又は同法若しくは同法による命令に従って行政庁が下した処分に対して提訴することができない。

②デザイン管理人は、委任された権限の範囲内において、デザインに関する手続及び同法若しくは同法による命令に従って行政庁が下した処分に関する訴訟で本人を代理する。

第7条(代理権の範囲) 国内に住所又は営業所を有する者からデザインに関する手続を進めることを委任された代理人(デザイン管理人を含む。以下同じ)は、特別に権限の委任があったものでなければ次の各号の行為をすることができない。

1. デザイン登録出願の放棄・取下げ、デザイン権の放棄
2. 申請の取下げ
3. 請求の取下げ
4. 第119条又は第120条による審判請求
5. 復代理人の選任

第8条(代理権の証明) デザインに関する手続を進める者の代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。

第10条(代理権の不消滅) デザインに関する手続を進める者の委任を受けた代理人の代理権は、次の各号の理由があっても消滅しない。

1. 本人の死亡又は行為能力の喪失
2. 本人である法人の合併による消滅
3. 本人である受託者の信託任務の終了
4. 法定代理人の死亡又は行為能力の喪失
5. 法定代理人の代理権消滅又は変更

第11条(個別代理) デザインに関する手続を進める者の代理人が2人以上であれば、特許庁長又は特許審判院長に対してそれぞれの代理人が本人を代理する。

第12条(代理人の選任又は交替命令等) ①国特許庁長又は第132条により指定された審判長(以下「審判長」という)は、デザインに関する手続を進める者がその手続を円滑に進めることができず、又は口述心理で陳述する能力がないと認められる等、その手続を進めることに適当ではないと認めれば、代理人がその手続を進めることを命じることができる。

②特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続を進める者の代理人がその手続を円滑に進めることができず、又は口述心理で陳述する能力がないと認められる等、その手続を進めることに適当ではないと認めれば、その代理人を変えることを命じることができる。

③特許庁長又は審判長は、第1項及び第2項の場合に弁理士をして代理するようにすることを命じることができる。

④特許庁長又は審判長は、第1項又は第2項により代理人の選任又は交替命令をした場合には、第1項によるデザインに関する手続を進める者又は第2項による代理人がその前に特許庁長又は特許審判院長に対してしたデザインに関する手続の全部又は一部を、デザインに関する手続を進める者の申請により無効にすることができる。

第13条(複数当事者の代表) ①2人以上が共同でデザインに関する手続を進めるときには、次の各号のいずれかに該当する事項を除き、各自が皆を代表する。ただし、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告すれば、その代表者が皆を代表する。

1. デザイン登録出願の放棄・取下げ
2. 申請の取下げ
3. 請求の取下げ

4. 第52条による出願公開の申請

5. 第119条又は第120条による審判請求

②第1項ただし書きにより申告する場合には、代表者に選任された事実を書面で証明しなければならない。

<弁理士法>

第2条(業務) 弁理士は、特許庁又は法院に対する特許、実用新案、デザイン若しくは商標に係る事項を代理し、その事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

第21条(弁理士でない者の弁理士業務の禁止) 弁理士でない者は、第2条による代理業務を行うことができない。

1. 代理人の区分及び代理権の範囲

1.1 法定代理人

1.1.1 「法定代理人」とは、本人の意思に関わらず法律の規定により代理権が与えられた者をいう。

1.1.2 法定代理人は次のように三つに分類される。

- (1) 親権者などのように本人に対して一定の地位を有する者が当然代理人になる場合
- (2) 相続財産管理人などのように法院の選任による場合
- (3) 指定後見人などのように本人以外の一定の指定権者の指定による場合

1.1.3 法定代理人は、後見監督人の同意を得ないで特別授権事項である出願の放棄・取下げ、デザイン権の放棄、申請・請求の取下げ、補正却下決定・拒絶決定・登録取消決定に対する審判請求又は復代理人の選任をすることができる。

1.1.4 法定代理人は、後見監督人の同意を得なくても相手方が請求した異議の申立て・審判・再審に関する手続きを進めることができる。

1.2 任意代理人

1.2.1 「任意代理人」とは、国内に住所や営業所を有する者からデザインに関する手続きを進めることができる権限を委任された代理人をいう。

1.2.2 一般的に弁理士として登録した者が任意代理人に選任されるが、弁理士でない者は業としているか否かに関係なく「弁理士法」第2条による代理業務ができない。ただし、「民事訴訟法」第88条の準用により、出願人と親族関係若しくは雇用関係にあるなど、一定の関係を有する者は代理業務ができる。ここで「親族関係」とは、当事者の配偶者又は4親以内の親族として当事者との生活関係を照らして相当と認められる場合であり、「雇用関係」とは、当事者と雇用、その他これに準じる契約関係を結び、その事件に関する通常の業務を処理・補助する者であり、その人が担当する業務と事件の内容などを照らして相当と認められる場合をいう。

【審査官参考】

代理人コードの一桁目の数字が9であることを確認し、弁理士であるか否かを確認することができる。(例：9-2015-123456-7)

1.2.3 任意代理人は、特別に権限を委任された場合に限って出願の放棄・取下げ、デザイン権の放棄、申請・請求の取下げ、補正却下決定・拒絶決定・登録取消決定に対する審判請求又は復代理人の選任をすることができる。

1.3 在外者のデザイン管理人

1.3.1 デザイン管理人は、在外者がデザインに関する手続きを進めるために代理人として選任した者であり、国内に住所又は営業所を有していなければならない。

1.3.2 デザイン管理人は、委任された権限の範囲内においてデザインに関する手続き及び法による行政庁の処分に関する訴訟で本人を代理する。

1.3.3 デザイン管理人は、特別に権限の委任を受けた場合に限って出願の放棄・取下げ、デザイン権の放棄、申請・請求の取下げ、補正却下決定・拒絶決定・登録取消決定に対する審判請求又は復代理人を選任することができる。

2. 代理人の選任手続き

2.1 選任された代理人は、代理権を証明するために委任状を添付した代理人選任申告書を提出しなければならない。代理人を解任又は変更する場合にも申告書を提出しなければならない。

2.2 出願人の名義変更がある場合、従来 of 代理人が手続きを引続き進めるためには、承継人の委任状を添付した代理人選任申告書を提出しなければならない。

2.3 代理権証明書類に非のある場合、補正を行っても解消できなければ、代理人の選任手続き及び代理人が進めた手続きは無効となる。

第6章 期間

関連法令

<デザイン保護法>

第16条(期間の計算) 同法又は同法による命令で定めた期間の計算は、次の各号に従う。

1. 期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前0時から始まる場合には、この限りでない。
2. 期間を月又は年に定めた場合には、暦に従って計算する。
3. 月又は年の初めから期間を起算しない場合には、最後の月又は年においてその起算日に該当する日の前日をもって期間が満了する。ただし、月又は年に定めた場合に最後の月に該当する日がなければ、その月の最終日をもって期間が満了する。
4. デザインに関する手続において期間の最終日が土曜日又は公休日(「勤労者の日の制定に関する法律」による勤労者の日を含む)に該当すれば、期間はその翌日をもって満了する。

第17条(期間の延長等) ①特許庁長又は特許審判院長は、請求又は職権により第69条によるデザイン一部審査登録異議申立ての理由等の補正期間、第119条又は第120条による審判の請求期間を30日以内で一回限り延長することができる。ただし、交通が不便な地域に住んでいる者の場合には、産業通商資源部令の定めによりその回数及び期間を追加で延長することができる。

②特許庁長・特許審判院長・審判長又は第58条による審査官(以下「審査官」という)は、同法によりデザインに関する手続を進める期間を定めた場合には、請求によりその期間を短縮若しくは延長し、又は職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等はその手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮又は延長の可否を決定しなければならない。

③審判長又は審査官は同法によりデザインに関する手続を進める期日を定めた場合には、請求又は職権によりその期日を変更することができる。

<デザイン保護法施行規則>

第29条(期間の指定及び延長) ①法第38条第2項、第47条、第128条第1項、第177条第2項若しくは第178条第3項により、特許庁長、特許審判院長又は審判長が定めることができる期間は、1ヶ月以内とし、法第63条第1項による意見書の提出期間等法令に基いて特許庁長、特許審判院長、審判長又は審査官が定めることができる期間は、2ヶ月以内とする。

②法第17条第1項による期間延長の申請と同条第2項による期間の短縮又は延長の申請は、「特許法施行規則」別紙第10号書式の期間延長(短縮)申請書による。ただし、法第48条第4項による補正をしつつ期間の短縮を申請しようとする場合には、別紙第2号書式の補正書に期間短縮の旨を記載することにより、その申請書に代えることができる。

③代理人により手続を進める場合には、第2項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

④法第17条第1項ただし書きにより、特許庁長又は特許審判院長が追加延長することができる回数は1回とし、その期間は30日以内とする。

⑤法第166条第5項により審判長が職権で定めることができる付加期間は30日以内とする。

1. 期間の区分

1.1 法定期間

1.1.1 「法定期間」とは、法律で定めている期間をいい、期間の満了により法律効果が当然発生する。

1.1.2 法定期間には、法第36条に規定された新規性喪失の例外の証明書類を提出できる期間(30日)、法第51条に規定された条約に基づく優先権主張の書類などの提出(3ヶ月)、法第120条に規定されたデザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判請求期間(30日)などがある。

1.2 指定期間

1.2.1 「指定期間」とは、デザインに関する手続きを進める者に対して特許庁長、特許審判院長、審判長又は審査官が法に基づいて指定し、又は法による命令に基づいて指定した期間をいう。

1.2.2 特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が定めることができる期間は2ヶ月以内である。

1.2.3 指定期間には、法第38条第2項の規定により特許庁長がデザイン登録出願に非がある場合に補完を命じる期間(1ヶ月)、法63条第1項により審査官が出願人に拒絶理由を通知する時に指定する意見書を提出できる期間(2ヶ月)などがある。

2. 期間の計算方法

2.1 期間を計算する方法には、自然的計算法と逆法的計算法がある。自然的計算法は、一定期間を計算する時に人為的に足したり引いたりせず、瞬間から瞬間までを計算する方法であり、逆法的計算法は、期間を逆法的単位である日、週、月、年に沿って計算することである。

2.2 期間の計算には、法第16条(期間の計算)が規定する以下の計算方法を優先的に適用する。

2.2.1 期間の初日は算入しない。ただし、期間が午前0時から始まるときには、初日も算入する。

2.2.2 期間を月又は年に定めた場合には、逆法的に計算する。

2.2.3 期間を月又は年の初めから起算しなかった場合には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日をもって期間が終わる。ただし、最後の月に当該する日がない場合は、当月の末日をもって終わる。

2.2.4 デザインに関する手続きにおいて期間の末日が公休日(勤労者の日を含む)である場合は、その翌日に終わる。しかし、期間の起算日が公休日である場合、その期間は

公休日から始まる。

2.2.5 手続きに関する期間でないデザイン権の存続期間などは、期間の末日が公休日(勤労者の日を含む)であっても、その翌日まで延長されない。

3. 期間の延長及び短縮

3.1 期間の延長

3.1.1 法定期間の中にはデザイン一部審査登録異議申立ての理由などの補正期間、第119条又は第120条による審判請求期間を、特許庁長や特許審判院長の申請又は職権により1回に限って30日以内で延長することができる。ただし、交通が不便な地域に住む者である場合は、産業通商資源部令で定めにより、その回数及び期間を追加延長することができる。

3.1.2 指定期間に対して、特許庁長・特許審判院長・審判長又は審判官は、申請又は職権により延長することができる。この場合、当該手続きに関する利害関係者の利益が不当に侵害されないようにしなければならない。

3.1.3 指定期日については、審判長又は審査官の申請又は職権により変更することができる。

3.2 期間の短縮

3.2.1 出願人は、指定期間を経過する前であっても、登録可否決定を求める場合には、申請により指定期間を短縮することができる。

3.2.2 出願人が指定期間短縮申請書を提出し、又は補正書に期間短縮を求める旨を記載して提出した場合には、その申請書や補正書を提出した日に指定期間が満了したものとみなす。

4. 適用事例

4.1 デザインAが2020年1月3日に公知されたが、2021年1月4日にデザイン登録出願と同時に公知されたデザインAに対して新規性喪失の例外を主張する場合、期間算定は以下の通りになる。

☞この場合、デザインが公知された日から12ヶ月以内にデザイン登録出願したデザインに対して新規性喪失の例外を主張することができるため、公知された日を基準に期間計算をする場合は、新規性喪失の例外の主張の対象にならない。

第7章 手続きの無効、補完及び補正

関連法令

<デザイン保護法>

第18条(手続きの無効) ①特許庁長又は特許審判院長は、第47条による補正命令を受けた者が指定された期間内にその補正をしなかった場合、デザインに関する手続きを無効にすることができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項によりデザインに関する手続きが無効になった場合、指定された期間を守ることができなかつたことが補正命令を受けた者にとって責任を負うことができない理由によるものであったと認められれば、その理由が消滅した日から2ヶ月以内に補正命令を受けた者の請求によりその無効処分を取り消すことができる。ただし、指定された期間の満了日から1年を経過した場合は、この限りでない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第1項による無効処分又は第2項の本文による無効処分の取消処分を行うときには、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

第19条(手続きの追後補完) デザインに関する手続きをした者が責任を負うことができない理由で次の各号による期間を守ることができなかつた場合、その理由が消滅した日から2ヶ月以内に守ることができなかつた手続きを追後補完することができる。ただし、その期間の満了日から1年を経過した場合には、この限りでない。

1. 第119条又は第120条による審判の請求期間
2. 第160条による再審請求の期間

第20条(手続きの効力承継) デザイン権又はデザインに係る権利に関して進めた手続きの効力は、そのデザイン権又はデザインに係る権利の承継人に及ぶ。

第21条(手続の続行) 特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続が特許庁又は特許審判員に係属しているとき、デザイン権又はデザインに係る権利が移転されれば、そのデザイン権又はデザインに係る権利の承継人に対してその手続を続行させることができる。

第38条(デザイン登録出願日の認定等) ①デザイン登録出願日は、デザイン登録出願書が特許庁長に到達した日とする。ただし、デザイン登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に表示されていない場合
2. デザイン登録出願人の氏名又は名称が記載されていない、又は明確に記載されていないため、デザイン登録出願人が特定できない場合
3. 図面・写真若しくは見本が提出されていない、又は図面に記載されている事項が鮮明ではないため、認識できない場合
4. 韓国語で記載されていない場合

②特許庁長は、デザイン登録出願が第1項各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録を受けようとする者に相当な期間を定めて補完することを命じなければならない。

③第2項による補完命令を受けた者がデザイン登録出願を補完する場合、手続補完に関する書面(以下、同条において「手続補完書」という)を提出しなければならない。

④特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内にデザイン登録出願を補完した場合には、その手続補完書が特許庁長に到達した日を出願日とみなす。ただし、第41条により複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインにのみ補完が必要な場合には、その一部デザインに対する手続補完書が特許庁長に到達した日を複数デザイン全体の出願日とみなす。

⑤特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内に補完をしなかった場合、そのデザイン登録出願を不適法な出願であるとみなし、返戻することができる。第41条により複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインのみ補完しなかった場合も同様である。

第47条(手続の補正) 特許庁長又は特許審判院長は、デザインに関する手続が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてデザインに関する手続を進める者に補正

を命じなければならない。

1. 第4条第1項又は第7条に違反した場合
2. 同法又は同法による命令で定めた方式に違反した場合
3. 第85条により払わなければならない手数料を払わなかった場合

1. 手続きの無効

1.1 無効処分

1.1.1 デザインに関する手続きの補正要求に対し、指定期間内に補正書が提出され、又は非を改めることができなかつた場合、特許庁長又は特許審判院長は、当該手続きを無効とすることができる。

1.1.2 無効処分をするときは、理由を明示して手続きをした者に通知しなければならないが、行政審判又は行政訴訟の提起ができるという案内文を作成することができる。

1.1.3 特許庁長又は特許審判院長が無効処分をするとき、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

1.2 無効処分の取消し

1.2.1 デザインに関する手続きが無効になった場合、指定された期間を守ることができなかつたことが補正命令を受けた者にとって責任を負うことができない理由によるものであったと認められれば、その理由が消滅した日から2ヶ月以内に補正命令を受けた者の請求により特許庁長又は特許審判院長はその無効処分を取り消すことができる。

1.2.2 特許庁長又は特許審判院長が無効処分の取消し処分をするとき、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

2. 手続きの補完

2.1 補完命令

2.1.1 特許庁長は、デザイン出願が以下のいずれかに該当する場合には、期間を定めて補完を命じる。

- (1) デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に示されていない場合
- (2) 出願人の氏名や名称が記載されていない、又は明確に記載されていないため、出願人を特定することができない場合
- (3) 図面・写真若しくは見本が提出されていない、又は図面に記載されている事項が鮮明ではないため、認識できない場合
- (4) 韓国語で記載されていない場合

2.2 手続補完書の提出及び出願日の認定

2.2.1 デザイン出願を補完しようとする場合には、指定期間内に手続補完書を提出しなければならない。

2.2.2 指定期間内にデザイン出願を補完した場合には、手続補完書が特許庁長に到達した日を出願日とみなす。

2.2.3 複数デザイン出願のうち一部デザインにのみ補完が必要である場合には、その一部デザインに対する手続補完書が特許庁長に到達した日を出願全体の出願日とみなす。

2.3 返戻処分

2.3.1 特許庁長は、指定期間内に補完しなかったデザイン出願を不適法なものとし、返戻することができる。

2.3.2 複数デザイン出願の場合、一部デザインを補完しなかったときも出願全体を不適法なものとし、返戻することができる。

3. 手続きの補正

3.1 補正命令

3.1.1 特許庁長や特許審判院長は、デザインに関する手続きが以下のいずれかに該当する場合、期間を定めて補正を要求する。

- (1) 行為能力を有しない者が行った場合
- (2) 代理権の範囲に違反した場合
- (3) 同法又は同法による命令で定めた方式に違反した場合
- (4) 手数料を納付しなかった場合

3.1.2 補正要求書には補正する書類及び補正することができる期間などを記載し、必要な場合は補正方法について具体的に案内する。

3.1.3 手続きにおいて補正対象は、記載事項に非がある、又は書類が不十分である場合などの形式的な事項をいう。したがって、外国人の権利能力に関するものなどの実質的な事項は、一旦書類を受け付けた後、審査官にして審査をさせる(大法院80ヌ414判決を参考)。

第8章 手続きの中断及び中止

関連法令

<デザイン保護法>

第22条(手続きの中断) デザインに関する手続きが次の各号のいずれかに該当する場合、特許庁又は特許審判院に係属している手続きは中断される。ただし、手続きを進めることを委任された代理人がいる場合には、この限りでない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併により消滅した場合
3. 当事者が手続きを進める能力を喪失した場合
4. 当事者の法定代理人が死亡し、又はその代理権を喪失した場合
5. 当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第13条第1項各号以外の部分のただし書きによる代表者が死亡し、又はその資格を喪失した場合
7. 破産管財人等一定の資格により自己の氏名をもって他人のために当事者になった者がその資格を喪失し、又は死亡した場合

第23条(中断された手続きの受継) 第22条により特許庁又は特許審判院に係属している手続きが中断された場合、次の各号の区分による者がその手続きを受継しなければならない。

1. 第22条第1号の場合：その相続人・相続財産管理人若しくは法律により手続きを継続する者。ただし、相続人は相続を放棄することができる間にはその手続きを受継することができない。
2. 第22条第2号の場合：合併により設立され、又は合併後存続する法人
3. 第22条第3号及び第4号の場合：手続きを進める能力を回復した当事者又は法定代理人になった者
4. 第22条第5号の場合：新しい受託者
5. 第22条第6号の場合：新しい代表者又は各当事者

6. 第22条第7号の場合：同じ資格を有する者

第24条(受継申請) ①第22条により中断された手続に関する受継申請は、第23条各号に規定された者ができる。この場合、その相手方は特許庁長又は第130条による審判官(以下「審判官」という)に第23条各号に規定された者に対して受継申請することを命じるように要請することができる。

②特許庁長又は審判長は、第22条により中断された手続に関する受継申請があるときは、その事実を相手方に知らせなければならない。

③特許庁長又は審判官は、第22条により中断された手続に関する受継申請に対し、職権で調査し、理由がないと認めれば決定をもって棄却しなければならない。

④特許庁長又は審判官は、第23条各号に規定された者が中断された手続を受継しなければ職権で期間を定め、受継を命じなければならない。

⑤第4項により受継命令を受けた者が同項による期間に受継しなければ、その期間が終わる日の翌日に受継したものとみなす。

⑥特許庁長又は審判長は、第5項により受継があるものとみなす場合には、その事実を当事者に知らせなければならない。

第25条(手続の中止) ①特許庁長又は審判官が天変地異又はその他の不可避な理由によりその職務を行うことができない場合、特許庁又は特許審判院に係属している手続はその理由がなくなるまで中止される。

②当事者に特許庁又は特許審判院に係属している手続を続行することができない障害理由が発生した場合、特許庁長又は審判官は決定をもって障害理由が解消されるまでその手続の中止を命じることができる。

③特許庁長又は審判官は、第2項による決定を取り消すことができる。

④第1項及び第2項による中止又は第3項による取消しをした場合、特許庁長又は審判長は、その事実をそれぞれの当事者に知らせなければならない。

第26条(中断又は中止の効果) デザインに関する手続が中断又は中止された場合、その期間の進行は停止され、その手続の受継通知をし、又はその手続を続行したときから全体期間が新たに進行される。

1. 手続きの中断

1.1 手続きの中断は、特許庁や手続きを進める者の意思に関わらず、当事者の死亡など同法律で定める理由により当然発生する。

1.2 手続きを進めることを委任された代理人が存在する場合には、中断理由があっても手続きは中断されない。

1.3 中断された手続きは、相続人などのように法律で定めた者が受継して進めなければならない、受継申請は、手続きの相手方も行うことができる

2. 手続きの中止

2.1 特許庁長や審判官が天変地異やその他の不可避な理由により職務の行うことができない場合、特許庁で係属している手続きは、その理由がなくなるまで中止される。

2.2 当事者に一定しない期間、手続きを続行することのできない障害理由が発生した場合、特許庁長又は審判官は、決定をもって手続きの中止を命じることができる。

【障害理由の例】当事者の居住地に天変地異が発生し、音信不通状態が一定期間継続されると予想される場合

2.3 特許庁長又は審判長は、手続きを中止した場合、それを当事者に知らさなければならない。

3. 手続きの中断及び中止の効果

3.1 手続きが中断又は中止された場合、期間の進行は停止される。

3.2 手続きに対する受継通知をし、又は手続きを続行すれば、その時から全体期間が新たに進行される。

第9章 書類の提出及び送達

関連法令

<デザイン保護法>

第28条(書類提出の効力発生時期) ①同法又は同法による命令に従って特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(物件を含む。以下同条で同じ)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

②第1項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合、次の各号の区分による日に特許庁長又は特許審判院長に到達したもののみならず。ただし、デザイン権及びデザインに係る権利の登録申請書類を郵便で提出する場合には、その書類が特許庁長又は特許審判院長に到達した日から効力が発生する。

1. 郵便法令による通信日付印で表示された日が明らかな場合：表示された日
2. 郵便法令による通信日附印に表示された日が明らかでない場合：郵便局に提出した日(郵便物受領証により証明した日をいう)

③第1項及び第2項で定めた事項以外に郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中断による書類提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第30条(電子文書によるデザインに関する手続の遂行) ①デザインに関する手続を進める者は、同法により特許庁長又は特許審判院長に提出するデザイン登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出し、又はフラッシュメモリ記憶装置又は光学ディスク等電磁的記録媒体に収録し提出することができる。

②第1項により提出された電子文書は、同法により提出された書類と同様の効力を有する。

③第1項により情報通信網を利用して提出された電子文書は、同文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができる時に特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理システムのファイルに記録された内容をもって受付されたもの

とみなす。

④第1項により電子文書として提出することができる書類の種類・提出方法、その他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第32条(情報通信網を利用した通知等の遂行) ①特許庁長、特許審判院長、審判長、審判官、第70条第3項により指定された審査長(以下「審査長」という)又は審査官は、第31条第1項により電子文書の利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下「通知等」という)をしようとする場合には、情報通信網を利用してすることができる。

②第1項により情報通信網を利用した書類の通知等は、書面によりしたものと同様の効力を有する。

③第1項による書類の通知等は、その通知等を受ける者が使用する電算情報処理システムを通じて同書類を確認した時に特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理システムのファイルに記録された内容をもって到達したものとみなす。

④第1項により情報通信網を利用して行う通知等の種類・方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第210条(公示送達) ①送達を受ける者の住所又は営業所が不明であるため、送達することができないときは、公示送達をしなければならない。

②公示送達は、書類の送達を受ける者にいつでも交付する旨をデザイン公報に掲載することで行う。

③最初の公示送達は、デザイン公報に掲載した日から2週間を経過すればその効力が発生する。ただし、同一の当事者に対する以後の公示送達は、デザイン公報に掲載した日の翌日からその効力が発生する。

第211条(在外者に対する送達) ①在外者であってデザイン管理人がいれば、その在外者に送達する書類はデザイン管理人に送達しなければならない。

②在外者であってデザイン管理人がいなければ、その在外者に送達する書類は書留航空便で発送することができる。

③第2項により書類を書留航空便で発送した場合、その発送をした日に送達されたものとみなす。

<デザイン保護法施行令>

第9条(書類の送達等) ①法第209条により、送達する書類は特許庁又は特許審判院において当事者又はその代理人が直接受領し、又は情報通信網を利用して受領する場合以外には、書留郵便で発送しなければならない。

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項により書類を送達した場合、次の各号の区分により受領証又はその内容を保管しなければならない。

1. 当事者又はその代理人が特許庁又は特許審判院から直接受領する場合：受領日及び受領者の氏名が記載された受領証

2. 当事者又はその代理人が情報通信網を利用して受領する場合：特許庁又は特許審判院が運営する発送用電算情報処理システムのファイルに記録された内容

3. 書留郵便で発送する場合：書留郵便物の受領証

③デザイン一部審査登録異議申立て、審判、再審、通常実施権設定の裁定、及びデザイン登録の取消しに関する審決、若しくは決定の謄本を送達する場合、「郵便法」第15条第3項による選択的郵便役務のうち特別送達の方法で行わなければならない。ただし、法第31条第1項による電子文書の利用申告をした者に送達する場合には、情報通信網を利用して行うことができる。

④送達するときは、法又は同令に特別な規定がある場合を除き、送達を受ける者にその書類の謄本を送る必要があり、送達する書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を送付しなければならない。

⑤未成年者、被限定後見人(デザイン権又はデザインに係る権利と関連した法定代理人がいる場合に限る)若しくは被成年後見人に送達する書類は、その法定代理人に送達する。

⑥2人以上が共同で代理権を行使する場合、そのうちの1人に送達する。

⑦刑務所・拘置所等矯正施設に拘束されている人に送達する書類は、その所長に送達する。

⑧当事者又はその代理人が2人以上の場合、書類送達を受ける代表を1人選定し、特許庁長又は特許審判院長に申告した場合には、その代表者に送達する。

⑨送達場所は、送達を受ける者の住所又は営業所とする。ただし、送達を受ける者が送達場所(国内に限る)を特許庁長又は特許審判院長に予め申告した場合には、その場

所とする。

⑩送達を受ける者が送達場所を変更したときは、遅滞なくその事実を特許庁長に申告しなければならない。

⑪送達を受ける者が正当な理由もなく送達を拒否したために送達することができなくなったときは、発送した日に送達されたものとみなす。

⑫法に基づいて送達する書類以外の書類の発送等については、特許庁長が定める方法に従う。

1. 書類提出の効力発生時期

1.1 直接提出した場合

書類を直接提出する場合には、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

1.2 郵便で提出した場合

1.2.1 書類を郵便で提出する場合には、郵便物の通信日附印に表示された日に到達したものとみなす。

※「通信日附印」とは、郵便局に備えておいて、郵便物の受付の確認及び切手の消印として使用する判子をいう。

1.2.2 通信日附印に表示された日付が不明確である場合は、郵便物の受領証により証明した日(受付日)に到達したものとみなす。

1.2.3 デザイン権及びデザインに係る権利の登録申請書類の場合には、郵便物の通信日付印に表示された日に適用されず、書類が到達した日から効力が発生する。

1.3 情報通信網により提出した場合

情報通信網により提出された電子文書は、提出人が情報通信網から受付番号を確認することができる時に到達したものとみなす。

2. 書類の送達

2.1 郵便による送達

2.1.1 郵便により送達する書類は、郵便物の通信日附印に表示された日に到達したものとみなす。

2.1.2 通信日附印に表示された日が不明確な場合は、郵便物の受領証により証明した日(配達日)に到達したものとみなす。

2.2 情報通信網による送達

2.2.1 電子文書の利用申請をした者に書類を送達しようとする場合、情報通信網を利用して行うことができる。

2.2.2 情報通信網を利用して送達した書類は、受け取る者が使用する電算情報処理システムを通じて書類を確認した時に、特許庁又は特許審判院の発送用電算情報処理システムのファイルに記録された内容をもって到達したものとみなす。

2.2.3 書類の送達を受け取るべき者が一定期間を経過しても自己の電算情報処理システムに記録されたファイルを確認しない場合には、改めて郵便で発送する。

2.3 在外者に対する送達

2.3.1 在外者に送達する書類は、デザイン管理人に送達しなければならない。

2.3.2 デザイン管理人がいなければ、在外者に書留航空便で発送することができる。

2.3.3 デザイン管理人のいない在外者に書留航空便で発送した書類は、発送した日に送達されたものとみなす。

2.4 公示送達

2.4.1 住所や営業所が不明確であるため送達できない場合には、いつでも交付する旨をデザイン公報に掲載する方法により告示送達しなければならない。

2.4.2 告示送達は、デザイン公報に掲載した日から2週間を経過すると効力が発生する。

2.4.3 同じ当事者に対する2回目からの告示送達は、デザイン公報に掲載した日の翌日

に効力が発生する。

第10章 書類の返戻

関連法令

<デザイン保護法施行規則>

第6条(書類に使用する言語等) ①特許庁又は特許審判院に提出する書類のうち委任状、国籍証明書及び優先権証明書等外国語で作成した書類を除く書類は、韓国語で作成しなければならない。

②第1項により、外国語で作成した書類(優先権証明書等は除く)を提出する場合、韓国語の翻訳文を添付しなければならない。

第24条(不適法な出願書類等の返戻) ①特許庁長又は特許審判院長は、法第37条、第64条、第68条、第69条、第126条若しくは第127条によるデザイン登録出願、再審査の請求、デザイン一部審査登録異議申立て若しくは審判等に関する書類・見本若しくはその他物件(以下、「出願書類等」という)が次の各号のいずれかに該当する場合、法令に特別の規定がある場合を除き、適法な出願書類等とみなさない。

1. 法又は法による命令で定める期間以内に提出されなかった書類である場合
2. 法又は法による命令で定める期間のうち延長が許されない期間に対する期間延長申請書である場合
3. 法第38条第2項によりデザイン登録出願に対する補完命令を受けた者が指定期間内に補完しなかった場合
4. 次の各目の期間を経過した後提出された期間延長申請書である場合
 - イ. 法第69条によるデザイン一部審査登録異議申立ての理由等の補正期間
 - ロ. 法第119条又は第120条による審判の請求期間
 - ハ. 特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が定めた期間
5. 第3条に違反し、件ごとに書類を作成しなかった場合
6. 第5条第2項により提出しなければならない書類を期間内に提出しなかった場合
7. 第13条により提出しなければならない書類を正当な疎明なしに疎明期間内に提出

しなかった場合

8. 「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書(包括委任援用の制限に限定する)、同規則別紙第3号書式の包括委任登録の申請(変更申請、撤回)書、同規則別紙第4号書式の特許顧客番号付与申請書又は職権で特許顧客番号を付与しなければならない場合であって当該書類が不明確であるため受理することができない場合

9. 出願又は書類の種類が不明確である場合

10. 韓国語で作成しなかった場合

11. デザイン登録に関する出願・請求若しくはその他の手続を勧めた者の氏名(法人にあっては名称をいう)又は特許顧客番号(特許顧客番号がない場合は、氏名又は住所をいい、法人にあってはその名称又は営業所の所在地をいう)を記載しなかった場合

12. 図面が添付されていない場合 [法第41条による複数デザイン登録出願(以下「複数デザイン登録出願」という)である場合は、図面がデザインの数に比べ不足している場合を含む]

13. 提出した図面が、別紙第1号書式の記載方法第8号ホ目、別紙第2号書式の記載方法第12号ホ目からチ目まで、別紙第3号書式の記載方法第18号チ目からヌ目まで、別紙第4号書式の記載方法第4号ハ目及びニ目、別紙第8号書式の記載方法第9号ト目によるファイル形式又は容量に違反した場合

14. デザインの対象となる物品を記載しなかった場合

15. 国内に住所又は営業所を有しない者が法第6条第1項によるデザイン管理人によらず提出した出願書類等である場合

16. 当該デザインに関する手続を進める権利を有しない者が、同手続について提出した書類である場合

17. 情報通信網又は電磁的記録媒体を通じて提出されたデザイン登録出願書又はその他の書類が、特許庁から提供するソフトウェア又は特許庁ホームページを利用して作成されなかった、又は電子文書で提出された書類が電算情報処理システムにおいて処理不可能な状態で受け付けられた場合

18. デザインに関する手続が終了した後、そのデザインに関する手続について提出された書類である場合

19. 同一の出願人等が既に提出した書類と重複する書類を提出した場合

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項により不適法なもののみなされる出願書類等

を返戻する場合、出願書類等を提出した出願人等に出願書類等を返戻する旨、返戻理由及び疎明期間を記載した書面を送付しなければならない。ただし、第1項第7号又は第19号に該当する場合には、返戻理由を公知し、直ちに書類等を返戻しなければならない。

③第2項本文により、書面の送付を受けた出願人等が疎明しようとする場合、疎明期間内に別紙第1号書式の疎明書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

④第2項の本文により、書面の送付を受けた出願人等が疎明せずに出願書類等を積明期間内に返戻してもらおうとする場合、「特許法施行規則」別紙第8号書式の書類返戻要請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。この場合、特許庁長又は特許審判院長は、返戻要請を受けたら直ちに書類等を返戻しなければならない。

⑤特許庁長又は特許審判院長は、出願人等が疎明期間内に疎明書又は返戻要請書を提出しない、又は提出した疎明に理由がないと認められる場合には、疎明期間が終了した後、直ちに書類等を返戻しなければならない。

第24条の2(書類等の返還) ①特許庁長又は特許審判院長は、既に提出されたが受理される前である書類等のうち特許庁長が定めて告示する書類の場合、当該書類を提出した者の申請があれば、その書類を返還することができる。

②第1項により書類の返還を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第8号書式の返還申請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 返戻の対象となる書類

1.1 次のいずれかに該当する書類は、適法な出願書類などとみなされず、返戻することができる。

1.1.1 出願又は書類の種類が不明確である場合

1.1.2 手続きをした者の氏名又は特許顧客番号(特許顧客番号がない場合は、氏名又は住所)が記載されなかった場合

1.1.3 韓国語で作成しなかった場合

1.1.4 図面が添付されていない場合(複数デザイン出願において図面がデザインの数に比べて不足している場合を含む)

1.1.5 提出した図面がファイル形式又は容量に違反した場合

1.1.6 デザインの対象となる物品が記載されなかった場合

1.1.7 在外者がデザイン管理人によらず提出した出願書類などである場合

1.1.8 提出期間を経過した後提出された書類である場合

1.1.9 期間延長が許されない期間に対する期間延長申請書である場合

1.1.10 期間を経過した後提出された期間延長申請書である場合

1.1.11 包括委任登録の申請書、包括委任登録の変更申請書、包括委任登録撤回書、包括委任援用制限の申告書、特許顧客番号付与の申請書若しくは職権により特許顧客番号を付与しなければならない場合であり、当該書類が不明確であるため受付ができない場合

1.1.12 情報通信網やフラッシュメモリ記憶装置若しくは光学ディスクなど電磁的記録媒体で提出されたデザイン特許出願書又はその他の書類が、特許庁から提供するソフトウェア又は特許庁ホームページを利用して作成されなかった、又は電子文書で提出された書類が電算情報処理システムにおいて処理不可能な状態で受け付けられた場合

1.1.13 1件ごとに書類を作成しなかった場合

1.1.14 電子画像の添付書類の判読が困難である場合において、指定期間まで当該書類を書面で提出しなかった場合

1.1.15 デザインに関する手続きを進めた者に対して確認が必要である場合、正当な疎明なしに当該証明書類を疎明期間内に提出しなかった場合

1.1.16 デザインに関する手続きが終了した後、その手続きについて提出された書類である場合

1.1.17 当該デザインに関する手続きを進める権利を有しない者が提出した書類である場合

1.1.18 出願に対する補完命令を受け、指定期間内に補完しなかった場合

1.1.19 既に提出した書類と重複する書類を提出した場合

2. 書類の返戻手続き

2.1 特許庁長又は特許審判院長は、適法ではないとみなされる書類については、返戻理由及び疎明期間などを記載し、通知をしなければならない。

2.2 返戻理由通知について疎明又は意見を提出することはできるが、返戻理由を解消するための補正書の提出は許されない。

2.3 疎明期間内に疎明書を提出しなかった、又は疎明した内容に理由がないと判断される場合、疎明期間を経過した後、直ちに書類を返戻しなければならない。

2.4 返戻処分通知には理由を明示しなければならず、行政審判や行政訴訟を提起することができるという案内文を作成することができる。

第2部 デザイン登録の要件及び 不登録事由

第1章 工業上の利用可能性

第2章 新規性

第3章 新規性喪失の例外

第4章 創作非容易性

第5章 拡大された先願

第6章 関連デザイン

第7章 先願

第8章 登録を受けることができないデザイン

第9章 デザインの対象となる物品

第10章 1デザイン1デザイン登録出願

第1章 工業上の利用可能性

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかに該当するものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外において公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインに類似するデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が次の各号のいずれかにより容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条若しくは第90条第3項によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真若しくは見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同一である場合には、この限りでない。

<デザイン保護法施行規則>

第35条(デザイン登録出願書) ①法第37条第1項によりデザイン登録出願をしようとする者は、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面又は写真若しくは見本1通(複数デザイン登録出願の場合は、各デザインごとに1通をいう)
2. 代理人により手続を進める場合には、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令で別途定めている場合は、その証明書類1通

②第1項第1号による図面は、別紙第4号書式に基づいて作成し、登録を受けようとするデザインの全体的な形態を明確に表現しなければならない。ただし、書体デザインの場合には、別紙第5号書式に基づき作成しなければならない。

③第1項第1号による図面のうち、法第2条第2号による書体デザインの図面は、別表1のとおりである。

④法第37条第2項による図面のデザインの説明欄には、別表2の記載事項を記載し、同図面の創作内容の要点欄は、別表3の記載方法に従って記載する。

1. 趣旨

デザイン保護法第33条第1項の「工業上利用することができるデザイン」とは、工業的生産方法により同一の物品を量産することができるデザインをいう。デザイン登録要件として工業上の利用可能性を要求する理由は、同一の物品の量産可能性を有しないデザインは、量産することにより産業の発展に寄与するというデザイン保護法の目的に合致しないからである。

2. 工業上利用することができるデザインの要件

2.1 工業的生産方法により同一の物品を量産できること

2.1.1 工業的生産方法により量産できず、工業上利用することができないデザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文に違反するため、デザイン登録を受けることができない。

(1)「工業的生産方法」とは、原材料に物理的又は化学的変化を加えて有用な物品を製造することをいい、「量産」とは、同一の形態の物品を繰り返し生産することを意味する。

*** 大法院93フ1247(1994.9.9.言渡し)判決参照**

旧デザイン保護法第5条第1項は、工業上利用することができるデザインについてデザイン登録ができるよう規定しているため、「工業上の利用可能性」はデザイン登録を受けるための積極的要件の一つと言えるが、「工業上の利用可能性」とは、工業的方法により量産できることを意味し、工業的方法とは、原材料に物理的、化学的変化を加えて有用な物品を製造することをいい、量産とは、同一の形態の物品を繰り返し生産することを意味するのである。

(2)「工業的生産方法」には、機械による生産は勿論、手工業的生産も含まれる。

(3)「同一の物品を量産できるデザイン」とは、物理的に完全に同じ物品を量産できるデザインでなければならないという意味ではなく、そのデザイン分野における通常の知識を有する者がその知識に基づいて合理的に解釈したとき、同じ物品に見える水準の同一性を有する物品を量産できるデザインを意味する。

【例】同一性が認められる範囲内で繰り返し生産できると認められる場合



<特許法院2013.7.11.言渡し2013ホ242(物品の名称：カルビ)>

2.1.2 部分デザインにおいてもデザインの対象となる物品が機械による生産方法又は

手工業的方法により繰り返し量産できなければならない。

2.1.3 「物品の液晶画面など表示部に表示される図形など」（「物品の部分に表現された画面デザイン」）が物品に一時的に具現される場合であっても、その物品は画面デザインを表示した状態で工業上利用することができるデザインとみなす。

2.1.4 デザイン保護法第2条第2号の2に基づいて物品から独立した「画像デザイン」は、デジタル技術又は電子的方式により表現される同一の形態の画像を繰り返し生産する場合、工業上利用することができるデザインとみなす。

2.1.5 工業的生産方法により量産できるとみなされないデザインは次のとおりである。

(1) 自然物をデザインの構成主体に使用したものであり、大量生産できないもの

【例】動物の剥製、生け花、水石

(2) 純粋美術の分野に属する著作物

【例】絵画、ガラス工芸作品、陶磁器作品、設置美術作品

(3) 物品を商業的に取り扱う過程で作られたサービスデザイン

【例】商品陳列又は配置形態など

2.2 デザインの表現に具体性があること

登録デザインの保護範囲は、デザイン出願書の記載事項及び同出願書に添付された図面・写真若しくは見本とデザインの説明により表現されたデザインに基づいて定められる。したがって、次のいずれかのように表現が具体的でないため工業上利用することができないデザインは、法33条(デザイン登録の要件)第1項本文に違反し、デザイン登録を受けることができない。

2.2.1 そのデザインが属する分野における通常知識に基づいて出願書の記載事項及び出願書に添付された図面などを総合的に判断し、合理的に解釈した場合であっても、デザインに係る物品の使用目的・使用方法・使用状態・材質又は大きさなどが不明確であるためデザインの要旨が把握できない場合

2.2.2 材質又は大きさなどの説明が必要と認められるが、「デザインの説明」欄に記載しなかった場合

2.2.3 一組に成された物品のデザインであり、片方の形態のみを図示し、もう片方に

関する説明が必要と認められるが、「デザイン説明欄」に記載しなかった場合

【例】ブルートゥースイヤホンの図面に片方のイヤホンの形態のみが図示され、もう片方に関する説明は記載しなかったもの

2.2.4 橋梁や家屋など土木建築用品に係るデザインであり、繰り返し生産される可能性や運搬される可能性に対する説明が必要と認められる場合、それに関する説明を「デザインの説明」欄に記載しなかった場合

2.2.5 「デザインの説明」欄にデザインの使用目的や用途は記載されているが、当該物品の混用可能な範囲を超えた場合

【例】「自動車」として出願しながら「デザインの説明」欄に「本願デザインは自動車の模型として製作可能」と記載した場合

【例】「ラベル」として出願しながら「デザインの説明」欄に「本願デザインは画像デザインとして使用可能」と記載した場合

【例】混用可能性が認められる例(携帯カバー—財布)

2.2.6 液晶画面など表示部に一時的に図形などが表示される物品の部分に表現された画面デザインであり、画面が図示された部分のみを提出した場合、それに関する説明を「デザインの説明」欄に記載しなかった場合

【審査官参考】

【説明作成の例】 実線で表示された部分がディスプレイパネルに示される画面デザインとして部分デザインに登録を受けようとする部分であり、画面に図示される部分以外の図面は省略している。

2.2.7 デザイン保護法第2条第2号の2により物品から独立した「画像デザイン」である場合、「デザインの説明」欄に画像デザインが機器の操作の用の供される、又は機能を発揮したことに関する説明を明確に記載しなかった場合

2.2.8 衣類及びファッション雑貨用品に係るデザインであり、形態を完全に見せるためにマネキンなどの補助的的物品を使用する場合、それに関する説明を「デザインの説明」欄に記載しなかった場合

2.2.9 図面で省略された部分によりデザインの全体的な形状が明確でないため、それ

に関する説明が必要であると認められるが、「デザインの説明」欄に正確に記載しなかった場合。ただし、次のいずれかに該当し、一部の図面のみを提出する場合は、「デザインの説明」欄に当該理由を記載しなければならない {規則 [別表2] (デザインの説明欄の記載事項)参考}。この場合、平面的な物品を表現し、背面部分の模様がない場合には「背面部分は模様なし」と記載することができ、背面部分の図面を提出しない、又は説明を記載しなかった場合には、模様がないものとみなす。

【例】一部の図面を提出する場合と「デザインの説明」欄の記載方法

区分	提出図面	記載方法
(1) 前面部分と背面部分が同一又は対称である場合	全面部分又は背面部分	「背面部分は前面部分と同一(対称)であるため省略」又は「前面部分は背面部分と同一(対称)であるため省略」
(2) 左面部分と右面部分が同一又は対称である場合	左面部分又は右面部分	「右面部分は左面部分と同一(対称)であるため省略」又は「左面部分は右面部分と同一(対称)であるため省略」
(3) 上面部分と下面部分が同一又は対称である場合	上面部分又は下面部分	「下面部分は上面部分と同一(対称)であるため省略」又は「上面部分は下面部分と同一(対称)であるため省略」
(4) (1)、(2)、(3)以外の図面のうち同じ部分が複数である場合	同じ部分のうち一つの部分	当該理由を説明
(5) 常に設置又は固定されているため特定部分が見られない場合	特定部分を除く残りの部分	当該理由を説明
(6) 薄い立体物品 (例：包装用ポーチなど)	主要部分	当該理由を説明
(7) 平面的な物品(包装紙、ラベル、織物紙)である場合	表面図、裏面図 ※裏面部分に模様がない場合、裏面図は省略可能	当該理由を説明
(8) 物品の部分に表現された画面デザインである場合	画像デザインが図示される部分	当該理由を説明

2.2.10 図面の識別項目(【図面1.1】、【図面1.2】、【図面1.3】、【図面1.4】、【参考図面1.1】、【参考図面1.2】など)が図面の優先順位に沿って記載されなかった、又は横書きされた場合

2.2.11 図面にデザインの全体的な形態〔物品の背面部分から見た図面(背面斜視図)及び下面から見た図面(底面斜視図)を含む〕が明確に表現されていないため、ある部分が推測の状態で残り、デザインを十分に把握できない場合

2.2.12 図面の相互不一致のため、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が経験則により総合的に判断した場合であるが、デザインの要旨が特定できない場合

*** 大法院2004フ2123(2005.9.15.言渡し)判決参照**

デザイン登録出願書に添付された図面に相互不一致する部分があるとしても、そのような部分が斜視図と六面図の遠近法等の表現方法の差によるものであり、又は見る者に目立たないものであって、デザイン創作の要点とは直接関係のない事項にすぎず、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者(以下、「通常のデザイナー」という)の経験則によりデザインの要旨を十分に特定できる場合には、工業的生産方法により同一の物品を量産できるとみなすことができるため、そのデザインは工業上利用することができるデザインに該当すると言える。

*** 特許法院2003ホ13938(2003.12.29.言渡し)判決参照**

本事件登録デザインは、各図面が上部、下部及び上面部の形状と模様において相互一致しないため、デザインの対象となる物品の形状と模様が特定されないものであって、具体性を欠いたものである。



図1(正面図、背面、左・右側面図は同一)

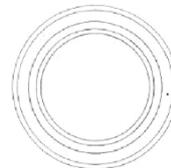
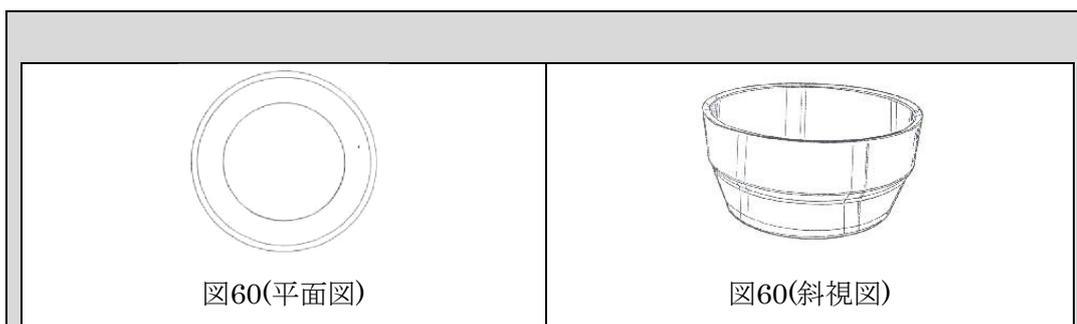


図60(底面図)



2.2.13 図面(図面に代えて提出する写真を含む)、見本などが鮮明でない場合。ただし、デザインの表現不足に対し、経験則により補充して見るとそのデザインの要旨が把握でき、当業者がそのデザインを実施できる程度である場合には、この限りでない。

- (1) 図面、見本などが小さ過ぎる、又は不鮮明であってデザインの要旨が把握できない場合
- (2) 写真の場合、物品の背景、陰影、その他物品の映像などが撮られているため、デザインが正確に分からないもの

2.2.14 デザインが抽象的に表現された場合。出願書又は図面のうち文字や符号などを使用し、形状、模様及び色彩を抽象的に説明しているため、デザインの要旨の把握が不可能である場合がこれに該当する。

2.2.15 色彩図面の一部に着色しなかった部分がある場合。ただし、図面の「デザインの説明」欄に無着色の部分について次のように記載した場合は例外とする。この場合、以下の(1)、(2)又は(3)に該当することが明白であれば、記載しないことができる。

- (1) 白色、灰色又は黒色であると色彩を記載したもの
- (2) 透明部分であると記載したもの
- (3) 空いている部分であると記載したもの

2.2.16 正面・背面図、平面・底面図、左・右側面図、斜視図などの提出された図面のみではデザインが十分に表現できない場合であり、以下に該当するもの {規則 [別紙第4号書式] (デザイン図面)の記載要領を参照}

(1) 断面図、拡大図、切断部断面図又は使用状態図などがない場合

【審査官参考】		
断面図などの図面は、下表の区分に従って提出し、当該図面に関する説明をデザインの説明欄に記載しなければならないが、以下の区分により作成されていない図面は、参考図面と判断する。		
区分		備考
図面	(切断部)断面図	以下(☞2.2.17)に従って作成
	(部分)拡大図	以下(☞2.2.18)に従って作成
	分解斜視図	使用状態を表すためのものは除く
	展開図	展開図を図面で提出した場合、完成された状態の図面は、使用状態図と判断。
参考図面	使用状態図	その他デザインの用途などに関する理解を助けるための図面

(2) 組立玩具などのような合成物の場合

㊦ 構成する各片の図面のみでは使用の状態が十分に表現できないものについて、その作られる状態又は保管される状態を示す図面がない場合

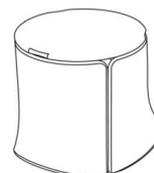
㊧ 組み立てられた状態の図面のみでは分解された状態が十分に表現できないものについて、構成する各片の図面がない場合

(3) 開閉される、又は開かれて畳まれるなど形態が変化する物品のデザインであり、変化前後の状態を図示しなければそのデザインが十分に表現できない場合、変化する前後の状態が分かるそれぞれの図面がない、又は必要であると認められるが「デザインの説明」欄にそれに関する説明がない場合

【例】 「机が付設された椅子」の開かれた状態の図面及び畳まれた状態の図面



「図面 A 1.1」



「図面 B 1.1」

(4) 連続する一連の過程により形態が変化する物品のデザインであり、その動く状態を表現しなければ、そのデザインが十分に把握できない場合、静止状態の図面と動作状態が分かる図面(動作の基本的姿勢、動作の内容を表す軌跡など)がない、又は必要であると認められるが「デザインの説明」欄にそれに関する説明がない場合

【例】「ロボット玩具」の形態が変化する連続動作を表した一連の図面



【図面 A 1.1】



【図面 B 1.1】



【図面 C 1.1】

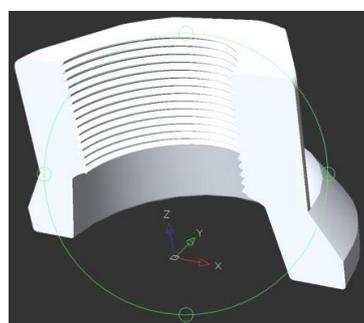
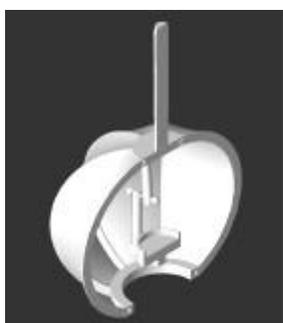


【図面 D 1.1】

2.2.17 断面図などの切断面及び切断したところの表示が次に該当する場合

(1) 切断面に平行斜線又はそれに相応する方法の切断面の表現が不完全に表示され、又は表示がないもの

< 3D又は写真図面の認定例 >



(2) 切断された部分を元の図面において鎖線などで表示(切断鎖線、符号及び矢印)していない、又はそれに相応する方法で表示していないもの。ただし、一定の図面を指定し、その図面の「中央縦断面図」又は「中央横断面図」であると記載したものは例外とする。

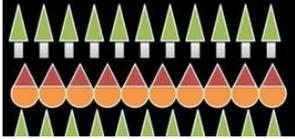
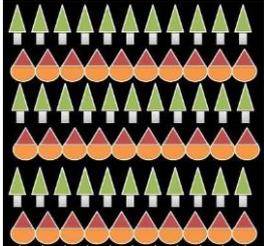
2.2.18 部分拡大図の元の図面に拡大した部分を鎖線又はそれに相応する方法で表示しなかったもの。ただし、拡大した部分の位置、大きさ、範囲が明確に分かる場合は、元の図面にその表示をしないことができる。

2.2.19 蓋と本体で構成された物品のように分離できる物品であり、結合した状態のみではデザインが十分に表現できない場合、その結合した状態の図面と構成物品のそれぞれの図面がない場合

2.2.20 立体的な物品であり、形状が連続するデザイン又は平面的な物品として、模様が連続し、又は繰り返されるデザインが次に該当するもの

(1) 図面がその連続状態が分かるように図示(単位模様が1.5回以上繰り返されなければならない)されなかった場合。ただし、単位模様が1回図示されたとしても「デザインの説明」欄に繰り返される(単位模様の結合及び配列)状態を記載し、図面とデザインの説明が一致し、繰り返される状態が明確に分かる場合には、この限りでない。

【例】「織物地」デザインの図面で模様が上・下及び(又は)左・右に連続・繰り返される状態を表す図示

正しくない図示	正しい図示
	<p data-bbox="639 987 1353 1099"><単位模様が1回図示され、「デザインの説明」欄に繰り返される状態を記載し、繰り返される状態が明確に分かる場合の例></p> <p data-bbox="906 1111 1070 1144">(物品)織物地</p> <p data-bbox="906 1155 1114 1189">(デザインの説明)</p> <p data-bbox="906 1200 1353 1312">出願された図面を単位模様にし、上下左右方向へと繰り返されるもの。</p> 

(2) 「デザインの説明」欄に形状や模様が一方又は上下左右に連続し、又は繰り返される状態について説明がない場合

＜デザインの説明欄における記載方法の例＞

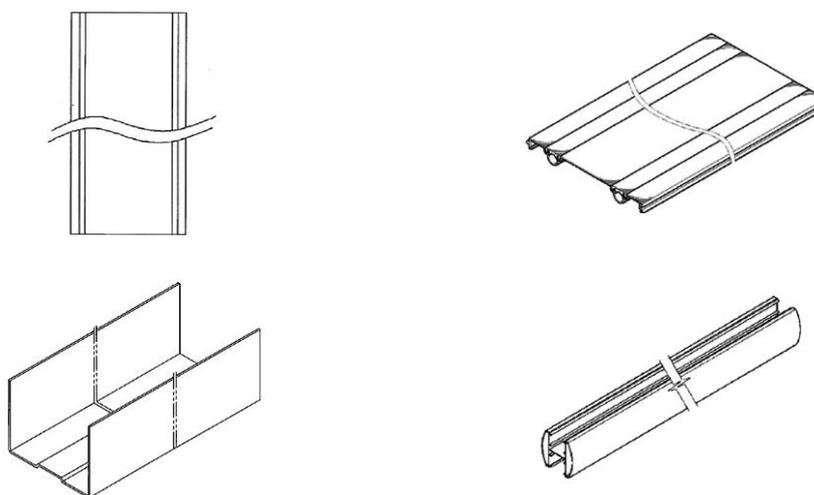
区分	記載方法(例)
模様が連続し、又は繰り返される平面デザイン	「本デザインの模様は上下左右の方向に繰り返して連続するものである」、又は「左右に繰り返し連続し、上下は全幅である」
形状が連続する立体デザイン	「本デザインは縦方向に連続するものである」、又は「本デザインは左右に連続するものである」

※必要に応じて切断して使われる物品は、これを説明欄に記載することができる。

2.2.21 長さが限定された物品の中間を省略した図面であり、次に該当するもの

(1) 省略した部分を二行の平行した1点鎖線で切断して表示しなかった、又はそれに相応する方法で表示しなかったため、デザインが明確に分からない図面

【例】二行以上の曲がった曲線、2点鎖線及びジグザグ線などで切断しても工業上の利用可能性を認定



(2) デザインの全体的な形状が明確でないため、省略した長さの表示が必要であると認められた場合、図面上何mm又は何cm省略された旨を「デザインの説明」欄に記載しなかった場合。ただし、電線、紐、縄などのように物品の構成主体ではなく、付随的な構成物の長さを図面上省略する場合は、図面上省略した長さを記載しないことができる。

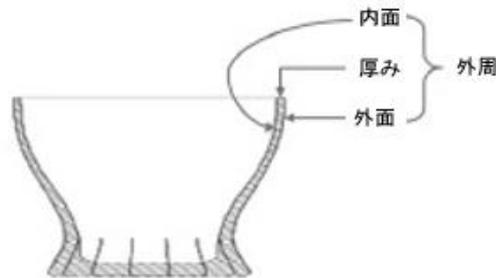
2.2.22 物品の全部又は一部が透明なデザインであり、その図面が次のいずれかに該当するもの

(1) 外周面に色彩がなく模様がない場合、透明に見える部分を見るまま表現し、必要であると認められる場合には、その旨を図面の「デザインの説明」欄に記載する。ただし、物品の特性上、全部又は一部が透明であることが明白である場合には、それを記載しないことができる。

【審査官参考】		
「デザインの説明」欄に透明である旨の記載がなくても、以下の場合は工業上の利用可能性があるものとみなすことができる。		
		
「眼鏡」	「発光ダイオード電球」	「腕時計の本体」

(2) 外周の外表面・内表面・厚みの中のいずれかに模様又は色彩が表現されている場合、透明に見える部分を見るまま表現する図面以外に、模様又は色彩が明確に分かる図面(背面の模様や色彩が投影されていない全面、底面の模様や色彩が投影されない上面又は模様部分の展開図など)を添付し、必要であると認められる場合には、その旨を図面の「デザインの説明」欄に記載しなければならない。ただし、図面のみでも十分表現されている場合には、それを記載しないことができる。

【例】模様が入っているコップや瓶など



(3) 外周の外面・内面・厚みの中や外周に囲まれた内部のいずれかに二つ以上の形状、模様又は色彩が表現されている場合、透明に見える部分を見るまま表現する図面以外に、その形状・模様又は色彩が表現されている各面別(外周の外面、内面又はその厚みの中、外周に囲まれた内部)に図示した図面を添付しなかった、又は必要であると認められる場合には、その旨を図面の「デザインの説明」欄に記載しなかった場合。ただし、図面のみでも十分表現された場合には、それを記載しないことができる。

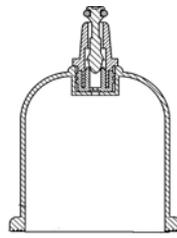
【例】外周の外面と内面に模様があるコップなど

(4) 透明立体であり、その一面にのみ模様又は色彩がある場合、その面にのみ模様又は色彩を表現(他の面に投影されて見えても表現しない)しなかった、又は必要であると認められる場合には、その旨を図面の「デザインの説明」欄に記載しなかった場合。ただし、図面のみでも十分表現された場合には、それを記載しないことができる。

【例】紙抑えなど

(5) 透明な部分の厚みを表現しないとデザインの内容が明確に分からない場合に、透明部分の厚みの形状が分かる断面図を添付しなかった、又は切断された部分はハッチング(連続した斜線)を使用しなかった場合。

【例】厚みを表現した断面図



2.2.23 部分デザインを表現する図面が次に該当する場合

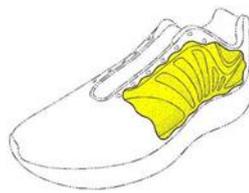
(1) 部分デザインとして登録を受けようとする部分の範囲が明確に特定されなかった場合

① 全体デザインのうち部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分を実線で表現し、その他の部分を破線で表現する方法に従わなかった、又はそれに相応する表現方法に従わなかった場合

【例】彩色(coloring)又は境界線(boundary)などで表現し、部分デザインとして登録を受けようとする部分を特定したものと認められる場合



「トラクター」



「運動靴」



「運動靴」

② 部分デザインとして登録を受けようとする部分を図面などで特定している方法に関する説明が必要であると認められる場合、その旨を図面の「デザインの説明」欄に記載しなかった場合

③ 部分デザインとして登録を受けようとする部分の境界が不明確な場合、その境界を一点鎖線又はそれに相応する方法で表示しなかった、又はそれに関する説明が必要であると認められる場合に、その旨を「デザインの説明」欄に記載しなかった場合

(2) 部分デザインとして登録を受けようとする部分の全体形態が図面に明確に示されなかった場合。ただし、部分デザインの図面のうち部分デザインとして登録を受けよ

うとしない部分の一部のみが図示されているが、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合には、具体性があると判断することができる。

【例】物品の名称：腕時計



【図面1.1】

2.2.24 組物のデザインの図面が次に該当する場合

- (1) 各構成物品ごとにそのデザインを十分に表現できる1組の図面を図示しなかった場合
- (2) 表現した場合は、構成物品が組み合わされた状態の1組の図面と各構成物品が相互集合し、一つの統一した形状・模様又は観念を構成物品に係る1組の図面を図示しなかった場合

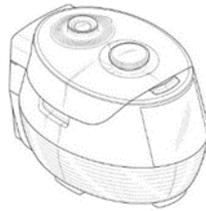
2.2.25 3Dモデリング図面が次に該当する場合

- (1) 3Dモデリングの図面がシェーディング状態ではなくワイヤーフレーム状態でモデリングされ、又は3次元の回して見る状態ではなく2次元の状態で図面が表現された場合
- (2) 3Dモデリング図面がデザインの対象となる物品の全体的な形状を明確に図示できず、当該物品の把握が困難である場合
- (3) 3Dモデリング図面を実行した場合、図面が壊れ、又は裂ける現象が発生し、当該物品の把握が困難である場合
- (4) 透明部のある物品の図面において、その透明度を明確に表現しなかったため透明

か否かの把握が困難である場合

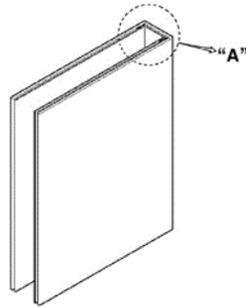
2.2.26 図面内の図形の中にデザインを構成しない中心線、基線、水平線などを表示するための細線、内容説明のための指示線・符号又は文字がある場合。ただし、図面(3Dモデリング図面を含め、提出されたすべての図面をいう)に平面、屈曲、凹凸などを陰影で表現するための模様と混同されない範囲内で、細線、点若又は濃淡を制限的に使用することができ、模様と混同を起こす場合には、「デザインの説明」欄にその旨を記載しなければならない。

【例1】図面内に陰影を表現し、「デザインの説明」欄に「図面内に表現された細線は曲面及び平面であることを示すための陰影線である」と記載したもの



「電気圧力保温炊飯器」

【例2】図面内の図形の中に拡大部分を表示したものであり、要旨の把握ができる場合



「アルバム用バインダー」

物品に表現された文字・標識には次のように扱う。

(1) 物品に表現された文字・標識のうち次に該当するものは模様とみなし、デザインを構成するものとみなす。

- ㉠ 物品を装飾する機能のみをするもの
- ㉡ 情報を伝達する機能と物品を装飾する機能を同時にするもの

(2) 物品に表現された文字・標識のうち、ただ情報伝達のため使用されているものであり、次のような場合は、模様とみなさないため、デザインを構成するものとみなさない。ただし、物品に表現されていても削除する必要はない。

- ㉠ 新聞・書籍の文章部分
- ㉡ 成分表示、使用説明、認証標識などを普通の形態で表した文字・標識

【例】

	
文字が表示された「携帯電話機」	認証マークが表示された「包装紙」

第2章 新規性

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかに該当するものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外において公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインに類似するデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が次の各号のいずれかにより容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条若しくは第90条第3項によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真若しくは見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同一である場合には、この限りでない。

＜デザイン公知及び審査資料の活用に向けた専門機関の指定及び運営に関する告示＞

[施行20201.1.1.] [特許庁告示第2020-39号、2020.12.28.、一部改正]

第1条(目的) この告示は、デザイン保護法第33条、第59条及び第60条、同法施行令第4条及び第5条により、創作デザインの公知及び審査資料の活用に向けた専門機関の指定及び運営等に関する事項について定めることを目的とする。

第2条(定義) この告示において使用する用語の定義は次のとおりである。

1. 「公知デザイン」とは、守秘義務を有しない一般公衆に公開され、オンライン又はオフラインを通じて閲覧が可能な状態になったデザインをいう。
2. 「公知機関」とは、創作デザインの公知業務を行う機関をいう。
3. 「公知申請人」とは、公知機関に創作デザインの公知を申請する者をいう。
4. 「公知デザイン電子化機関」とは、デザイン保護法第59条により指定された専門機関であって、公知デザインを電子化ファイルとして加工する機関をいう。

1. 趣旨

デザイン保護制度は、創作したデザインを秘密として維持しないで登録を受け、公開した者に対して、その公開の代償として一定期間の間、デザイン実施の独占権を与えている。しかし、出願前に既に公開され、公衆が自由に利用することができるデザインに対して、特定の人に独占権を与える場合、デザイン保護法の本来の目的(デザインの保護と利用を図ることにより、デザインの創作を奨励して産業発展に貢献する)に違反することになる。したがって、デザイン保護法は、新規性があると認められるデザインを保護対象とするのである。

2. 適用要件

2.1 次のいずれかに該当するデザイン又はこれに類似するデザインは、法第33条(デザイ

ン登録の要件)第1項各号に該当し、登録を受けることができない。

2.1.1 デザイン登録出願前に国内又は国外において公知され、又は公然と実施されたデザイン

(1) デザイン登録出願前にデザインの内容が不特定多数の人に知られるような状態になったデザインは、公知デザインとみなす。

*** 大法院2000フ3012(2000.12.22.言渡し)判決参照**

「公知されたデザイン」とは、必ずしも不特定多数の人に認識される必要はなく、不特定多数の人が認識できる状態になったデザインをいい、「公然と実施されたデザイン」とは、デザインの内容が公然と知られ、又は不特定多数の人が分かるような状態で実施されたデザインをいう。

(2) デザインが公知された日と出願日が同じであり、時・分・秒の先後が不明確な場合には、その公知を理由にして新規性が喪失されない。

(3) 登録デザインは、その設定登録日から登録公告日前までは公知デザインとみなす。ただし、国際登録デザインは、その国際登録されたデザインが公告された日に公開されたものとみなし、「デザイン公知及び審査資料の活用に向けた専門機関の指定及び運営に関する告示」第2条(定義)第2号による公知機関によりデザインが公知された場合には、当該デザインの公知日をカタログなどにより確認できれば、その発行日を基準とし、確認ができなければ、そのデザインがオンライン又はオフラインを通じて一般公衆が閲覧可能な状態になった日を公知日とみなす。登録された秘密デザインは、秘密指定期間満了日の翌日から公知デザインとみなす。

(4) デザイン登録出願前に不特定多数の人に知られるような状態で実施されたデザインは、公然と実施されたデザインとみなす。

*** 大法院2002フ2969(2004.12.23.言渡し)判決参照**

デザイン保護法第33条第1項第1号が規定している「国内において公知されたデザイン」とは、必ずしも不特定多数の人に認識される必要はなく、不特定多数の人が認識できる状態になったデザインをいい、「公然と実施されたデザイン」とは、デザインの内容が公然と知られ、又は不特定多数の人が分かるような状態で実施されたデザインをいう。

(5) 公開されなかった先願デザインの図面を後願についての拒絶理由の根拠にして添付し、意見提出通知をした(原則として許されない)場合、その先願デザインは守秘義務を有しない不特定人に知られたものであるため、公知デザインに該当する。

2.1.2 デザイン登録出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン

(1) 刊行物に掲載されたデザイン

① 「刊行物」とは、機械的又は電氣的な印刷・複製手段により制作され頒布された文書、図画及び写真などをいう。

【例】公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレット、取扱説明書、CD-ROM、マイクロフィルム

*** 大法院89フ2120(1990.8.28.言渡し)判決参照**

取扱説明書においても、製品を販売するとき、消費者がその製品を使用するのを助けるために配布・頒布されるものである点では、カタログと同様と言えるため、旧デザイン保護法第5条第1項第2号所定の「刊行物」に該当すると言えるだろう。

② 「頒布」とは、その刊行物が国内又は国外において不特定多数の人が閲覧できる状態になっているものを意味する。

③ 刊行物に掲載された程度は、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者がその全体的な形態を容易に分かるように表現できていると十分である。

*** 大法院94フ1206(1994.10.14.言渡し)判決、98フ706(1999.11.26.言渡し)判決参照**

デザインの新規性に対する判断において、登録デザインとの対比の対象になるデザイン保護法第33条第1項第2号所定の「刊行物に掲載されたデザイン」におけるその掲載の程度は、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者がそれを見て容易にデザインを創作できる程度で表現されていれば十分であって、必ずしも六面図又は参考斜視図等によりその形状と模様全てを記載する必要はなく(大法院1994.10.14.言渡し94フ1206判決参照)、資料の表現が足りなくても、これを経験則により補充し、そのデザインの要旨が把握できるのであれば、その対比判断の対象になることができると言えるだろう。(大法院1990.11.26.言渡し98フ706判決参照)

㊦ 出願公開されたデザイン及び登録公告されたデザインは、その公開日又は登録公告日から刊行物により公知されたものとみなす。ただし、デザインはその登録日の以降は、不特定多数の人に当該デザインの内容が認識できる状態になる場合は、公知されたものとみなすことができる。

***大法院99フ2020(2001.7.27.言渡し)判決参照**

デザインは、その登録日以降、不特定多数の人に当該デザインの内容が認識できる状態になったため公知されたとみなし、デザイン公報が発行されて初めてそのデザインが公知されたとみなすことができない。

㊧ カタログの場合、いったん制作されれば、特別な事情がない限り、頒布されたものとみなす。

***大法院98フ508(1998.9.4.言渡し)判決参照**

カタログが制作された場合、配布・頒布されるのが社会通念であって、制作されたカタログを配布・頒布せずに死蔵させるのは、経験則上有り得ないため、カタログの配布範囲、配置場所に関する具体的な証拠がなくても、そのカタログがデザイン保護法第33条第1項第2号と関連して配布・頒布されたことは否定できないと言えるだろうし、デザイン保護法第33条第1項第2号又は第3号に該当するか否かについて判断するにあたって、刊行物が国外において頒布された事実が認められればそれで十分であって、別途その刊行物が国内において頒布されたか否かについて判断する必要はないと言えるだろう。

㊨ 刊行物の頒布時期の推定

- ① 発行年度のみ記載されている場合には、当該年度の末日
- ② 発行年月のみ記載されている場合には、当該年月の末日

㊩ 先願が無効・取下げ・放棄又は拒絶決定や拒絶する旨の審決が確定される前に法第52条(出願公開)により出願公開された場合、その先願は刊行物に掲載されたデザインに該当する。

(2) 電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン

㊪ 「電気通信回線」とは有線、無線、光線及びその他電気・磁気的な方式で双方向

送・受信ができる伝送路を意味する。

【例】インターネット、双方向伝送ケーブルテレビ

㊦ 公衆が利用可能となったということは、守秘義務を有しない不特定多数の人が見ることができる状態になっていることを意味する。

【例】インターネットにリンクが開設され、検索エンジンに登録されて公衆が制限なくアクセスできる場合

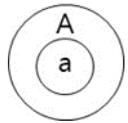
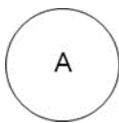
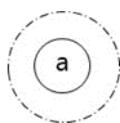
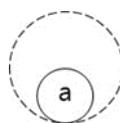
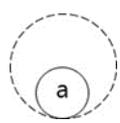
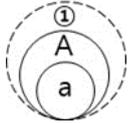
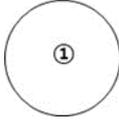
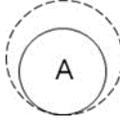
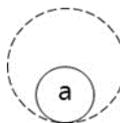
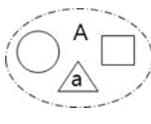
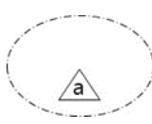
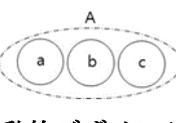
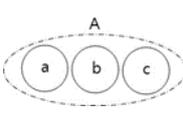
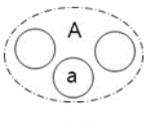
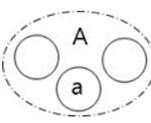
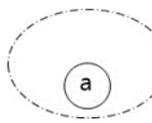
㊧ 電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザインの公知時期の推定

① 電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザインの公知時期の推定については、上記の「(1) 刊行物に掲載されたデザイン」の「㊧ 刊行物の頒布時期の推定」を参照する。

3. 判断方法

3.1 新規性が喪失される具体的な類型

類型	公知デザイン (A, aを含むA)	出願デザイン (A, A', a, a')
1	完成品(A)	完成品(A, A')
2	部品(A)	部品(A, A')
3	組物(A)	組物(A, A')
4	部分デザイン(A)	部分デザイン(A, A')
5	完成品(aを含むA)	部品(a, a')
6	完成品(aを含むA)	部分デザイン(a, a')
7	部品(aを含むA)	部分デザイン(a, a')
8	組物(aを含むA)	構成物品(a, a')
9	部分デザイン(aを含むA)	部分デザイン(a, a')
10	動的デザイン(a→b→cと変化するA)	動的デザイン(A, A')
11	動的デザイン(a→b→cと変化するA)	静的デザイン(a, b, c, a'', b'', c'')
12	合成物(aを含むA)	合成物(a, a''), 構成各片(a, a'')

公知デザイン	出願デザイン		
 <p>完成品A (aを含むA)</p>	 <p>完成品A, A''</p>	 <p>部品a, a''</p>	 <p>部分デザインa, a''</p>
 <p>部品A (aを含むA)</p>	 <p>部品A, A''</p>	 <p>部分デザインa, a''</p>	
 <p>部分デザインA (aを含むA)</p>	 <p>完成品①, ①''</p>	 <p>部分デザインA, A''</p>	 <p>部分デザインa, a''</p>
 <p>組物A (aを含むA)</p>	 <p>組物A, A''</p>	 <p>構成部品a, a''</p>	
 <p>動的デザインA (a→b→cと変化するA)</p>	 <p>動的デザインA, A''</p>		
 <p>合成物A (aを含むA)</p>	 <p>合成物A</p>	 <p>構成各片a, a''</p>	

※Aデザイン又はaを含むAデザインが出願公開、設定登録若しくは公知された以降出願された出願デザインA, A', a, a'デザインは新規性を喪失する。

※A=A、A≡A'、A>a、a≡a'の関係である。

3.2 デザインの類否判断については、第3部のデザインの類否の「第1章物品の類否判断」、「第2章デザインの類否判断」を参照する。

3.3 部分デザインの新規性要件の判断

3.3.1 部分デザインに係るデザイン登録出願がある前に次のいずれかに該当するデザインが国内又は国外において公知・公用され、又は刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となった場合、当該部分デザインの出願は、法第33条(デザイン登録の要件)第1項各号のいずれかに該当するため、デザイン登録を受けることができない。

(1) 当該部分デザインと同一又は類似の部分を含む全体デザイン

(2) 当該部分デザインと同一又は類似の部分を含む部分デザイン

3.4 組物のデザインについては、一組全体としてのみ新規性要件を判断する。

3.5 デザイン一部審査登録出願については、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項により、法第33条第1項各号に基づいて拒絶決定をしない。ただし、法第55条(情報提供)により、情報及び証拠が提供された場合には、それを根拠にして法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定をすることができる。

4. 適用事例

4.1 インターネット上において公知された他人のデザインであり、過去はインターネットからのアクセスができたが、現在はアクセスができない場合、その公知デザインに対する新規性を判断する方法

☞過去はインターネットにリンクが開設され、検索エンジンに登録されて公衆が制限なくアクセスできた公知デザインは、その証憑書類により新規性の判断資料として活用できる。

4.2 デザイン登録出願デザインが出願前に公知されたデザインAにより容易に創作されることができ、公知デザインAと類似する場合、新規性と創作非容易性の関連規定を適用する方法

☞この場合、デザイン保護法第33条第2項の恰好の中の内容(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)により、同法第1項各号(新規性)のみ適用して拒絶理由を通知し、第1項の新規性に関する拒絶理由が解消された場合は、第2項による創作非容易性に関する拒絶理由を通知する。

4.3 デザイン登録出願デザインが出願前に公知されたデザインAと同一又は類似であり、出願前に公知されたデザインBに基づいて容易に創作することができる場合、新規性及び創作非容易性の関連規定を適用する方法

☞この場合、出願前の公知デザインAについては新規性を適用し、出願前に公知されたデザインBについては創作非容易性を適用して拒絶理由を通知する。

第3章 新規性喪失の例外

関連法令

<デザイン保護法>

第36条(新規性喪失の例外) ①デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが第33条第1項第1号又は第2号に該当するようになった場合、そのデザインはその日から12ヶ月以内にその者がデザイン登録出願したデザインに対して同条第1項及び第2項を適用するときは、同条第1項第1号又は第2号に該当しないものとみなす。ただし、そのデザインが条約又は法律により国内又は国外において出願公開又は登録公告された場合には、この限りでない。

②第1項の本文の適用を受けようとする者は、次の各号のいずれかの時期に該当するとき、その旨を記載した書面とそれを証明することができる書類を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 第37条によるデザイン登録出願書を提出するとき。この場合、証明できる書類はデザイン登録出願日から30日以内に提出しなければならない。
2. 第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下「デザイン登録可否決定」という)の通知書が発送される前まで。この場合、証明できる書類は趣旨を記載した書面を提出した日から30日以内に提出するが、デザイン登録可否決定前まで提出しなければならない。
3. 第68条第3項によるデザイン一部審査登録異議申立てに対する答弁書を提出するとき
4. 第134条第1項による審判請求(デザイン登録無効審判の場合に限る)に対する答弁書を提出するとき

<デザイン保護法施行規則>

第23条(書類の援用) ①デザインに関する手続を進める者が二つ以上の手続を同時に進める場合、法第7条から第11条まで、第36条第2項又は第51条第4項により提出する証明書の内容が同じである場合には、そのうち一件についてのみ証明書原本を提出し、他の請求等の手続ではその写しを特許庁長又は特許審判院長に提出することができる。

②デザインに関する手続をした場合、既に特許庁又は特許審判院に証明書を提出した者が法第7条から第11条まで、第36条第2項又は第51条第4項による証明書を提出しなければならない場合に、その証明書の内容が既に提出された証明書の内容と同じであって、それを援用しようとする場合には、該当書式の添付書類欄にその旨を明らかに記載することでその証明書に代えることができる。

③次の各号のいずれかに該当する場合、法第8条による代理権を証明する書類を提出しないことができる。

1. 第7条第2項により選任された代理人がその委任事項の範囲でデザインに関する手続を進める場合
2. 第8条第2項により包括委任登録をした代理人がその包括委任の範囲でデザインに関する手続を進める場合

第34条(新規性喪失の例外適用対象証明書類の提出) 法第36条第2項により新規性が喪失しなかったものと適用を受けようとする者が、その証明書類を提出する場合、「特許法施行規則」別紙第13号書式の書類提出書を添付しなければならない。ただし、次の各号の書類提出と同時にその証明書類を提出する場合には、各号の書類に証明書類提出の旨を記載することにより書類提出書に代えることができる。

1. 別紙第1号書式の意見書、答弁書又は疎明書
2. 別紙第2号書式の補正書又は手続補完書
3. 別紙第3号書式のデザイン登録出願書

1. 趣旨

出願前に公知・公用されたデザインと同一・類似のデザイン、公知・公用されたデザインから容易に創作することができるデザインは、原則としてデザイン保護法によりデザイン登録を受けることができない。しかし、このような規定を厳しく適用する場合、デザイン開発後、事業の準備などにより出願できなかった本当の創作者を保護できない場合が発生する可能性がある。したがって、第三者の権益を害しない範囲内で、例外的にデザイン登録を受けることができる権利を有する者が一定の要件と手続きを備えた場合には、デザインが出願前に公知されたとしても、そのデザインは新規性を喪失しないものと扱うために、新規性喪失の例外規定を設けたのである。

***大法院2014フ1341(2017.1.12.言渡し)判決参照**

デザイン保護法は、出願前に公知・公用されたデザイン又はそれに類似するデザイン、公知・公用されたデザインから容易に創作することができるデザインは、原則としてデザイン登録を受けないように規定している(デザイン保護法第33条の規定を参照)。しかし、このような新規性に関する原則をあまりにも厳しく適用する場合、デザイン登録を受けることができる権利を有する者に対して過酷すぎになり公平性を失う、又は産業発展を図るというデザイン保護法の趣旨に合致しない場合が発生できるため、第三者の権益を害しない範囲内で例外的にデザイン登録を受けることができる権利を有する者が一定の要件と手続きを備えた場合には、デザインが出願前に公開されたとしても、そのデザインは新規性を喪失しないものと扱うために、新規性喪失の例外規定を設けたのである。

2. 適用要件

2.1 デザインが公知された場合、その公知デザインが最初に公知された日から12ヶ月以内にその公知デザインに対してデザイン登録を受けることができる者がデザイン登録出願をした場合、その出願デザインの審査において、その公知デザインは公知されていないものとみなす。

2.2 新規性喪失の例外は、公知デザインと出願デザインがそれぞれ一定の要件を満たし

ていれば、両デザインが同一であるか、又は類似であるかを問わず適用される。

【審査官参考】

2017年の法改正の前には、出願したデザインが新規性喪失の例外の対象になるデザインと同一又は類似のデザインでなければならない旨を規定していたが、2007年1月3日法律第8187号によりデザイン保護法を一部改正し、両デザインの関係についていかなる規定もないため、公知デザインと出願デザインがそれぞれ一定の要件を満たす場合、その公知デザインは公知されていないものとみなす。

※もし、出願デザインと同一又は類似の公知デザインに対してのみ新規性喪失の例外が適用されるとすれば、両デザインが非類似である場合〔出願デザインはA(a+b)、公知デザインはa・b〕には、その公知デザインに対して新規性喪失の例外が認められないだけでなく、出願デザインがその公知デザインによる容易創作で拒絶される矛盾が発生する。

2.3 新規性喪失の例外を主張できる者

2.3.1 デザインが公知(意に反して他人が公知した場合を含む)された当時、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる権利を有する者が出願し、又は公知された後その権利を承継した者が出願しなければならない。

2.3.2 デザインの公知主体が多数である場合、そのうち1人以上の出願人が含まれていなければならない。ただし、含まれていない場合であっても、出願人が公知デザインに対する創作者又は適法な承継人であることが確認されれば、この限りでない。

2.4 新規性喪失の例外の主張の対象

2.4.1 デザインが公知された日から12ヶ月以内に出願されたものでなければならない。

2.4.2 デザインが意に反して公知となった場合であっても、公知された日から12ヶ月以内に出願されたものでなければならない。

※後願の拒絶引用文献に引用された他人の未公開先願デザインがその拒絶理由の通知により公知となり、新規性を喪失した後に再度出願された場合であっても、12ヶ月以内に出願されたものでなければならない。

2.4.3 同一のデザインが複数回公知された場合には、最初の公知日から12ヶ月以内に

出願されたものでなければならない。

2.4.4 出願デザインが証明書類の公知デザインと同一又は類似であるかは考慮しない。

2.4.5 デザインが法律や条約に基づき、国内又は国外において出願公開又は登録公告された場合(特許、実用新案、デザイン若しくは商標に関する公報)には、新規性喪失の例外を主張することができない。

***特許法院2019ホ2653(2019.10.25.言渡し)判決参照**

旧デザイン保護法第36条第1項ただし書きでは、「そのデザインが条約又は法律に基づき、国内又は国外において出願公開若しくは登録公告された場合には、この限りでない」と規定しているため、デザイン開発後、事業準備等により出願できなかったデザインに対して出願の機会を与える新規性喪失の例外制度の趣旨上、既に出願され、公開されているデザインについては、再出願の機会を与える必要がないからであると理解できる。

2.5 新規性喪失の例外の主張時期及び手続き

2.5.1 出願するとき、その旨を出願書に記載して主張しなければならない。すなわち、出願書に「新規性の主張」の項目を作り、デザインの公知形態及び公知日などを記載しなければならない。

2.5.2 出願のうち、補正書を通じてその旨を主張し、又はその公知デザインを拒絶理由とした意見提出通知書に対応して提出する意見書などを通じて、その旨を主張することができる。

【審査官参考】

出願人が法第36条第2項第2号、第3号に従って意見書又は答弁書により新規性喪失の例外の趣旨を主張する場合、デザイン審査システムに当該内容を直接入力し、デザイン審査システムに反映されるようにする。その後の手続は法第36条第2項第1号により新規性喪失の例外の主張をしたときと同様である。

2.5.3 その公知デザインを申請理由としたデザイン一部審査登録異議申立てにおいては、この申請に対する答弁書などを通じてその旨を主張することもできる。

2.5.4 その公知デザインを請求理由としたデザイン登録無効審判においては、これに対応して提出する答弁書などを通じてその旨を主張することもできる。

2.5.5 同一のデザインが複数回公知された場合には、最初の公知に対して主張すれば十分である。

***大法院2014フ1341(2017.1.12.言渡し)判決参照**

デザイン登録を受けることができる権利を有する者がデザイン保護法第36条第1項の12ヶ月以内に複数回公開行為を行い、そのうち最も先に公知されたデザインに対してのみ手続に従って新規性喪失の例外を主張したとしても、公知された残りのデザインが最も先に公知されたデザインとの同一性が認められる範囲内にあるのであれば、公知された残りのデザインにまで新規性喪失の例外の効果が及ぶとみなす方が妥当である。

3. 証明書類の提出

3.1 出願時に新規性喪失の例外を主張する場合

3.1.1 出願日(国際デザイン登録出願の場合は国際公開日)から30日以内にその証明書類を提出しなければならない。

3.1.2 証明書類には、公知形態、公知日、公知主体及びデザイン図面など、客観的な証拠事実を提示しなければならない。

3.1.3 デザインが公知された当時のデザイン登録を受けることができる権利を有する者と、当該出願書に記載された出願人が異なる場合には、公知以降、その権利が承継されたという事実を証明書類に明示し、証拠を提示しなければならない。

3.2 補正書(意見書を含む)などにより新規性喪失の例外を主張する場合には、当該書類を提出した日から30日以内にその事実を証明する書類を提出しなければならない。

3.3 その他デザインに関する手続きにおいて、新規性喪失の例外を主張する証明書類が提出された場合、規則第23条(書類の援用)に従って当該書類の写しを提出し、又は当該書式の添付書類欄に援用の旨を記載し、その証明書に代えることができる。

4. 新規性喪失の例外の主張の不認定

4.1 次の例のように、新規性喪失の例外の主張が認められない場合には、不認定予告通知をして意見書を提出する機会を与えなければならない。

【例】 公知主体、公知形態、公知デザインの図面などが不明確である場合

※新規性喪失の例外の主張の認定可否を判断するにあたり、出願デザインが公知デザインと同一又は類似であるかは考慮しない。

4.2 不認定予告通知により提出された意見にもかかわらず、例外主張が認められないと判断され、又は意見書の提出がない場合は、不認定通知をしなければならない。

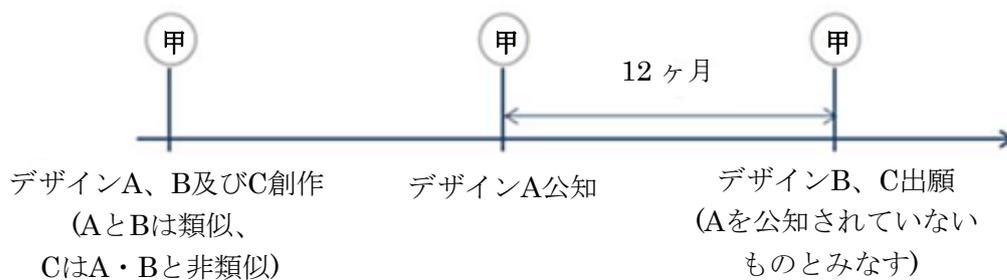
4.3 新規性喪失の例外の主張に対する証明書類を提出しなかった場合には、新規性喪失の例外の主張は当然効力がないため、別途の手続きを進める必要はない。

4.4 新規性喪失の例外が認められない場合には、その公知デザインを出願デザインに対する新規性及び容易創作を判断する根拠に活用することができる。

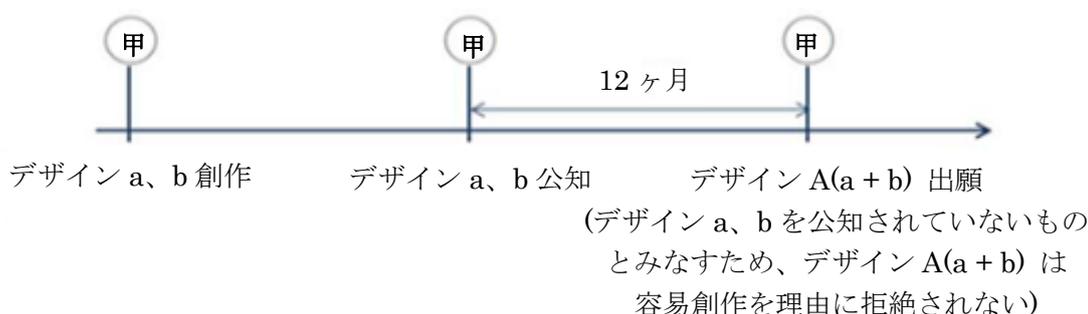
5. 認定の効果

新規性喪失の例外が認められれば、その公知デザインは、自ら出願したデザインに対して法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)及び第2項(容易創作)に該当するか否かを審査するとき、公知デザインとみなさない。

【例1】



【例2】



6. 適用事例

6.1 お互い類似するデザインAとデザインA'は当該デザイン登録出願前に公知されたが、当該デザイン登録出願をするとき、又は補正書などを通じてデザインAに対してのみ新規性喪失の例外を主張した場合、公知デザインにAとA'に対する新規性を判断する方法

☞この場合、デザイン登録出願前に公知されたデザインAは、新規性喪失の例外の主張によりその出願デザインに対して公知されなかったとみなすが、デザイン登録出願前に公知されたデザインA'は、新規性喪失の例外の主張がなかったため、公知デザインと判断して審査する。

6.2 デザイン登録出願前に公知されたデザインAに対して、(基本)デザイン登録出願時に新規性喪失の例外を主張したが、関連デザイン登録出願時には公知デザインAに対して新規性喪失の例外を主張しなかった場合、新規性を判断する方法

☞この場合、関連デザイン登録出願は公知されたデザインAに対して新規性喪失の例外の主張がないと判断して審査する。

6.3 創作者が創作したデザインをインターネット上に2019年1月17日公知した後、米国特許庁にデザイン出願(2020年1月3日)をし、米国の出願デザインに基づいて条約優先権を主張して2020年4月29日韓国にデザイン登録出願をした場合、インターネット上に公知されたデザインに対する新規性喪失の例外の主張の判断基準日に係る検討

☞この場合、法第36条第1項本文のデザイン登録出願は属地主義の原則上、国内におけ

るデザイン登録出願と解釈できるため、インターネット上の公知日から12ヶ月を経過して韓国にデザイン登録出願をした場合は、新規性喪失の例外が認められない。すなわち、条約優先権主張を含むデザイン登録出願に対して、法第36条第1項の12ヶ月の判断基準は、最初出願である米国の出願日と遡及されない。

6.4 動物を擬人化したキャラクターを先に公知した場合、新規性喪失の例外が主張できる対象になれるのかについて

☞新規性喪失の例外の主張は、デザインが法第33条第1項第1号又は第2号に該当する場合にのみ可能であり、物品性を欠いているためデザインとして認められないものは、物品デザインに対する新規性喪失の例外の主張の対象に含まれない。

☞ただし、インターネットに公知した後、「画面デザインが表示されたディスプレイ」などとしてキャラクターのみを部分デザインとして出願した場合、新規性喪失の例外の対象になることができる。なお、画像デザインとして公知した後、それを画像デザインとして出願した場合であっても、新規性喪失の例外主張の対象になることができる。

第4章 創作非容易性

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかに該当するものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外において公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインに類似するデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が次の各号のいずれかにより容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条若しくは第90条第3項によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真若しくは見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれ

かに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有していない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有していない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合
2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
5. 基本デザインに類似しない場合
6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年を経過した後にデザイン登録出願された場合
7. 第35条第3項によりデザイン登録を受けることができない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録

拒絶決定を行うことができる。

⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

1. 趣旨

デザイン登録出願をしたデザインの新規性が認められる場合であっても、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が国内又は国外において公知又は公用されたデザインに基づいて容易に創作することができるデザインは登録を受けることができない。このような創作性を有しないデザインに対して権利を与えることは、デザインの創作を奨励して産業発展に貢献しようとするデザイン保護制度の趣旨に違反することになる。したがって、法第33条第2項に創作非容易性に関する規定を設け、一定水準以上の創作性を有するデザインの開発を誘導している。

2. 適用要件

2.1 公知デザイン(法第33条第1項第1号及び第2号に該当するデザイン)又はそれらの結合により、若しくは国内・国外において広く知られている形状・模様・色彩若しくはこれらの結合により、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が容易に創作することができるデザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第2項によりデザイン登録を受けることができない。

* 大法院2013フ2613(2016.3.10.言渡し)判決参照

デザイン保護法第33条第2項の趣旨は、公知デザインの形状・模様・色彩若しくはこれらの結合(以下「公知形態」という)、又は国内外において広く知られている形状・模様・色彩若しくはこれらの結合(以下「周知形態」という)をほぼそのまま模倣又は転用し、若しくはこれらを部分的に変形したとしても、全体的に他の美感的

価値が認められない商業的・機能的変形に過ぎ、又はそのデザイン分野においてありふれている創作手法若しくは表現方法により変更・組み合わせ、又は転用したに過ぎないデザインのように、創作水準の低いデザインは、通常のデザイナーが容易に創作することができるものであるため、デザイン登録を受けることができないことである。なお、公知形態又は周知形態をお互い結合し、又はその結合した形態を上記のように変形・変更若しくは転用した場合においても、創作水準の低いデザインに該当することがあるが、創作水準を判断するときは、公知デザインの対象物品又は周知形態の知られた分野、公知デザイン又は周知形態の外観的特徴らの関連性、当該デザイン分野の一般的な傾向等に照らし、通常のデザイナーが容易にそのような結合に至ることができるか否かについても検討しなければならない。

2.1.1 「国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩」とは、刊行物、TV又はインターネットなどを通じて一般人も分かるほど国内又は国外において広く知られている形状・模様などをいう。

【例】アニメーション又はゲームなどに登場するキャラクターがTV又はインターネットなどで周期的に登場する場合、同キャラクターは、広く知られている形状・模様とみなすことができる。

2.1.2 「そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者」とは、そのデザインが表現された物品について生産、使用などを実施する業界(以下「当業界」という)でそのデザインに関する平均的な知識を有する者(以下「当業者」という)をいう。

2.1.3 「容易に創作することができるデザイン」とは、公知デザイン若しくはこれらの結合、周知の形状・模様など、又はこれらの結合をほぼそのまま模倣し、又はその加えられた変化が単純な商業的・機能的変更に過ぎない、又はそのデザイン分野においてありふれた創作手法若しくは表現方法によりこれらを変更・組み合わせ、又は転用したものに過ぎないデザインなどのように、創作水準の低いデザインをいう。

(1) 「商業的・機能的変更」とは、当業界で通常の知識を有する者であれば、誰でも該当デザインがその物品又は機能に合うようにするため加えることができると考えられる程度の変化をいい、次のような場合を例として挙げられる。

【例1】周知の四角い天井板の側面に傾斜面を表現した程度のもの

【例2】周知の卵形をキャップと本体に分離して菓子容器を作ったもの

【例3】有名キャラクターをほぼそのまま人形に変形して作ったもの

周知のキャラクター	出願デザイン	出願デザイン
		
デザインではない	「人形」	「ストラップ人形」

(2) ありふれた創作手法や表現方法

① 「ありふれた創作手法や表現方法」とは、当該物品分野で多数のデザインが採択しているありふれたモチーフをほぼそのまま採択し、ただ構成要素の数、配置、比率、曲率などを一部単純に変形し、又は当該物品分野の多数のデザインが採択しているありふれた表現方法をほぼそのまま模倣し、又は一部単純に変形したもののよう、創作の難易度が低いものをいう。

② ありふれた創作手法又や表現方法の例としては、配置の変更や構成比率の変更、構成単位の数の増減、一部構成要素の単純な削除、置き換え、構成要素の組み合わせなどがある。

3. 容易に創作することができるデザインの類型

3.1 公知デザインなどの形状・模様・色彩若しくはこれらの結合により容易に創作することができるデザイン

3.1.1 公知デザインなどの形状・模様・色彩若しくはこれらの結合をほぼそのまま模倣又は転用したデザインやこれを部分的に変形したとしても全体的に他の美的価値が認められない商業的・機能的変形に過ぎたデザイン、又はそのデザイン分野においてありふれた創作手法若しくは表現方法によりそれを変更・組み合わせ、又は転用し

たに過ぎないデザインがこれに該当する。

(1) デザインの構成要素の配置変更

【例】 公知デザインの構成要素の配置を変更したに過ぎない「電話機」



「公知デザイン：電話機」



「出願デザイン：電話機」

(2) デザインの構成要素の比率の変更や構成単位の数の増減

【例】 公知デザインが構成単位数を変えたに過ぎない「ベンチ」



「公知デザイン：ベンチ」



「出願デザイン：ベンチ」

(3) デザインの支配的な特徴は維持したまま、大きさを拡大・縮小し、又は縦横比などの比率を変更

(4) デザインの一部構成要素を単純に削除



「公知デザイン：ゴミ分別ボックス」



「出願デザイン：ゴミ分別ボックス」

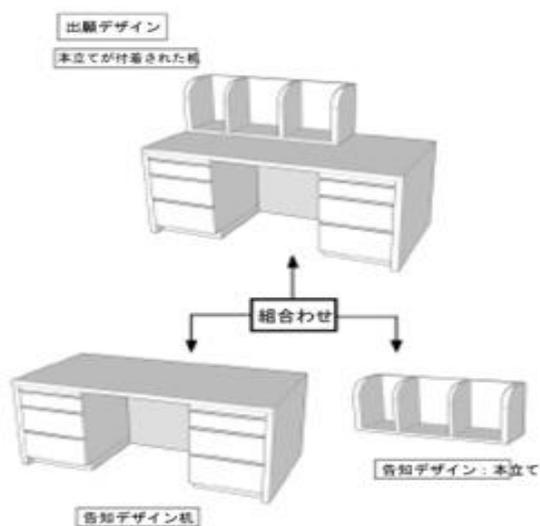
(5) デザインの構成要素の一部を他のデザインに置き換え

【例】 公知の時計が付着されたラジオの時計部分を単純に他の時計の形状などに置き換えた「時計が付着されたラジオ」



(6) 複数のデザインをそのまま組み合わせて一つのデザインを構成

【例】 公知の机の形状に公知の本立ての形状を付着して作られた「本立てが付着された机」



3.2 国内又は国外において広く知られた形状など(以下「周知の形状など」という)により容易に創作することができるデザイン

3.2.1 周知の形状などをほぼそのまま利用若しくは転用したものなどのような単純模倣デザイン、又は周知の形状などを物品に利用若しくは転用したに過ぎないデザインがこれに該当する。ただし、周知の形状などによるものであっても、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が容易に創作することができるものでなければ、これに該当しない。

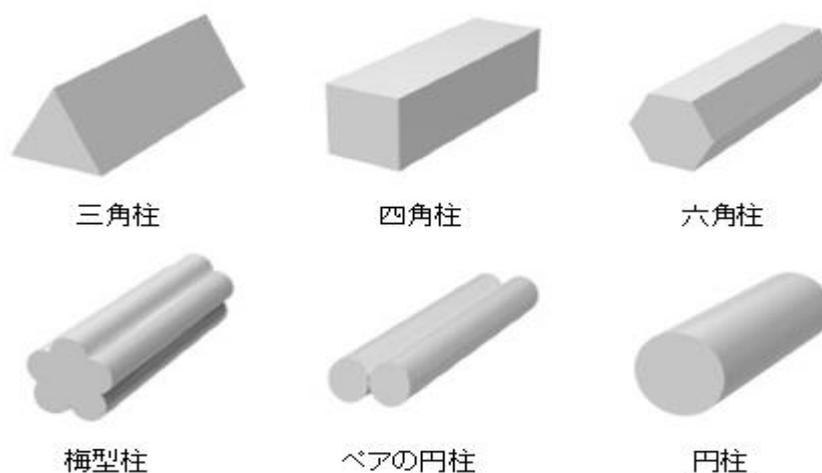
3.2.2 周知の形状、周知の模様などに該当する例は次のとおりである。

(1) 周知の平面的な形状の例



(2) 周知の立体的な形状の例

① 柱



㊤ 筒



六角筒



四角筒



梅型筒



ペアの円筒



三角筒



円筒

㊦ 溝



六角筒の溝



仕切り型の四角筒の溝



三角筒の溝



円筒の溝



四角筒の溝

㊧ 角



三角の角



四角の角



円の角



六角の角

㊦ ピラミッド型



三角ピラミッド



四角ピラミッド



六角ピラミッド

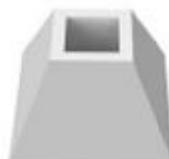


円ピラミッド

㊧ ピラミッド桶



三角ピラミッド桶



四角ピラミッド桶



六角ピラミッド桶



円錐桶

㊨ 正多面体



三角形正多面体

㊩ その他

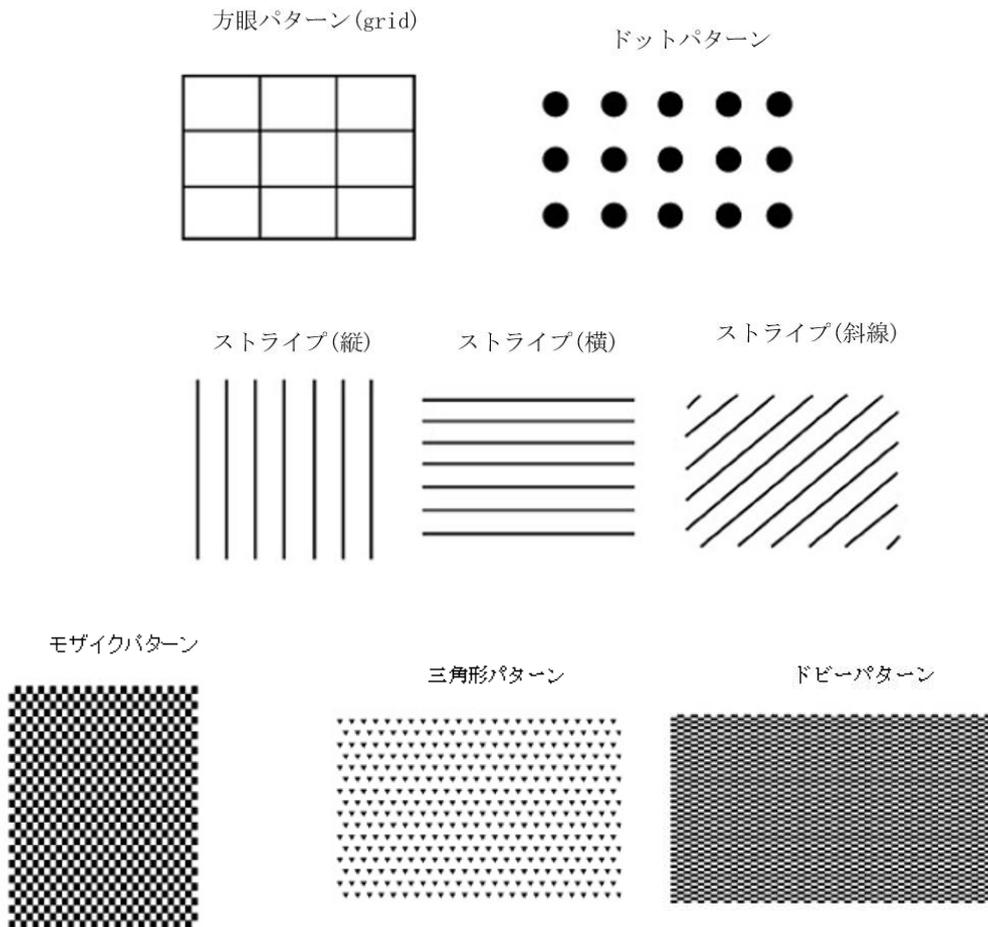


円球



半円柱

(3) 周知の模様为例



(4) 物品の典型的な形状の例：飛行機、自動車、汽車などの典型的な形状

(5) ありふれた模様の例：鳳凰柄、亀の背中柄、碁盤模様、水玉模様、卍模様など

(6) 自然物、有名な著作物、有名な建造物、有名な景色など

※建造物や景色であっても、見る角度により特徴が異なるように表現されている場合は、「周知の形状など」に該当しない。

① 鳥、魚、牛、竹の葉、花びら、松、木目、石、岩などの自然物

※自然物であっても、その表現方法が特異なものは、「周知の形状など」に該当しない。

【例】花びら、昆虫の足など、自然物の一部を特異な角度から顕微鏡で拡大して見た拡大写真など

㊤ キム・ホンドの風俗画、漫画の主人公「ポパイ」など、広く知られた絵、彫刻、漫画、映画などの著作権物

【例】デザインのモチーフが有名キャラクターに類似している場合など

㊦ 南大門、南山タワー、自由の女神像、エッフェル塔、仏国寺、オリンピック主競技場など、広く知られている建造物

㊧ 白頭山の天池、金剛山、漢拏山の白鹿潭、富士山、ナイアガラの滝などの有名な景色

㊨ 3.1.独立運動記念日行事のシーン、オリンピック大会開催のシーン、サッカー試合、バレーボールなど、各種イベントや試合を事実的に表現したもの

3.3 公知デザインなどを周知の形状・模様などと結合し、容易に創作することができるデザイン

3.3.1 周知デザインなどを周知の形状・模様などと結合した場合も、容易に創作することができるデザインに該当するとみなすことができる。

***大法院2013フ2613(2016.3.10.言渡し)判決参照**

公知形態又は周知形態をお互い結合し、又はその結合した形態を上記のように変形・変更若しくは転用した場合においても、創作水準の低いデザインに該当することがあるが、その創作水準を判断するときは、その公知デザインの対象物品又は周知形態の知られた分野、その公知デザイン又は周知形態の外観的特徴らの関連性、当該デザイン分野の一般的な傾向などに照らし、通常のデザイナーが容易にそのような結合に至ることができるか否かについても検討しなければならない。

4. 判断方法

4.1 創作非容易性の判断主体

4.1.1 出願されたデザインの創作非容易性については、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者(通常のデザイナー)の観点から判断する。

4.2 物品の用途、機能、形態などの関連性により、そのデザインの結合が当業界の常識

では行われることができないと判断される場合には、容易に創作することができるデザインとみなさない。

4.3 デザインの創作水準を判断するときは、その公知デザインの対象物品や周知形態の知られた分野、公知デザインや周知形態の外観的特徴らの関連性、当該デザイン分野の一般的な傾向などに照らし、通常のデザイナーが容易にそのような結合に至ることができるか否かについても検討しなければならない。

4.4 刊行物やTVなどを通じて当該分野において広く知られているデザインについては、「3.2 国内又は国外において広く知られた形状などにより容易に創作することができるデザイン」の類型としてみなす。

4.5 色彩が模様を成す場合に限り判断要素とし、単一色で構成された場合は創作性の判断に影響がないものとみなす。

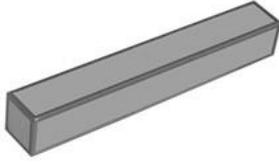
4.6 出願されたデザインの構成要素のうち、周知又は公知されなかった部分が含まれているとしても、その構成要素が付随的又は創作性が低いため全体的な美感に及ぼす影響が少ない場合は、容易に創作することができるデザインに該当するものとみなす。

4.7 出願されたデザインが公知デザインの結合ではなく、一つの公知デザインとの関係から全体的な審美感が類似する場合、原則として新規性規定を適用する。ただし、出願されたデザインが公知デザインと比べて全体的な審美感に大きな差がある、又は創作水準が低い場合には、容易に創作できるデザインに該当するものとみなすことができる。

4.8 公知デザイン又は周知の形状・模様などをほぼそのまま利用し、又は転用したものなどのような単純模倣ではなく、これらを取捨選択して結合したものであり、そのデザインを全体的に観察したとき新しい美感を起こさせる場合には、容易に創作することができるデザインに該当しない。

4.9 そのデザインが属する分野における基本的な形状・模様などにより物品デザインの形態を構成することがかつて見られなかった場合には、容易に創作することができるかを判断する時にこれを参酌しなければならない。

【例】容易に創作することができるデザインとみなされず、登録された「手鏡」



4.10 部分デザインの創作非容易性に係る判断基準は、全体デザインの創作非容易性に係る判断基準に従うが、全体において部分デザインとして登録を受けようとする部分の機能及び用途、位置、大きさ、範囲などを総合的に考慮して判断する。

4.11 動的デザインの創作非容易性に係る判断基準は、デザインの創作非容易性に係る判断基準に従うが、動的デザインの静止状態及び模様だけではなく、動的変化の特異性を総合的に考慮して判断する。

4.12 デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが新規性を喪失したが、その日から12ヶ月以内にその権利を有する者がデザイン登録出願をし、その公知されたデザインを理由に出願デザインに対して新規性喪失の例外を主張した場合、その公知デザインは創作非容易性の判断の根拠としない。

※後願の拒絶先行技術文献で引用された未公開先願デザインが、その拒絶理由の通知により公知となり新規性を喪失した後、公知されたデザインを結合し新しいデザインを再度出願した場合であっても、その公知されたデザインを理由に出願デザインに対して新規性喪失の例外を主張されれば、その公知デザインは創作非容易性の判断の根拠としない。

【例】電話機の本体及び受話器のデザインがそれぞれ先に公知された後、これらを結合した電話機の1デザイン登録出願をし、新規性喪失の例外を主張した場合、公知デザインは創作非容易性の判断の根拠としない。



「公知デザイン」



「公知デザイン」



「出願デザイン」

4.13 デザイン一部審査登録出願については、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項により、法第33条(デザイン登録の要件)第2項のうち周知の形状・模様などにより容易に創作することができるか否か〔すなわち、上記の「3.2 国内又は国外において広く知られた形状などにより容易に創作することができるデザイン」であるか否か〕のみを審査する。

※デザイン一部審査登録出願について、法第55条(情報提供)により、情報及び証拠が提供された場合、それに基づいて法62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により審査する。

5. 証拠の提示

5.1 創作非容易性に係る証拠

5.1.1 頒布された刊行物に掲載又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となった公知デザインなどを容易に創作することができるデザインの判断の基礎資料とする場合、当該公知デザインなどが掲載された刊行物の書誌事項・デザイン若しくは当該デザインが掲載されたウェブサイトのアドレス・画面などを意見提出通知書に添付し、当該公知デザインなどを提示しなければならない。

5.1.2 明白な周知の形状・模様など若しくは周知のデザインを容易に創作することができるデザインの判断の基礎資料とする場合には、証拠を提示する必要はない。

5.1.3 そのデザインの属する分野における通常の知識を有する者にありふれた創作手法や表現方法であることを示す具体的な証拠は、原則として審査官が意見提出通知を通じて出願人に提示する。ただし、その形状・模様などにより物品デザインの形態を構成するものがそのデザインの属する分野において通常行われている形態の構成であり、当業者においてありふれた創作手法や表現方法であることが審査官にとって顕著な事実であると認められる場合には、必ず証拠を提示する必要はない。

【例】玩具業界において実際の自動車をそのまま自動車玩具に転用する方法などの場合、必ず証拠を提示する必要はない。

6. 適用事例

6.1 創作非容易性を判断するとき、引用のできる公知デザインの範囲

☞創作非容易性規定は、デザイン登録出願する物品を含む全ての物品間で適用できるが、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が容易に創作することができる場合にのみ適用する。すなわち、公知デザインの形状・模様・色彩若しくはこれらの結合、又は国内外において広く知られている形状・模様・色彩若しくはこれらの結合をほぼそのまま模倣若しくは転用し、又はそれらを部分的に変形したとしても、全体的に他の美的価値が認められない商業的・機能的変形に過ぎた、又はそのデザイン分野においてありふれた創作手法若しくは表現方法により変更・組み合わせ、又は転用したに過ぎないデザインのように、創作水準の低いデザインに対して適用する。

第5章 拡大された先願

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかに該当するものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外において公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインに類似するデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が次の各号のいずれかにより容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条若しくは第90条第3項によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真若しくは見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第56条(拒絶決定された出願の公報掲載) 特許庁長は、第46条第2項後段により第62条に

よるデザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願に関する事項をデザイン公報に掲載しなければならない。ただし、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には、掲載しないことができる。

1. 趣旨

先願デザインの一部と同一又は類似の後願デザインは、先願デザインの創作者が既に創作したデザインの一部に過ぎず、新しいデザインの創作として認められないため、このようなデザインに対してデザイン権を与えることはデザイン保護制度の趣旨に違反する。したがって、先願デザインに関する出願書に表現されたデザインの「一部」までを先願として認め、後願を拒絶する拡大された先願規定を運営している。

2. 適用要件

2.1 先願デザインの一部と同一又は類似の後願デザインが次の要件のいずれにも該当する場合、先願と後願の出願人が異なれば、法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)を適用する。ただし、登録可否決定時を基準に出願人が同一である場合は、適用しない。

* 特許法院2019ホ7177(2020.3.26.言渡し)判決参照

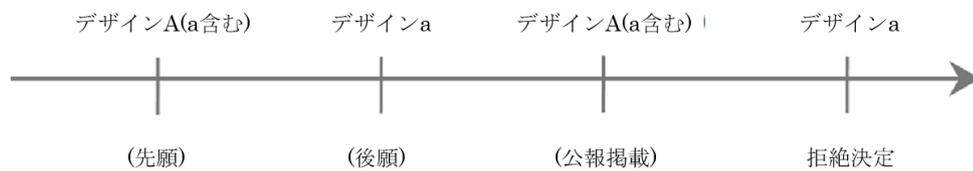
デザイン保護法第33条第3項は、デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条若しくは第90条第3項によりデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日の前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真若しくは見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができないと規定している。これは、後願デザインがその後に出願公開され、又は登録公報に掲載された先願デザインの一部と同一又は類似である場合、デザイン登録を受けないようにしたものである。

2.1.1 先願デザインのうち後願デザインに相当する部分が後願デザインと機能及び用途において共通性を有し、形状・模様・色彩若しくはこれらの結合が同一又は類似である場合

2.1.2 先願デザインのうち後願デザインに相当する部分が対比できる程度で十分表現されている場合

2.1.3 先願デザインが後願デザインのデザイン登録出願後に出願公開〔法第46条(先願)第2項後段により協議の不成立(協議不能を含む)で拒絶決定された出願の法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による公開を含む〕され、又は登録公告となった場合

【例】

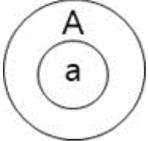
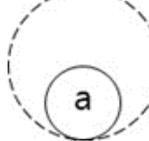
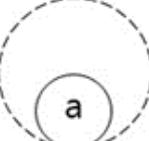
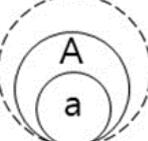
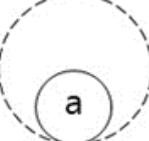
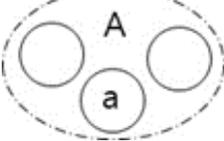


3. 拡大された先願の適用対象となる具体的な類型

類型	先願デザイン (aを含むA)	後願デザイン (a, a')
1	完成品	部品
2	完成品	部分デザイン
3	部品	部分デザイン
4	部分デザイン	部分デザイン
5	組物	構成物品
6	合成物	構成各片

※先願デザイン(aを含むA)がデザイン登録出願後、出願公開若しくは登録公告され、又はは協議の不成立(協議不能を含む)で拒絶決定され、公報に掲載された場合、先願デザインの出願公開などの前に出願された後願デザイン(a、a')は、拡大された先願で拒絶決定する。

※A>a、a≒a'の関係である。

先願デザイン(A)	後願デザイン(a,a')	
 <p data-bbox="411 539 518 577">完成品A</p>	 <p data-bbox="772 539 879 577">部品a, a'</p>	 <p data-bbox="1075 539 1294 577">部分デザインa, a'</p>
 <p data-bbox="395 840 534 913">部品A (aを含むA)</p>	 <p data-bbox="715 862 933 900">部分デザインa, a'</p>	
 <p data-bbox="368 1160 560 1234">部分デザインA (aを含むA)</p>	 <p data-bbox="715 1182 933 1220">部分デザインa, a'</p>	
 <p data-bbox="395 1485 534 1559">組物A (aを含むA)</p>	 <p data-bbox="756 1507 895 1545">構成品a, a'</p>	
 <p data-bbox="395 1809 534 1883">合成物A (aを含むA)</p>	 <p data-bbox="740 1832 911 1870">構成各片a, a'</p>	

4. 判断方法

4.1 先願デザインを特定するための判断は、出願及び補正時に提出された次の図面に基づく。

4.1.1 デザインの全体的形態を表現する図面、書体デザインの場合には、指定文字の図面、見本文章の図面及び代表文字の図面

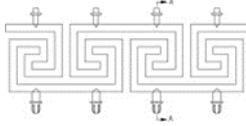
4.1.2 デザインの全体的形態を表現するだけではデザインを十分に表現できない場合、デザインをより具体的に表現する展開図、断面図、切断部断面図、拡大図など

4.1.3 部分デザイン登録出願であり、破線で表現された部分などを含めた全体デザインのうち、後願デザインに相当する部分に対比できるくらい十分に表現されている場合には、デザインの全体を表現する正面・背面図、平面・底面図、左・右側面図、斜視図などの必要図面とデザインをより具体的かつ明確に表現する展開図、断面図、拡大図及び使用状態図などは、後願された部分デザインの拡大された先願の地位を有する。

4.1.4 組物のデザイン登録出願の場合、構成物品に関連するデザインに係るそれぞれの図面、構成物品を組み合わせた1組の図面

4.2 先願デザインの物品と後願デザインの物品がお互い類似しなくても、出願公開又は登録公開された先願デザイン〔法第46条(先願)第2項後段により協議の不成立(協議不能を含む)で拒絶決定された出願の法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による公開を含む〕の一部と対比される後願デザインの全体又は部分に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であり、デザインが同一又は類似である場合、法第33条第3項による拡大された先願規定との比較の対象となることができる。

【例】

先願デザイン(出願公開)	出願デザイン
 <p data-bbox="456 1899 651 1928">「階段の手すり」</p>	 <p data-bbox="1008 1899 1177 1928">「手すりの片」</p>

4.3 後願デザインと同一又は類似のデザインを含む先願デザインに関するデザイン登録出願について、拒絶決定が確定〔出願公開又は法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による公報掲載前に無効・取下げ・放棄された場合を含む〕され、又は登録決定された後、法第82条(登録料の追加納付等)第1項による登録料の追加納付期間を経過した後もデザイン権の設定登録をしなかった場合には、法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)を適用せず、登録可否を決定する。

4.4 パリ条約による優先権主張が認められる場合、デザイン登録出願の拡大された先願規定(法第33条第3項)の出願日は、法第51条(条約による優先権主張)第1項(法第33条及び46条を適用するとき第1国に出願した日を韓国に出願した日と認定)により、優先権主張に記載された第1国の出願日を基準として判断する。

4.5 国際デザイン登録出願の拡大された先願規定(法第33条第3国)の出願日は、国際登録日を基準として判断する。

4.6 拡大された先願規定(法第33条第3項)を適用するための先願デザインと後願デザインとの類否判断の方法については、第3部のデザインの類否の「第1章物品の類否判断」、 「第2章デザインの類否判断」を参照する。

4.7 法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)は、先願デザインの出願日の翌日から先願デザインに関する公開デザイン公報〔法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)によるデザイン公報を含む〕又は登録デザイン公報の発行日まで出願されたデザイン登録出願(登録公報の発行日に出願されたものを含む)に対して適用する。この場合、秘密デザインに関するデザイン登録公報の発行日は、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により図面などが掲載された公報の発行日をいう。

ただし、先願デザインに関するデザイン公報の発行時間の後にデザイン登録出願されたことが明らかであるデザインについては、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第2号又は第3号を適用する。

4.8 デザイン登録出願について法第33条(デザイン登録の要件)第3項を適用するとき、先願デザインに関する公開デザイン公報又は登録デザイン公報の発行日〔先願デザインが秘密デザインに登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により図面などが掲載された公報の発行日をいう〕以前には、後願に対し審査保留通知をするが、次の例のように必要時に閲覧できる旨を併記して通知する。ただし、国際デザイン登録

出願は、先に拒絶理由通知をした後、審査を保留する。

【例】先願の公開などがされず、審査保留通知をする場合の記載

☞「他人の先願(第30-2011-0000000号)デザインは、公開されていない(又は秘密デザインとして請求された)出願書であるため、資料の添付ができないゆえ、必要時は閲覧を請求し、ご確認ください。ただし、閲覧した内容について他人に漏えいしてはいけません」

4.9 上記の4.8により審査保留された後願(国際デザイン登録出願は除く)デザインについては、後願デザインと同一又は類似のデザインを含めている先願デザインに関する公開デザイン公報又は登録デザイン公報の発行日 [先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により図面などが掲載された公報の発行日をいう] 以降に拒絶理由を通知する。

4.10 デザイン一部審査登録出願について、法第55条(情報提供)により情報及び証拠が提供された場合、それを根拠にして法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項によりデザイン登録拒絶決定をすることができる。

5. 適用事例

5.1 先に出願したデザインの一部と同一又は類似の他人のデザインが同日出願である場合、拡大された先願規定(法第33条第3項)を適用する基準

☞拡大された先願規定(法第33条第3項)の適用は、当該出願日の前に他の出願があり、当該出願後に他の出願の出願公開などがされなければならない、出願日を基準としているため、同日出願である場合は、適用されない。

第6章 関連デザイン

関連法令

<デザイン保護法>

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自分の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下「基本デザイン」という)にのみ類似するデザイン(以下「関連デザイン」という)については、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限り、第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず、関連デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項によりデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインにのみ類似するデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下「専用実施権」という)が設定されている場合、その基本デザインに係る関連デザインについては、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有しない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで、及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有しない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合

2. 第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録を受けることができない場合

3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか、又は次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合

2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合

3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合

4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

5. 基本デザインに類似しない場合

6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年を経過した後にデザイン登録出願された場合

7. 第35条第3項によりデザイン登録を受けることができない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。

⑤複数デザイン登録出願について、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶理由があれば、その一部デザインについてのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

1. 趣旨

デザインは、模倣や変形により比較的簡単に他人の権利を侵害することができるため、デザイン権の効力が登録デザイン又はこれに類似するデザインにまで及ぶように規定している。しかし、類似するデザインの範囲は抽象的かつ明確でないため、類似するデザイン

を別途の関連デザインとして登録し、模倣と侵害を未然に防止し、侵害に対して迅速な措置ができるように、関連デザイン制度を設けている。一方、関連デザイン制度は、デザイン登録出願後に改良・変形した類似デザインが別途権利として登録を受けることができるようにすることにより、出願人の権利保護を強化する役割も果たしている。

2. 関連デザインの定義

2.1 「関連デザイン」とは、自己の登録デザインや出願デザイン(同日出願を含み、以下「基本デザイン」という)にのみ類似するデザインをいう。

2.2 法第35条(関連デザイン)による関連デザインとは、次のとおりである。

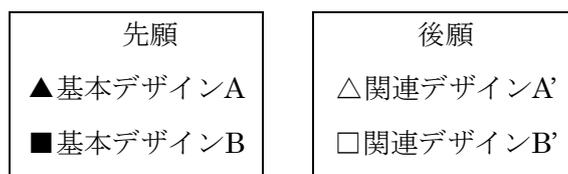
【例】関連デザインとして登録できる場合

類型	基本デザイン(A)		関連デザイン(A')	
		登録		後願
		先願		後願
		同日出願		同日出願
1	完成品		完成品	
2	部品		部品	
3	組物		組物	
4	部分デザイン		部分デザイン	

※登録されたAデザインに類似し、又は先願若しくは同日出願のAデザインが登録される場合、それに類似する自己の後願又は同日出願のA'デザインは、関連デザインとして登録を受けることができる。(A≒A'の関係である)

※先願された複数デザイン出願のうちの一連番号デザインを基本デザインに、又は複数デザイン出願のうちの一連番号デザインを基本デザインとして定めることができる。

(1) 先願された複数デザイン出願のうちの一連番号デザインを基本デザインとして定める場合



(2) 複数デザイン出願のうち一つの一連番号デザインを基本デザインとして定める場合

▲基本デザインA
△関連デザインA'
△関連デザインA''
●基本デザインC
○関連デザインC'
◇デザインD

3. 適用要件

3.1 関連デザインは、自己の基本デザインを前提にするため、その基本デザインは、関連デザイン登録出願の前又は同日に存在しなければならず、自己の基本デザインにのみ類似し、その出願日より先行する他人のデザイン(出願デザイン、登録デザイン、公知デザイン)に類似してはならない。

※基本デザインが登録決定の前であり、又はデザイン権が消滅した場合、関連デザインを登録決定することはできない。

3.2 関連デザインが基本デザインの出願日から1年を経過して出願された場合、法第35条(関連デザイン)第1項により登録を受けることができない。ただし、関連デザインを単独デザインとして補正した場合には、法第33条第1項第3号又は第46条第1項若しくは第2項を適用する。

3.3 基本デザインが2014年6月30日以前の登録デザイン又は出願デザインである場合、関連デザインが2015年7月1日以降出願されたものであれば、法第35条(関連デザイン)第1項により登録を受けることができない。

※法改正(法律第11848、2014年7月1日施行)により、関連デザインは、基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願した場合に限り登録ができる。

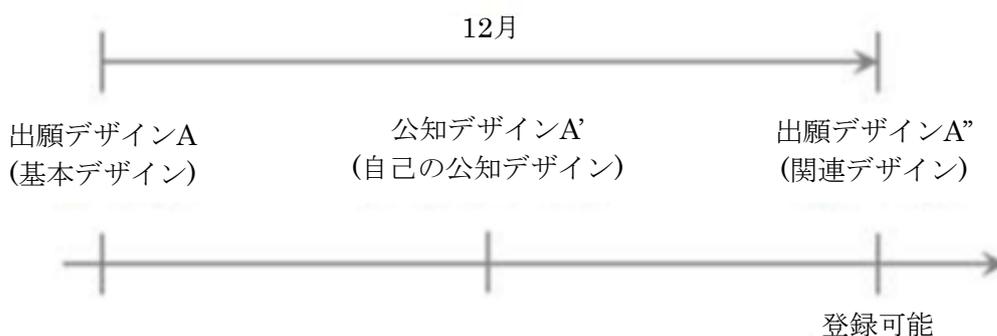
3.4 自己の関連デザインにのみ類似するデザインは、法第35条(関連デザイン)第2項により登録を受けることができない。

3.5 関連デザイン登録出願であり、基本デザインのデザイン権に専用実施権が設定されている場合、法第35条(関連デザイン)第3項により登録を受けることができない。

4. 判断方法

4.1 関連デザイン登録出願は、そのデザインが基本デザイン以外に基本デザインのデザイン登録出願日以降の基本デザインと同一又は類似の自己の先行する公知又は出願デザインに類似するとしても、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)により拒絶決定されない。

【例】



4.2 関連デザイン登録出願は、そのデザインが基本デザインに類似する自己の先行関連デザインに類似するとしても、法第46条(先願)第1項及び第2項により拒絶決定されない。



4.3 関連デザイン登録を受けることができる物品の範囲は、基本デザインと同一又は類似の物品である。この場合、「類似の物品」とは、用途は同一であるが機能は異なる物品又は用途は異なっても混用可能性のある物品である。

4.4 基本デザインの物品の名称と関連デザイン登録出願の物品の名称が異なる場合、次のように処理する。

4.4.1 基本デザインの物品の名称が正当である場合、関連デザイン登録出願の物品の名称を基本デザインの物品の名称と一致するようにする。

4.4.2 関連デザイン登録出願の物品の名称が基本デザインの物品の名称より正当又は適合した場合、基本デザインの物品の名称を一致させる必要はない。

4.5 無効審判又は異議申立に係留している登録デザインを基本デザインにした関連デザイン登録出願が関連デザインとして認められた場合、審査を保留する。ただし、国際デザイン登録出願は、先に仮拒絶通知をした後、審査保留を通知する。

4.6 基本デザイン出願について拒絶決定が確定されなかった場合(拒絶決定に対する審判が継続している場合を含む)、関連デザイン登録出願の審査は保留する。ただし、国際デザイン登録出願は、先に仮拒絶通知をした後、審査保留を通知する。

4.7 デザイン一部審査登録出願であり、法第35条(関連デザイン)による関連デザイン登録出願の場合、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第3項を適用し審査する。ただし、法第55条(情報提供)により情報及び証拠が提供された場合には、それに基づいて拒絶決定をすることができる。

5. 適用事例

5.1 関連デザイン登録出願の後、基本デザイン権が消滅又は基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又は拒絶決定が確定された場合、関連デザインの登録の可否

☞関連デザインは基本デザインを前提にするため、関連デザインの登録の可否を決定するとき、基本デザインが設定登録又は登録決定された後でなければ関連デザインとして

登録することができない。したがって、関連デザイン登録出願後に基本デザイン権が消滅、又は基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又は拒絶決定された場合、その関連デザインは法第35条第1項により拒絶理由を通知しなければならない。この場合、第48条第2項により単独デザインに補正を勧めることができる。

5.2 関連デザインとして出願されたデザイン一部審査登録出願の基本デザインが無効・取下げ・放棄され、又は拒絶決定が確定された場合、又は出願書に関連デザインを基本デザインとして表示した場合、その拒絶理由を通知する方法

☞一部審査登録出願である関連デザインについて、基本デザインが無効・取下げ・放棄され、又は拒絶決定が確定された場合、関連デザインを基本デザインとして表示した場合、基本デザインに類似しない場合に該当する場合、法第62条第3項により拒絶理由を通知する。

※法第35条第1項は適用されない。

第7章 先願

関連法令

<デザイン保護法>

第46条(先願) ①同一又は類似のデザインについて異なった日に2以上のデザイン登録出願があった場合、先にデザイン登録出願した者のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似のデザインについて同日に2以上のデザイン登録出願があった場合、デザイン登録出願人が協議して定めた一人のデザイン登録出願人のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインについてデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又は第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第1項及び第2項を適用する時には初めからなかったものとみなす。ただし、第2項後段に該当するため第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

④無権利者がしたデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用する時には、初めからなかったものとみなす。

⑤特許庁長は、第2項の場合、デザイン登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告することを命じ、その期間内に申告がなければ第2項による協議は成立しなかったものとみなす。

第56条(拒絶決定された出願の公報掲載) 特許庁長は、第46条第2項後段により第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願に関する事項をデザイン公報に掲載しなければならない。ただし、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には、掲載しないことができ

る。

<デザイン保護法施行規則>

第43条(協議結果の申告) ①法第46条第5項により一人のデザイン登録出願人を定めて申告しようとする者又は法第57条第5項により一人のデザイン出願人を定めて変更申告をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第20号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 当該デザイン登録出願について競合する者全てが氏名を記載し、署名又は押印した協議事実を証明する書類1通
2. 代理人により手続を進める場合、その代理権を証明する書類1通

②第1項による申告書を提出する場合、競合の出願又は出願人変更申告について協議結果に伴う手順を同時に行わなければならない。

第54条(同一出願の審査) 同じデザインについて、二つ以上のデザイン登録出願があった場合、先願が出願公開若しくは設定登録され、又はデザイン登録拒絶決定が確定するまで後願の審査を保留しなければならない。

1. 趣旨

デザイン権者は登録デザイン又はそれに類似するデザインを実施する権利を独占するため、2以上の同一又は類似のデザインが出願され競合する場合、先に出願した者がデザイン登録を受けることができるように規定し、デザイン権の重複を排除しようとすることを目的としている。

2. 適用要件

2.1 同一又は類似の二つ以上のデザインが異なった日に出願された場合、最初にデザイン登録出願をした出願人〔法第35条(関連デザイン)第1項に該当する場合を除く〕以外は、法第46条(先願)第1項によりデザイン登録を受けることができない。

2.2 同一又は類似の二つ以上のデザインが同日に出願された場合、出願人が協議して定めた一人の出願人〔法第35条(関連デザイン)第1項に該当する場合を除く〕以外には、法第46条(先願)第2項によりデザイン登録を受けることができない。

2.2.1 「協議ができない場合」とは具体的に、相手が協議に応じないなどの理由により協議ができない場合又は同一・類似のデザインについて、二つ以上の出願のうちいずれかの出願がデザイン登録された場合をいう。

2.3 デザイン一部審査登録出願については、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項により登録決定の前に審査することはしないが、法第55条(情報提供)により情報及び証拠が提供された場合には、それに基づいて法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定をすることができる。

3. 適用類型及び先願の地位

3.1 先願主義が適用される類型

類型	基本デザイン(A)	関連デザイン(A、A')
1	完成品	完成品
2	部品	部品
3	組物	組物
4	部分デザイン	部分デザイン

※Aデザインと同一又は類似である他人の後願A、A'のデザインは、Aデザインが設定登録され、又は協議の不成立(協議不能を含む)により拒絶決定が確定した場合、先願規定を適用する。

※A=A、A≒A'の関係である。

3.2 先願の地位がある出願

3.2.1 設定登録がされている先願

3.2.2 法第46条(先願)第2項後段により協議の不成立(協議不能を含む)で拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された先願

※法第46条(先願)第2項後段の規定による協議の不成立又は協議不能に該当し、拒絶決

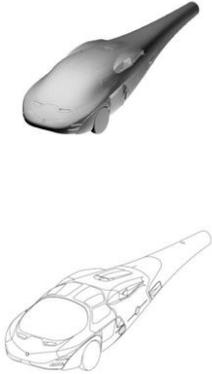
定や拒絶する旨の審決が確定された出願について、先願の地位を認めない場合、同一人による再出願又は第三者の後願が登録される可能性があるため、先願者と不公平な問題が発生する。

3.2.3 2007年6月30日以前に初めてデザイン登録出願をし、それからその出願を放棄し、又はその出願に対して拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定された先願

4. 判断方法

4.1 先願デザインと後願デザインの類否判断については、第3部のデザインの類否の「第1章物品の類否判断」、「第2章デザイン形態の類否判断」を参照する。

4.2 写真と線図の表現方式が異なる2つ以上の出願の同一・類似判断において、写真図面がカメラの角度による陰影のみを表し、線図面と表現が同一の場合、両デザインは同じであると判断し(例1)、無彩色を色区分により表した場合には、互いに類似すると判断する(例2)。

【例1】同一であると判断： (モデリング↔線図面)	【例2】類似すると判断： 白黒図面に色・明暗表現を追加
	<p data-bbox="703 1279 1002 1350">「歯ブラシ」 (レンダリング→線図面)</p>  <p data-bbox="1043 1279 1342 1350">「バランススクーター」 (線図面→レンダリング)</p> 

4.3 先願デザインに関するデザイン権の設定登録日〔先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により図面などが掲載された公報の発行日〕以前、又は法第46条(先願)第2項後段の協議の不成立(協議不能を含む)で同条第3項ただし書きによる拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定される前は、次の例のように必要に応じて先願の閲覧ができる旨を併記し、後願について審査保留通知をする。ただし、国際デザイン登録出願は、先に拒絶理由通知をした後、審査保留通知をする。

【例】設定登録、又は協議の不成立(協議不能を含む)による拒絶決定などが確定されず、審査保留通知をする場合の記載

「他人の先願(第30-2011-0000000号)デザインは、公開されていない(又は秘密デザインとして請求された)ため、資料添付ができないゆえ、必要時は閲覧を請求してご確認ください。ただし、閲覧した内容について他人に漏えいしてはいけません」

※他人の公開されていない先願デザインをした後願に係る意見提出通知書に拒絶理由の根拠として添付し通知した(原則として許されない)場合、その先願デザインは、守秘義務を有しない不特定人に知られたものになるため、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第1号の公知デザインに該当する。

※後願の拒絶先行技術文献に引用された他人の未公開(未公告)先願デザインが、その拒絶理由の通知(原則として許されない)により公知となり、新規性を喪失した後再度出願された場合、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)の各号を適用するときには、法第36条(新規性喪失の例外)に基づいて処理する。

4.4 上記の4.3により、審査保留となった後願(国際デザイン登録出願は除く)については、先願デザインに係るデザイン権が設定登録〔先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面などが掲載された公報の発行〕になる、又は協議の不成立(協議不能を含む)により拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決(先願デザインが2007年7月1日以前に出願された場合には、放棄、拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決)が確定された後に、後願デザインについて拒絶理由を通知する。

4.5 先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面などが掲載された公報の発行日以前まで出願されたデザインについて、法第46条(先願)第1項を適用する。

4.6 先願が無効・取下げ・放棄又は拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定される前に法第52条(出願公開)により出願公開された場合、その先願は法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第2号の刊行物に掲載されたデザインに該当する。

4.7 先願デザインに係る出願が無効・取下げ・放棄又は拒絶決定が確定された場合、若しくは登録決定があった後、法第82条(登録料の追加納付等)第1項による登録料の追加納付期間及び法第83条(登録料の補填)第2項による登録料の補填期間を経過した後もデザイン権の設定登録をしなかった場合には、[法第84条(登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等)第1項による期間を待たず]、法第46条(先願)第1項を適用せず、後願の登録可否を決定する。

4.8 先願による登録デザインが法第121条(デザイン登録の無効審判)による無効審判に係留している場合、後願について拒絶理由通知とともに審査保留通知をし、それから無効の判断が確定された後に登録可否を決定する。

4.9 二つ以上の類似デザインを異なった日に同一人が出願した場合、後願デザインについては拒絶理由通知をする。ただし、法第35条(関連デザイン)第1項の要件に該当する場合には、関連デザインとして登録することができる旨を拒絶理由とともに通知する。なお、類似するデザインを異なった日に同一人が出願したが、先に出願したデザイン登録出願が法第46条(先願)第2項後段の協議の不成立(協議不能を含む)により、同条第3項ただし書きによる拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された場合、先願の地位が認められ、その後の類似するデザイン登録出願については法第46条(先願)第1項の規定により拒絶する。

4.10 デザイン登録出願について、法第46条(先願)第2項(同一又は類似のデザインの同日出願)の適用に関する処理方法は次のとおりである。

4.10.1 二つ以上の同一又は類似のデザインを同日に他人が出願した場合

(1) 特許庁長の名義で期間を定め、出願人に協議結果を申告することを要求し、協議により定められた一つの出願について登録決定を行い、残った出願は拒絶理由について通知した後、拒絶決定をする。

(2) 出願人間で協議が成立しない、又は成立ができない場合には、全ての出願について拒絶理由を通知した後、拒絶決定をする。

(3) 期間内に協議結果を申告しなかった場合、協議が成立しなかったものとみなし、全ての出願について拒絶理由を通知した後、拒絶決定をする。

(4) 指定期間内に複数の協議結果の申告があったものの、その内容が相互矛盾する場合、協議が成立しなかったものとみなし、全ての出願について拒絶決定をする。

4.10.2 二つ以上の同一のデザインを同日に同一人が出願した場合

(1) 特許庁長の名義で出願人に一つの出願を選び、その結果を申告することを要求するとともに拒絶理由を通知する。

(2) 指定期間内に選択結果を申告しなかった場合、選択が成立しなかったとみなし、全ての出願について拒絶決定をする。

(3) 指定期間内に複数の選択結果の申告があったものの、その内容が相互矛盾する場合、選択が成立しなかったとみなし、全ての出願について拒絶決定をする。

4.10.3 二つ以上の類似デザインを同日に同一人が出願した場合

(1) 特許庁長の名義で出願人に一つの出願を選び、その結果を申告することを要求するとともに拒絶理由を通知する。ただし、法第35条(関連デザイン)第1項の要件に該当する場合には、関連デザインとして登録することができる旨を拒絶理由とともに通知する。

(2) 指定期間内に選択結果を申告しなかった場合、選択が成立しなかったとみなし、全ての出願について拒絶決定をする。

(3) 指定期間内に複数の選択結果の申告があったものの、その内容が相互矛盾する場合、選択が成立しなかったものとみなし、全ての出願について拒絶決定をする。

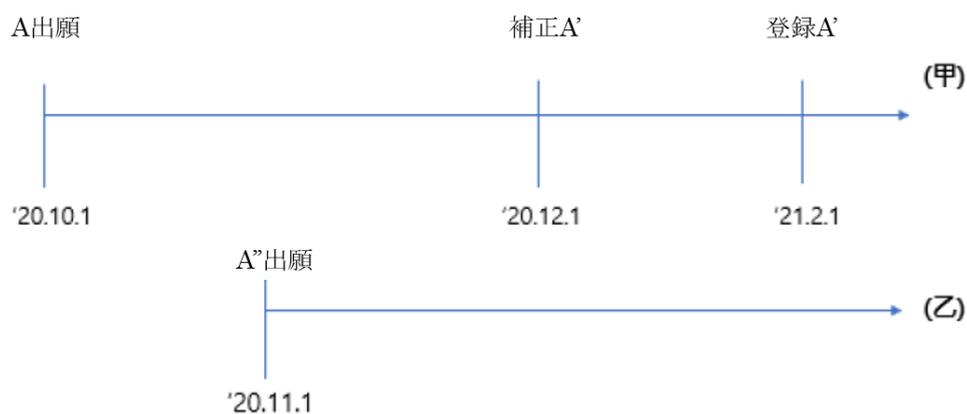
5. 適用事例

5.1 パリ条約による条約優先権主張を伴うデザイン登録出願及び分割出願の法第46条(先願)第1項及び第2項の適用基準日を判断する方法

☞優先権主張を伴うデザイン登録出願日の場合、法第46条(先願)第1項及び第2項の規定を適用するときには、第1国からの出願日を基準とし、分割出願の場合は原出願日を基準とする。

5.2 甲のデザインAは出願(2020年10月1日)後、デザインの形態を一部変更する補正書を提出(2020年12月1日)し、その補正内容が要旨変更にあたるにもかかわらず、デザインAとして登録(2021年2月1日)された。しかし、乙が甲の登録デザインA'に類似するデザインA''を2020年11月1日出願した場合、乙のデザインA''について法第46条(先願)を適用する方法は次のとおりである。

☞甲の登録デザインA'は要旨変更にあたるが錯誤により登録されたとみなすことができるため、甲のデザインは法第48条第5項により補正書を提出した2020年12月1日出願したものと同視することができる。したがって、乙の出願デザインA''は、甲の出願デザインAを理由に法第46条(先願)を適用することができない。



第8章 登録を受けることができないデザイン

関連法令

<デザイン保護法>

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン) 次の各号のいずれかに該当するデザインについては、第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字又は標識と同一若しくは類似のデザイン
2. デザインが与える意味又は内容等が一般人の通常的な道徳観念又は善良の風俗に反する、若しくは公の秩序を害するおそれがあるデザイン
3. 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるデザイン
4. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザイン

<軍旗令>

第3条(種類) 軍旗の種類は次の各号のように合参旗・各軍旗・部隊旗・兵科旗及び小部隊旗にし、それぞれ正旗と略旗で区分する。

1. 合参旗：合同参謀本部の旗をいう。
2. 各軍旗：陸軍旗・海軍旗及び空軍旗をいう。
3. 部隊旗：陸軍の連隊(独立大隊級の部隊を含む)以上の部隊、海軍の戦隊級以上の部隊、空軍の戦隊級(戦闘飛行大隊級の部隊を含む)以上の部隊及び国防部直轄部隊の旗をいう。
4. 兵科旗：軍人事法第21条第4項各号で規定している各軍の兵科別の旗をいう。
5. 小部隊旗：第2号の部隊旗を使用する部隊以外の部隊の旗をいう。

<賞勲法>

第9条(勲章の種類) 勲章の種類は次の各号のとおりである。

1. 無窮花大勲章
2. 建国勲章
3. 国民勲章
4. 武功勲章
5. 勤政勲章
6. 保国勲章
7. 修交勲章
8. 産業勲章
9. セマウル勲章
10. 文化勲章
11. 体育勲章
12. 科学技術勲章

第19条(褒章の種類) 褒章は勲章に次ぐ勲格であって、その種類は次の各号のとおりである。

1. 建国褒章
2. 国民褒章
3. 武功褒章
4. 勤政褒章
5. 保国褒章
6. 予備軍褒章
7. 修交褒章
8. 産業褒章
9. セマウル褒章
10. 文化褒章
11. 体育褒章
12. 科学技術褒章

1. 趣旨

①国旗など同一・類似のデザイン又は公の秩序を害するおそれのあるデザインは公共の利益に反し、②他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれのあるデザインは不正競争を起こさせ、競争秩序を害するおそれがあり、③物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザインは視覚を通じた美感を保護するという法の目的に反するため、他の登録要件を備えているとしても、それに該当するデザインは登録を受けることができないように規定している。

2. 適用要件

2.1 国旗、国章など同一又は類似のデザイン

2.1.1 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他公共機関などの標章と外国の国旗、国章又は国際機関などの文字又は標識と同一若しくは類似のデザイン又はこれらの一部を構成要素として含んでいるデザインは、第34条(デザイン登録を受けることが

できないデザイン)第1号を適用する。

(1)「国章」とは、国の権威を象徴する徽章をいい、「国の紋章の規定」によると、国家的に重要な文書、施設、物資などに韓国を象徴する徽章として使用するための国の紋章を規定している。

(2)「軍旗」とは、国軍が使用する旗(国軍組織法第5条)であり、合参旗、各軍旗、部隊旗、兵科旗、小部隊旗をいう。(軍旗令第3条)

(3)「勲章」及び「褒章」とは、韓国に顕著な功績を挙げた者に授与する叙勲をいう。(賞勲法第2条)

(4)「紀章」とは、ある事を記念する、又はある団体に褒賞するための徽章若しくは表象をいう。(傷痍紀章令、軍人遺族紀章令)

(5)「標章」とは、公共機関などの主たるマーク(シンボル)を意味し、「文字」や「標識」は国際機関などの名称(ロゴのタイプを含む。以下同じ)を意味する。そのほか、公共機関又は国際機関などが行う公益事業に使用するための標章(以下「公益標章」という)を含む。

(6) 公共機関とは、韓国の中央又は地方行政機関、地方自治団体、公共組合、公法上の営造物法人とその代表機関及び参加機関をいい、国際機関とは、ある国際的な目的や活動のために二国以上の会員国から構成された組織をいう。

(7)「公法上の営造物法人」とは、行政目的を永続的に果たすために設立される人的、物的結合体である公法上の営造物であり、権利能力を有する行政的単一体をいい、韓国放送公社、国立医療院がこれに該当する。

<国旗・国章・軍旗・勲章・褒章の例>

国旗	国章	軍旗	保国勲章	建国褒章
				

< 紀章の例 >

韓国の軍人遺族紀章	6・25 参戦勇士の保国英雄紀章
	

< 国際機関の標章の例 >



世界保健機構



WTO
世界貿易機構



OPEC
世界石油輸出機構



NATO
北大西洋条約機構



IAEA
国際原子力機構

< 公共機関の標章の例 >

韓国電力公社	韓国道路公社	韓国水資源公社
		

(8) 公共機関又は国際機関などが自己の標章、文字、標識若しくは自己の公益標章と同一又は類似のものを出願する、又は自己の出願デザインの一部構成要素として含めて出願した場合には、適用しない。

(9) 他人が公共機関の標章、国際機関の文字若しくは標識、又は公益標章と同一若しくは類似のものを出願デザインの一部構成要素として含めて出願した場合は適用する。

(10) デザインの対象となる物品に国旗(外国の国旗を含む)などが含まれているが、加わられた変化により国の尊厳を害するおそれがあるとみなされない場合には、同規定を適用しない。ただし、国旗にどのような変化も加えなかった場合には、この規定を適用することができる。

【例】太極旗をモチーフに創作した物品の例



(11) 国は国際機関などではないため、国の名称は国際機関などの文字又は標識に含まれない。

2.2 善良の風俗に反する、又は公の秩序を害するおそれがあるデザイン

2.2.1 デザインが与える意味や内容などが一般人の道德観念である善良の風俗に反する、又は公の秩序を害するおそれがある次のようなデザインは、法第34条(登録を受けないデザイン)第2号を適用する。

(1) 人倫、社会正義又は民意に反するもの

(2) 特定の国又はその国民を侮辱するもの

(3) 低俗・嫌悪又は猥褻なもの

(4) 国家元首の肖像及びそれに準ずるもの

(5) 著名な他人の肖像。ただし、その他人の承諾を得た場合には、この規定を適用しない。

※「著名」とは、社会通念上、国内の一般需要者又は関連取引業界において一般的に広く認知されている程度をいい、広く知られた芸能人、スポーツ選手若しくは国内・国外の有名人などであると直感できれば十分であるとみなされる。

(6) デザインの対象となる品物又はそれに係る品物の規格若しくは品質などに対する認証を表す表紙を全体デザインの構成要素の一部として含んでいる場合、それ自体だけでは公の秩序などを害するおそれがあるとみなすことはできないため、この規定を適用しない。

2.3 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるデザイン

2.3.1 他人の業務に係る品物と混同を生ずるおそれがある次のデザインは、第34条(登

録を受けることができないデザイン)第3号を適用する。

(1) 他人の周知・著名な商標・団体標章若しくは証明標章をデザインとして表現した場合(デザインの構成要素の一部として含まれている場合にも適用する)

※周知・著名でない他人の商標・団体標章・証明標章が他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがない場合には、本規定を適用しない。

***特許法院2012ホ3916(2012.8.16.言渡し)判決など参照**

デザイン保護法第34条第3号はデザイン登録を受けることができないデザインとして、「他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるデザイン」を規定している。その趣旨は、デザインはそれ自体としては商品の識別標識ではないが、物品の外観を構成する結果、一般需要者が商品を選択するにあたってその出所を判断する基準になることができ、そのような場合、一般需要者がそのデザインを使用した物品を他人の業務に係る商品としてその出所を誤認又は混同するおそれがあり、特にその他人の業務に係る商品及びそれに使用されたデザイン又は商標が周知・著名である場合、他人の業務上の信用にただ乗りする結果になるため、そのような場合は登録されたデザインを使用することにより、発生する営業上の不正競争行為を防止し、健全な流通秩序を確立させ、需要者の利益を保護するためのものであると言える。したがって、他人の著名な商標、著名なサービス票、その他マーク若しくは商標的機能を発揮した著名な他人のデザインなど同一又は類似のデザインは勿論、他人の商標若しくはデザインのモチーフをそのまま利用することにより、一般需要者をそのデザインを使用した物品が他人又はそれと特殊な関係にある者により生産・販売される商品であると誤認させるおそれがあるデザインも本号に該当するデザインであるとみなさなければならない(特許法院2003.10.9.言渡し2003ホ2836判決、特許法院2004.4.23.言渡し2004ホ134判決、特許法院2012.8.16.言渡し2012ホ3916判決等参照)

【例1】

出願デザイン



他人の著名な立体商標



【例2】



(2) 非営利法人の標章をデザインとして表現した場合(デザインの構成要素の一部として含まれている場合にも適用する)

(3) 商標的性格を持つ他人の著名なデザイン(広く知られたキャラクターを含む)を構成要素の一部とするもの

(4) デザインの対象となる品物又はそれに係る品物の規格若しくは品質などに対する認証を表す標識がデザインの構成要素の一部として含まれている場合、その部分は出所を表す表示ではなく、認証に関する情報伝達のためにのみ使用するものとみなし、この規定を適用しない。

(5) 軍服及び軍用装具と同一又は類似のデザインをそれに係る物品のデザインで表現した場合

※「軍服及び軍用装具の取締に関する法律」で規定している軍服及び軍用装具(リュックサック、毛布、水筒、寝袋など)と同一又は類似のデザインを関連物品のデザインで表現し、軍の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある場合に適用する。

2.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザイン

2.4.1 品物の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザインは、法第34条(登録を受けることができないデザイン)第4号を適用する。

2.4.2 品物の技術的機能を確保するために必然的に定められた形状からなるデザインは、模様・色彩もさ九はこれらの結合の有無にかかわらず、これを適用しなければならないが、以下の事項を踏まえて判断する。

(1) その機能を確保することができる代替形状の有無。代替できる形状が多数存在する場合には、機能性がないものとみなすことができる。

(2) 必然的な形状以外に考慮すべき形状を含むか否かの判断

【例】自動車のフロントガラスなど

*** 大法院2004ホ4976(2005.2.24.言渡し)判決参照**

本事件登録デザインの物品である「自動車用ウィンド・シールド・ガラス」は、自動車のフロントガラスであって、特定の自動車の内部・外部環境をガラスで遮断させ、運転者の視野及び安全を確保するなどの機能を果たすことを目的とするという事実、通常的に自動車用フロントガラスは、自動車のフレームに装着時、ガラスの下段は車体のフードパネル部に連結し、側面はフロントフィラー、上段はルーフパネル部と結合するという事実が認められるため、上記の認定事実によると、本事件登録デザインの物品をデザインするにあたり、自動車のフレームに接続できるように当該車種のフレームサイズ、形状、撓み、厚さ、高さ、広さ、端部の形状等、他の物理的特性までもそのままコピーしなければ接続ができない、又は接続ができるとしても、不良となり安全を脅かすなど、その本来の機能を果たすことができなくなるため、自動車のフロントガラスの最も重要なデザイン要素は自動車のフロントガラスのフレームにより決定されることを受け、本事件登録デザインは物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザインであるとみなすことができる。

2.4.3 物品の互換性などを確保するために標準化した規格で定められた形状からなるデザイン。ただし、規格を定めた主な目的が機能の発揮でない物品については適用しない。

【例】規格封筒、USB規格ポートなど

※「標準化した規格」とは、産業標準化法に基づいた韓国産業標準(KS)、国際標準化機構のISO規格など、法律と公的標準化機関により確定された「公的な標準規格」と公的規格ではないが、その規格が当該物品の分野において業界標準として認知されていて、当該標準規格に基づいた製品が当物品の市場を事実上支配しているものであり、規格としての名称、番号などにより標準となっている形状、尺度などの詳細を特定できる「事実上の標準規格」をいう。

3. 判断時点

3.1 登録を受けることができないデザインの当否の判断時点

3.1.1 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号、第2号若しくは第4号に該当するか否かについては、登録可否決定時を基準とする。

3.1.2 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第3号に該当するか否かについては、出願時を基準とする。

4. 判断方法

4.1 登録を受けることができないデザインの当否の判断

4.1.1 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号から第3号までの規定は、出願デザインの全体だけではなく、品物の1部分、1部品、又は1構成がこれに該当する場合にも適用される。

4.1.2 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第4号は、出願デザインの全体形状がこれに該当する場合にのみ適用される。

4.1.3 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号から第3号までの規定適用において部分デザインの場合、原則として部分デザインの「登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む物品全体の形態を判断の対象とする。

4.1.4 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号から第3号までの規定適用において図面は原則として参考図面を含んで判断の対象とする。

第9章 デザインの対象となる物品

関連法令

<デザイン保護法>

第40条(1デザイン1デザイン登録出願) ①デザイン登録出願は1デザインごとに1デザイン登録出願とする。

②デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類の区分に従わなければならない。

第42条(組物のデザイン) ①2以上の物品が組物として同時に使用される場合、その組物のデザインが一组全体として統一があるときには、1デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項による組物の区分は、産業通商資源部令で定める。

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分等) ①法第40条第2項による物品類の区分は「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」(以下、「ロカルノ協定」という)第1条(3).(i)(第32類は除く)に基づく。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段において「産業通商資源部令で定める物品」とは、ロカルノ協定に基づく物品類のうち第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項による組物の区分は、別表5のとおりである。

1. 趣旨

デザイン登録出願は産業通商資源部令で定める「物品類の区分」に従わなければならない。これは、デザインの対象となる物品を明らかにし、デザインを特定するためであり、物品の名称は、物品の用途及び機能の把握、1物品であるか否か、同一・類似の物品であるか否か、デザインの権利範囲の判断などに重要な要素である。

2. デザインの物品

2.1 デザインの対象となる物品

2.1.1 物品類及び物品の区分は、ロカルノ協定による物品類に基づいて用途と機能などを基準として特許庁長が定めて告示した「デザイン物品類別物品目録」による。

【審査官参考】
上記の2.1.1は、条約による優先権主張を伴うデザイン登録出願を含む。

2.1.2 組物のデザインとして出願され、その構成物品の物品類の類区分が2以上である場合、次の基準に従う。

(1) 審査・一部審査対象が共に構成された場合、審査対象物品類の区分を記載する。この場合、審査対象物品類が2以上である場合には、以下の①、②の基準に従って記載する。

① 構成物品の数が多い物品を基準として物品類の区分を記載する。

② 構成物品の数と同じ場合、出願人の意思により一つの物品類の区分を記載する。

(2) 審査対象又は一部審査対象のみで構成された場合、上記(1)の①、②の方法により記載する。

【例】 2以上の物品類が含まれた組物の物品類の記載の例

物品類の区分	物品の名称	構成物品 (物品類の区分)
26 又は 06	一組の電気スタンド及びテーブルセット	電気スタンド(26-05) テーブル(06-03)

2.1.3 物品類及び物品の区分は、デザイン登録出願書を作成するときに一貫性を維持し、統一された物品の名称を使用するためのものであり、物品間の類似範囲を定めたものではない。

*** 大法院2003フ1901(2004.11.12.言渡し)判決参照**

デザインが同一・類似であるとするためには、まずデザインが表現された物品が同一・類似である必要があるため、物品の同一・類否については物品の用途、機能等に照らし、取引の通念上同一・類似の物品であると認められるか否かにより決定しなければならず、デザイン保護法施行規則所定の物品区分表は、デザイン登録事務の利便性を図るものであり、同種の物品を法定するものではないため、物品区分表上同類別に属する物品であっても、同類とみなすことができない物品がある可能性もあって、お互い異なる類別に属する物品であっても、同類で認められる場合があつて、用途と機能が異なる場合であっても、両物品の形状、模様、色彩、若しくはこれらの結合が類似し、お互い混ぜ合わせて使用できるものは、類似物品とみなさなければならない。

2.1.4 物品類又は物品の記載を間違つた場合、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第2項に違反するため、登録を受けることができないものとみなす。

2.2 デザイン一部審査登録出願ができる物品

2.2.1 デザイン一部審査登録出願ができる物品の範囲は、ロカルノ協定に基づく物品類のうち、次の物品類に属する物品とする。【法第37条第4項による規則第38条(物品類の区分等)第3項】

- (1) 第1類(食料品)
- (2) 第2類(衣料品及び裁縫用小物)
- (3) 第3類(旅行用具、ケース、日傘及び他に該当しない身の回り品)
- (4) 第5類(紡績用繊維、人工及び天然のシート材料)

(5) 第9類(物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)

(6) 第11類(装飾用品)

(7) 第19類(文房具及び事務機器、美術材料及び教材)

2.2.2 一部審査出願ができる物品類に属しない物品が一部審査出願された場合、法第37条(デザイン登録出願)第4項前段に違反するため、登録を受けることができない。

2.2.3 一部審査出願ができる物品類に属する物品が審査出願された場合、法第37条(デザイン登録出願)第4項後段に違反するため、登録を受けることができない。

3. 物品の名称の記載方法

3.1 デザインの対象のなる物品の名称の記載方法

3.1.1 ロカルノ協定に基づく物品類により特許庁長が定めて告示した「デザイン物品類別物品目録告示」から一つの物品を指定して記載することができる。

3.1.2 「デザイン物品類別物品目録告示」に名称が明示されていない物品の場合、その物品のデザインを認識するに適合した名称を記載し、その物品の用途が明らかに理解でき、一般的に使われる名称でなければならない。

3.1.3 物品の一般化した名称がなく、その名称が物品の用途を最小単位で表現したものであれば、「○○○用部材」などの名称を使うことができる。

【例】 建築用部材(○)、窓枠用部材(×)

3.1.4 組物として出願する場合、一般的に一組全体を指す名称がないときには、各構成物品の名称を羅列して記載する。

【例】 一組のレインコート(○)、レインブーツ及び傘セット(○)

3.2 物品の名称を次のように記載した場合、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第2項に違反するため、登録を受けることができない。

3.2.1 物品の用途が不明確である場合。

【例1】 蝶番(×)、メガネ用蝶番(○)

【例2】入力装置(×)、携帯用文字入力装置(○)

【例3】水差しを図示しながら物品の名称をビーカーと記載し、物品の名称と図面が一致しない場合(×)

【例4】ドアを建築用品と記載し、物品の名称をあまりにも包括的に記載して図面など出願書の記載事項を総合してもデザインが特定できない場合(×)

3.2.2 商標名又は○○式○○などのように固有名詞を付けた場合

【例】ホン・ギルドン式タイプライタ(×)

【審査官参考】
※例外として認められる事例 自動式○○、折綴り式○○、折畳み式○○、独立型○○、回転式○○、組立式○○、移動式○○のように一般名称化された場合

3.2.3 図面など出願書の内容から把握できない効能又は作用効果を付けた場合

【例】最先端電話機(×)、健康マッサージ器(×)など

【審査官参考】	
物品の用途を明確に表示するためには「適用物品」、「使用主体」、「使用方法」などに基づいて物品名を記載することができるのであり、単に「適用物品」のみを限定するものではない。 ※「車両用ビデオ・オーディオデータ記録システム用ビデオカメラ」のように適用物品のみを限定するものではない。	
＜物品の用途を明確にするための物品名の記載例＞	
区分	物品の名称
適用物品に基づく用途の記載	「メガネ用蝶番」 「ドア用蝶番」 「家具用ドアハンドル」
使用主体に基づく用途の記載	「動物用靴」 「患者用靴」 「子供用帽子」
使用方法に基づく用途の記載	「ケーブル固定用ブラケット」 「フレーム連結用ブラケット」 「6人用ゲーム機器」 「5G通信用アンテナ支持装置」

3.2.4 物品名の一部が省略された場合

【例】16ミリ(×)、16ミリの映画撮影機(○)

3.2.5 外国の文字を使用したもの。

【例】Oral Irrigator(×)、Vehicle(○)

【審査官参考】
※例外として認められる事例 (1) 物品名に外国の文字を括弧の中に併記する場合 【例】ディスペンサーボトル(Dispensing Bottle)、ゴルフクラブのヘッド(Golf Club Head) (2) 一般名称化され通常使われている場合 【例】LED電球、LCDモニター、AIセットトップボックスのスタンド、smart watch、MP3 Player、cellular phone

3.2.6 一般名称化していない外国語を韓国語で使用した場合。

【例】パフューム；perfume(香水)、ミラー；mirror(鏡)、プパ；pupa(人形)
スペクルム；Speculum(鏡)

【審査官参考】
※例外として認められる事例 (1) 「デザイン物品類別物品目録告示」による物品の名称とそれに相応する物品の名称 (2) 規則 [別表5] (組物の区分)による組物の名称

3.2.7 一組(組物でないもの)、一セット、ユニット(歯科用ユニットは除く)、一ペア、一足などを名称と使用した場合

【審査官参考】
※例外として認められる事例 【例】規則 [別表5] (組物の区分)による組物の名称である場合 【例】歯科用ユニット

3.2.8 形状、模様、色彩に関する名称を付けた場合。

【例】 郵便箱形状の貯金箱(×)、ムクゲの花が描かれた筆立て(×)、黄色の電話機(×)

【審査官参考】
※例外として認められる事例 【例】 名称に記載した形状、模様、色彩が図面など出願書の記載事項と一致する場合

3.2.9 材質名を付けた場合

【例】 木材の机(×)、ワングルの座布団(×)、プラスチックコップ(×)、○○製○○(×)

【審査官参考】
※例外として認められる事例 【例】 名称に記載した材質が図面など出願書の記載事項と一致する場合

3.2.10 部分デザインに係る出願において「○○の部分」などの名称を使用した場合

【例】 「電話機のボタン部分」(×) → 「電話機」(○)

第10章 1デザイン1デザイン登録出願

関連法令

<デザイン保護法>

第40条(1デザイン1デザイン登録出願) ①デザイン登録出願は1デザインごとに1デザイン登録出願とする。

②デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類の区分に従わなければならない。

第41条(複数デザイン登録出願) デザイン登録出願をしようとする者は、第40条第1項にもかかわらず、産業通商資源部令で定める物品類の区分で同じ物品類に属する物品については100以内のデザインを1デザイン登録出願(以下「複数デザイン登録出願」という)とすることができる。この場合、1デザインごとに分離して表現しなければならない。

第42条(組物のデザイン) ①2以上の物品が組物として同時に使用される場合、その組物のデザインが一組全体として統一があるときには、1デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項による組物の区分は、産業通商資源部令で定める。

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分等) ①法第40条第2項による物品類の区分は「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」(以下、「ロカルノ協定」という)第1条(3).(i)(第32類は除く)に基づく。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段において「産業通商資源部令で定める物品」とは、ロカルノ協

定に基づく物品類のうち第1類(食料品)、第2類(衣類及び裁縫用小物)、第3類(旅行/身の回り品)、第5類(紡績用繊維)、第9類(包装用容器)、第11類(装飾用品)及び第19類(文房具)に属する物品をいう。

④法第42条第2項による組物の区分は、別表5のとおりである。

1. 趣旨

デザイン登録出願は1デザインごとに1デザイン登録出願するように規定しているが、これは審査の利便性、デザイン権の把握及び権利移転の明確化、分類の容易性などを図るためである。

2. 適用要件

2.1 デザイン登録出願は1デザインごとに1デザイン登録出願をしなければならない。

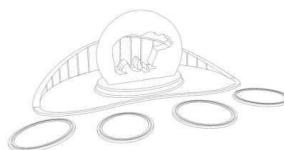
2.1.1 「1デザイン」とは、1物品に係る1形態をいう。

*大法院2003フ1901(2004.11.12.言渡し)判決参照

1デザインとは、特定の1物品に係る特定の1形態をいうものであって、1物品とは、物理的な1つのものを意味するものではなく、物品の用途、構成、取引の実情等により1物品として扱われる物品をいい、1デザイン1出願の原則に違反するデザイン登録出願は拒絶の理由になるが、この原則に違反するデザイン登録出願が誤って登録された場合には、デザイン登録の無効事由に該当しないため、無効審判により無効にすることはできない。

2.1.2 「1物品」とは、物理的に分離していない一つという概念ではなく、取引慣行上、独立した一つとして取引できる物品を意味する。

【例】構成要素が分離されている「屋外用造形物」



3. 判断方法

3.1 1デザイン1デザイン登録出願として認められる物品の例

3.1.1 物理的に分離されているが、一つの物品として取引されて当然な場合。この場合、結合した完成品の図示は必ず含まれていなければならない。

【例】 紳士服(上、下)、ツーピース(上、下)、ティーカップとソーサー、重箱、将棋の駒、トランプ、花札、ナットとボルト、スナップボタンのペア、固定具のペア、固定電話機・無線電話機、リミットスイッチのペア、ふた付きの化粧品容器など



図面A 1.1



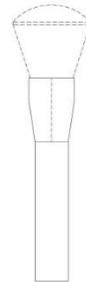
図面B 1.1



図面C 1.1



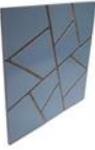
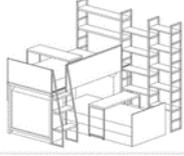
図面A 1.1



図面B 1.1

3.1.2 物理的に分離した各部分から一つの形状・模様をなす場合

【例】 組椅子(二つ以上が集まって一つの椅子を形成するもの)、モザイクタイル、完成形が単一である組立玩具、左右(非)対称のパーゴラなど

デザイン	 【30-2019-0005931】	 【30-2018-0033712】
物品名	分離型モザイクタイル	2段ベッド

3.1.3 衣類及びファッション雑貨の形状・模様を完全に表現するために補助的物品を利用してることが明らかである場合。この場合、補助的物品が適用された趣旨を「デザインの説明」欄に記載しなければならない。

【例】

デザイン		ーデザインの説明：フットカバー物品を完全に表現するためにマネキンに履かせたものであり、マネキンはデザインの構成部分ではない。
物品名	フットカバー	

3.1.4 デザインの対象となる物品の形状・模様・色彩を表現するために付加的な物品が結合・生産され、一体化した状態で使われる場合

【例】

デザイン		
物品名	キャンドル	ケーキ
デザインの説明	容器を結合したキャンドル	帯を結合したケーキ

3.1.5 形態が変化する物品であり、変化の前後状態又は一連の変化過程を図示して出願する場合

【例】

デザイン		デザインの説明
		蓋を開閉できる 「おもちゃノートパソコン」
		畳んで保管し、開けて使用する 「椅子」
		方向の転換により 直接灯と間接灯に使われる「壁灯」
		デザインの一部に物理的変化を加え、 当該部分の模様・色彩が 変化する「招待状」

3.2 1デザイン1デザイン登録出願として認められない物品の例

3.2.1 2以上の単一物により構成された集合物

【例】1組の卓球用具、1組のバドミントン用具、完成形が様々な組立玩具、物品の容器とその内容物(カメラとカメラケース、ラジオとラジオケース、眼鏡と眼鏡ケース、化粧品の保管箱と化粧品容器)、ハングル書体とアルファベットの書体、ハングル書体と特殊記号の書体、アルファベットの書体と数字の書体など

3.2.2 形態が変化するデザインであり、変化過程がない、又は変化過程に一定性及び統一がない場合

【例】

デザイン		デザインの説明
		デザインの形態が変化する 「ロボット玩具」

3.3 1デザイン1デザイン登録出願としてみなされない出願書及び図面の記載事項

3.3.1 二つ以上の物品名をデザインの対象となる物品欄に並列して記載したもの

【例】 瓶と瓶の栓、ラジオ兼用時計など。ただし、「時計が付置されているラジオ」のように一つの物品に他の物品が付置されている〔付設、付加又は付着〕場合は例外とする。付置されている物品が二つ以上である場合は「ボールペンなどが付置されたライター」のような方法で記載する。

3.3.2 一つの物品について二つ以上のデザインを一つの図面に図示し、又は二つ以上の物品についてそれぞれのデザインを一つの図面に図示したもの

【例】 「ステッカー」「転写紙」などのデザインにおいて分離されている2以上の構成要素を枠線に限定せず、一つの図面にそれぞれ図示したもの

正しくない図示



正しい図示



3.4 二つ以上の物品を結合して出願された物品の1物品としての認定可否

3.4.1 結合状態からみて各物品の機能・用途が失われ、新たな一つの機能・用途として認識されるか否かを基準に判断し、上記の3.1及び3.2で例として挙げた物品に準じて決定する。

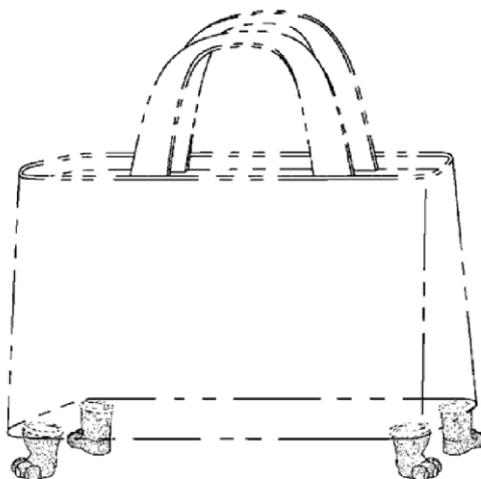
3.5 部分デザイン登録出願において物理的に分離されている二つ以上の部分が表現された場合、1デザインに係る判断方法

3.5.1 1デザインであるか否かは、出願書及び図面、デザインの説明、創作内容の要点に記載された出願人の創作意図を考慮しなければならず、次のように全体又は各部分としてデザイン創作上の一体性が認められる場合には1デザイン登録出願とみなす。

(1) 形態的一体性が認められるもの

① 物理的に分離されている部分であり、対称となる、又は一組になるなど、関連性を有するもの

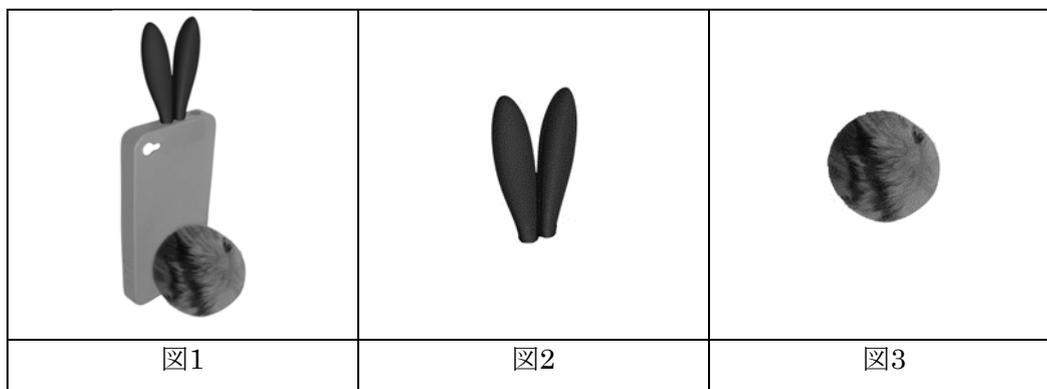
【例】ハンドバック



㊤ 物理的に分離されている部分であり、一つの対象を認識させるなど、関連性を有するもの

【例】携帯電話ケース

* 大法院2012フ3343(2013.2.15.言渡し)判決参照



本事件出願デザインのうち【図2】は、これを見る人が「ウサギの耳」の形状として容易に認識できる点、実際のウサギの全体形状からしっぽが占める比率に比べて、本事件出願デザインのうち【図3】が全体の携帯電話ケースで占める比率が多少多いが、実物をデザイン化する過程においてある程度の変形又は誇張若しくは抽象化は伴われるものであり、ウサギのしっぽは短くて丸い毛玉の形状をしているが、それに類似する形状の【図3】は、携帯電話ケースの下段の背面に位置する一方、「ウサギの耳」の形状をしている【図2】は、携帯電話ケースの上部に位置するため、本事件出願デザインを見る人にとっては、【図3】を「ウサギのしっぽ」の形状として認識できる余地は十分にある点、記録によると、実際消費者は本事件出願デザインを「ウサギの形状」として認識し、【図3】を「しっぽ」と呼んでいることが分かる点等を上記の法理に照らしてみると、本事件出願デザインは、【図2】と【図3】が物理的に離れていても、これを見る人が【図2】を「ウサギの耳」として、【図3】を「ウサギのしっぽ」としてそれぞれ認識することができ、それらの間において形態的一体性が認められ、それによりこれを見る人にその全体が「ウサギの形状」と類似する一体として、視覚を通じた美感を起こさせるため、本事件出願デザインは、デザイン保護法第40条第1項で規定している「1デザイン」に該当すると言える。

㊦ 物理的に分離された部分であり、一つの創作単位として認識させるなど、関連性を有するもの

【例】 微粉碎機用スイングハンマー



(2) 機能的一体性が認められるもの

㊦ 物理的に分離されている部分が全体又は各部分として一つの機能を果たすなど、関連性を有するもの

【例1】 「インクジェットプリンタ用のインクスティック」

	<p>デザインの説明：正面にある2つの溝と背面にある一つの溝が全体としてプリンターにカートリッジを装着するときに正確な位置が分かるようにする機能を果たすものである。</p>
--	--

【例2】 履物

	<p>デザインの説明：履物の足の甲部分と足首の部分の革が各部分として足を固定させる機能を果たすものである。</p>
--	---

【例3】自動車

	デザインの説明：自動車の正面の両側において対称になる2つの車幅などにより、車の存在と幅の表示するランプ機能を果たすものである。
---	---

4. 1デザイン1デザイン登録出願の原則の例外

4.1 複数デザイン登録出願

4.1.1 複数デザイン登録出願の対象物品

- (1) 複数デザイン登録出願をすることができる物品は、ロカルノ協定に基づく物品類のうち同じ物品類に属するものとする。
- (2) 複数デザイン登録出願されたデザインの物品が同じ物品類に属しない場合、法第41条(複数デザイン登録出願)に違反したものとみなす。この場合、物品類が異なる物品のデザインについて出願分割や出願取下げをすることができる。

4.1.2 一つの複数デザイン登録出願に表現できるデザインの数

- (1) 複数デザイン登録出願は、100個以内のデザインを1デザイン登録出願としてすることができる。
- (2) 複数デザイン登録出願のうち一部デザインに係る出願取下げは、削除補正にすることができる。ただし、国際デザイン登録出願は除く。
- (3) 出願書に記載された出願デザインの数より添付された図面上のデザインの数の数が多い場合には、図面上デザインの数に基づいて出願書を補正することができる。ただし、国際デザイン登録出願は除く。

4.1.3 複数デザイン登録出願の図面

- (1) 複数デザイン登録出願の図面は、1デザインごとに分離して表現しなければならない、

一つの一連番号のデザインの図面に2以上のデザインを表現した場合には、法第41条(複数デザイン登録出願)第1項後段に違反するものとみなす。

4.1.4 一部デザインにのみ拒絶理由がある複数デザイン登録出願に係る拒絶決定の手続き

(1) 複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインにのみ拒絶理由がある場合、拒絶理由があるデザインの一連番号、デザインの対象となる物品及びその拒絶理由を明示して意見提出通知をしなければならない。

(2) 一部デザインにのみ拒絶理由がある複数デザイン登録出願が出願の補正・分割などによっても拒絶理由が解消されない場合には、その一部デザインについて拒絶決定をすることができる。

4.2 組物のデザイン登録出願

4.2.1 組物のデザイン登録出願が次の要件を満たさない場合、法第42条(組物のデザイン)に違反するものとみなす。

(1) 二つ以上の物品(同種の物品を含む)が一組として同時に使用されること

※「同時に使用される」とは、いつでも必ず同時に使用されるのではなく、観念的に一つの使用が他の使用を予想させる、又は商取引慣行上、同時に使用されるものであると認められることをいう。

(2) 一組全体として統一があること

① 各構成物品の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合が、同一の方法により表現され、一組全体として統一があると認められるもの

【例】「一組のお皿セット」で各構成物品の表現方法が同一であるもの



㊤ 各構成物品が相互結合し、一つの統一した形状や模様などを表現することで、一組全体として統一があると認められるもの。

【例】「一組のサラダボウル及びフォークセット」でサラダボウル及びフォークが相互結合して一つのボウルの形状を表現するものなど



㊤ 各構成物品の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合により観念的に関連があるという印象を与え、一組全体として統一があると認められるもの

【例】「ウサギと亀」の童話を絵を通じて各構成物品に統一があるように表現したものなど



(3) 規則 [別表5] (組物の区分)で規定している物品に該当すること

(4) 組物を構成する物品が適合であること

① 組物の構成物品は、[別表5] (組物の構成物品)に該当する物品又は上記の(1)、(2)の要件を満たす物品でなければならない。

㊤ 組物は、[別表5] (組物の構成物品)に該当する物品又は上記の(1)、(2)の要件を満たす物品のうち、2以上の物品から構成されなければならない。

㊤ 構成物品以外の物品が含まれている場合、組物と定められた物品と同時に使用されることが商取引慣行上、当業界から認められる場合には、正当な組物とみなす。ただし、「一組のテコンドー着セット」のような専門運動服セットの構成物品には

帽子、靴下、履物、保護装具などは含まれない。なお、同時に使用される可能性がない物品同士からなる場合(例：テコンドー着の上着と登山服の下衣を出願した場合)には、組物として同時に使用されないものとみなす。

4.2.2 組物のデザイン図面

- (1) 各構成物品の図面のみで組物のデザインが十分に表現できる場合には、各構成物品ごとに1組の図面を提出する。
- (2) 組物の各構成物品が相互集合して一つの統一した形状・模様又は観念を表現した場合には、構成物品が組み合わせられた状態の1組の図面と各構成物品に係る1組ずつの図面を提出しなければならない。
- (3) 各構成物品の一つのデザインは、図面や3Dモデリング図面で表現することができる。

第3部 デザインの類否判断

第1章 物品の類否判断

第2章 デザインの類否判断

第1章 物品の類否判断

関連法令

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分等) ①法第40条第2項による物品類の区分は「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」(以下、「ロカルノ協定」という)第1条(3).(i)(第32類は除く)に基づく。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、ロカルノ協定による物品類のうち第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項による組物の区分は、別表5のとおりである。

1. 趣旨

デザイン(書体及び画像は除く)は、物品から離れて存在することができず、物品と一体不可分の関係にあるため、デザインが同一・類似であるとするためには、デザインが表現された物品が同一・類似でなければならない。

2. 判断基準

2.1 物品の同一・類似については、物品の用途、機能などに照らし、取引通念上同一・類似の物品として認められるか否かにより決定しなければならない。

***大法院2000フ3388(2001.6.29.言渡し)判決参照**

物品の同一・類似については、物品の用途、機能などに照らし、取引通念上同一・類似の物品として認められるか否かにより決定しなければならず、デザイン保護法施行規則で定める物品区分表はデザイン登録に係る事務の利便性のためのものであって、同種物品を法定するものではないため、物品区分表上同じ類別に属する物品であっても同種として認められない物品もあり、異なる類別に属する物品であっても同種として認められる場合がある。

2.2 「同一物品」とは、用途と機能が同一であるものをいう。

※「用途」とは、物品が実現しようとする使用目的であり、「機能」とは、用途を実現することができる構造・作用などをいう。

2.3 「類似物品」とは、用途は同一であるが、機能は異なるものをいう。

【例】「ボールペン」と「万年筆」、「置時計」と「腕時計」、「スタンドライト」と「照明灯」

2.4 非類似物品である場合であっても、用途上混用の可能性があるものは、類似する物品とみなすことができる。

※「混用」とは、用途は異なるが、機能は同一の物品について、用途を変更して使用することをいう。

【例】「携帯電話ケース」と「財布」

3. 判断方法

3.1 完成品(部品の総合体)と部品の類否判断は、次のとおりにする。

3.1.1 完成品と部品は、用途が異なる非類似物品とみなす。

※「部品」は、完成品の一部を構成する物品であり、分離が可能で独立した取引の対象となるものをいう。

【例】「自転車のハンドル」

※「付属品」は、完成品の用途を拡張する、又は機能を補助・補充する役割を果たす物品であり、それ自体として独立した取引の対象となるものをいう。

【例】 「自転車の反射鏡」

3.1.2 部品の構成が完成品に近い場合には、上記の3.1.1にもかかわらず、両物品は類似物品とみなし、デザインの類否判断を行う。

【例】 ① 「額縁」と「額縁のフレーム」

② 「腕時計」と「腕時計の本体」

③ 「眼鏡」と「眼鏡の縁」

*** 大法院91ド612(1991.11.26.言渡し)判決参照**

電球、電球ソケットと電子レンジ用一体型照明灯は、部分品と完成品の関係にあるとしても、部分品の構成が完成品に近い場合、二つの物品は類似物品とみなし、デザインの類否について判断することができ、電子レンジ用一体型照明灯を構成する電球、電球ソケットは、それぞれそれ自体として完成品に近い場合に該当するため、類似物品に該当する。

3.2 型とその型から作られる物品は、類似しないものとみなす。

【例】 「パン型」と「パン」

第2章 デザインの類否判断

関連法令

<デザイン保護法>

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかに該当するものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外において公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインに類似するデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が次の各号のいずれかにより容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条若しくは第90条第3項によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真若しくは見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン) 次の各号のいずれかに該当する

デザインについては、第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字又は標識と同一若しくは類似のデザイン
2. デザインが与える意味又は内容等が一般人の通常的な道德観念又は善良の風俗に反する、若しくは公の秩序を害するおそれがあるデザイン
3. 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるデザイン
4. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザイン

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自分の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下「基本デザイン」という)にのみ類似するデザイン(以下「関連デザイン」という)については、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って、第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず、関連デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項によりデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインにのみ類似するデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下「専用実施権」という)が設定されている場合、その基本デザインに係る関連デザインについては、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

第46条(先願) ①同一又は類似のデザインについて異なった日に2以上のデザイン登録出願があった場合、先にデザイン登録出願した者のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似のデザインについて同日に2以上のデザイン登録出願があった場合、デザイン登録出願人が協議して定めた一人のデザイン登録出願人のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインについてデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又は第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第1項及

び第2項を適用する時には初めからなかったものとみなす。ただし、第2項後段に該当するため第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

④無権利者がしたデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用する時には、初めからなかったものとみなす。

⑤特許庁長は、第2項の場合、デザイン登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告することを命じ、その期間内に申告がなければ第2項による協議は成立しなかったものとみなす。

1. 趣旨

デザインが同一・類似であるか否かは、新規性、先願、拡大された先願、デザイン権の効力などを判断するにあたり重要な要素であり、デザインが同一・類似であるためには、物品が同一又は類似であり、デザインの形態も同一又は類似でなければならない。

2. 判断の対象

2.1 デザインの類否判断の対象

2.1.1 同一又は類似の物品同士でのみデザインの類否判断を行う。

* 大法院98ド492(1999.12.28.言渡し)判決参照

デザインは物品から離れて存在することができず、物品と一体不可分の関係にあるため、デザインが同一・類似であるとするためには、デザインが表現された物品とデザインの形態が同一・類似でなければならない。物品の同一性については物品の用途、機能等に照らし、取引通念上同種物品として認められるか否かにより決定しなければならない。登録デザインが表現された物品がフレーム用骨組みであり、認容デザイン1が表現された物品はベルトコンベヤ用構造材、認容デザイン2が表現された物品は、その名称がベルトコンベヤ用構造材(A FRAME FOR BELT CONVEYOR)であるが、ベルトコンベヤ装置又は輸送用機械の骨組みを構成する部分に使用される物品であるとみなされる場合、フレーム用骨組みとベルトコンベヤ構造材

は、両方とも機械等の構造材として使用される点から、その用途と機能が同一・類似であるため、社会通念上同一・類似の物品に該当するとみなした事例

2.1.2 物品の類否判断によるデザインの類否判断は、次のとおりである。

区分	同一物品	類似物品	非類似物品
形状・模様・色彩が同一	同一デザイン	類似デザイン	非類似デザイン
形状・模様・色彩が類似			
形状・模様・色彩が非類似			

3. 判断方法

3.1 デザインの類否を判断する一般原則

3.1.1 デザインの類否判断は、一般需要者を基準として観察し、デザインの対象となる物品が流通過程においてその他物品と混同をもたらすおそれがあるか否かに基づいて判断する。なお、混同のおそれがあるほど類似はしないが、そのデザイン分野の形態的な流れに基づいて二つのデザインを観察し、創作の共通性が認められる場合にも、類似デザインとみなす。

3.1.2 類否判断は全体的に観察し、総合的に行う。

(1)「観察」は、肉眼で比較して観察することを原則とするが、デザインに係る物品の取引において、物品の形状などを拡大して観察することが通常である場合には、拡大鏡・顕微鏡などを使用して観察することができる。

(2)「全体的に判断する」とは、デザインを構成する各要素を分離して個別に対比するのではなく、その外観を全体的に対比観察し、見る側にとって異なる審美感を感じさせるか否かにより判断しなければならないことを意味するため、その支配的な特徴が類似する場合には、詳細な点において多少の差があるとしても類似するとみなす。

***大法院2010ダ23739(2010.9.30.言渡し)判決参照**

デザインの類否判断は、それを構成する各要素を分離して個別に対比するのではな

く、その外観を全体的に対比観察し、見る側にとって異なる審美感を感じさせるか否かにより判断しなければならないため、その支配的な特徴が類似する場合には、詳細な点において多少の差があるとしても類似するとみなさなければならない。

- (3) 常識の範囲内で物品の大小の差は、類否判断の要素として考慮しない。
- (4) 材質は、それ自体が模様や色彩として表現される場合にのみ、類否判断の要素として斟酌する。
- (5) 機能、構造、精度、耐久力、製造方法などは、それ自体が外観として表現されない限り、類否判断の要素とすることはできない。

3.1.3 デザインの類似範囲における幅の設定方法は、斬新なデザインであるほど類似の幅を広く設定し、同じ種類のものが多く出るほど幅を狭く設定する。

(1) 類似の幅が比較的広いもの

- ① 新しい物品
- ② 同じ種類の物品の中で、特に新しい部分を含むもの
- ③ 特異な形状又は模様

(2) 類似の幅が比較的狭いもの

- ① かつてからよく使われた、又は様々なデザインが多く創作されたもの
【例】ナイフ、食器、包装用容器など
- ② 単純な形態のものであり、かつてから使われてきたもの
【例】箸、便箋など
- ③ 構造的にそのデザインを大きく変化させることができないもの
【例】自転車、双眼鏡、運動靴、自動車用部品など

*** 大法院96フ2418(1997.10.14.言渡し)判決参照**

かつてからよく使われて複数のデザインが多様に考案されてきたもの又は構造的にそのデザインを大きく変化させることができないもの等は、デザインの類似範囲を比較的狭く設定しなければならない(大法院1997.10.14.言渡し96フ2418判決参照)、デザ

インの共通する部分が、その物品として当然あるべき部分ないしデザインの基本的又は機能的形態である場合には、その重要度は低く評価しなければならないため、このような部分が同一・類似であるという事情のみでは両デザインがお互い同一・類似であるとするはできず(大法院2005.10.14.言渡し2003フ1666判決参照)、デザインの類否判断は、そのデザインが表現された物品の使用時のみならず取引時の外観による審美感も同時に考慮しなければならない(大法院1996.1.26.言渡し95フ750判決参照)

㊦ 流行の変化に限界があるもの

【例】 紳士服、韓服など

3.2 デザインの形態による類否判断の方法

3.2.1 形状、模様及び色彩によるデザインの類否判断は次のとおりに行う。

- (1) 形状又は模様のいずれかが類似しなければ、原則として類似しないデザインとみなすが、形状や模様がデザインの美感に及ぼす影響の程度などを総合的に考慮し、デザイン全体として判断する。
- (2) 模様の類否判断は、主題(Motif)の表現方法や配列、模様の大さ及び色彩などを総合して行う。
- (3) 色彩は、模様を構成しない限り、類否判断の要素として考慮しない。

*大法院2005フ3307(2007.10.25.言渡し)判決参照

デザインを成す構成要素には、形状と模様のみならず色彩も含まれるが、対比する二つのデザインが形状と模様においては同一であって、色彩の構成においても地色になった部分と彩色された部分の位置、面積等基本的な彩色の構図が同一である場合、その二つのデザインの彩色された部分の具体的な色彩がその他色で選択されたという点のみでは、特別な事情がない限り、見る側が感じる審美感に差があるとみなすことはできない。

- (4) 新規性について公知デザインとの類似を判断する場合には、公知の形状を構成要素としている場合であっても、その部分が特別な審美感を起こさせることができないものでない限り、それをも含む全体として観察し、感じられる審美感により判断する。

***大法院2007フ4830(2009.1.30.言渡し)判決参照**

デザイン登録の要件としてデザインの同一又は類否を判断するとき、デザインの構成要素のうち物品の機能を確保するために必要な形状又は公知の形状部分があるとしても、それが特別な審美感を起こさせることができないものでない限り、それをも含む全体として観察し、感じられる装飾的審美感により判断しなければならず、見る方向により感じられる美感が同一である、又は異なる場合には、その美感が同一であると感じられる方向に置いてこれを対比し、類否判断を行わなければならない(大法院1992.11.10.言渡し92フ490判決、大法院2005.6.10.言渡し2004フ2987判決などを参照)

(5) 公知の形状に独特な模様が化体され、新しい美感を起こさせる場合には、模様的比重を置いて判断する。

3.2.2 物品のよく見える面に類否判断の比重を置く。

***大法院2010フ913(2010.7.22.言渡し)判決参照**

デザインの同一又は類否を判断するとき、デザインを構成する各要素を部分的に分離して対比するのではなく、全体と全体を対比観察し、見る側が感じる審美感の有無により判断しなかなければならず、この場合、デザインを見る側の注目を集めやすい部分を要部として把握し、それを観察し、一般需要者の審美感に差を生じさせるか否かの観点から、その類否判断を行わなければならない。

【例】①テレビ、エアコンなどは全体的に正面に比重を置く。

②洗濯機などは、全体的に底面の比重を少なくする。

③物品を購入するとき、一般需要者が重視する部分は、類否判断をするとき、比重を多くする。

3.2.3 物品の中に当然あるべき部分については、その重要度を低く評価し、様々な変化ができる部分を主に評価する。

【例】匙の場合、取っ手部分の形態に比重を置いて判断する。

***大法院2003フ1666(2005.10.14.言渡し)判決参照**

二つのデザインの共通する部分が、その物品として当然あるべき部分ないしデザインの基本的又は機能的形態である場合には、その重要度は低く評価しなければなら

ないため、このような部分が同一・類似であるという事情のみでは、二つのデザインがお互い同一・類似であるとみなすことはできない。

3.3 形態が変化するデザインの類否判断の方法

3.3.1 形態が変化するデザイン間における類否判断の場合、形態変化の前後又は一連の変化過程に基づいて互い同じ状態に対比し、全体的に判断する。

***大法院97フ3586(1999.10.8.言渡し)判決参照**

デザインの類否判断は、これを構成する各要素を分離して個別に対比するのではなく、その外観を全体的に対比観察し、見る側にとって異なる審美感を感じさせるか否かにより判断しなければならないため、その支配的な特徴が類似すれば、詳細な点において多少の差があるとしても類似するとみなさなければならず、一方、対比するデザインの対象物品がその機能ないし属性上の使用により当然形態が変化する場合には、そのような形態の変化も参酌し、その類否判断を全体的に行わなければならない。

3.3.2 形形態が変化するデザインと形態が変化しないデザイン間である場合には、形態が変化するデザインの静止状態及び動作中において基本的主体を成す姿が、形態が変化しないデザインと類似していれば、類似デザインとみなす。ただし、動作の内容が特異であれば類似しないデザインとみなす。

3.4 完成品(部品の総合体)と部品のデザイン間の類否判断の方法

3.4.1 完成品と部品は非類似物品であるため、法第46条(先願)を適用しない。

3.4.2 先願された完成品の公開又は公告の前に後願された部品は、完成品に係る先願が公開又は公告されたときに、法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)を適用して拒絶する。

3.4.3 公知された部品を利用した完成品は、その部品が公知となったことを理由に拒絶しない。

3.4.4 公知された完成品に付着された部品のデザインと同一又は類似である部品のデザインは、その完成品により公知されたデザインとみなし、法第33条(デザイン登録の

要件)第1項(新規性)各号を適用する。

- 【例】①「自転車」と「自転車のハンドル」
②「かばん」と「かばん生地」

3.5 合成物デザインの類否判断の方法

3.5.1 「合成物」とは、数個の構成部分の結合からなる物品であり、一つの物品として扱われる。

【例】将棋の駒、トランプ、花札、完成形が単一な組立玩具

3.5.2 合成物のデザインは、構成各片が集められた全体を一つのデザインとみなし、対比判断する。

3.5.3 完成形態が様々な組み立て玩具のように、構成各片の一つがデザイン登録の対象となる場合、その組み立て玩具と構成各片の類否判断は、上記の完成品と部品のデザインの類否判断に準じて行う。

3.6 部分デザインの類否判断の方法

3.6.1 デザインが属する分野における通常の見識に基づいて、次の各号の要素を総合的に考慮して判断する。

- (1) デザインの対象となる物品
- (2) 部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分の機能・用途
- (3) 当該物品のうち、部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲
- (4) 部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

3.6.2 上記3.6.1の(1)から(4)までについて、いずれも同一である場合、二つのデザインは同一デザインとみなし、そのうち一つ以上が類似し残りは同一、又はいずれも類似する場合、二つのデザインは類似するデザインとみなし、そのうち一つ以上が類似しない場合、二つのデザインは非類似であると判断する。

ただし、二つのデザインの登録を受けようとする部分デザインは同一であるが、部分

デザインとして登録を受けようとする部分以外の形状又はこれに含まれた模様に差がある場合には、このような差が極めて微細であり、全体的に審美感が同一である場合のみ、二つのデザインは同一デザインとみなす。

3.7 組物のデザインの類否判断は、一組の物品全体として行う。

3.8 書体デザインの場合、多数の書体が開発され、文字の基本形態と可読性を考慮して構造的にそのデザインを大きく変化させることができないため、類似の幅を狭く設定して判断する。

3.9 画像デザインの類否判断は、画像の形態、用途又は機能の同一・類似、混用可能性に基づいて行い、画像の形態の類似性については、一般的なデザインの類否判断基準に従う。

3.9.1 「物品の部分に表現された画面デザイン」と物品から独立した「画像デザイン」は、画像の形態が同一・類似であっても、物品面においてお互い異なるため、物品の非類似と扱われ、原則として類似しないものと判断する。

3.9.2 ただし、デザイン登録出願された方式は画像デザインと物品の部分デザインとしてそれぞれ異なるが、具体的に具現される「物品の部分に表現された画面デザイン」と物品から独立した「画像デザイン」が、実際のその用途と機能の面において同一・類似である場合、又は混用可能性のある場合、両デザインはお互い類似するものと判断することができる。

第4部 出願の補正及び分割

第1章 出願の補正

第2章 職権補正

第3章 出願の要旨変更及び補正却下

第4章 出願の分割

第1章 出願の補正

関連法令

<デザイン保護法>

第48条(出願の補正と要旨変更) ①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に、単独デザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期にすることができる。

1. デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで
2. 第64条による再審査を請求するとき
3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に係る審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであってデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出したときにデザイン登録出願をしたものとみなす。

第49条(補正却下) ①審査官は、第48条による補正がデザイン登録出願の要旨を変更するものであるときには、決定によりその補正を却下しなければならない。

②審査官は、第1項による却下決定をした場合には、その決定謄本をデザイン登録出願人に送達した日から30日を経過する前までは、そのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインについて却下決定をした場合には、その一部デザインを

いう)に係るデザイン登録可否決定をしてはならない。

③審査官は、デザイン登録出願人が第1項による却下決定について第119条により審判を請求した場合には、その審決が確定されるまでそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインに係る却下決定について審判を請求した場合には、その一部デザインをいう)の審査を中止しなければならない。

④第1項による却下決定は書面をもってしなければならず、その理由を附さなければならない。

第186条(出願補正の特例) ①第48条第1項を国際デザイン登録出願について適用するときに「図面の記載事項又は写真若しくは見本」は「図面の記載事項」とする。

②国際デザイン登録出願については、第48条第3項を適用しない。

③第48条第4項を国際デザイン登録出願について適用するときに「第1項から第3項までの規定」は「第1項及び第2項」とし、「第62条によるデザイン登録拒絶決定」は「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日から第62条によるデザイン登録拒絶決定」とする。

④第48条第5項を国際デザイン登録出願について適用するときに「第1項から第3項までの規定」は「第1項及び第2項」とする。

<デザイン保護法施行規則>

第26条(書類等の補正) ①法第47条、第48条、第64条、第128条、第186条若しくはこの規則第46条により補正 [「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」(1999年世界知識財産機構によりジュネーブ外交会議で採択された条約をいい、以下「ハーグ協定」という)第1条(vii)による国際出願(以下「国際出願」という)に係る補正は除く] しようとする者(法第47条第3号に該当して手数料を補正しようとする者は除く)は、別紙第2号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長、特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

1. 補正内容を証明する書類1通

2. 代理人により手続をする場合にはその代理権を証明する書類1通

②法第47条第3号に該当して手数料を補正しようとする者は、「特許料等の徴収規則」別紙第1号の2書式の納付書を提出する。

1. 趣旨

「出願の補正」とは、デザイン登録出願の内容や形式に非がある場合、一定の範囲内でこれについて訂正、補充することをいい、このような制度を設けた理由は、先願主義の下において出願書の記載しや図面の表現が完全ではない場合、出願書などの補正が認められなければ先願の利益が喪失されるおそれがあるためである。

2. 補正の主体

2.1 出願を補正することができる者は出願人である。

2.2 共同出願人である場合、出願人が共同で補正することもでき、法第13条(複数当事者の代表)第1項により、各自が全員を代表して補正することもできる。

3. 補正の対象

3.1 実体的補正

3.1.1 出願書の記載事項、図面、写真、若しくは見本(国際デザイン登録出願の場合、写真及び見本は除く)及び図面の記載事項に係る補正

3.2 出願の変更

3.2.1 関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に、単独デザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更することができる。

3.2.2 デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更することができる。ただし、国際デザイン登録出願は除く。

4. 補正の範囲

4.1 補正は、当初の書類などの誤記や不明確な記載などを訂正又は補充するものであり、最初出願の要旨を変更しない範囲内で可能である。

5. 補正の時期

5.1 補正は、下記の期間内にのみ可能であり、それでない場合には補正書を返戻する。

5.1.1 (国内出願)デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで

(国際デザイン登録出願)国際登録公開があった日からデザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで

5.1.2 (法第64条により再審査を請求する場合)再審査を請求するとき

※審判手続きに係る補正期間

(1) (法第120条によりデザイン登録拒絶決定に係る審判を請求する場合)審判請求日から30日以内

(2) (登録拒絶決定に係る審判において審判官が他の拒絶理由を発見し、拒絶理由通知と同時に意見書を提出する機会を与えた場合)拒絶理由通知による意見書提出期間まで(法124条)

6. 補正の方法

6.1 補正をしようとする者は、補正書(規則別紙第2号書式)に補正内容を証明する書類を添付して特許庁長、特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。(規則第26条第1項)

6.1.1 代理人により手続きをする場合には、代理権を証明する書類を追加で添付しなければならない。

7. 補正の効果

7.1 補正が要件を満足する場合、該当書類は補正された後の状態で出願当時に提出されたものとみなす。

7.2 補正が最初出願の要旨を変更するものと登録可否決定前に認められる場合には却下する。(法第49条第1項)

7.3 補正が最初出願の要旨を変更するものとデザイン権の設定登録があった後に認められる場合には、その補正書を提出したときに出願したものとみなす。(法第48条第5項)

第2章 職権補正

関連法令

<デザイン保護法>

第66条(職権補正) ①審査官は、第65条によるデザイン登録決定をするときにデザイン登録出願書又は図面に記載された事項が明らかに間違っていた場合には、職権で補正(以下「職権補正」という)をすることができる。

②第1項により審査官が職権補正をした場合には、第67条第2項によるデザイン登録決定謄本の送達とともにその職権補正事項をデザイン登録出願人に知らせなければならない。

③デザイン登録出願人は、職権補正事項の全部又は一部を受け入れることができない場合には、第79条第1項によりデザイン登録料を払うまでその職権補正事項に関する意見書を特許庁長に提出しなければならない。

④デザイン登録出願人が第3項により意見書を提出した場合、当該職権補正事項の全部又は一部は最初からなかったものとみなす。

⑤第4項により職権補正の全部又は一部が最初からなかったものとみなす場合、審査官はそのデザイン登録決定を取り消して最初から再審査しなければならない。

第195条(職権補正の特例) 国際デザイン登録出願については、第66条を適用しない。

1. 趣旨

職権補正制度は、出願書又は図面に記載された事項に明らかな誤記がある場合、別途補正を要求せず、審査官の職権で補正することができるようにしたものである。これは、明らかな誤記について別途の拒絶理由を通知する場合、審査の不必要な遅延が見込まれるため、出願人の利便性を高めるとともに審査遅延を避けるためである。

2. 職権補正の時期

2.1 審査官は、デザイン登録出願(国際デザイン登録出願は除く)について登録決定をするとき、デザイン登録出願書又は図面の記載事項に明らかな誤記がある場合には、職権で補正することができる。

【例】「デザインの説明」欄などに記載された内容のうち「考案」を「創作」に、「意匠」を「デザイン」に職権で補正する場合

3. 職権補正の対象

3.1 職権補正のできる「明らかな誤記がある場合」とは、デザインの説明、図面の記載などを参酌して出願人の当初の意図が明確に分かる単純な誤記のことをいい、審査官の職権で補正しても該当デザイン登録時の権利範囲の解釈やデザインの実施に影響がない場合をいう。ただし、以下のような場合であっても出願人の意図を明確に把握できない場合には、職権で補正しない。

【例】職権補正ができる場合

区分	職権補正の前	職権補正の後	備考
デザインの説明	1. 材質は〇〇〇である、2. 本願デザインは〇〇〇である、4. 図面 1.1 は〇〇〇である、5. 参考図面 1.1 は〇〇〇である	1. 材質は〇〇〇である、2. 本願デザインは〇〇〇である、3. 図面 1.1 は〇〇〇である、4. 参考図面 1.1 は〇〇〇である。	明らかな誤記
	13. 本願の物品は【参考図面 2.2】に図示した	13. 本願の物品は【参考図面 1.2】に図示した	提出した図面には図面番号が順次に、参考図面 1.2、参考図面 1.3……として記載されているが、デザインの説明に記載された内容には、明ら

			かな誤記として2.2を1.2とみなすことができる場合
物品の名称	「カビン」	「カバン」	物品の名称が「カビン」となっていて、デザインもカバンの形態をしている場合

3.2 以下のような場合は、明らかな誤記とみなすことができないため、意見提出通知による補正又は出願人自らの補正により誤記を補正しなければならない。

3.2.1 図面の名称を変更する場合

【例】基本図面 → 参考図面、参考図面 → 基本図面

3.2.2 図面の名称が同一であっても図面番号が変更される場合

【例1】参考図面1.1 → 参考図面1.2

【例2】参考図面1.2 → 参考図面1.1、参考図面1.2

3.2.3 物品の国際分類を変更する場合

3.2.4 デザインの説明と図面が一致しない場合

【例】デザインの説明において、図面1.1は正面図であるといいながら図面1.1に背面図を添付した場合

3.2.5 書誌事項の物品の名称とデザイン説明の物品の名称が同一でない場合、デザイン説明の物品の名称を変更する場合

3.3 国際デザイン登録出願に係る職権補正は、法第195条(職権補正の特例)により許されない。

4. 職権補正の手続き

4.1 職権補正をした場合には、デザイン登録決定謄本の送達とともにその内容を出願人

に知らさなければならない。

4.2 出願人が職権補正の一部又は全部を受け入れることができない旨の意見書を提出した場合には、職権補正がなかったものとみなし、デザイン登録決定を取り消し、最初から審査し直すこととする。

第3章 出願の要旨変更及び補正却下

関連法令

<デザイン保護法>

第48条(出願の補正と要旨変更) ①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に、単独デザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期にすることができる。

1. デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで
2. 第64条による再審査を請求するとき
3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に係る審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであってデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出したときにデザイン登録出願をしたものとみなす。

第49条(補正却下) ①審査官は、第48条による補正がデザイン登録出願の要旨を変更する

ものであるときには、決定によりその補正を却下しなければならない。

②審査官は、第1項による却下決定をした場合には、その決定謄本をデザイン登録出願人に送達した日から30日を経過する前までは、そのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインについて却下決定をした場合には、その一部デザインをいう)に係るデザイン登録可否決定をしてはならない。

③審査官は、デザイン登録出願人が第1項による却下決定について第119条により審判を請求した場合には、その審決が確定されるまでそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインに係る却下決定について審判を請求した場合には、その一部デザインをいう)の審査を中止しなければならない。

④第1項による却下決定は書面をもってしなければならず、その理由を附さなければならない。

第119条(補正却下決定に係る審判) 第49条第1項による補正却下決定を受けた者がその決定に不服するときには、その決定謄本の送達があった日から30日以内に審判を請求することができる。

第186条(出願補正の特例) ①第48条第1項を国際デザイン登録出願について適用するときに「図面の記載事項又は写真若しくは見本」は「図面の記載事項」とする。

②国際デザイン登録出願については、第48条第3項を適用しない。

③第48条第4項を国際デザイン登録出願について適用するときに「第1項から第3項までの規定」は「第1項及び第2項」とし、「第62条によるデザイン登録拒絶決定」は「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日から第62条によるデザイン登録拒絶決定」とする。

④第48条第5項を国際デザイン登録出願について適用するときに「第1項から第3項までの規定」は「第1項及び第2項」とする。

附則

第7条(職権補正に係る適用例) 第66条の改正規定は、同法の施行前に出願されたデザイン登録出願として同法の施行後にデザイン登録決定をするときにも適用する。

<デザイン保護法施行規則>

第44条(補正の却下決定) 審査官は、法第49条第1項による補正の却下決定をしようとする場合には、これを特許庁長に報告し、その決定書を作成してそこに氏名を記載し、捺印しなければならない。

1. 趣旨

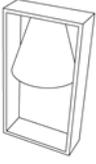
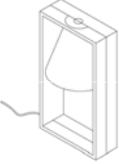
「デザイン登録出願の要旨」とは、そのデザインが属する分野における通常の知識に基づいて、出願書の記載、図面及び図面の記載などから直接導き出されるデザインの具体的な内容をいう。出願の補正は、要旨を変更しない範囲内で行うことができるように制限している。これは、最初のデザイン登録出願を自由に補正する場合、先願主義の趣旨に違反し、第三者に不利益を与える可能性があり、審査の進行が困難になりかねないためである。

2. 要旨変更の判断基準

2.1 出願書に記載されたデザインの対象となる物品、出願書に添付された図面(3Dモデリング図面及び見本を含む)及び図面の記載事項などを総合的に判断し、最初に出願されたデザインと補正されたデザイン間で同一性が維持されない場合には、要旨変更であると判断する。

そこで、条約による優先権主張を伴うデザイン登録出願の要旨変更可否について判断するときには、優先権証明書類を参酌する。

【例】第1国の出願デザインを参酌して補正を認めた「照明灯用本体」

		
第1国出願デザイン	韓国出願デザイン	補正されたデザイン

3. 要旨変更の判断の方法

3.1 図面(写真、見本を含む)及び図面の記載事項の要旨変更

3.1.1 図面(写真、見本を含む)及び図面の記載事項に係る補正が次のいずれかに該当する場合、要旨変更該当する。

(1) 最初の図面などに表現された形状・模様や色彩上の付加、削減、変更などにより物品の外観に影響があった場合。ただし、その付加、削減、変更などが外観にほぼ影響を与えない軽微な程度のもは例外とする。

(2) 図面の中、不一致する一面を中心にその他図面を訂正することにより、最初に提出した図面から想起されるものと異なるデザインになる場合

(3) 図面には形状のみが描かれていて、「デザインの説明」欄に色の区分又は色が薄いと説明されているものを、その説明のように図面を補正したものが通常その物品として実施される程度の常識的な表現でない場合

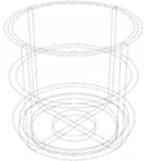
(4) 複数デザイン登録出願の出願書に記載されたデザインの数に合わせて図面を追加提出する場合

【例】デザイン登録出願書の「デザインの数」は10と記載されているが、9の図面のみ添付されていて、一つのデザインに係る図面を追加提出する場合

(5) 図面を補正又は追加提出する場合、最初出願時に提出された図面から当然導き出されることができる一般的な形状を表現しているものと判断されない場合

(6) 添付図面から推測して常識的に判断される範囲を逸するほどデザインの説明を補正する場合

(7) ワイヤフレームの図面をレンダリング又は線図に補正し、デザインの構成要素が変更されたことにより、デザイン間の同一性が維持されない場合

補正前の図面(ワイヤフレーム)	補正後の図面(レンダリング)
	

(8) デザインを構成する文字を削除する場合、文字の単純な配列でない独特な書体と比率で図案化された文字又はデザインの要素の強い文字を削除する場合

3.1.2 図面(写真、見本を含む)及び図面の記載事項に係る補正が次のいずれかに該当する場合、要旨変更には該当しない。

(1) 図面として提出したデザインを写真若しくは見本に補正し、又は逆に写真若しくは見本として提出したデザインを図面に補正する場合、図面若しくは写真などをそのまま実施すればそうなるかと推測できる範囲内で補正する場合。

(2) 3Dモデリング図面として提出された3次元モデリングファイルを実行するとき、図面の一部が壊れ、又は裂ける現象が発生した場合、デザインの同一性が認められる範囲内で同じ3Dモデリング図面に補正する場合

(3) 図面などが小さ過ぎる又は鮮明でない場合、最初に出願したものと同一性を喪失しない範囲内で適当な大きさ又は鮮明なものに補正する場合

(4) 鮮明な写真であっても背景など不要なものが撮影されているためデザインが正確に分からない場合、その背景、陰影などを除去するために補正する場合

(5) 図形の中に陰影、指示線、その他デザインを構成しない線・符号又は文字などを表現している場合、これらを除去するために補正する場合

(6) デザインの説明や図面などの誤記の訂正、又は微細な部分の不明確さを明確にする場合

(7) 複数デザイン登録出願されたデザインの一部を取り下げるために出願デザインの一部を削除補正する場合。ただし、国際デザイン登録出願は除く。

(8) デザインの創作内容の要点を変更する場合

※デザインの創作内容の要点は、権利範囲に影響を与えないため、その変更は要旨変更とみなさない。

- (9) 国際デザイン登録出願として複数デザインを出願する場合、一部デザインでのみ全体的形状を具体的に図示し、その他デザインでは十分に図示しなかったとき、図面を追加する補正が最初の出願書に含まれた図面から推測できる程度の補正である場合
 ※この場合、出願書の記載事項、図面及び図面の記載事項を考慮して判断

	最初の出願					
M001						
	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6
M002						
						2.6



	補正					
M002						
	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6

- (10) 写真を線図に補正する場合(逆の場合を含む)、カメラの角度によるデザインを構成しない陰影が異なるのみで、写真と線図の表現は同一である場合
- (11) レンダリング図面を線図に補正する場合(逆の場合を含む)、光源による影や濃淡の変化があるのみで、線図と表現は同一である場合
- (12) デザインに含まれる文字のうち、装飾機能はなく、ただ情報伝達を目的とする文字(普通の方法で出所を表示する文字を含む)を削除する場合、又はデザインを構成しない文字、中心線、指示線、符号などを削除する場合

※第2部第1章(工業上の利用可能性)の2.2.26(図面内に文字などがある場合)を参照

3.2 デザイン登録出願書の記載事項に係る要旨変更

3.2.1 デザインの対象となる物品の名称が同一物品以外の物品に補正される場合、要旨変更該当する。ただし、最初に提出した図面などに基づいて判断し、単純な錯誤や誤記を訂正するものと認められる場合には、例外とする。

【要旨が変更された例】物品の名称を「お皿」から「灰皿」に変更

3.2.2 物品の名称など、デザイン登録出願書の記載事項に係る補正が次のいずれかである場合、要旨変更該当しない。

(1) デザインの対象となる物品の名称の誤記を訂正する、又は不明確なものを明確にする場合

(2) 物品の範囲が包括的である名称をその下位概念に属する具体的な名称に補正する場合には、要旨変更該当しない。

【例】「屋外照明灯」を「街路灯」に変更

(3) 複数デザイン登録出願において出願書に記載されたデザインの数に添付された図面上のデザインの数に合わせて補正する場合。ただし、国際デザイン登録出願は除く。

(4) 法第48条(出願の補正と要旨変更)第2項により関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に変更する補正及び単独デザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をする場合

(5) 法第48条(出願の補正と要旨変更)第3項によりデザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に変更する補正及びデザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をする場合

4. 部分デザインの要旨変更

4.1 部分デザインの補正における要旨変更の判断基準

4.1.1 「部分デザインにおける要旨変更」とは、次の各号の要素を総合的に判断し、最初に出願されたデザインと補正されたデザイン間で同一性が維持されないものをいう。

(1) デザインの対象となる物品

(2) 部分デザインとして登録を受けようとする部分の機能・用途

(3) 当該物品のうち、部分デザインとして登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲

(4) 部分デザインとして登録を受けようとする部分の形状・模様・色彩若しくはこれ

らの結合

4.2 部分デザインの要旨変更

4.2.1 部分デザインの補正が次のいずれかに該当する場合、要旨変更該当する。

(1) 部分デザインとして登録を受けようとする部分でない部分を部分デザインとして登録を受けようとする部分に補正する、若しくはその逆の場合、又は部分デザインとして登録を受けようとする部分でない部分の補正により登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が変更された場合

(2) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインを削除する補正

(3) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても、部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不明な場合、部分デザインを削除する補正

(4) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても、部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不明な場合、部分デザインを追加する補正

(5) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインを追加する補正

(6) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正

(7) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が不明な場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正

4.2.2 部分デザインの補正が次のいずれかに該当する場合、要旨変更該当しない。

(1) 部分デザインとして登録を受けようとする部分でない部分を補正しても、登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は変更しない場合

(2) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインを削除する補正

(3) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインを追加する補正

(4) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正

(5) 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願であることが明確であり、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が当然導き出される場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正

5. 補正の却下

5.1 補正が最初の出願書の記載事項、添付された図面及び図面の記載事項の要旨を変更するものである場合、法第49条(補正却下)により補正却下決定をする。

5.2 補正却下決定は、次の手続きに従う。

5.2.1 出願書とそれに添付された図面及び図面に記載された事項に係る補正が最初の出願の要旨を変更するものであるときには、決定をもって却下する。

5.2.2 補正却下決定をした場合には、その決定謄本を出願人に送達した日から30日を経過する前までは、その出願(複数デザイン登録出願の一部デザインについて補正却下決定をした場合には、その一部デザイン)について登録可否決定をしてはならない。

5.2.3 出願人が法第119条(補正却下決定に係る審判)により審判を請求した場合には、その審決が確定されるまでその出願(複数デザイン登録出願の一部デザインについて審判を請求した場合には、その一部デザイン)の審査を中止しなければならない。

5.2.4 補正却下決定は書面をもってしなければならない、理由を附さなければならない

5.2.5 補正却下が確定された場合、補正がなかった状態のデザイン登録出願書により審査手続きが行われる。

第4章 出願の分割

関連法令

<デザイン保護法>

第41条(複数デザイン登録出願) デザイン登録出願をしようとする者は、第40条第1項にかかわらず、産業通商資源部令で定める物品類の区分で同じ物品類に属する物品については100以内のデザインを1デザイン登録出願(以下「複数デザイン登録出願」という)とすることができる。この場合、1デザインごとに分離して表現しなければならない。

第50条(出願の分割) ①次の各号のいずれかに該当する者は、デザイン登録出願の一部を1以上の新しいデザイン登録出願に分割してデザイン登録出願をすることができる。

1. 第40条に違反して2以上のデザインを1デザイン登録出願として出願した者
2. 複数デザイン登録出願をした者

②第1項により分割されたデザイン登録出願(以下「分割出願」という)がある場合、その分割出願は最初にデザイン登録出願をしたときに提出したものと同様とする。ただし、第36条第2項第1号又は第51条第3項及び第4項を適用するときには、この限りでない。

③第1項によるデザイン登録出願の分割は、第48条第4項による補正をすることができる期間にすることができる。

第187条(分割出願の特例) ①第50条第1項を国際デザイン登録出願について適用するとき、「デザイン登録出願の一部」は「第63条による拒絶理由通知を受けた場合にのみデザイン登録出願の一部」とする。

②第50条第3項を国際デザイン登録出願について適用するとき「第48条第4項」は「第186条第3項」とする。

<デザイン保護法施行規則>

第46条(出願の分割) 法第50条第1項第1号又は第2号に該当し、デザイン登録出願の一部を一つ以上の新しいデザイン登録出願に分割しようとする者は、原出願の内容を一つ若しくは二つ以上のデザイン登録出願に補正すると同時に分割されるデザインについて、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面(写真・見本)1通(分割出願が複数デザイン登録出願の場合は、各デザインごとに1通)
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令で別途定めている場合には、その証明書類1通

1. 趣旨

デザイン登録出願は1デザイン1出願を原則としている。したがって、2以上のデザインを1デザイン登録出願として出願した場合又は複数デザイン登録出願の一部を1以上の新しいデザイン登録出願として分割しようとする場合には、デザイン登録出願を分割することができ、その分割出願の出願日は、最初に出願をしたときに申請したものに基づいて認めることにより、出願人に手続き上の便宜を提供している。

2. 分割出願の要件

2.1 分割出願の主体

2.1.1 分割による新しい出願の出願人は、原出願の出願人と同一人又はその承継人とならなければならない。

2.2 分割出願の対象

2.2.1 分割の対象となる出願は、審査又は審判で係属しているものであり、次の一つに該当しなければならない。

(1) 法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第1項の1デザイン1デザイン登録出願の原則に違反して2以上のデザインを1デザイン登録出願したもの

【例】① 出願書又は図面の「デザインの対象となる物品」欄に「バイク及びバイク玩具」のように二つ以上の物品の名称を記載したもの

② 図面に「椅子」に関してそれぞれ異なる形態で構成された二つ以上のデザインを図示したもの

③ 部分デザイン登録出願の図面に形態的又は機能的に一体性が認められず、物理的に分離された2以上の部分を「部分デザインとして登録を受けようとする部分」に図示したもの

(2) 法第41条(複数デザイン登録出願)により複数デザイン登録出願したもの

(3) 複数デザイン登録出願された一つの一連番号のデザインに2以上のデザインを図示したもの

(4) 複数デザイン登録出願に物品類が異なる物品が含まれているもの

(5) 法第42条(組物のデザイン)第1項による組物のデザインの成立要件を満たさなかったもの

(6) 形態が変化するデザインとして出願されたものであり、変化課程がない、又は変化過程において一定性及び統一性のないデザインを1デザイン登録出願したもの

2.2.2 分割による新しい出願のデザインは、原出願に含まれていた二つ以上のデザインのうち一つと同一でなければならない。

2.2.3 分割の対象とならない場合の例

(1) 1デザイン1デザイン登録出願として出願した完成品デザインに係るデザイン登録出願をそれぞれの部品別に分割したもの

(2) 組物のデザインの要件を満たしているデザイン登録出願を各構成物品別に分割したもの

(3) 物理的に分離された2以上の部分が形態的又は機能的に一体性が認められ、1デザ

イン1デザイン登録出願の要件を満たす部分デザイン登録出願をそれぞれの部分に分割したもの

(4) 形態が変化するデザインとして出願されたものであり、変化過程が明確で変化過程において一定性及び統一性のあるデザイン登録出願の一部を分割したもの

2.2.4 国際デザイン登録出願は、第63条による拒絶理由を通知した場合にのみ出願の一部を分割してデザイン登録出願することができる。

3. 分割出願の時期

3.1 出願(国際デザイン登録出願は除く)の分割は、法第48条(出願の補正と要旨変更)第4項により、デザイン登録出願の補正することができる時期(デザイン登録可否決定の通知書が発送される前までに、再審査を請求するとき、デザイン登録拒絶決定に係る審判を請求する場合にはその請求日から30日以内)に行うことができる。

3.2 国際デザイン登録出願の分割は、拒絶理由通知を受けた場合であり、法第186条第3項により、デザイン登録出願の補正することができる時期(デザイン登録可否決定の通知書が発送される前までに、再審査を請求するとき)に行うことができる。

4. 分割出願の方法

4.1 二つ以上のデザインを一つのデザイン登録出願として出願した場合、出願の分割は次のとおりにする。

4.1.1 一つの出願になっている二つ以上のデザインのうち、一つのデザインのみ登録を受けようとする場合には、原出願を一つのデザインに係る出願に補正しなければならない。

4.1.2 一つの出願になっている二つ以上のデザインを二つ以上のデザイン登録出願に分割しようとする場合には、原出願を一つのデザインに係る出願に補正するとともに、

残っているデザインのうち登録を受けようとするデザインごとに分割して出願しなければならない。

4.2 組物のデザインとして出願されたが、その成立要件を満たさなかった場合には、構成物品別のデザインごとに分割して出願することができる。

【例】①「一組のテコンドー着セット」を出願し、テコンドー着の上着と山登服の下衣の図面を提出した場合

②「一組の履物入れ及びブランドセルセット」を出願し、これらの物品に旅行用カバンを含めて提出した場合

4.3 複数デザイン登録出願に係る出願の分割は次のとおりにする。

4.3.1 出願の分割により出願デザインの数に変更された場合、原出願の出願書及び図面を補正するとともに、分割されるデザインは、規則〔別紙第3号書式〕(デザイン登録出願書)により分割して出願しなければならない。

(1) 出願の分割により原出願が一つのデザインのみ出願することになっている場合には、原出願の出願書上の「複数デザイン」の表示を「1デザイン」に補正しなければならない。

(2) 出願の分割は、通常のデザイン登録出願と同じ手続きにより出願書を提出する。

4.3.2 複数デザイン登録出願された一つの一連番号のデザインに二つ以上のデザインが含まれた場合、分割して出願し、又はそれぞれ一つの一連番号のデザインに補正しなければならない。ただし、図面を補正することにより出願デザインの数が増える場合には、分割して出願しなければならない。

4.3.3 分割出願について新規性喪失の例外規定を適用し、又は優先権を主張しようとする場合には、分割出願書にその旨を記載し、その主張に必要な証明書類を規定された日まで提出しなければならない。

4.3.4 法第36条(新規性喪失の例外)第2項又は法第51条(条約による優先権主張)第4項により提出しようとする証明書の内容が既に提出された証明書の内容と同一であるため、それを援用しようとする場合には、当該書式の添付書類欄にその旨を明白に記載することにより、その証明書を代えることができる。(規則第23条)

5. 分割出願の不認定

5.1 分割出願の不認定手続き

5.1.1 分割の要件を満たさなかった場合、分割出願不認定予告通知をし、意見書を提出する機会を与えなければならない。

5.1.2 不認定予告通知により提出された意見にもかかわらず、出願の分割を認めることができない場合には、分割出願不認定通知をしなければならない。

5.2 分割出願の不認定の効果

5.2.1 出願の分割が認められない新しいデザイン登録出願は、分割があった時に出願したものとみなす。

5.2.2 分割することができる期間を経過して行った分割出願は返戻対象となる。

6. 分割出願の効果

6.1 分割の要件を満たす場合、新しい出願は最初に出願した時に出願したものとみなす。したがって、最初出願日と分割出願日の間に出願されたその他デザイン登録出願やその間に公知されたデザインなどにより拒絶決定されない。

6.2 次の規定を適用するにおいては、分割出願した時を基準とする。

6.2.1 法第36条(新規性喪失の例外)第2項による新規性喪失の例外の主張の時期及び証明書類の提出期間

6.2.2 法第51条(条約による優先権主張)第3項及び第4項による優先権主張の時期及び証明書類の提出期間

第5部 審査一般

第1章 デザイン登録出願書類

第2章 審査手続き

第3章 秘密デザイン

第4章 条約による優先権主張

第5章 出願公開

第6章 情報提供

第7章 優先審査

第8章 再審査

第9章 デザイン一部審査登録出願の審査

第10章 デザイン一部審査登録異議申立ての審査

第11章 部分デザイン

第12章 組物のデザイン

第13章 国際デザイン審査基準の特例

第1章 デザイン登録出願書類

関連法令

<デザイン保護法>

第37条(デザイン登録出願) ①デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載したデザイン登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び営業所の所在地)
2. デザイン登録出願人の代理人がいる場合、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
3. デザインの対象となる物品及び第40条第2項による物品類(以下「物品類」という)
4. 単独デザイン登録出願又は関連デザインのデザイン登録出願(以下「関連デザイン登録出願」という)の可否
5. 基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第35条第1項により関連デザインとしてデザイン登録を受けようとする場合に限り該当する)
6. デザインを創作した者の氏名及び住所
7. 第41条による複数デザイン登録出願の可否
8. デザインの数及び各デザインの一連番号(第41条により複数デザイン登録出願をする場合に限り該当する)
9. 第51条第3項に規定された事項(優先権を主張する場合に限り該当する)

②第1項によるデザイン登録出願書には、各デザインに係る次の各号の事項を記載した図面を添付しなければならない。

1. デザインの対象となる物品及び物品類
2. デザインの説明及び創作内容の要点
3. デザインの一連番号(第41条により複数デザイン登録出願をする場合に限り該当する)

③デザイン登録出願人は、第2項の図面に代えて、デザインの写真又は見本を提出することができる。

④デザイン一部審査登録出願をすることができるデザインは、物品類の区分のうち産業通商資源部令で定める物品に限定する。この場合、当該物品に対してはデザイン一部審査登録出願としてのみ出願することができる。

⑤第1項から第4項までの規定以外にデザイン登録出願に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第93条(登録デザインの保護範囲) 登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付された図面・写真又は見本と図面に記載されたデザインの説明に従って表現されたデザインにより定められる。

第181条(デザイン登録出願の特例) ①国際デザイン登録出願について同法を適用するときに国際登録公開は、第37条第1項によるデザイン登録出願書の提出とみなす。

②国際デザイン登録出願について同法を適用するときに国際登録簿に登載された事項と図面は、第37条第1項及び第2項によるデザイン登録出願書の記載事項と図面とみなす。

③国際デザイン登録出願については、第37条第2項第2号のうち創作内容の要点及び同条第3項を適用しない。

<デザイン保護法施行規則>

第35条(デザイン登録出願書) ①法第37条第1項によりデザイン登録出願をしようとする者は、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面又は写真若しくは見本1通(複数デザイン登録出願の場合は、各デザインごとに1通をいう)
2. 代理人により手続を進める場合には、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令で別途定めている場合は、その証明書類1通

②第1項第1号による図面は、別紙第4号書式に基づいて作成し、登録を受けようとするデザインの全体的な形態を明確に表現しなければならない。ただし、書体デザイン

の場合には、別紙第5号書式に基づき作成しなければならない。

③第1項第1号による図面のうち、法第2条第2号による書体デザインの図面は、別表1のとおりである。

④法第37条第2項による図面のデザインの説明欄には、別表2の記載事項を記載し、同図面の創作内容の要点欄は、別表3の記載方法に従って記載する。

第36条(図面に代えた写真又は見本の提出) ①法第37条第3項により図面に代えて写真を提出する場合、その写真にはデザインの対象となる物品が明瞭に表現されなければならない。

②法第37条第3項により図面に代えて提出する見本は、特別の事由があると特許庁長が認める場合以外には、次の各号の要件を備えなければならない。

1. 見本1個とその見本を撮影した写真1枚を提出すること
2. 見本の規格は、厚さ1センチメートル、横15センチメートル、縦22センチメートル以内にすること。ただし、薄い布又は紙等を使用する場合には、横と縦の合計を200センチメートル以下にすることができる。
3. 見本は破損・変形又は変質しないこと
4. 見本は取扱い又は保存が容易であること
5. 見本を用紙に貼る場合には、容易に外れるおそれがないようにすること

【別表2】 デザインの説明欄の記載事項(第35条第4項関連)

1. 物品の説明：物品の使用目的・使用方法、材質又は大きさ等の説明が必要であると認められる場合には、それについて説明

【例】 このデザインは、電気スタンドであり、背面にマイナスイオンの発生装置を備えている。材質は、笠の部分はガラス材質であり、ボディ部分は球形の突起が形成されている鉄製であり、全体の大きさは50cmである。

2. 図面の説明：図面(写真又は見本を含む。以下、同号において同じ)の説明が必要な場合には、各図面別に説明

【例】 図面1.1は、このデザインの全体的な形態を表現する図面であり、図面1.2は、このデザインの正面部分を表現する図面であり、背面部分は正面部分と同一であり、図面1.3は、このデザインの上面部分を表現する図面であり、図面1.4は、このデザインの底面部から見た全体的な形態を表現する図面であり、図面

1.9は、図1.5上のAからA”までの部分の切断面を表現する図面である。

3. 図面における長さの表示の省略に関する説明：図面で長さの表示を省略し、そのデザインの全体的な形状が明らかではないため、省略した長さの表示が必要であると認められる場合には、図面上に何mm、何cm又は何mが省略されたことを表示

【例】図面1.1に表現されたデザインの図面上で省略された長さは5cmである。

4. 図面の色彩に関する説明：図面又は写真に色彩を入れる場合、白色・灰色又は黒色のいずれかを省略した場合には、それについて説明

【例】図面1.1の上部は灰色であり、下部は黒、柱部分の白は省略した。

5. 透明な物品の全部又は一部に関する説明：物品の全部又は一部が透明であるため、説明が必要であると認められる場合には、それについて説明

【例】このデザインは、容器内部の状態が把握できるように上面のカバー部分が透明な材質になっている。

6. 部分デザインに関する説明：物品の部分に係るデザインであって、物品の部分を図面又は見本において特定している方法についての説明が必要であると認められる場合には、それについて説明

【例】実線で表示された部分がやかんのハンドルを表す部分デザインであり、登録を受けようとする部分である。

7. 画像デザインに関する説明：液晶画面等表示部に一時的に図形等が表示される画像デザインであって、画像が図示される部分のみ提出する場合、それについて説明

【例】実線で表示された部分がディスプレイパネルに表示される画像デザインであり、部分デザインとして登録を受けようとする部分であり、画像が図示される部分以外の図面は省略した。

8. 開閉できるデザイン又は畳まれたり開かれたり、形態が変化するデザインに関する説明：物品の機能により変化するデザインであって、その変化の前後の状態についての説明が必要であると認められる場合には、それについて説明

【例】このデザインは、自動車後部のスポイラー部分が変化するデザインであり、図面A1.1から図面A1.7までは開かれている状態を示す図面であり、図面B1.1から図面B1.7までは畳まれている状態を示す図面である。

9. 連続する一連の過程において形態が変化するデザインに関する説明：連続する一連の過程において形態が変化するデザインであり、その動く状態を説明する必要があ

る場合には、停止状態、動作状態(動作中の基本姿勢、動作の内容を示す軌跡等)について説明

【例】このデザインは、動く「ロボット玩具」のデザインであり、図面A1.1から図面A1.7までは停止状態を示す図面であり、図面B1.1から図面B1.7までは動いている連続動作を表す一連の図面である。

10. 土木建築用品のデザインに関する説明：土木建築用品に係るデザインであり、反復生産、運送可能性について説明が必要であると認められる場合には、それについて説明

【例1】このデザインは、家屋に係るデザインであり、建築設計図に基づいて部品を事前に生産・組立てし、施工する工法からなっている。

【例2】このデザインは、橋梁に係るデザインであり、鉄筋コンクリート又は鉄で製作・組立てし、施工する工法からなっている。

11. 組物のデザインに関する説明：組物に係るデザインであり、片方の形態のみを図面で提出し、残り片方は省略したため、それについて説明が必要であると認められる場合

【例】このデザインは、左・右側のイヤホンがセットとして構成されたブルートゥースイヤホンの片方を示すものであり、もう片方のイヤホンのデザインはこのデザインと対称。

12. 衣類及びファッション雑貨デザインに関する説明：衣類及びファッション雑貨に係るデザインであって、形態を完全に示すためにマネキン等の補助的物品を使用する場合、それについて説明

【例】このデザインはフットカバーに係るデザインであり、履かせた形態を完全に示すためにマネキンを使用したものであるため、マネキンはデザインを構成しない。

1. 趣旨

デザインを登録を受けようとする者は、法第37条で規定している事項を記載したデザイン登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。デザイン登録出願書は出願デザインに係る書誌事項、デザインの対象となる物品、図面などを含み、出願書及び添付された図面はデザインの創作内容を表現するものとして創作者及び出願日を特定し、デザインの具体的な保護範囲を確定する機能をする。

2. 出願書の記載事項

2.1 デザイン登録出願書には以下の事項を記載しなければならない。

2.1.1 出願人の氏名及び住所(法人である場合には、名称及び営業所の所在地)

2.1.2 代理人がいる場合には、氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

2.1.3 デザインの対象となる物品及び物品類

2.1.4 単独デザイン又は関連デザインの有無

2.1.5 関連デザインとして登録を受けようとする場合には、基本デザインの番号

2.1.6 部分デザインの有無

2.1.7 デザインを創作した者の氏名及び住所

2.1.8 複数デザイン登録出願の有無、デザインの数及び一連番号

2.1.9 条約による優先権を主張しようとする場合には、最初出願日及び出願国名

2.2 国際デザイン登録出願については、国際登録簿に登載された事項を法第37条(デザイン登録出願)第1項に基づくデザイン登録出願書の記載事項とみなす。

※書類の援用(規則第23条)

(1) デザインに関する手続を進める者が二つ以上の手続を同時に進める場合、法第7条か

ら第11条まで、第36条第2項又は第51条第4項により提出する証明書の内容が同じである場合には、そのうち一件についてのみ証明書原本を提出し、他の請求等の手続ではその写しを特許庁長又は特許審判院長に提出することができる。

(2) デザインに関する手続をした場合、既に特許庁又は特許審判院に証明書を提出した者が法第7条から第11条まで、第36条第2項又は第51条第4項による証明書を提出しなければならない場合に、その証明書の内容が既に提出された証明書の内容と同じであって、それを援用しようとする場合には、該当書式の添付書類欄にその旨を明らかに記載することでその証明書に代えることができる。

3. デザインの図面

3.1 デザインの図面は規則 [別紙第4号書式] (デザインの図面)に従って作成し、デザインの全体的な形態を明確に表現しなければならない。ただし、書体デザインの図面は規則 [別紙第5号書式] (書体デザインの図面)に従って作成しなければならない。

3.2 デザインの図面には以下の事項を記載しなければならない。

3.2.1 デザインの対象となる物品及び物品類

3.2.2 デザインの説明及び創作内容の要点(国際デザイン登録出願の場合には、創作内容の要点を記載しないことができる)

3.2.3 複数デザイン登録出願の場合には、デザインの一連番号

3.3 「デザインの説明」欄の記載方法

3.3.1 規則 [別表2] (デザインの説明の記載事項)で規定している事項を記載しなければならない。

3.3.2 「デザインの説明」欄の記載内容に問題がある場合には、工業上の利用可能性がないデザインとみなす。

3.4 「創作内容の要点」欄の記載方法

3.4.1 規則 [別表3] (創作内容の要点の記載方法)に規定されている方法に従って記載する。

3.4.2 デザインの創作内容の要点を記載しない場合には、方式に違反したものとみなす。

3.5 国際デザイン登録出願については、国際登録簿に登載された図面を法第37条(デザイン登録出願)第2項に基づく図面とみなす。

4. 出願書及び図面の地位

4.1 第93条(登録デザインの保護範囲)によると、デザインの保護範囲は出願書の記載事項、添付された図面・写真・見本及び図面に記載されたデザインの説明に基づいて表現されたデザインによって定められる。

***特許法院2009ホ1736(2009.6.5.言渡し)判決参照**

デザイン登録出願は1物品又は1物品の部分に係る1形態ごとに1デザイン登録出願するのが原則であって、登録デザインの保護範囲は出願書の記載事項及びその出願書に添付した図面等と図面に記載されたデザインの説明に表現されたデザインにより定められるため、物品が持つ機能により変化するデザインにおいてその変化の前後にわたる物品の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合について登録を受けようとする場合には、出願時に変化の前後にわたる形状、模様等をそれぞれ図示する図面を付加しなければならない、それについての説明をデザインの説明欄に記載しなければならない。

4.2 出願書及びそれに添付された図面は、デザインの創作内容を表現するものとして、創作者及び出願人を特定し、デザインの具体的な保護範囲を確定する機能をする。

4.3 デザインの全体的な形態を表現する正面図、背面図、平面図、底面図、左側面図、右側面図、斜視図などやデザインをより具体的かつ明確に表現するための展開図、断面図、拡大図などは、デザインの権利範囲を判断する基礎となる。

4.4 使用状態図など、デザインを理解する上で参考になる参考図面は、デザインの権利範囲を判断する基礎とならない。

第2章 審査手続き

関連法令

<デザイン保護法>

第38条(デザイン登録出願日の認定等) ①デザイン登録出願日は、デザイン登録出願書が特許庁長に到達した日とする。ただし、デザイン登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に表示されていない場合
2. デザイン登録出願人の氏名又は名称が記載されていない、又は明確に記載されていないため、デザイン登録出願人が特定できない場合
3. 図面・写真若しくは見本が提出されていない、又は図面に記載されている事項が鮮明ではないため、認識できない場合
4. 韓国語で記載されていない場合

②特許庁長は、デザイン登録出願が第1項各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録を受けようとする者に相当な期間を定めて補完することを命じなければならない。

③第2項による補完命令を受けた者がデザイン登録出願を補完する場合、手続補完に関する書面(以下、同条において「手続補完書」という)を提出しなければならない。

④特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内にデザイン登録出願を補完した場合には、その手続補完書が特許庁長に到達した日を出願日とみなす。ただし、第41条により複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインにのみ補完が必要な場合には、その一部デザインに対する手続補完書が特許庁長に到達した日を複数デザイン全体の出願日とみなす。

⑤特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内に補完をしなかった場合、そのデザイン登録出願を不適法な出願であるとみなし、返戻することができる。第41条により複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインのみ補完しなかった場合も同様である。

第48条(出願の補正と要旨変更) ①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要

旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に、単独デザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期にすることができる。

1. デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで
2. 第64条による再審査を請求するとき
3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に係る審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであってデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出したときにデザイン登録出願をしたものとみなす。

第58条(審査官による審査) ①特許庁長は、審査官にデザイン登録出願及びデザイン一部審査登録異議申立てを審査させなければならない。

②審査官の資格について必要な事項は、大統領令で定める。

第59条(専門機関の指定等) ①特許庁長は、デザイン登録出願を審査するとき、必要であると認めれば専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる。

②特許庁長は、デザイン登録出願の審査に必要であると認める場合には、関係行政機関、該当デザイン分野の専門機関又はデザインに係る知識と経験が豊かな者に協力を要請し、又は意見を聞くことができる。この場合、特許庁長は予算の範囲内で手当又は費用を支給することができる。

③第1項による専門機関の指定基準、先行デザインの調査等の依頼に必要な事項は、大統領令で定める。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれ

かに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有していない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有していない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合
2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
5. 基本デザインに類似しない場合
6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年を経過した後にデザイン登録出願された場合
7. 第35条第3項によりデザイン登録を受けることができない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供

された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。

⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

第63条(拒絶理由の通知) ①審査官は、第62条によりデザイン登録拒絶決定をしようとする場合には、デザイン登録出願人に予め拒絶理由(第62条第1項から第3項までに該当する理由をいい、以下「拒絶理由」という)を通知し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

②複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインについて拒絶理由がある場合には、そのデザインの一連番号、デザインの対象となる物品及び拒絶理由を具体的に記載しなければならない。

第65条(デザイン登録決定) 審査官は、デザイン登録出願について拒絶理由が見つからなかったときには、デザイン登録決定をしなければならない。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインについて拒絶理由が見つからなかったときには、その一部デザインについてデザイン登録決定をしなければならない。

第67条(デザイン登録可否決定の方式) ①デザイン登録可否決定は、書面をもってしなければならない。その理由を附さなければならない。

②特許庁長は、デザイン登録可否決定をした場合には、その決定の謄本をデザイン登録出願人に送達しなければならない。

第73条(デザイン一部審査登録異議申立てに係る決定) ①審査官合議体は、第68条第3項及び第69条による期間を経過した後にデザイン一部審査登録異議申立てに係る決定をしなければならない。

②審査長は、異議申立人がその理由及び証拠を提出しなかった場合には、第68条第3項にもかかわらず、第69条による期間を経過した後の決定をもって、デザイン一部審査登録異議申立てを却下することができる。

③審査官合議体は、デザイン一部審査登録異議申立てに理由があると認められたとき

には、その登録デザインを取り消す旨の決定(以下「デザイン登録取消決定」という)をしなければならない。

④デザイン登録取消決定が確定されたときには、そのデザイン権は最初からなかったものとみなす。

⑤審査官合議体は、デザイン一部審査登録異議申立てに理由がないと認められたときには、その異議申立を棄却する旨の決定(以下「異議申立棄却決定」という)をしなければならない。

⑥デザイン一部審査登録異議申立てに係る却下決定及び異議申立棄却決定については、不服することができない。

第77条(審査又は訴訟手続の中止) ①審査官は、デザイン登録出願の審査に必要な場合、審決が確定されるまで、又は訴訟手続が終了するまで、その手続を中止することができる。

②法院は、必要な場合、デザイン登録出願に係る決定が確定されるまでその訴訟手続を中止することができる。

③第1項及び第2項による中止については不服することができない。

第179条(国際デザイン登録出願) ①ハーグ協定第1条(vi)による国際登録であって、韓国を指定国に指定した国際登録(以下「国際デザイン登録出願」という)は、同法によるデザイン登録出願とみなす。

②ハーグ協定第10条(2)による国際登録日は、同法によるデザイン登録出願日とみなす。

③国際デザイン登録出願については、ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿(以下「国際登録簿」という)に登載された国際登録名義人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを創作した者の氏名及び住所、デザインの説明は同法によるデザイン登録出願人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを創作した者の氏名及び住所、デザインの説明とみなす。

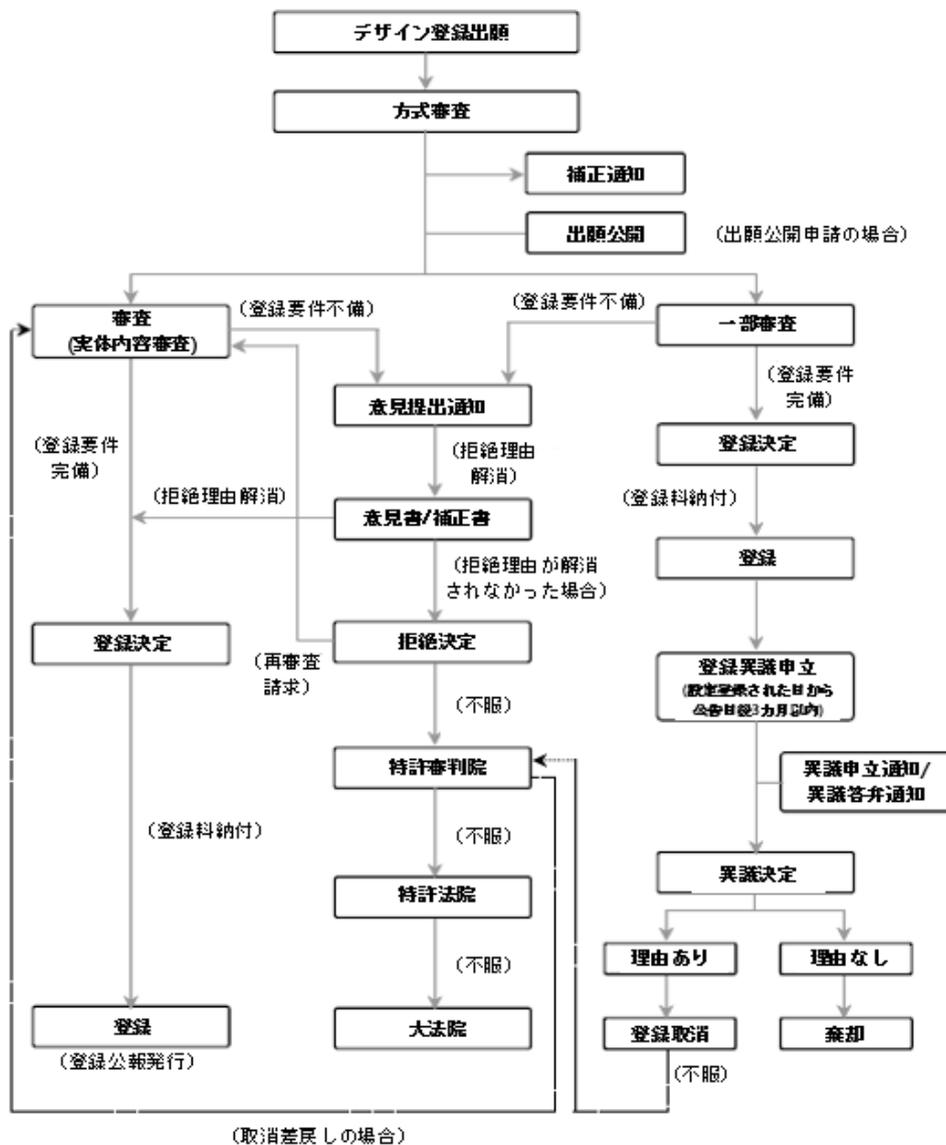
第203条(国際登録簿更正の効力等) ①ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿の更正(以

下、同条において「更正」という)があった場合、当該国際デザイン登録出願は、更正されたままの効力を有する。

②更正の効力は、当該国際デザイン登録出願の国際登録日に遡及して発生する。

③更正が産業通商資源部令で定める事項に係るものであって、当該国際デザイン登録出願に係る登録可否決定があった後に通知された場合、その登録可否決定はなかったものとみなす。

1. 審査手続き図



2. 審査の一般原則

2.1 特許庁長は審査官にデザイン登録出願及びデザイン一部審査登録異議申立てを審査させる。これは、一定の資格と専門的な知識を備えた審査官に審査業務を行わせることで職務の独立性と審査の適法性・公正性を確保できるようにするためのものである。

2.2 特許庁長はデザイン登録出願の審査に必要であると認める場合には、関連行政機関、当該デザイン分野における専門機関又はデザインに係る知識と経験が豊富な者に協力を要請し、又は意見を聞くことができる。

2.3 審査官は同一又は類似のデザイン登録出願に係る先行審査結果があった場合には、それを十分に考慮しなければならず、先行審査結果と異なる判断をしようとする場合には、審査メモに先行審査結果及び異なる判断をした事由を記載しなければならない。

3. 出願デザインの認定

3.1 出願書の記載内容、添付された図面及び図面の記載内容などを総合的に考慮し、登録を受けようとするデザインを把握する。

3.2 全体デザインの認定

3.2.1 「デザインの対象となる物品」欄、「デザインの説明」欄の記載内容及び添付された図面などに基づいてデザインの対象となる物品の用途と機能を把握する。

3.2.2 出願書に添付された図面及び「デザインの説明」欄などの記載内容に基づいてデザインの全体的な形態及び各部分の形態を把握する。

3.3 部分デザインの認定

3.3.1 「デザインの対象となる物品」欄、「デザインの説明」欄の記載内容及び添付された図面などから、部分デザインの対象となる物品の用途、機能及び形態を把握する。

3.3.2 デザイン登録を受けようとする部分の用途・機能は、上記3.3.1で把握した部分

デザインの対象となる物品が持つ用途及び機能に基づいて把握する。

3.3.3 デザイン登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲は、出願書に添付された図面及び図面の「デザインの説明」欄に記載された「デザイン登録を受けようとする部分」の特定方法などから把握する。

4. 先行デザインの調査

4.1 先行デザインの調査は、出願デザインが属する分野において新規性、創作性及び先願要件などを備えているか否かを判断する上で根拠となる先行デザインを見つけるためのものである。

4.2 出願デザインの属する分野が特定できない場合には、先行デザインを調査する前に次の登録要件について先に検討する。

4.2.1 デザインの対象となる物品の物品性

4.2.2 デザインの工業上の利用可能性

4.2.3 1デザイン1デザイン登録出願の有無

4.2.4 組物のデザイン登録出願の有無など

4.3 参考文献

4.3.1 出願デザインの新規性、創作性及び先願要件などの判断に根拠となる先行デザインが掲載されている審査資料を参考文献として使用することができる。

4.3.2 出願デザインと全体として又は各部分の形態において共通点を持つ先行デザインが見つければ、そのデザインが掲載されている文献を参考文献として記載する。

4.4 先行デザインの調査方法

4.4.1 出願デザインの形態上の要旨を把握する。先行デザインの調査において審査資料の範囲設定及び参考文献の抽出のために、注意を引く部分や注意を引く程度を推定する必要がある。

4.4.2 先行デザインの調査の対象となる参考文献は出願デザイン、公知デザイン(刊行物、デザイン公報、インターネットホームページ)、公知実用新案(実用新案公報)などがある。

4.4.3 必ず調査すべき審査資料の範囲を設定する。

(1) 審査官としての専門知識、経験及び出願デザインの属する分野におけるデザイン登録出願の傾向などに基づいて必ず調査すべき範囲を設定

(2) 一般的にデザインの対象となる物品を含むデザイン分類を必須調査範囲として設定

4.4.4 以下に該当する場合には、先行デザインの調査範囲を拡大する必要がある。

(1) 出願デザインのデザインの対象となる物品と用途及び機能に共通性のある物品が含まれている可能性があるデザイン分類がある場合

(2) 出願デザインが部品のデザイン又は部分デザインであり、その部品又は「デザイン登録を受けようとする部分」の形態を一部として含む可能性のある先行デザインが属するデザイン分類がある場合

(3) 出願デザインが創作非容易性に該当する可能性のあるデザインであり、その基礎となる資料及び当該分野における通常の知識を有する者にとってありふれた方法であるものなどの根拠となる資料がある場合

4.4.5 先行デザインの調査を終了する場合は次のとおりである。

(1) 出願デザインについて新規性及び創作性などの有無を判断する上で十分な先行デザインなどが見つかった場合

(2) 調査範囲を拡大しても有用な先行デザインなどを見つける可能性がほぼない場合

5. 登録要件の検討

5.1 出願デザインの登録要件などの判断基準日の確認

5.1.1 出願日 [出願を補完した場合には補完日、ハーグ協定により韓国を指定国にした国際登録(以下「国際デザイン登録出願」という)の場合には国際登録日]

5.1.2 条約による優先権の基礎となる第1国の最初出願日

5.1.3 分割出願又は出願補正の場合には原出願の出願日

5.2 参考文献の書誌事項についての確認

5.2.1 公知デザインの公知日(又は公知時点)

5.2.2 先願デザインの登録要件などの判断基準日(又は基準時点)及び公報発行日

5.2.3 公知デザインの権利者又は公知の主体

5.2.4 先願デザインの出願人

5.3 出願デザインの新規性などの判断における出願デザインと先行デザインの類否判断

5.4 出願デザインが創作非容易性に該当するか否かの判断

5.5 出願デザインが法第62条(デザイン登録拒絶決定)で規定している各拒絶理由に該当するか否かの判断

6. 拒絶理由の通知

6.1 出願デザインについて拒絶理由を見つけた場合には、出願人に拒絶理由を通知

6.2 出願人に一定の期間を指定し、意見書を提出できる機会を付与

6.3 拒絶理由は出願人が理解しやすいように明確な文章で要点を具体的に記載

6.4 迅速かつ正確な審査に必要な場合、出願人(又は代理人)との疎通のための補助手段

として電話、ファックス又は面談などを活用

6.5 担当審査官が変更されても審査の継続性が維持されるようにし、もし前任の審査官と異なる判断をする場合には、出願人との疎通に留意

7. 意見書及び補正書の検討

7.1 意見書及び補正書の内容の検討

7.1.1 補正書の内容が出願の要旨を変更するものである場合には、当該補正書を決定をもって却下する。

7.1.2 補正書の内容が出願の要旨を変更するものではない場合には、補正後の出願書及び図面に基づいて審査を続ける。

7.1.3 意見書又は補正書の提出により、当初の拒絶理由は解消されたものの他の拒絶理由が見つかった場合には、新しい拒絶理由を再度通知する。

8. 登録可否決定

8.1 デザイン登録決定

8.1.1 出願デザインについて拒絶理由が見つからなかった場合には登録決定をする。

8.1.2 意見書又は補正書の提出により、当初の拒絶理由が解消され、他の拒絶理由が見つからなかった場合にも登録決定をする。

8.1.3 デザイン登録出願日から6ヶ月以内に登録可否決定をする場合には、登録可否決定の通知書に法第51条(条約による優先権主張)の適用を求める他のデザインとの類否に係る審査が部分的に行われなかったという旨を記載する。なお、登録デザイン公報にも同様の趣旨を記載する。

8.2 デザイン登録拒絶決定

8.2.1 拒絶理由通知に係る意見書及び補正書によっても当初の拒絶理由が解消されなかった場合には拒絶決定をする。

8.2.2 拒絶理由が解消されない具体的な理由を明確かつ分かりやすく記載する。

8.2.3 出願人が意見書に主張した事項については、拒絶理由の趣旨に従って審査官の判断を明確に記載する。

9. 違法な処分の職権取消し

9.1 違法な登録可否決定の取消権の制限

9.1.1 次の処分は、たとえそれが違法又は不当な処分であっても、審判に基づく手続きによるものでなければ、職権で取消し又は変更することができない。

※ただし、以下の9.2の各号のいずれかに該当する場合には例外とする。

- (1) 法第62条(デザイン登録拒絶決定)による拒絶決定
- (2) 法第65条(デザイン登録決定)による登録決定
- (3) 法第73条(デザイン一部審査登録異議申立てに係る決定)によるデザイン登録取消決定又は異議申立棄却決定
- (4) 法第49条(補正却下)による補正却下決定

9.2 違法な処分などの無効宣言としての取消し

9.2.1 上記9.1の各号の処分が次のいずれかに該当する重大かつ明確な非がある場合、特許庁長はデザイン権の設定登録前までに職権又は申請により当該処分を取り消すことができる。

- (1) 事実上又は法律上実現が不可能な処分

- 【例】①消滅された登録デザインを基本デザインとして記載した関連デザイン登録出願について行った登録決定
- ②出願人の死亡事実を知らずに行った拒絶決定

- (2) 法第63条(拒絶理由通知)による拒絶理由通知の手続き、同法第71条(デザイン一部

審査登録異議申立て審査における職権審査)第1項による意見書提出機会の付与など重大な手続きを抜けた処分

【例】意見書を提出できる機会を与えなかった拒絶決定処分

(3) 拒絶決定や異議申立に係る決定で理由を明示しなかった場合

10. 国際登録簿の更正が通知された場合の国際デザイン登録出願の処理方法

10.1 ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿の更正があった場合、当該国際デザイン登録出願は更正されたとおりに効力が認められる。

10.2 国際登録簿の更正の効力は当該国際デザイン登録出願の国際登録日に遡及して発生する。

10.3 次のいずれかに該当する国際登録簿の更正が国際デザイン登録出願に係る登録可否決定の後に通知された場合、その登録可否決定はなかったものとみなす。

10.3.1 国際デザイン登録出願の出願人が変わった更正

10.3.2 国際デザイン登録出願の要旨を変更する更正

10.3.3 国際登録日又は優先日が変わる更正

10.4 国際デザイン登録出願が上記10.3に該当する場合には、国際登録簿の更正内容を反映して最初から改めて審査する。

第3章 秘密デザイン

関連法令

<デザイン保護法>

第43条(秘密デザイン) ①デザイン登録出願人は、デザイン権の設定登録日から3年以内の期間を定めて、そのデザインを秘密にすることを請求することができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインについては、出願されたデザインの全部又は一部について請求することができる。

②デザイン登録出願人は、デザイン登録出願をした日から最初のデザイン登録料を支払う日まで第1項の請求をすることができる。ただし、第86条第1項第1号及び第2項によりその登録料が免除された場合には、第90条第2項各号のいずれかにより、特許庁長がデザイン権を設定登録する時まですることができる。

③デザイン登録出願人又はデザイン権者は、第1項に基づいて指定した期間を請求により短縮又は延長することができる。この場合、その期間を延長する場合には、デザイン権の設定登録日から3年を超過することができない。

④特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、秘密デザインの閲覧請求に応じなければならない。

1. デザイン権者の同意を得た者が閲覧を請求した場合
2. その秘密デザインと同一又は類似のデザインに係る審査、デザイン一部審査登録異議申立て、審判、再審又は訴訟の当事者若しくは参加人が閲覧を請求した場合
3. デザイン権侵害の警告を受けた事実を疎明した者が閲覧を請求した場合
4. 法院又は特許審判院が閲覧を請求した場合

⑤第4項により秘密デザインを閲覧した者は、その閲覧した内容を無断で撮影・コピー等の方法で取得し、又は知った内容を漏えいしてはならない。

⑥第52条による出願公開申請をした場合、第1項による請求は撤回されたものとみなす。

第184条(秘密デザインの特例) 国際デザイン登録出願については、第43条を適用しない。

第185条(国際登録公開の延期が申請された国際デザイン登録出願の閲覧等) ①特許庁長は、ハーグ協定第11条により国際登録公開の延期が申請された国際デザイン登録出願について次の各号のいずれかに該当する場合には、同協定第10条(5)(a)による秘密写本の閲覧請求に応じなければならない。

1. 国際デザイン登録出願をした者(以下、この節において「国際デザイン登録出願人」という)の資格に係る行政的又は司法的手続の進行を目的に紛争当事者が国際デザイン登録出願に関する閲覧を請求した場合
2. 国際登録簿に登載された国際登録名義人の同意を得た者が閲覧を請求した場合

②第1項により秘密写本を閲覧した者は、その閲覧した内容を無断で撮影・コピー等の方法で取得し、又は知った内容を漏えい・盗用してはならない。

第225条(秘密漏泄罪等) ①特許庁又は特許審判院職員若しくはその職員として在職した者がデザイン登録出願中のデザイン(ハーグ協定第11条により延期申請された国際デザイン登録出願中のデザインを含む)について職務上知った秘密を漏えい又は盗用した場合には、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②特許庁又は特許審判院職員若しくはその職員として在職した者が第43条第1項による秘密デザインについて職務上知った秘密を漏えいした場合には、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

③第43条第4項により秘密デザインを閲覧した者(第43条第4項第4号に該当する者は除く)が同条第5項に違反して閲覧した内容を無断で撮影・コピー等の方法で取得し、又は知った内容を漏えいした場合、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

④第185条第1項により秘密写本を閲覧した者が同条第2項に違反して閲覧した内容を無断で撮影・コピー等の方法で取得し、又は知った内容を漏えい・盗用した場合、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

<デザイン保護法施行令>

第10条(デザイン公報) ①法第212条第1項によるデザイン公報は、登録デザイン公報と公開デザイン公報に区分する。

②法第90条第3項及び第212条第4項により登録デザイン公報には次の各号の事項を掲載する。ただし、法第43条による秘密デザインの場合、第2号及び第7号から第9号までの事項は、デザイン登録出願人が請求した秘密指定期間を経過した後に掲載しなければならない。<改定2021.3.30.>

1. デザイン権者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称及び営業所の所在地)
 2. デザインの対象となる物品及び物品類
 3. デザイン審査登録又はデザイン一部審査登録の事実
 4. 創作者の氏名と住所
 5. デザイン登録出願番号及びデザイン登録出願日
 6. デザイン登録番号及びデザイン登録日
 7. 図面又は写真(見本の写真を含む)
 8. 創作内容の要点
 9. デザインの説明
 10. 次の各目の区分による事項
 - イ. 物品の部分に係るデザイン(以下、「部分デザイン」という)の場合：部分デザインの登録の事実
 - ロ. 法第35条により関連デザイン登録出願され、登録されたデザインの場合：基本デザインの表示
 - ハ. 法第41条により複数デザイン登録出願され、登録されたデザインの場合：デザインの一連番号
 - ニ. 法第51条第1項により条約による優先権を主張してデザイン登録出願され、登録されたデザインの場合：優先権主張の基礎となる出願日
 - ホ. 法第52条により出願公開されたデザイン登録の場合：出願公開及び公開年月日
 11. その他特許庁長が掲載する必要があると認める事項
- ③公開デザイン公報には法第52条第1項による公開申請があつたデザイン登録出願又は法第56条本文に該当するデザイン登録出願について次の各号の事項を掲載する。

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)
2. デザインの対象となる物品及び物品類
3. デザイン審査登録出願又はデザイン一部審査登録出願の事実
4. 創作者の氏名と住所
5. デザイン登録出願番号及びデザイン登録出願日
6. 出願公開番号及び公開年月日
7. 図面又は写真(見本の写真を含む)
8. 創作内容の要点
9. デザインの説明
10. 次の各目の区分による事項
 - イ. 部分デザインの場合：部分デザインのデザイン登録出願の事実
 - ロ. 法第35条による関連デザイン登録出願の場合：基本デザインの表示
 - ハ. 法第41条による複数デザイン登録出願の場合：デザインの一連番号
 - ニ. 法第51条第1項によるデザイン登録出願の場合：優先権主張の基礎となる出願日(法第51条第4項による優先権証明書類が提出される前に公開する場合にはその内容をともに記載しなければならない)
 - ホ. 法第56条により掲載する場合：同一又は類似のデザインについて同日にデザイン登録出願をした一、二以上のデザイン登録出願人間で協議が成立せず、又は協議をすることができず該当デザイン登録出願について全て拒絶決定をした、若しくは拒絶する旨の審決が確定した事実
11. その他特許庁長が掲載する必要があると認めるデザイン登録出願公開に係る事項
 - ④特許庁長は第2項又は第3項により自然人のデザイン権者、自然人のデザイン登録出願人又は自然人の創作者の住所を掲載する場合、そのデザイン権者、デザイン登録出願人又は創作者の申請があればその住所の一部のみを掲載することができる。
 - ⑤第4項による申請の方法・手続と住所の掲載範囲は、特許庁長が定めて告示する。

<デザイン保護法施行規則>

第39条(秘密デザインの請求等) ①法第43条第1項及び第2項によりデザインを秘密にすることを請求しようとする者は、別紙第3号書式のデザイン登録出願書にその旨を記載して提出し、又は別紙第7号書式の秘密デザイン請求書を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は、第1項による秘密保障の請求を受けた場合、デザイン登録決定書にその秘密保障期間を記載しなければならない。

③法第43条第3項による秘密期間の短縮又は延長の請求をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第10号書式の期間短縮(延長)申請書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続きをする場合には、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第61条(デザイン登録公告日及びデザイン登録出願の公開日) ①デザイン登録公告日又はデザイン登録出願の公開日は、当該デザイン登録出願が公告され、又は公開された旨を掲載した法第212条及び令第10条第1項に基づく登録デザイン公報(以下「登録デザイン公報」という)若しくは公開デザイン公報(以下「公開デザイン公報」という)が発行された日とする。

②第1項にもかかわらず、デザイン一部審査登録された秘密デザインに係るデザイン一部審査登録異議申立ての場合には、令第10条第2項各号外の部分のただし書きにより、当該デザインの図面又は写真、デザインの説明及び創作内容の要点が掲載された登録デザイン公報が発行された日をそのデザインの登録公告日とみなす。

1. 趣旨

秘密デザイン制度は、他人の模倣及び盗用が容易なデザインの特性上、出願人が一定期間出願デザイン(権)を秘密にしておくことで他人の侵害を根本的に遮断し、製品の事業化に必要な準備期間を確保するとともに、デザインの経営戦略上の発売時期の調整ができるようにすることを目的として導入された。

2. 秘密デザイン請求要件

2.1 請求権者

2.1.1 秘密デザインの請求は出願人がすることができ、秘密期間の短縮又は延長は、出願人又はデザイン権者が請求することができる。しかし、専用・通常実施権者又は質権者などは、秘密期間の短縮又は延長を請求することができない。

(1) 秘密デザインを請求しようとする者は、デザイン登録出願書にその旨を記載し、又は出願が継続している場合には秘密デザイン請求書を特許庁長に提出しなければならない。秘密期間の延長又は短縮請求をしようとする者は、秘密期間の延長又は短縮請求書を提出しなければならない。

2.2 請求の対象及び期間

2.2.1 秘密デザインの請求対象は、審査及び一部審査登録出願であり、複数デザイン登録出願の場合には出願デザインの全部又は一部について請求することができる。しかし、国際デザイン登録出願は、別途の国際登録公開の延期手続きが存在するため、秘密デザインの請求をすることができない。(法第184条)

(1) 関連デザイン登録出願の場合には、基本デザインとは別に関連デザインについてのみ秘密デザインを請求することができる。

2.2.2 秘密デザインの請求期間は、デザイン登録出願をするときから最初の登録料を納付する日までであり、登録料が免除されたときには、デザイン権設定登録日までである。

2.3 秘密期間

2.3.1 登録デザインを秘密にできる期間は、デザイン権の設定登録日から3年以内であり、指定期間を短縮又は延長することができ、延長する場合、デザイン権の設定登録日から3年を超過することができない。

2.4 出願公開申請による秘密デザインの請求

2.4.1 秘密デザインを請求した後に法第52条による出願公開を申請した場合、秘密デ

ザインの請求は撤回されたものとみなす。(法第43条第6項)

3. 秘密デザインの閲覧

3.1 特許庁長は、以下の事項に該当する場合、秘密デザインの閲覧請求に応じなければならない。(法第43条第4項)

3.1.1 デザイン権者の同意を得た者、秘密デザインと同一又は類似のデザインに係る審査・異議申立て・審判・再審又は訴訟の当事者若しくは参加人の請求があった場合

3.1.2 デザイン権侵害警告を受けた事実を疎明した者の請求があった場合

3.1.3 法院又は特許審判院から請求があった場合

3.2 秘密デザインを閲覧した者は、その閲覧した内容を無断で撮影・コピーなどの方法で取得し、又は知った内容を漏えいしてはならない。(法第43条第5項)

3.3 特許庁長は、国際デザイン登録出願について以下に該当する場合には、ハーグ協定による秘密写本の閲覧請求に応じなければならない。(法第185条第1項)

3.3.1 国際登録公開の延期が請求された出願について、出願をした者の資格に係る行政的又は司法的な手続きの進行を目的に、紛争当事者が閲覧を請求した場合

3.3.2 国際登録簿に登載された国際登録名義人の同意を得た者が閲覧を請求した場合

3.4 国際デザイン登録出願の秘密写本を閲覧した者は、その閲覧した内容を無断で撮影・コピーなどの方法で取得し、又は知った内容を漏えい・盗用してはならず(法第185条第2項)、漏えい又は盗用する場合には秘密漏泄罪に該当し得る。(法第225条)

4. 秘密デザイン請求の効果

4.1. 秘密デザインは、デザイン権が設定登録された場合であっても、登録公報には以下の書誌事項のみ掲載される。

- 4.1.1 出願人と創作者の個人情報
 - 4.1.2 審査登録出願又は一部審査登録出願の有無
 - 4.1.3 出願番号及び出願日
 - 4.1.4 デザイン登録番号及びデザイン登録日
 - 4.1.5 部分デザイン及び基本デザインの表示
 - 4.1.6 複数デザインの一連番号
 - 4.1.7 優先権主張の基礎となった出願日
 - 4.1.8 その他特許庁長が掲載する必要があると認める事項
- 4.2. 秘密デザインの秘密期間を経過した後、以下の事項を含む公報が発行される。(令第10条第1項及び令第10条第2項)
- 4.2.1 デザインの対象となる物品及び物品類
 - 4.2.2 図面又は写真(見本含む)
 - 4.2.3 創作内容の要点
 - 4.2.4 デザインの説明

5. 秘密デザイン関連審査時の参考事項

5.1 拡大された先願(法第33条第3項)規定に関する判断

5.1.1 法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)は、先願デザインの出願日の翌日から先願デザインに係る公開デザイン公報〔法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)によるデザイン公報を含む〕又は登録デザイン公報の発行日まで出願されたデザイン登録出願(登録公報の発行日に出願されたものを含む)について適用する。この場合、秘密デザインに係るデザイン登録公報の発行日は、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面などが掲載された公報の発行日をいう。

5.1.2 デザイン登録出願について、法第33条(デザイン登録の要件)第3項を適用するとき、先願デザインに係る公開デザイン公報又は登録デザイン公報の発行日〔先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面などが掲載された公報が発行された日をいう〕以前には後願について審査保留通知をするが、次の例のように必要時には閲覧できる旨を併記して通知する。ただし、国際デザイン登録出願は先に拒絶理由を通知した後、審査を保留する。

【例】先願の未公開などを理由に、審査保留通知をする場合の記載

☞「他人の先願(第30-2011-0000000号)デザインは公開されていない(又は秘密デザインとして請求された)出願書であるため、資料添付ができません。必要時に閲覧を請求して確認してください。ただし、閲覧した内容については、他人に漏らしてはいけません」

5.1.3 上記の5.1.2により審査保留された後願(国際デザイン登録出願は除く)デザインについては、後願デザインと同一又は類似のデザインを含む先願デザインに係る公開デザイン公報又は登録デザイン公報の発行日〔先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面などが掲載された公報が発行された日をいう〕以降に拒絶理由を通知する。

5.2 先願(法第46条)規定に関する判断

5.2.1 先願デザインに係るデザイン権の設定登録日〔先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面などが掲載された公報の発行日〕以前、又は法第46条(先願)第2項後段の協議の不成立(協議不能を含む)により、同条第3項ただし書きによる拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定される前には、次の例のように必要時に先願を閲覧することができる旨を併記し、後願について審査保留を通知する。ただし、国際デザイン登録出願は先に拒絶理由を通知した後、審査保留を通知する。

【例】設定登録や協議の不成立(協議不能を含む)による拒絶決定などが確定せず、審査保留通知をする場合の記載

☞「他人の先願(第30-2011-0000000号)デザインは公開されていない(又は秘密デザインとして請求された)ものであるため、資料添付ができません。必要時に閲覧を請求して確認してください。ただし、閲覧した内容については、他人に漏らしてはいけません」

※他人の公開されていない先願デザインを、後願に係る意見提出通知書に拒絶理由の根拠として添付して通知した(原則として許されない)場合、その先願デザインは守秘義務のない不特定人に知られたことになるため、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第1号の公知デザインに該当する。

※後願の拒絶引用文献に引用された他人の未公開(未公告)先願デザインがその拒絶理由の通知に(原則として許されない)より公知され、新規性を喪失した後に再び出願された場合、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)各号を適用するときには、法第36条(新規性喪失の例外)に従って処理する。

5.2.2 上記の5.2.1により審査保留された後願(国際デザイン登録出願は除く)については、先願デザインに係るデザイン権が設定登録 [先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面などが掲載された公報の発行] され、又は協議の不成立(協議不能を含む)により拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決(先願デザインが2007年7月1日以前に出願された場合には放棄、拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決)が確定した後、後願デザインについて拒絶理由を通知する。

第4章 条約による優先権主張

関連法令

<デザイン保護法>

第51条(条約による優先権主張) ①条約により大韓民国国民に出願に係る優先権を認める当事国の国民がその当事国又はその他当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願して優先権を主張する場合には、第33条及び第46条を適用するとき、その当事国又はその他当事国に出願した日を大韓民国にデザイン登録出願した日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に出願の優先権を認める当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願した場合にも同様である。

②第1項により優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から6ヶ月以内にデザイン登録出願をしなければ、優先権を主張することができない。

③第1項により優先権を主張しようとする者は、デザイン登録出願時にデザイン登録出願書にその趣旨と最初に出願した国名及び出願年月日を記載しなくてはならない。

④第3項により優先権を主張した者は、第1号の書類又は第2号の書面をデザイン登録出願日から3ヶ月以内に特許庁長に提出しなければならない。ただし、第2号の書面は産業通商資源部令で定める国の場合のみ該当する。

1. 最初に出願した国の政府が認証する書類であって、デザイン登録出願の年月日を記載した書面及び図面の謄本

2. 最初に出願した国のデザイン登録出願の出願番号及びその他出願を確認することができる情報等産業通商資源部令で定める事項を記載した書面

⑤第3項により優先権を主張した者が第4項の期間内に同項で規定している書類を提出しなかった場合、その優先権主張は効力を喪失する。

第188条(条約による優先権主張の特例) 第51条第4項を国際デザイン登録出願について適用するとき、「デザイン登録出願日」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日」とする。

<デザイン保護法施行規則>

第6条(書類に使用する言語等) ①特許庁又は特許審判院に提出する書類のうち委任状、国籍証明書及び優先権証明書等外国語で作成した書類を除く書類は、韓国語で作成しなければならない。

②第1項により、外国語で作成した書類(優先権証明書類は除く)を提出する場合、韓国語の翻訳文を添付しなければならない。

第47条(優先権主張証明書類の提出等) ①法第51条第3項により優先権を主張する者は、同条第4項により「特許法施行規則」別紙第13号書式の書類提出書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通を添付しなければならない。

②法第51条第4項各号外の部分のただし書きにおいて「産業通商資源部令で定める国」とは、特許庁と外国のデザイン業務を担当する行政機関の間で優先権主張証明書類を電子的媒体を通じて交換することができる体制が構築された国であって、特許庁長が定めて告示する国をいう。

③特許庁長又は特許審判院長は、審査又は審判のために必要な場合、第1項により優先権を主張した者に対して1ヶ月以上の期間を定めて優先権主張証明書類についての韓国語翻訳文の提出を要求することができる。

④第3項により韓国語翻訳文の提出の要求を受けた者は、その期間内にそれを提出しなければならない。この場合「特許法施行規則」別紙第13号書式の書類提出書に従う。ただし、優先権主張証明書類の内容のうち、第35条第1項により提出したデザイン登録出願書に添付された図面の内容と同一の部分は、韓国語翻訳を省略することができる。

⑤法第51条第4項第2号において「その他出願を確認することができる情報等産業通商資源部令で定める事項」とは、世界知識財産機構の電子アクセスサービス(DAS, Digital Access Service)を利用する場合記載しなければならない情報であって、当該電子

アクセスサービスにアクセスするために最初に出願した国が付与する固有番号(以下「アクセスコード」という)をいう。

⑥第1項にもかかわらず、法第51条第4項第2号による書面を提出する場合には、デザイン登録出願書に最初に出願した国のデザイン登録出願の出願番号及びアクセスコードを記載することで「特許法施行規則」別紙第13号書式の書類提出書に代えることができる。

第52条の2(優先権主張のための書類等の発給) ①外国にデザイン登録出願をしようとする者が、そのデザイン登録出願についてパリ条約第4条D(1)による優先権を主張するために、その証明書の発給を申請し、又はその証明書を特許庁長が世界知識財産機構に電子アクセスサービスを通じて送達(世界知識財産機構から要請があった場合に限る)するために必要なアクセスコードの付与を申請しようとする場合、「特許法施行規則」別紙第19号書式の申請書を特許庁長に提出しなければならない。

②第1項による証明書の発給又はアクセスコードの付与の申請に関する手続を代理人により進める場合には、第1項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

<工業所有権の保護に向けたパリ協約>

(Paris Convention for the Protection of Industrial Property)

第4条(A-I. 特許、実用新案、産業デザイン、商標発明者証：優先権、G. 特許・適用範囲)

- A. 1. ある同盟国において正式に特許出願又は実用新案、デザイン若しくは商標の登録出願をした者若しくはその承継人は、その他同盟国において出願の目的上、以下で定める期間中に優先権を有する。
2. 各同盟国の国内法令又は同盟国間で締結された2国間或いは多国間の条約により正規の国内出願に該当するいかなる出願も優先権を発生させるものと認められる。
3. 正規の国内出願とは、出願の結果にかかわらず、当該国に出願した一部を確定するに適合する全ての出願を意味する。
- B. したがって、上記の期間が満了する前にその他同盟国に出した後願は、その期間

中に行われた行為、特許、その他出願、当該出願の公表若しくは実施、当該デザインからなる物品の販売、又は当該商標の使用により無効にならず、なお、このような行為は、第三者の権利又はいかなる個人所有の権利を発生させない。優先権の基礎となる最初出願日の前に第三者が取得した権利は、各同盟国の国内法令に基づいて留保される。

C. 1. 上記の優先期間は、特許及び実用新案については12ヶ月、デザイン及び商標については6ヶ月とする。

2. このような期間は、最初出願日から開始する。出願日は期間に算入しない。

3. その末日が保護の請求をする国において法定休日、又は管轄庁が出願を受け付けることができない日である場合、その期間は、その次の最初執務日まで延長される。

4. 上記の2項における最初の出願と同一の対象について、同じ同盟国で出した後願は、先願が公衆の閲覧に提供されず、かつ、いかなる権利も存続させない上、後願日当時に取消し、放棄又は拒絶となっていて、さらに、先願が優先権主張の根拠となっていない場合には、最初の出願とみなされ、その出願日が優先期間の出発点となる。その後から先願は、優先権主張の根拠となることができない。

D. 1. 先願の優先権を利用しようとする者は、その出願の一部及びその出願をした同盟国の国名を明示した宣言をすることが要求される。各同盟国は、そのような宣言をすべき最終日を決定する。

2. 一部及び国名は、権限のある当局が発行する刊行物、特に、特許及び明細書に関する刊行物に掲載する。

3. 同盟国は、優先権を申請する者に対して、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む)の謄本の提出を要求することができる。その出願を受け付けた当局により認証された謄本は、いかなる公証も必要とせず、いかなる場合でも、その後願日から3ヶ月の期間内にいつでも無料で提出されることができる。同盟国は、その謄本に同じ当局が交付する出願の一部を表示する証明書及び翻訳文の添付を要求することができる。

4. 出願をするときには、優先権の宣言について、その他形式的要件を要求することができない。各同盟国は、この条項で定める形式的要件に従わなかった場合の効果について定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を超過しない。

5. その以降、その他証拠書類を要求することができる。先願の優先権を利用する者は、その出願の番号を明示することを要求される場合があり、その番号は上記の2項で定める方法により公表される。

E. 1. いずれかの同盟国において、デザインが実用新案の出願を根拠とする優先権に基づいて出願された場合、その優先期間はデザインについて定められたものと同じ期間とする。

2. なお、いずれの同盟国においても特許出願を根拠とする優先権に基づいて実用新案を出願することができ、また、その逆も可能である。

1. 趣旨

デザイン権は法律において属地主義の原則を採用しているため、デザインの国際的保護のためにはそれぞれの国にデザインを出願し、登録を受けなければならないが、時間、手続き及び費用の面で多くの制約がある。パリ協約による優先権主張制度は、そのような制約を克服し、先願人の地位を国際的に保護するために導入された。条約当事国の国民が第1国に正規に出願した後、同一のデザインを国内にデザイン登録出願し、優先権を主張する場合、法第33条及び法第46条を適用するにあたり、第1国の出願日に出願したものとみなされる。

2. 優先権主張の要件

2.1 主体的要件

2.1.1 優先権を主張することができる者は、優先権主張の基礎となる最初の出願の出願人と同一でなければならない。

2.1.2 優先権主張の基礎となる最初の出願の出願人と韓国の出願人が同一でない場合には、デザイン登録を受けることができる権利を承継した事実を証明できる書類を提出しなければならない。

【例】第1国における最初の出願の出願人が2人であり、韓国出願の出願人が1人である場合、デザイン登録を受けることができる権利の持ち分を譲り受けた事実を証明しなければならない。

2.2 客体的要件

2.2.1 優先権主張の基礎となる最初の出願は、デザイン登録出願、特許出願又は実用新案登録出願(工業所有権の保護に向けたパリ協約第4条A.1.を参考)でなければならない。

2.2.2 優先権主張の対象となる出願は、最初の出願に基づいて優先権を主張しつつ、最初出願日から6ヶ月以内に韓国に出願したものでなければならない。

3. 優先権主張の期間及び手続き

3.1 優先権主張の基礎となる最初の出願の出願日から6ヶ月以内に韓国に出願しなければならない。

3.2 デザイン登録出願時、出願書に優先権主張の趣旨、最初に出願した国名及び出願年月日を記載しなければならない。

3.3 優先権主張の趣旨を証明できる書類を出願日から3ヶ月以内に提出しなければならない。

3.4 優先権主張を伴う分割出願である場合、優先権証明書類の提出期間は、原出願日ではなく分割出願をした時点で起算する。(法第50条第2項ただし書き)

3.5 特許庁長は、デザイン審査のために必要である場合、2ヶ月の期間を定めて優先権証明書類に係る韓国語翻訳文の提出を要求することができる。

3.6 優先権主張に係る書類のうち、図面の記載内容がデザイン登録出願書上の図面と同一の部分については、韓国語翻訳を省略することができる。

※書類の援用(規則第23条)

(1) デザインに関する手続を進める者が二つ以上の手続を同時に進める場合、法第7条か

ら第11条まで、第36条第2項又は第51条第4項により提出する証明書の内容が同じである場合には、そのうち一件についてのみ証明書原本を提出し、他の請求等の手続ではその写しを特許庁長又は特許審判院長に提出することができる。

(2) デザインに関する手続をした場合、既に特許庁又は特許審判院に証明書を提出した者が法第7条から第11条まで、第36条第2項又は第51条第4項による証明書を提出しなければならない場合に、その証明書の内容が既に提出された証明書の内容と同じであって、それを援用しようとする場合には、該当書式の添付書類欄にその旨を明らかに記載することでその証明書に代えることができる。

4. 優先権を主張するデザインと出願デザインにおける同一性の判断

4.1 優先権主張の基礎となるデザインと韓国に出願されたデザインの同一性に関する判断の一般原則

4.1.1 出願の形式やデザインを表現する方式にかかわらず、優先権証明書類に表現されたデザインのうち、韓国に出願されたデザインと実質的に同一のデザインが含まれている。

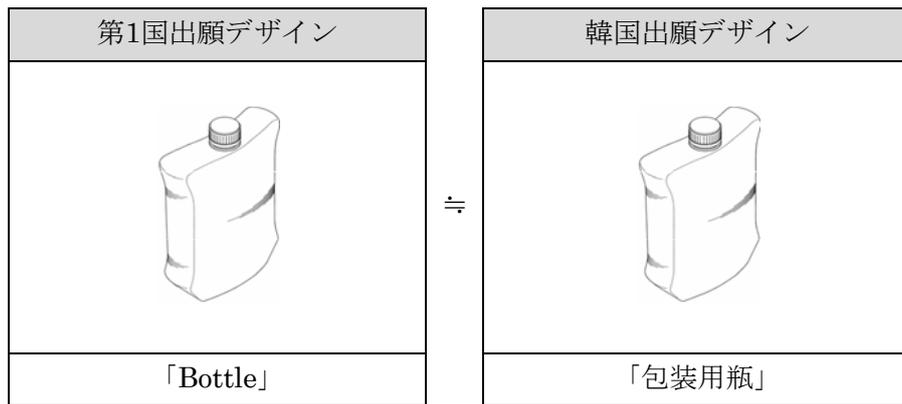
4.1.2 韓国に出願されたデザインが優先権証明書類に表現されているか否かは、当該デザインが属する分野における通常の知識に基づいて優先権証明書類全体の記載内容及び最初に出願した国の制度などを総合的に考慮し、判断する。

4.2 物品の同一性に関する判断方法

4.2.1 最初の出願デザインの物品の名称と韓国出願デザインの物品の名称が異なっても、優先権証明書類の記載内容を総合的に考慮して判断するとき、出願デザインが適用される物品の用途・機能が実質的に同一であれば、物品の同一性が認められる。

4.2.2 優先権証明書類に記載された物品の名称が多数の物品を包括する名称であっても、そのうち一つの物品の名称を韓国の出願書に記載した場合には、物品の同一性が認められる。

【例】優先権主張書類に物品の名称を「Bottle」と記載し、図面には飲料用ペットボトルに係るデザインを表現している。韓国の出願書には物品の名称を「包装用瓶」と記載している。



4.3 デザインの同一性に関する判断

4.3.1 第1国と韓国において、登録を受けようとするデザインの形態が実質的に同一であれば、デザインの同一性が認められる。

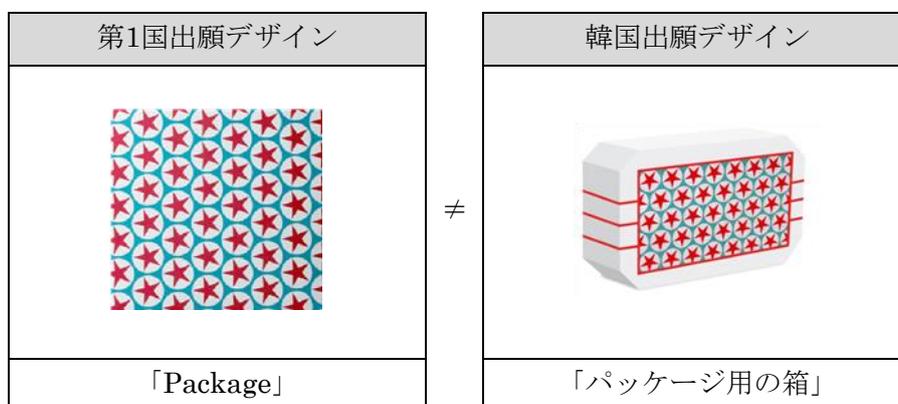
4.3.2 優先権証明書類の記載内容及び物品の特性などを総合的に考慮するとき、導き出されることができるデザインを韓国に出願した場合には、デザインの同一性が認められる。

【例】第1国の出願が平面的物品に近い「CADRAN DE MONTRE(腕時計向け文字盤)」のデザインであり、斜視図のみ図示されている。韓国の出願書には、「腕時計向け文字盤」のデザインを表現した残りの部分の図面が図示され、これらの図面から導き出されたデザインが優先権主張証明書類に表現された斜視図から導き出されるデザインと実質的に一致する。

4.3.3 優先権証明書類の記載内容などを総合的に考慮しても、登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲を限定することができなければ、デザインの同一性は認められない。

【例】第1国の出願に物品の名称は「Package」と記載し、図面には平面的な模様の

み図示されている。韓国においては部分デザインとして出願し、物品の名称は「パッケージ用の箱」と記載し、パッケージ用の箱に係る全体デザインの一部にその模様を図示した。



4.3.4 優先権証明書類に複数の物品に係るデザインが表現されている場合、その構成物品の全部又は一部を対象にして規則 [別表5] (組物の区分)で規定している組物又は組物として認められるデザインとして出願したのであれば、デザインの同一性が認められる。

4.3.5 複数の優先権主張に基づいたデザインを結合して構成したデザインを韓国の出願書に表現した場合、デザインは同一であると認められない。

【例】第1国における出願が「腕時計の本体」に係るデザインであり、第2国における出願は、「腕時計のバンド」に係るデザインであるが、韓国出願書には完成品に係るデザインである「腕時計」を表現した。

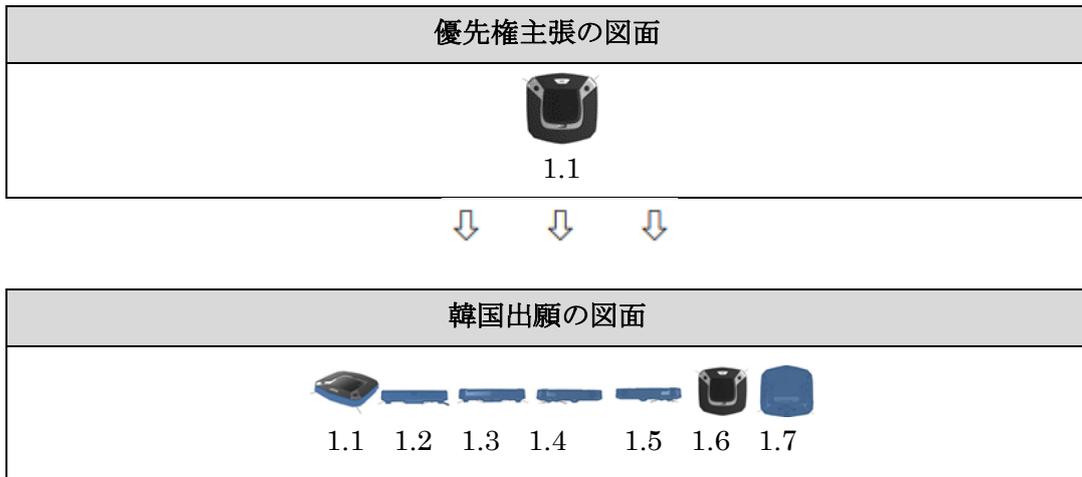
4.3.6 優先権証明書類に表現されているデザインが完成品のデザインである場合、韓国出願書にその完成品を構成する一つの部品に係るデザインを表現したのであれば、デザインの同一性は認められない。

4.3.7 優先権証明書類に表現されているデザインが全体デザインに係る出願であるが、韓国において部分デザインとして出願した場合には、デザインの同一性が認められない。ただし、基礎出願国において部分デザイン出願制度が認められない場合、登録を受けようとする部分の実質的なデザインの同一性、物品の名称、デザインの説明、物品類の区分などを総合的に考慮し、デザインの同一性を判断しなければならない。

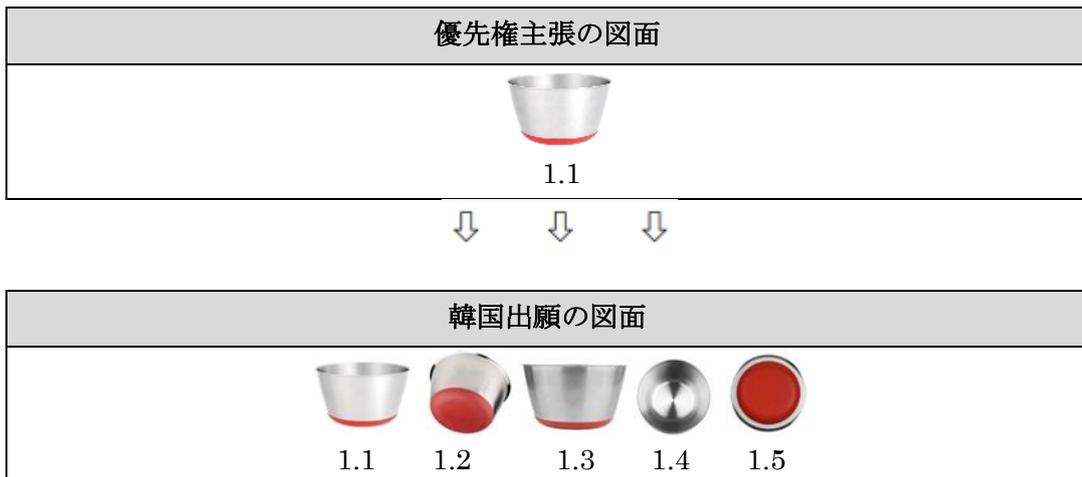
4.3.8 最初に出願した国の制度的特性(EU・米国などでは全体又は部分デザインを表

示せずに出願され、図面要件も韓国と異なる)上、優先権証明書類に表現されているデザインが図面の一部(斜視図、正面図など)のみ表現している場合には、それぞれの基礎出願と国内出願書に示した図面自体に基づいて同一性を判断する。

【例1】EUに出願されたデザインが正面図又は斜視図のいずれかでのみ表現されていて、国内においては部分デザインとして出願され、同一性が認められる場合(物品の名称は「キッチン用はかり」であり、「デザインの説明」欄に「青色の部分は登録を受けようとししない部分」と記載した場合)



【例2】EUに出願されたデザインが正面図又は斜視図のいずれかでのみ表現されていて、国内においては全体デザインとして出願され、同一性が認められる場合



【審査官参考】主要国のデザイン公報ウェブサイト

i) 世界知的所有権機関(WIPO)

- ・ ハーグ・エクスプレス(www.wipo.int/designdb/hague/en/)
- ・ 国際デザイン公報(www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en)

ii) 欧州共同体商標デザイン庁(EUIPO)

- ・ デザインビュー(www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome.html)

iii) 米国特許庁(USPTO)

- ・ PatFT(patft.uspto.gov)

iv) 日本特許庁(JPO)

- ・ J-PlatPat(www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopEnglishPage)

v) 中国特許庁(CNIPA)

- ・ Patent Search And Analysis
(<http://pss-system.cnipa.gov.cn/sipopublicsearch/portal/uiIndex.shtml>)

※優先権主張の基礎出願デザインと韓国出願デザインの同一性を判断するとき活用

4.3.9 第1国における出願デザインの一部の図面(優先権証明書類の図面)にデザインの権利範囲に影響が及ばない明らかな図面の不一致がある場合、その不一致を修正した図面で国内出願した場合にはデザインの同一性が認められる。

5. 優先権主張の補正

5.1 優先権主張の補正は、出願当時に優先権を主張した場合に限り、当該優先権主張についてのみすることができる。

5.2 優先権主張の補正は、出願当時の出願書に記載された優先権主張の基礎となる出願のうち、少なくとも一つが優先権主張期間の要件を満足する場合に限り、することができる。

5.3 優先権主張の補正期間

5.3.1 優先権主張に係る出願書の記載事項(出願国名、出願の種類、出願番号、出願日、

証明書類)を補正することができる期間は、出願日から3ヶ月以内である。ただし、明らかな誤記を正す場合にはそれ以後も可能である。

5.3.2 その他、優先権主張に係る韓国のデザイン登録出願の補正については、一般的な補正期間に従う。

6. 優先権主張の不認定の手続き

6.1 優先権主張が認められなかった場合、優先権主張不認定予告通知をし、意見書を提出する機会を与えなければならない。

6.2 優先権主張不認定予告通知により提出された意見にもかかわらず、優先権主張を認めることができない場合には、優先権主張不認定通知をしなければならない。

6.3 優先権証明書類が出願日(国際デザイン登録出願の場合には国際公開日)から3ヶ月以内に提出されなかった場合

6.3.1 優先権主張は効力がなく、優先権主張不認定の手続きをする必要がない。

6.3.2 当該出願について出願公開又は登録広告をするとき、優先権を主張したにもかかわらず優先権主張証明書類を提出しなかったという事実を記載する。

7. 優先権主張の認定の効果

7.1 優先権主張が認められたデザイン登録出願については、法第33条(デザイン登録の要件)及び第46条(先願)を適用するとき、優先権主張の基礎となる出願の最初出願日を韓国において出願した日とみなす。

7.2 優先権主張が認められたデザイン登録出願は、優先権主張期間以内に出願されたその他デザイン登録出願や公知となったデザインなどにより拒絶決定されない。

第5章 出願公開

関連法令

<デザイン保護法>

第52条(出願公開) ①デザイン登録出願人は、産業通商資源部令の定めにより自己のデザイン登録出願の公開を申請することができる。この場合、複数デザイン登録出願の公開は、出願されたデザインの全部又は一部について申請することができる。

②特許庁長は、第1項による公開申請がある場合、そのデザイン登録出願について、第212条によるデザイン公報(以下「デザイン公報」という)に掲載して出願公開をしなければならない。ただし、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には、出願公開をしないことができる。

③第1項による公開申請は、そのデザイン登録出願に係る最初のデザイン登録可否決定の謄本が送達された後はすることができない。

第56条(拒絶決定された出願の公報掲載) 特許庁長は、第46条第2項後段により第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定された場合には、そのデザイン登録出願に係る事項をデザイン公報に掲載しなければならない。ただし、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には掲載しないことができる。

第189条(出願公開の特例) 国際デザイン登録出願については、第52条を適用しない。

第190条(出願公開効果の特例) 第53条第1項を国際デザイン登録出願について適用するとき、「第52条による出願公開」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開」とし、同条第2項及び第6項を国際デザイン登録出願について適用するとき、「第52条により出願公開された」は、それぞれ「ハーグ協定第10条(3)により国際登録公開された」とする。

<デザイン保護法施行令>

第2条(出願公開をしない場合の通知) 特許庁長は「デザイン保護法」(以下「法」という)第52条第2項ただし書きにより出願公開をしない場合には、その趣旨と理由をデザイン登録出願人に知らせなければならない。

<デザイン保護法施行規則>

第48条(デザイン登録出願公開申請等) ①法第52条第1項によりデザイン登録出願について公開を申請しようとする者は、別紙第6号書式のデザイン登録出願公開申請書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、デザイン登録出願と同時に公開を申請する場合には、法第37条によるデザイン登録申請書にその旨を記載することで、その申請書に代えることができる。

②デザインに関する手続をする者が第1項による出願公開の申請を取り下げようとする場合には、デザイン登録出願公開申請書を提出した日から10日以内に「特許法施行規則」別紙第12号書式の取下書を提出しなければならない。

③代理人により第1項に基づくデザイン登録出願公開申請書又は第2項に基づいた取下書を提出しようとする場合には、その代理権を証明する書類を提出しなければならない。

第61条(デザイン登録公告日及びデザイン登録出願の公開日) ①デザイン登録公告日又はデザイン登録出願の公開日は、当該デザイン登録出願が公告され、又は公開された旨を掲載した法第212条及び令第10条第1項に基づく登録デザイン公報(以下「登録デザイン公報」という)若しくは公開デザイン公報(以下「公開デザイン公報」という)が発行された日とする。

②第1項にもかかわらず、デザイン一部審査登録された秘密デザインに係るデザイン一部審査登録異議申立ての場合には、令第10条第2項各号外の部分のただし書きにより、当該デザインの図面又は写真、デザインの説明及び創作内容の要点が掲載された登録デザイン公報が発行された日をそのデザインの登録公告日とみなす。

1. 趣旨

デザイン登録出願したデザインは、登録が決定される前まで公開しないことを原則とする。しかし、出願係属中のデザインを公開することにより、出願人はデザイン侵害を事前に予防し、補償金請求の根拠として使用できる場合がある。このため、デザイン保護法は出願公開制度を導入し、出願人の申請があった場合にはデザインの内容を早期に公開するようにしている。

2. 出願公開の区分

2.1 出願人の申請による出願公開

2.1.1 出願人は、自己のデザイン登録出願について出願公開を申請することができる。

2.1.2 デザイン審査登録出願のみならず一部審査登録出願についても申請することができる。

2.1.3 複数デザイン登録出願の場合、出願公開申請は、デザインの全部又は一部についてすることができる。

2.1.4 出願公開申請は、その出願に係る最初の登録可否決定の謄本が送達された後にはすることができない。

2.1.5 出願公開申請があった場合、法第43条(秘密デザイン)による秘密デザイン請求は、撤回されたものとみなす。

2.2 法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による出願公開

2.2.1 同一又は類似のデザインに関して、同日に出願された2以上のデザイン登録出願について、登録を受ける一つのデザインを定めるための協議が成立しない、又は協議ができず、法第46条(先願)第2項により拒絶決定が確定された出願は、特許庁長が公開する。

3. 出願公開の承認

3.1 審査官は、デザインの仮分類日又は出願公開申請書の移送日のうち、遅い日から20日以内に出願公開申請に係る承認可否を決定する。(審査事務取扱規定第75条)

4. 公開デザイン公報

4.1 出願公開申請があった場合、その出願に係る事項を公開デザイン公報に掲載する。

4.2 法第46条(先願)第2項により拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定された場合には、その出願に係る事項を公開デザイン公報に掲載する。

5. 出願公開の例外

5.1 出願されたデザインが与える意味や内容などが一般人の通常の道徳観念である善良の風俗に違反し、又は公の秩序を害するおそれがある場合には、出願公開をしないことができる。

5.2 上記の5.1に該当するか否かについては、法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第2号を適用する基準に基づいて判断する。

5.3 出願公開をしない場合には、その趣旨と理由を出願人に通知しなければならない。

5.4 法第189条(出願公開の特例)により国際デザイン登録出願については、出願公開を適用しない。

6. 出願公開の効果

6.1 デザイン登録出願したデザインは、その出願をした後、法第52条によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部に同一又は類似の場合、登録を受けることができない。(法第33条第3項)

6.2 特許庁長は、デザイン登録出願人の申請により出願を公開した後、デザイン登録出願人でない者が業として出願デザインを実施していることが認められる場合、当該出願を優先して審査することができる。(法第61条第1項第1号)

6.3 出願公開の申請により公開された出願デザインは、当該公開公報発行日に公知されたものとみなされ、新規性や創作非容易性の判断の認容デザインとなる。(法第33条第1項及び法第33条第2項)

6.4 出願公開以降には、その出願に係る書類の閲覧又はコピーができる。(法第206条)

6.5 秘密デザインの場合、出願公開を申請すれば秘密デザインの請求は撤回されたものとみなす。(法第43条第6項)

第6章 情報提供

関連法令

<デザイン保護法>

第55条(情報提供) 誰でもデザイン登録出願されたデザインが第62条第1項各号のいずれかに該当するため、デザイン登録を受けることができない旨の情報を証拠とともに特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有しない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで、及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有しない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか、又は次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを

基本デザインとして表示した場合

2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
 3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
 4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
 5. 基本デザインに類似しない場合
 6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年を経過した後にデザイン登録出願された場合
 7. 第35条第3項によりデザイン登録を受けることができない場合
- ④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。
- ⑤複数デザイン登録出願について、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶理由があれば、その一部デザインについてのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

<デザイン保護法施行規則>

第49条(デザイン登録出願に係る情報提供) 法第55条により情報を提供しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第23号書式の情報提出書に次の各号の書類を添付し、特許庁長に提出しなければならない。

1. 刊行物等の証拠書類1通
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通
3. そのた法令で別途定めている場合、その証明書類1通

1. 趣旨

デザイン審査において審査の公正性を確保し、不実なデザインの権利化を未然に防止するため、公衆が提供する情報を審査の参考とする必要がある。このため、デザイン保護法は、情報提供制度を導入し、誰でも出願デザインが法第62条の拒絶理由に該当するため、

登録を受けることができない旨の情報を、証拠とともに特許庁長に提供することができるようにしている。

2. 情報提供の要件

2.1 法第55条(情報提供)により、誰でも出願デザインが法第62条(デザイン登録拒絶決定)第1項各号のいずれかに該当するため、登録を受けることができない旨の情報を、その証拠とともに特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

2.1.1 情報提供は公衆による審査協力制度であるため、誰にでもでき、審査又は一部審査登録出願について情報を提供することができる。

2.1.2 情報提供は出願が係属している場合可能であり、提供事由は法第62条による拒絶理由と同一である。

2.1.3 情報を提供しようとする者は、情報提出書に証拠書類などを添付し、特許庁長に提出しなければならない。証拠書類は刊行物などの通常のデザイン登録無効審判において提出できる証拠などである。

3. 情報が提供された出願に係る審査

3.1 情報が提供された出願に係る審査において、その情報及び証拠を法第62条(デザイン登録拒絶決定)第1項による拒絶決定の理由として活用することができる。

3.2 デザイン一部審査登録出願の場合にも、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項にもかかわらず、提供された情報及び証拠を同条第1項による拒絶決定の理由として活用することができる。

4. 提供された情報の活用可否の通知

4.1 情報が提供された出願について登録可否決定を通知するとき、情報提供者に情報・証拠の採択可否及び当該出願に係る登録可否の決定事実を通知する。

4.2 一つの出願について、同一の者が同一の情報及び証拠をもって、1回以上、情報を提供した場合には、情報・証拠の採択可否及び当該出願に係る登録可否決定の事実を1回のみ通知する。

4.3 情報が提供されたデザイン一部審査登録出願について、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項にもかかわらず、登録決定する場合、提供された情報及び証拠がデザイン一部審査登録異議申立ての理由に該当すれば、情報提供者にデザイン一部審査登録異議申立てをすることができる事実を同時に通知する。

第7章 優先審査

関連法令

<デザイン保護法>

第61条(優先審査) ①特許庁長は、次の各号のいずれかに該当するデザイン登録出願については、審査官にその他デザイン登録出願より優先して審査するようすることができる。

1. 第52条による出願公開後、デザイン登録出願人でない者が業としてデザイン登録出願されたデザインを実施していると認められる場合
2. 大統領令で定めるデザイン登録出願であって、緊急に処理する必要があると認められる場合

②特許庁長は、複数デザイン登録出願について、第1項により優先審査をする場合には、第1項各号のいずれかに該当する一部デザインのみ優先して審査することができる。

第192条(優先審査の特例) 第61条第1項第1号を国際デザイン登録出願について適用するとき、「第52条による出願公開」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開」とする。

<デザイン保護法施行令>

第6条(優先審査の対象) 法第61条第1項第2号において「大統領令で定めるデザイン登録出願」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、特許庁長が定めるデザイン登録出願をいう。

1. 防衛産業分野におけるデザイン登録出願
2. グリーン技術〔温室効果ガスの削減技術、エネルギー利用の効率化技術、クリーン生産技術、クリーンエネルギー技術、資源の循環及び環境配慮型技術(関連の融合技

術を含む)等、社会・経済活動の全過程にかけてエネルギーと資源を節約し、効率的に使用することにより、温室効果ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術]と直接関連するデザイン登録出願

3. 輸出促進と直接関連するデザイン登録出願

4. 国又は自治体の職務に係るデザイン登録出願(「高等教育法」による国立・公立学校の職務に係るデザイン登録出願であって、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第11条第1項により国立・公立学校に設置された技術移転・事業化に係る業務を専従する組織がしたデザイン登録出願を含む)

5. 「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によりベンチャー企業の確認を受けた企業のデザイン登録出願

6. 「中小企業の技術革新促進法」第15条により技術革新型中小企業に選定された企業のデザイン登録出願

7. 「発明振興法」第11条の2により職務発明補償の優秀企業に選定された企業のデザイン登録出願

7の2. 「発明振興法」第24条2により知識財産経営認証を受けた中小企業のデザイン登録出願

7の3. 「産業デザイン振興法」第6条によりデザインが優秀な商品として選定された商品に係るデザイン登録出願

8. 国の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果に係るデザイン登録出願

9. 条約による優先権主張の基礎となるデザイン登録出願(当該デザイン登録出願を基礎とする優先権主張により外国特許庁においてデザインに関する手続が進行中であるものに限定する)

10. デザイン登録出願人がデザイン登録出願されたデザインを実施している、又は実施を準備しているデザイン登録出願

11. 電子取引と直接関連するデザイン登録出願

12. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査に合意したデザイン登録出願

13. 優先審査を申請しようとする者がデザイン登録出願されたデザインについて専門機関に先行デザイン調査を依頼した場合であって、調査結果を特許庁長に通知するように専門機関に要請したデザイン登録出願

14. 人工知能又はモノのインターネット等、第4次産業革命に直接関連する技術を活

用したデザイン登録出願(2018.1.2施行)

第7条(優先審査の申請等) ①優先審査を申請しようとする者は、産業通商資源部令で定める優先審査申請書を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は、第1項による優先審査申請を受けた場合、優先審査の可否を決定しなければならない。

③第2項による優先審査可否の決定に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

<デザイン保護法施行規則>

第57条(優先審査の申請) 法第61条により優先審査を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 特許庁長が定めた事項を記載した優先審査申請説明書1通
2. 代理人により手続きをする場合には、その代理権を証明する書類1通

<デザイン優先審査の申請に関する告示>

第3条(優先審査の申請人) 出願があったときには、誰でも特許庁長にその出願について優先審査の申請をすることができる。ただし、第4条第2号二目による出願は、国又は当該自治体(国・公立学校の中に設置された技術移転・事業化の専従組織を含む)のみが優先審査の申請をすることができる。

第4条(優先審査の申請対象) 優先審査の申請対象は、出願時又は出願中にある出願であって、次の各号のいずれかに該当する出願とする。

1. 出願公開(国際デザイン登録出願の場合は、国際登録公開)後、デザイン登録出願人でい者が出願したデザインを業として実施していると認められる場合
2. 「デザイン保護法施行令」第6条で定める出願であって、緊急処理が必要であると認められる次の各目のいずれかに該当する場合
 - イ. 防衛産業分野における出願であり、「防衛事業法」第34条、同法施行令第39条、同法施行規則第27条及び第28条による防衛産業物資に係る出願

ロ. グリーン技術〔温室効果ガスの削減技術、エネルギー利用の効率化技術、クリーン生産技術、クリーンエネルギー技術、資源の循環及び環境配慮型技術(関連の融合技術を含む)など、社会・経済活動の全過程にかけてエネルギーと資源を節約し、効率的に使用することにより、温室効果ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術〕と直接関連する出願

ハ. 輸出の促進と直接関連する出願

二. 国又は自治体の職務に係る出願(「高等教育法」による国・公立学校の職務に係る出願であって、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第11条第1項により国・公立学校に設立された技術の移転・事業化に関する業務を専従する専従組織がした出願を含む)

ホ. 「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によりベンチャー企業の確認を受けた企業の出願

ヘ. 「中小企業の技術革新促進法」第15条により技術革新型中小企業に選定された企業の出願

ト. 「発明振興法」第11条の2により職務発明補償の優秀企業に選定された企業の出願、又は「発明振興法」第24条の2により知的財産経営認証を受けた企業の出願

チ. 「産業デザイン振興法」第6条によりデザインが優秀な商品として選定された商品に抱える出願

リ. 国の新技術開発支援事業の結果に係るものであって、次のいずれかに該当する出願

- (1) 「産業技術革新促進法」第2条による産業技術革新事業
- (2) 「中小企業の技術革新促進法」第10条第1項による技術革新事業
- (3) 「エネルギー法」第12条によるエネルギー技術開発事業
- (4) 「新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発・利用・普及促進法」第11条による新・再生可能エネルギー技術開発事業
- (5) 「産業融合促進法」第24条による産業融合事業
- (6) 「情報通信産業振興法」第8条による情報通信技術開発事業
- (7) 「科学技術基本法」第11条による国家研究開発事業
- (8) 「1人創造企業の育成に関する法律」第11条第1項による1人創造企業の技術開発事業

(9)その他国が行う新技術開発事業

ヌ. 国の品質認証事業の結果に係るものであって、次のいずれかに該当する出願

(1)「産業技術革新促進法」第16条及び同法施行令第18条により新商品の認証を受けた商品に係る出願

(2)「産業融合促進法」第13条及び同法施行令第14条により産業融合新商品の適合性認証を受けた商品に係る出願

(3)その他国が遂行する品質認証事業の結果に係る出願

ル. 条約による優先権主張の基礎となる出願(当該出願を基礎とする優先権主張により、外国特許庁においてデザインに関する手続が進行中であるもののみ該当する)

ヲ. デザイン登録出願人が出願されたデザインを実施している、又は実施を準備している出願

ワ. 電子取引と直接関連する出願

カ. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査に合意した出願

ヨ. 優先審査を申請しようとする者が出願されたデザインについて「デザイン保護法」第59条による専門機関(以下「専門機関」という)のうち、次のいずれかに該当する機関に先行デザイン調査を依頼した場合であって、その調査結果を特許庁長に通知するようその専門機関に要請した出願(当該専門機関が優先審査を申請した後、1ヶ月以内に別紙第1号書式の優先審査用先行デザイン調査の結果報告書を特許庁長に提出する場合のみ該当する)

タ. 人工知能又はモノのインターネット等、第4次産業革命に直接関連する技術を活用したデザイン登録出願(2018.1.2施行)

[別表] 優先審査の申請に係る証憑書類(第5条第1項第1号イ目関連)

申請理由 (関連条文)	証憑書類
第三者が業として実施している出願 (第4条第1号)	第三者が業として実施していることを立証する書類(写真、カタログ等)
防衛産業分野の出願 (第4条第2号イ目)	第4条第2号イ目による出願に該当することを立証する出願
グリーン技術等と直接関連する出願 (第4条第2号ロ目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1. 国家機関から研究開発等のための資金支援を受けたことを立証する書類(技術開発事業の選定公告等)

	<p>2. 金融機関からグリーン技術に関する金融支援を受けたことを立証する書類(貸出実績書等)</p> <p>3. 環境マーク認証書、炭素成績表示認証書、新技術認証書、技術権証書(発行機関：韓国環境産業技術院)</p> <p>4. 優秀リサイクル商品認証書(発行機関：知識經濟部技術標準院)</p> <p>5. その他国からグリーン技術に関する金融支援又は認証を受けたことを立証する書類</p>
<p>輸出促進に 直接関連する出願 (第4条第2号ハ目)</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する書類</p> <p>1. 輸出実績の立証書類</p> <p>2. 信用状の到着を立証する書類</p> <p>3. デザイン権を必要とする輸出品購入者からの要請があったことを立証する書類</p> <p>4. 輸出契約の立証書類</p> <p>5. 国際標準の採択手続が進行中である、又は国際標準に採択され輸出促進に貢献していることを立証する書類</p> <p>6. その他輸出促進と直接関連することを立証する書類</p>
<p>国又は自治体の職務に係る出願 (第4条第2号ニ目)</p>	<p>国又は自治体の職務に係る出願に該当することを立証する書類</p>
<p>ベンチャー企業の出願、技術革新型中小企業の出願、職務発明補償の優秀企業の出願、又は知識財産経営認証を受けた企業の出願 (第4条第2号ホ目、ヘ目、ト目)</p>	<p>次の第1号と第2号に該当するそれぞれの書類</p> <p>1. 出願されたデザインとベンチャー企業、技術革新型の中小企業、職務発明補償の優秀企業及び知識財産経営認証企業の業種との関連性を立証する書類(例：事業者登録書等)</p> <p>2. ベンチャー企業の出願である場合、「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によるベンチャー企業確認書、技術革新型中小企業の出願である場合には、「中小企業の技術革新促進法」第15条による技術革新型中小企業に選定されたことを立証する書類、職務発明補償の優秀企業からの出願である場合には、「発明振興法」第11条の2による職務発明補償の優秀企業に選定されたことを立証する書類、知識財産経営認証を受けた企業の出願である場合には、「発明振興法」第24条の2による知識財産経営認証を受けた企業であることを立証する書類</p>
<p>優秀デザインに選定された商品に係る出願 (第4条第2号チ目)</p>	<p>「産業デザイン振興法」第6条により優秀デザインに選定されたことを立証する書類</p>

国による新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果に係る出願(第4条第2号リ目、ヌ目)	国の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果に該当することを立証する書類
条約による優先権主張の基礎となる出願(第4条第2号ル目)	条約による優先権主張の基礎となる出願であることを立証する書類(外国特許庁に提出した出願書の写し等)
出願人が出願されたデザインを実施中である出願(第4条第2号ヲ目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1. 実施品の実物写真、実物写真が収録されたカタログ 2. 税金計算書、取引明細表、納品確認書、供給契約書 3. その他実施中であることを立証する書類
出願人が実施を準備中である出願(第4条第2号ヅ目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1. 試作品の実物写真、見本、実物写真が収録されたカタログ 2. 創業投資会社・新技術事業投資組合等からの投資実績書 3. 銀行等からの貸出実績書 4. 出願されたデザインの実施に係る契約書 5. 国又は自治体が主催したデザイン公募に出品したことを立証する書類 6. その他実施を準備していることを立証する書類
電子取引と直接関連する出願(第4条第2号ヅ目)	電子取引と直接関連することを立証する書類
外国特許庁長と優先審査に合意した出願(第4条第2号カ目)	特許庁長が外国特許庁長と優先審査に合意した事実を立証する書類
第4次産業革命と関連する技術を活用した出願(第4条第2号タ目)	第4条第2号タ目による出願に該当することを立証又は説明する書類

第5条(優先審査の申請手続) ①優先審査を申請する者は、次の各号の手続に従って優先審査を申請しなければならない。

1. 優先審査を申請する者は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申請書に次の各目の書類・見本又はその他物件(その根拠となる物件がある場合のみ該当する)を添付し、特許庁長に提出しなければならない。

イ. 別紙第2号書式のデザイン優先審査申請説明書1通(別表に基づく優先審査申請に係る証憑書類を添付)

ロ. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通

2. 優先審査を申請する者は、特許庁長に付与された受付番号を納付者番号とし、受付番号を付与された日の翌日まで「特許料等の徴収規則」別紙第1号の2書式に基づいて優先審査申請料を払わなければならない。

②第1項第1号による優先審査申請書を補完しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第7号書式の電子文書添付書類等物件提出書に書類(見本、物件)を添付して提出しなければならない。ただし、電子文書で提出することができる場合、「特許・実用新案優先審査の申請に関する告示」別紙第1号書式の優先審査申請に係る書類提出書に当該書類を添付して提出することができる。

第6条(優先審査申請説明書の作成) ①第4条第1号による出願について優先審査を申請しようとする者は、デザイン登録出願されたデザインを出願人でない者が実施している状況について別紙だ2号書式のデザイン優先審査申請説明書に具体的に記載しなければならない。

②第4条第2号ヨ目による出願であることを理由に優先審査を申請する場合、「特許法施行規則」別紙だ22号書式の優先審査申請書に先行デザイン調査の依頼を受けた出願であることを表示し、依頼機関及び依頼日を記載することで、第5条第1項第1号イ目によるデザイン優先審査申請説明書に代えることができる。

第7条(優先審査申請の特例) 複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合、デザイン全部について優先審査を申請しなければならない。

1. 趣旨

デザイン審査はデザイン登録出願された順番通りに審査することが原則であるが、産業政策的目的のため審査の順番に例外を置き、一定の要件に該当するデザイン登録出願は他の出願より優先的に審査し、早期に権利が付与されるようにしている。

2. 優先審査の要件

2.1 優先審査の申請対象

2.1.1 出願公開(ハーグ協定による国際登録公開を含む)後、出願人でない者が出願人の許諾なく、業として出願されたデザインを実施していると認められる場合

2.1.2 令第6条(優先審査の対象)により「デザイン優先審査の申請に関する告示」第4条(優先審査の申請対象)で定めた出願のいずれかに該当する場合

2.2 優先審査の申請人

2.2.1 出願人は勿論、誰でも優先審査を申請することができる。

2.2.2 国又は自治体の職務に係る出願(「高等教育法」による国・公立学校の職務に係る出願であり、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第11条第1項により国・公立学校に設置された技術移転・事業化に関する業務を専従する専従組織がした出願を含む)については、国又は当該自治体(国・公立学校内に設置された技術移転・事業化の専従組織を含む)のみ優先審査を申請することができる。

2.2.3 優先審査申請の要件を備えた企業であり、法人でない場合には、その代表者が優先審査を申請することができる。

2.2.4 出願公開(ハーグ協定による国際登録公開を含む)後、デザイン登録出願人でない者が業として実施している場合、その者も優先審査を申請することができる。

2.3 優先審査の申請手続き

2.3.1 優先審査申請書

- (1) 優先審査の申請人は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申請書を提出しなければならない。
- (2) 複数デザイン登録出願である場合には、デザインの全部又は一部について、優先審査を申請することができる。ただし、国際デザイン登録出願である場合には、デザイン全部について優先審査を申請しなければならない。

2.3.2 優先審査申請説明書

- (1) 優先審査申請書には、「デザイン優先審査の申請に関する告示」別紙第2号書式のデザイン優先審査申請説明書(優先審査の申請に係る証憑書類を含む)を添付しなければならない。

2.3.3 優先審査の申請に係る証憑書類

- (1) 優先審査申請書には、それぞれの申請理由に該当する客観的証憑書類を一つ以上添付しなければならない。
- (2) 国又は自治体の出願である場合には、特別な理由がない限り、証憑書類の提出がなくても、国又は自治体の職務として認めることができる。

3. 優先審査申請の補正及び補完

3.1 優先審査申請の補正

3.1.1 審査官は優先審査申請が次のいずれかに該当する場合、デザイン保護法第47条により特許庁長の名義で1ヶ月以内に補正するように命じなければならない。(取扱規定第14条)

- (1) 行為能力や代理権を有しない者が提出した場合
- (2) 法令で定める方式に違反した場合
- (3) 納付しなければならない手数料を納付しなかった、又は不足して納付した場合

3.1.2 審査官は上記の3.1.1の優先審査申請の補正命令について、出願人が補正書など

を提出しなかった、又は補正命令理由を解消できなかった場合、特許庁長の名義でその手続きを無効処分しなければならない。(取扱規定第15条)

3.2 優先審査申請の補完

3.2.1 優先審査申請書及び添付書類のうち補完事項がある場合には、1ヶ月以内の期間を定めて審査官の名義で補完を命じなければならない。(取扱規定第78条)

3.2.2 令第6条(優先審査の対象)第10号により「デザイン登録出願されたデザインを実施している、又は実施を準備しているデザイン登録出願」を理由に優先審査を申請し、証憑書類として実物写真、見本又は実物写真が収録されたカタログを提出した場合、カタログに掲載されたデザインと出願デザインの同一性が認められないときには、補完を命じなければならない。

4. 優先審査申請の却下

4.1 優先審査申請が次のいずれかに該当する場合には、その理由を記載して却下通知を発送する。ただし、複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合、一つのデザインであっても次のいずれかに該当する場合には、却下通知を発送する。

4.1.1 「デザイン優先審査の申請に関する告示」第4条による優先審査の申請対象にならない場合

4.1.2 優先審査が申請された出願の正常的な審査着手の予定時期が優先審査申請に係る書類が移送された日から2ヶ月以内である場合

4.1.3 優先審査申請に係る補完書類を指定期間以内に提出しなかった場合

4.1.4 優先審査申請について提出された補正書によっても当該事項が解消されなかった場合

4.1.5 出願が取り下げられた場合

4.1.6 複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合、一つの申請書に全てのデザインに係る優先審査申請が含まれていない場合

5. 優先審査の決定

5.1 優先審査の決定通知

5.1.1 優先審査が申請された出願が優先審査の要件を満足する場合、優先審査決定書を発送する。ただし、複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合には、いずれのデザインが優先審査の要件を満足する場合のみ該当する。

5.2 優先審査の決定期限

5.2.1 審査官は、物品の仮分類日又は優先審査申請書の審査官移送日のうち、遅い日から10日以内

5.2.2 優先審査申請書に係る補正書・補完書が提出された場合には、補正期間などの満了日又は当該書類の審査官移送日のうち、遅い日から15日以内

5.2.3 優先審査申請対象の可否に係る関係機関の意見書又は優先審査審議協議会の決定書が移送された場合には、当該書類の審査官移送日から15日以内

5.2.4 出願人が専門機関に先行デザイン調査を依頼した場合には、専門機関の優先審査向け先行デザイン調査の結果報告書の審査官移送日から15日以内

6. 優先審査決定後の審査着手期限

6.1 優先審査を決定した出願に係る審査は、優先審査決定書の発送日から45日以内に着手する。

6.2 優先審査出願について提出された意見書及び補正書は、審査官移送日から45日以内に処理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定期間の満了日から1ヶ月以内に処理する。

6.2.1 指定期間の満了日まで意見書や補正書を提出しなかった場合

6.2.2 提出された意見書又は補正書によっても拒絶理由が解消されず、もし審査官移送日から45日以内に処理すれば指定期間の満了日をまだ経過しない場合

第8章 再審査

関連法令

<デザイン保護法>

第48条(出願の補正と要旨変更) ①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に、単独デザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期にすることができる。

1. デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで
2. 第64条による再審査を請求するとき
3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に係る審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであってデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出したときにデザイン登録出願をしたものとみなす。

第64条(再審査の請求) ①デザイン登録出願人は、そのデザイン登録出願についてデザイン登録拒絶決定(再審査によるデザイン登録拒絶決定は除く)の謄本を送達された日から30日(第17条第1項により第120条に基づいた期間が延長された場合には、その延長された期間をいう)以内に第48条第1項から第3項までの規定による補正をして、デザイン登録出願について再審査を請求することができる。ただし、第120条による審判

請求がある場合にはその限りでない。

②デザイン登録出願人は、第1項による再審査の請求とともに意見書を提出することができる。

③第1項本文による要件を備えて再審査が請求された場合、そのデザイン登録出願について、従来に行われたデザイン登録拒絶決定は取り消されたものとみなす。

④第1項による再審査の請求は、取り下げることができない。

<デザイン保護法施行規則>

第60条(デザイン登録出願に係る再審査請求) 法第64条第1項により再審査を請求しようとする者は、その趣旨を記載した別紙第2号書式の補正書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続きをする場合には、その代理権を証明する書類1通を添付しなければならない。

1. 趣旨

再審査請求制度は、出願人がデザイン拒絶決定謄本を送達された日から30日以内に図面などの補正後再審査を請求し、審査官から再度審査を受けるようにする制度である。したがって、出願人はデザイン登録拒絶決定について審判を請求しなくても、拒絶決定についての不服手段として再審査請求制度を利用するようになる。

2. 再審査請求の対象

2.1 拒絶決定謄本を送達されたデザイン登録出願

2.1.1 デザイン登録拒絶決定謄本が送達された出願人は、一定期間以内に出願書の記載事項、図面の記載事項及び図面、写真又は見本を補正して法第64条(再審査の請求)により再審査を請求することができる。

2.2 ただし、従来 of 再審査による拒絶決定がある、又は法第120条(デザイン登録拒絶決

定又はデザイン登録取消決定に係る審判)による拒絶決定不服審判の請求がある場合には、再審査を請求することができない。

3. 請求手続き及び効果

3.1 再審査の請求方法

3.1.1 補正書の「その他事項」欄に再審査請求の趣旨を表示しなければならない。

3.1.2 再審査を請求する場合、出願の補正をしなければならず、意見書とともに提出することができる。

3.1.3 法第64条第1項による再審査請求は取り下げることができない。(第64条第4項)

3.2 再審査の請求期限

3.2.1 デザイン登録拒絶決定謄本が送達された日から30日以内

3.2.2 法第17条(期間の延長等)第1項により法第120条(デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に係る審判)に基づいた期間が延長された場合には、その延長期間以内

3.3 再審査請求の効果

3.3.1 法第64条第1項本文による要件を備えて再審査が請求された場合、そのデザイン登録出願について従来に行われたデザイン登録拒絶決定は取り消されたものとみなす。(第64条第3項)

4. 再審査が申請された出願の審査

4.1 再審査の着手期限

4.1.1 再審査が請求された出願については、再審査を請求する補正書の審査官移送日から1ヶ月以内に審査に着手する。

4.2 再審査の範囲

4.2.1 再審査が請求された出願について、審査官は再審査請求の理由(当初の拒絶決定の理由)でないその他理由についても職権で審査することができる。

4.3 再審査が請求された出願についての処理方法は次のとおりである。

4.3.1 再審査によっても当初の拒絶理由が解消されない場合には、拒絶決定をする。

4.3.2 再審査により当初の拒絶理由が解消され、新しい拒絶理由が見つからない場合には、登録決定をする。

4.3.3 再審査により新しい拒絶理由が見つかった場合には、意見提出通知をし、一般の審査手続きに従う。

第9章 デザイン一部審査登録出願の審査

関連法令

<デザイン保護法>

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品〔物品の部分、書体及び画像を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩若しくはこれらを結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
2. 「書体」とは、記録若しくは表示又は印刷等に使用するため、共通の特徴を有する形で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。
- 2の2. 「画像」とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号等〔機器の操作の用に供される又は機能を発揮したものに限り、画像の部分を含む〕をいう。
3. 「登録デザイン」とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
4. 「デザイン登録」とは、デザイン審査登録及びデザイン一部審査登録をいう。
5. 「デザイン審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件を全て取り揃えているか否かを審査して登録することをいう。
6. 「デザイン一部審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のうち一部のみを取り揃えているか否かを審査して登録することをいう。
7. 「実施」とは、次の各目の区分による行為をいう。
 - イ. デザインの対象が物品(画像は除く)である場合、その物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出若しくは輸入する、又はその物品を譲渡若しくは貸与するために請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為
 - ロ. デザインの対象が画像である場合、その画像を生産・使用若しくは電気通信回線を通じた方法で提供する、又はその画像を電気通信回線を通じた方法で提供するために、請約(電気通信回線を通じた方法で提供するための展示を含む。以下同じ)する行為、又はその画像を保存した媒体を譲渡・貸与・輸出・輸入若しくはその画像を保存した媒体を譲渡・貸与するために請約(譲渡又は貸与のための展示を含む)。

以下同じ)する行為

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかに該当するものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外において公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインに類似するデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が次の各号のいずれかにより容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条若しくは第90条第3項によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真若しくは見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン) 次の各号のいずれかに該当するデザインについては、第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字又は標識と同一若しくは類似のデザイン
2. デザインが与える意味又は内容等が一般人の通常的な道徳観念又は善良の風俗に反する、若しくは公の秩序を害するおそれがあるデザイン

3. 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるデザイン
4. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザイン

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自分の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下「基本デザイン」という)にのみ類似するデザイン(以下「関連デザイン」という)については、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って、第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず、関連デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項によりデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインにのみ類似するデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下「専用実施権」という)が設定されている場合、その基本デザインに係る関連デザインについては、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

第37条(デザイン登録出願) ①デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載したデザイン登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び営業所の所在地)
2. デザイン登録出願人の代理人がいる場合、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
3. デザインの対象となる物品及び第40条第2項による物品類(以下「物品類」という)
4. 単独デザイン登録出願又は関連デザインのデザイン登録出願(以下「関連デザイン登録出願」という)の可否
5. 基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第35条第1項により関連デザインとしてデザイン登録を受けようとする場合に限って該当する)
6. デザインを創作した者の氏名及び住所
7. 第41条による複数デザイン登録出願の可否
8. デザインの数及び各デザインの一連番号(第41条により複数デザイン登録出願をする場合に限って該当する)

9. 第51条第3項に規定された事項(優先権を主張する場合に限って該当する)

②第1項によるデザイン登録出願書には、各デザインに係る次の各号の事項を記載した図面を添付しなければならない。

1. デザインの対象となる物品及び物品類
2. デザインの説明及び創作内容の要点
3. デザインの一連番号(第41条により複数デザイン登録出願をする場合に限って該当する)

③デザイン登録出願人は、第2項の図面に代えて、デザインの写真又は見本を提出することができる。

④デザイン一部審査登録出願をすることができるデザインは、物品類の区分のうち産業通商資源部令で定める物品に限定する。この場合、当該物品に対してはデザイン一部審査登録出願としてのみ出願することができる。

⑤第1項から第4項までの規定以外にデザイン登録出願に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第46条(先願) ①同一又は類似のデザインについて異なった日に2以上のデザイン登録出願があった場合、先にデザイン登録出願した者のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似のデザインについて同日に2以上のデザイン登録出願があった場合、デザイン登録出願人が協議して定めた一人のデザイン登録出願者のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインについてデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又は第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第1項及び第2項を適用する時には初めからなかったものとみなす。ただし、第2項後段に該当するため第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

④無権利者がしたデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用する時には、初めからなかったものとみなす。

⑤特許庁長は、第2項の場合、デザイン登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告

することを命じ、その期間内に申告がなければ第2項による協議は成立しなかったものとみなす。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有していない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有していない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分及び第2項第2号のみ該当)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合
2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
5. 基本デザインに類似しない場合
6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年を経過した後にデザイン登録出願された場合

7. 第35条第3項によりデザイン登録を受けることができない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。

⑤複数デザイン登録出願に対し、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにのみ拒絶理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

第63条(拒絶理由の通知) ①審査官は、第62条によりデザイン登録拒絶決定をしようとする場合には、デザイン登録出願人に予め拒絶理由(第62条第1項から第3項までに該当する理由をいい、以下「拒絶理由」という)を通知し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

②複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインについて拒絶理由がある場合には、そのデザインの一連番号、デザインの対象となる物品及び拒絶理由を具体的に記載しなければならない。

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分等) ①法第40条第2項による物品類の区分は「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」(以下、「ロカルノ協定」という)第1条(3).(i)(第32類は除く)に基づく。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、ロカルノ協定による物品類のうち第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項による組物の区分は、別表5のとおりである。

1. 趣旨

流行の周期が短く、比較的模倣されやすい物品のデザイン登録出願についての迅速な権利化のために、デザイン一部審査登録制度を設けていて、デザイン一部審査登録出願については、デザインの登録要件のうち一部要件のみを審査し、迅速に権利を付与している。

2. 一部審査登録出願の対象

2.1 デザイン一部審査登録出願をすることができるデザインは、ロカルノ協定に基づく物品類のうち、次の物品類のいずれかに属する物品に係るデザインに限定する。

2.1.1 第1類(食料品)

2.1.2 第2類(衣料品及び裁縫用小物)

2.1.3 第3類(旅行用具、ケース、日傘及び他に該当しない身の回り品)

2.1.4 第5類(紡績用繊維、人工及び天然のシート材料)

2.1.5 第9類(物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)

2.1.6 第11類(装飾用品)

2.1.7 第19類(文房具及び事務機器、美術材料及び教材)

2.2 一部審査登録出願をすることができる物品として指定されていない物品のデザインが一部審査登録出願された場合には、法第37条(デザイン登録出願)第4項に違反するため、登録を受けることができない。

3. 一部審査登録出願の審査

3.1 デザイン一部審査登録出願については、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項、第

3項及び第4項により次のとおりに審査する。

3.1.1 デザイン一部審査登録出願が次のいずれかに該当する場合には、拒絶決定をしなければならない。

(1) 法第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有しない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合

(2) 法第27条(外国人の権利能力)によりデザイン登録を受けることができない場合

(3) 法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文による工業上の利用可能性がない場合

(4) 法第33条(デザイン登録の要件)第2項第2号(周知形状等による創作非容易性)に該当する場合

(5) 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)に該当する場合

(6) 法第37条第4項(デザイン一部審査登録を受けることができる物品)、第39条(共同出願)、第40条(1デザイン1デザイン登録出願)、第41条(複数デザイン登録出願)、第42条(組物のデザイン)の規定によりデザイン登録を受けることができない場合

(7) 条約に違反する場合

(8) 関連デザインとして出願された一部審査登録出願が、次のいずれかに該当する場合

① 関連デザイン登録出願される、又は関連デザイン登録されたデザインを基本デザインとして表示した場合

② 基本デザインのデザイン権が消滅(存続期間の満了、年次登録料の未納による消滅、取消決定又は無効審決の確定など)した場合

③ 基本デザインとして表示されたデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄となる、又は拒絶決定が確定された場合

④ 出願人が基本デザインのデザイン権者(又は出願人)と異なる場合

⑤ デザインが基本デザインと類似しない場合

⑥ 基本デザインの出願日から1年を経過した後に出願された場合

㊦ 基本デザインのデザイン権に専用実施権が設定された場合

㊧ 2014年6月30日以前の登録デザイン又は出願デザインを基本デザインとしているものであり、2015年7月1日以降に出願された場合

【デザイン審査登録出願に係る拒絶決定理由別の適用条文の比較表】

拒絶決定の理由	審査登録 出願適用	一部審査登録出願	
		適用	未適用
第3条第1項本文	○	○	
第27条	○	○	
第33条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項本文による工業上の利用可能性がない場合 ・第2項第2号(周知形状等による創作非容易性) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項(新規性)各号 ・第2項第1号(公知デザイン等による創作非容易性) ・第3項(拡大された先願)
第34条	○	○	
第35条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・関連デザインを基本デザインとして表示 ・基本デザインの消滅、拒絶決定、無効、取下げ、放棄 ・基本デザインと出願人(権利者)が相異 ・基本デザインと非類似 ・基本デザインの出願日から1年を経過した後の出願 ・第3項 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項の規定のうち、自己の基本デザインにのみ類似するデザイン ・第2項(自己の関連デザインにのみ類似するデザイン)
第37条第4項	○	○	
第39条	○	○	
第40条	○	○	
第41条	○	○	
第42条	○	○	
第46条第1項及び第2項	○		○
条約に違反した場合	○	○	

3.1.2 一部審査登録出願については、次のいずれかに該当する場合であっても、拒絶決定しない。

- (1) 第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)各号
- (2) 第33条第2項第1号(公知デザイン等による創作非容易性)
- (3) 第33条第3項(拡大された先願)
- (4) 第35条(関連デザイン)第1項の規定のうち、自己の基本デザインにのみ類似するデザイン、第2項(自己の関連デザインにのみ類似するデザイン)
- (5) 第46条(先願)第1項・第2項

3.1.3 デザイン一部審査登録出願について第55条(情報提供)による情報及び証拠の提供があった場合には、上記の3.1.2にもかかわらず、その証拠資料に基づいて拒絶決定することができる。

3.2 国際デザイン登録出願の場合、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願として、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願として補正することができない。(法第186条第2項)

第10章 デザイン一部審査登録異議申立ての審査

関連法令

<デザイン保護法>

第68条(デザイン一部審査登録異議申立て) ①誰でもデザイン一部審査登録出願によりデザイン権が設定登録された日からデザイン一部審査登録の公告日から3ヶ月になる日まで、そのデザイン一部審査登録が次の各号のいずれかに該当することを理由に特許庁長にデザイン一部審査登録異議申立てをすることができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザイン登録については、各デザインごとにデザイン一部審査登録異議申立てをしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有しない、又は同項ただし書きによりデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条、第34条、第35条第2項・第3項、第39条及び第46条第1項・第2項に違反する場合
3. 条約に違反する場合

②デザイン一部審査登録異議申立てをする者(以下「異議申立人」という)は、次の各号の事項を記載したデザイン一部審査登録異議申立て書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 異議申立人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び営業所の所在地)
2. 異議申立人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、その名所、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
3. デザイン一部審査登録異議申立ての対象となる登録デザインの表示
4. デザイン一部審査登録異議申立ての趣旨
5. デザイン一部審査登録異議申立ての理由及び必要な証拠の表示

③審査長は、デザイン一部審査登録異議申立てがあったときは、デザイン一部審査登録異議申立書の副本をデザイン一部審査登録異議申立ての対象となった登録デザイン

のデザイン権者に送達し、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えなければならない。

④デザイン一部審査登録異議申立てについては、第121条第4項を準用する。

第69条(デザイン一部審査登録異議申立理由等の補正) 異議申立人は、デザイン一部審査登録異議申立てをした日から30日以内に、デザイン一部審査登録異議申立書に記載した理由及び証拠を補正することができる。

第71条(デザイン一部審査登録異議申立申請審査における職権審査) ①デザイン一部審査登録異議申立てに係る審査をするときには、デザイン権者又は異議申立人が主張していない理由についても審査することができる。この場合、デザイン権者又は異議申立人に期間を定めてその理由に関する意見を陳述する機会を与えなければならない。

②デザイン一部審査登録異議申立てに係る審査をするときには、異議申立人が申し立てていない登録デザインについては審査することができない。

第73条(デザイン一部審査登録異議申立てに係る決定) ①審査官合議体は、第68条第3項及び第69条による期間を経過した後にデザイン一部審査登録異議申立てに係る決定をしなければならない。

②審査長は、異議申立人がその理由及び証拠を提出しなかった場合には、第68条第3項にもかかわらず、第69条による期間を経過した後の決定をもって、デザイン一部審査登録異議申立てを却下することができる。

③審査官合議体は、デザイン一部審査登録異議申立てに理由があると認められるときには、その登録デザインを取り消す旨の決定(以下「デザイン登録取消決定」という)をしなければならない。

④デザイン登録取消決定が確定されたときには、そのデザイン権は最初からなかったものとみなす。

⑤審査官合議体は、デザイン一部審査登録異議申立てに理由がないと認められるときには、その異議申立てを棄却する旨の決定(以下「異議申立棄却決定」という)をしなければならない。

⑥デザイン一部審査登録異議申立てに係る却下決定及び異議申立棄却決定については不服することができない。

第75条(デザイン一部審査登録異議申立ての取下げ) ①デザイン一部審査登録異議申立ては、第71条第1項後段による意見陳述の通知又は第74条第2項による決定謄本が送達された後には取り下げることができない。

②デザイン一部審査登録異議申立てを取り下げれば、その異議申立ては最初からなかったものとみなす。

1. 趣旨

デザイン一部審査登録出願については、迅速に権利を付与するために、審査官は登録要件のうち一部のみを審査し、登録決定をする。しかし、一部審査登録出願デザインが登録され、権利が存続される場合、第三者に不測の被害が与えられる可能性があることから、このような問題点を補完するためにデザイン一部審査登録について異議申立制度を設けている。デザイン一部審査登録に登録要件違反の異議申立ての事由がある場合、誰でも異議申立てができる。

2. 異議申立ての要件及び手続

2.1 異議申立人

2.1.1 デザイン一部審査登録については、誰でも法第68条(デザイン一部審査登録異議申立て)により異議申立てをすることができる。

2.2 異議申立ての理由

2.2.1 第3条(デザイン登録を受けることができる者)第1項

2.2.2 第27条(外国人の権利能力)

2.2.3 第33条(デザイン登録の要件)

2.2.4 第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)

2.2.5 第35条第2項(関連デザインにのみ類似するデザイン)・第3項(基本デザインのデ

ザイン権に専用実施権が設定されているデザイン)

2.2.6 第39条(共同出願)

2.2.7 第46条(先願)第1項(同一又は類似のデザインについて異なる日に出願)・第2項(同一又は類似のデザインについて同日に出願)

2.2.8 条約に違反した場合

2.3 異議申立ての手続き

2.3.1 異議申立ての期間

(1) デザイン一部審査登録異議申立ては、デザイン権が設定登録された日からデザイン一部審査登録の公告日から3ヶ月になる日までに行わなければならない。

※「デザイン一部審査登録の公告日」とは、該当するデザイン一部審査登録が掲載された登録デザイン公報が発行された日をいう。

(2) 法第43条(秘密デザイン)により秘密デザインとして登録されたデザイン一部審査登録に係る異議申立ては、デザイン権が設定登録された日からそのデザインについての秘密が解除され、図面などが掲載された登録デザイン公報の発行日から3ヶ月以内に行わなければならない。

2.3.2 複数デザインに係る異議申立て

(1) 複数デザイン登録出願によるデザイン登録については、各デザインごとに異議申立てをしなければならない。また、重複して登録されたデザインについても、各デザインごとに異議申立てをしなければならない。

2.3.3 異議申立ての理由などの補正

(1) 異議申立人は、異議申立てをした日から30日以内に異議申立ての理由又は証拠を補正することができる。

2.3.4 異議申立ての却下

(1) 異議申立書が法令で定める方式に违背する場合、指定期間以内にそれを補正しなければ、異議申立書の副本を送付せず、却下する。

(2) 異議申立ての却下

- ① 異議申立期間を経過して異議申立てをした場合など、補正が不可能である異議申立てについては、決定をもってこれを却下する。
- ② 異議申立人が異議申立ての理由など補正期間以内にその理由及び証拠を提出しなかった場合には、異議申立書の副本をデザイン権者に送付せず、異議申立日から30日を経過した後、決定をもって当該異議申立てを却下する。
- ③ 異議申立てに係る却下決定については、不服することができない。

2.4 異議申立ての取下げ

2.4.1 デザイン一部審査登録異議申立ては、次のいずれかに該当する場合を除いては、取り下げることができる。

- (1) 法第71条(デザイン一部審査登録異議申立ての審査における職権審査)第1項後段による意見陳述の通知があった後
- (2) 第74条(デザイン一部審査登録異議申立てに係る決定方式)第2項による決定謄本が送達された後

3. 異議申立ての審査の手続き

3.1 異議申立書の副本の送達及び答弁の提出

3.1.1 審査官合議体の長(以下「審査長」という)は、異議申立てがあったときには、デザイン権者に異議申立書の副本を送達し、期間を定めて答弁書を提出できる機会を与えなければならない。

3.1.2 審査長は、異議申立てがあったときには、その趣旨を当該デザイン権の専用実施権者やその他デザインについて登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

3.1.3 審査長は、補正された異議申立理由などについてもデザイン権者などに答弁書

を提出できる機会を与えなければならない。

3.1.4 異議申立てに係る答弁があった場合、審査長は異議申立書と答弁書を検討し、異議申立人に答弁書の副本を送付することができる。

3.2 異議申立てに係る審査の範囲

3.2.1 異議申立てに係る審査をするときには、デザイン権者又は異議申立人が申し立てていない理由についても職権で審査することができる。この場合、デザイン権者や異議申立人に期間を定めてその理由について意見を陳述できる機会を与えなければならない。

3.2.2 異議申立てに係る審査をするときには、異議申立人が申し立てていない登録デザインについては審査することができない。

3.3 異議申立てに係る決定

3.3.1 審査官は、次の期間を経過した後に異議決定をしなければならない。

- (1) 法第68条(デザイン一部審査登録異議申立て)第3項による答弁書の提出期間
- (2) 法第69条(デザイン一部審査登録異議申立理由等の補正)による異議申立理由などの補正期間
- (3) 法第71条(デザイン一部審査登録異議申立ての審査における職権審査)第1項による意見書の提出期間
- (4) 法第78条(準用規定)において準用する法第145条(証拠調査及び証拠保存)第5項による意見書の提出期間

3.3.2 審査官合議体は、異議申立てに理由があると認められる場合には、デザイン登録取消決定をしなければならず、異議申立てに理由がないと認められる場合には、異議申立棄却決定をしなければならない。

3.3.3 異議申立棄却決定については、不服することができない。

3.3.4 異議申立て中に当該一部審査登録デザイン権が消滅される場合であっても、異議申立てに係る決定をしなければならない。

4. 異議申立ての効果

4.1 デザイン登録取消決定が確定された場合、そのデザイン権は最初からなかったものとみなされ、遡及して消滅する。

第 1 1 章 部分デザイン

関連法令

<デザイン保護法>

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品〔物品の部分、書体及び画像を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩若しくはこれらを結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

第42条(組物のデザイン) ①2以上の物品が組物として同時に使用される場合、その組物のデザインが一組全体として統一があるときには、1デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

- ②第1項による組物の区分は、産業通商資源部令で定める。

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかに該当するものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外において公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインに類似するデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が次の各号のいずれかにより容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合

2. 国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条若しくは第90条第3項によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真若しくは見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン) 次の各号のいずれかに該当するデザインについては、第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字又は標識と同一若しくは類似のデザイン
2. デザインが与える意味又は内容等が一般人の通常的な道徳観念又は善良の風俗に反する、若しくは公の秩序を害するおそれがあるデザイン
3. 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるデザイン
4. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザイン

第40条(1デザイン1デザイン登録出願) ①デザイン登録出願は1デザインごとに1デザイン登録出願とする。

②デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類の区分に従わなければならない。

第48条(出願の補正と要旨変更) ①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項又は写真若しくは見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に、単独デザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

る。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期にすることができる。

1. デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで
2. 第64条による再審査を請求するとき
3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に係る審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであってデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出したときにデザイン登録出願をしたものとみなす。

1. 趣旨

部分デザイン制度は、物品(画像を含む)の部分について独創的な創作をした場合、当該部分をデザインとして保護できる制度であり、2001年7月1日から施行されている。これを通じて物品の部分に係るデザインの模倣を遮断し、デザイン権の保護を強化することができるようになった。

2. 定義

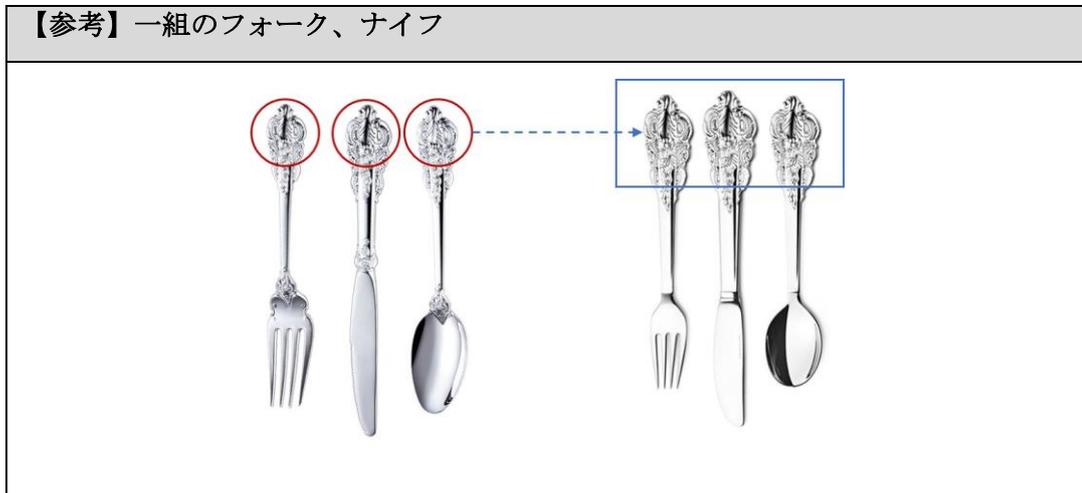
2.1 「デザイン」とは、物品(物品の部分、書体及び画像を含む)の形状・模様・色彩若しくはこれらを結合したものであり、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2.2 部分デザインの対象となるものは物品及び画像であり、物品の部分、組物の部分と画像の部分を含む

2.2.1 「物品の部分」とは、物品全体の中で、一定の範囲を占める部分の形態であり、当該物品において他のデザインとの対比の対象となり得る部分をいう。

2.2.2 「組物の部分」とは、組物全体の中で、一組全体として統一のある一定の範囲を

占める部分であり、当該組物において他のデザインとの対比の対象となり得る部分をいう。



2.2.3 「画像デザインの部分」とは、画像全体の中で、一定の範囲を占める部分であり、当該画像において他のデザインの対比の対象となり得る部分をいう。

3. 成立要件

3.1 部分デザインにおいて物品の部分とは、物品性が認められる物品の部分を用いるものであり、部分デザインが次の要件を備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

3.1.1 部分デザインの対象となる物品が通常の物品に該当すること

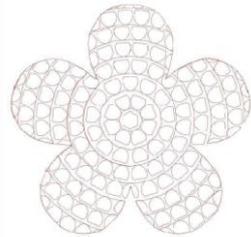
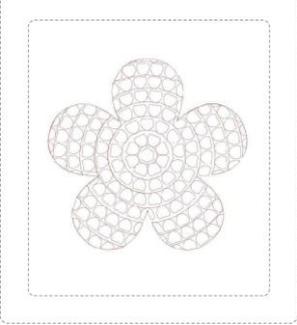
- (1) 独立性を有し、具体的な有体物として取引の対象となること
- (2) ロカルノ協定による物品類のいずれかに属する物品であること

3.1.2 物品の部分の形態であると認められること。

- (1) 物品の形状を伴わない模様・色彩若しくはこれらを結合したもののみを表現したものではないこと

【例】 物品の形状を伴わず、物品の部分のみを表見したキルトケットの場合、部分デ

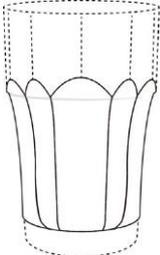
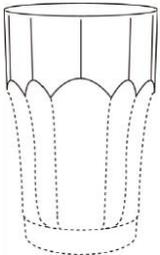
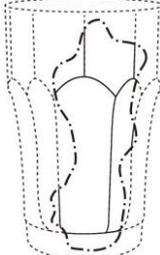
デザインとして登録を受けることができない。

【物品の名称】キルトケット	
【出願番号】30-2014-0036473 【公開番号】30-2014-0001114	
「物品の形状を伴わない表現」 (登録不可)	「物品の形状を伴う表現」 (登録可能)
	

(2) 物品の形態のシルエットのみを表現したものではないこと

【物品の名称】ティーポット	
「物品の形態のシルエットのみを表現」 (登録不可)	「物品の形態を具体的に表現」 (登録可能)
	

3.1.3 その他デザインとの対比の対象になり得る部分であり、一つの創作単位として認められる部分であること

【事例】コップ		
創作単位として認定	創作単位として認定	創作単位として不認定
		

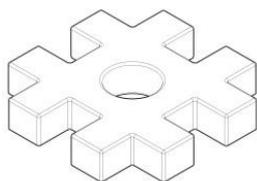
3.1.4 デザインの対象となる物品が機械による生産方法又は手工業的方法により繰り返し

返して量産されることができると

【注意】

合成物の構成各片は、合成物の部分デザインとしては登録ができる。
ただし、完成形が様々な組立玩具の構成各片のように、独立した取引の対象になるものは、物品性を有するものとみなし、デザイン登録の対象となる。

登録番号30-0917478



【斜視図】

【物品の名称】 組立玩具用のブロック

【デザインの説明】 1. 材質は、合成樹脂又は金属材料。2. 本願デザインは、他の玩具と結合して様々な形を作るものであり、創造力と想像力を高めることを目的とする。(以下省略)

※説明の便宜上、以外の図面は省略する。

3.2 部分デザインにおいて組物の部分とは、組物のデザインとして認められる組物の部分をいうため、部分デザインがその他デザインとの対比の対象となり得る部分であり、一つの創作単位として認められる部分であることを備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

3.3 部分デザインにおいて画像の部分とは、画像デザインとして認められる画像デザインの部分をいうため、部分デザインがその他デザインとの対比の対象となり得る部分であり、一つの創作単位として認められる部分であることを備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

4. 工業上の利用可能性

4.1 部分デザインの表現が具体的でないため、工業上利用することができないデザインに該当する場合は次のとおりである。

4.1.1 部分デザインとして登録を受けようとする部分の範囲が明確に特定されなかった場合

(1) 全体デザインのうち部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分を実線で表現し、その他の部分を破線で表現する方法に従わなかった、又はそれに相応する表現方法に従わなかった場合

【例】彩色(coloring)又は境界線(boundary)などで表現し、部分デザインとして登録を受けようとする部分を特定したものと認められる場合



「トラクター」



「運動靴」



「運動靴」

(2) 部分デザインとして登録を受けようとする部分を図面などで特定している方法に関する説明が必要であると認められる場合、その旨を図面の「デザインの説明」欄に記載しなかった場合

(3) 部分デザインとして登録を受けようとする部分の境界が不明確な場合、その境界を一点鎖線又はそれに相応する方法で表示しなかった、又はそれに関する説明が必要であると認められる場合に、その旨を「デザインの説明」欄に記載しなかった場合

4.1.2 部分デザインとして登録を受けようとする部分の全体形態が図面に明確に示されなかった場合。ただし、部分デザインの図面のうち部分デザインとして登録を受けようとする部分の一部のみが図示されているが、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合には、具体性があると判断することができる。

【例】物品の名称：腕時計



【図面1.1】

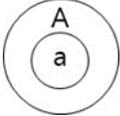
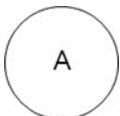
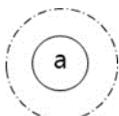
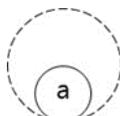
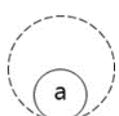
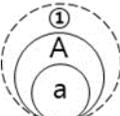
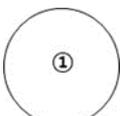
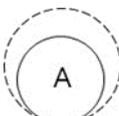
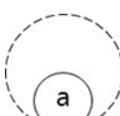
5. 新規性

5.1 部分デザインに係るデザイン登録出願がある前に次のいずれかに該当するデザインが国内又は国外において公知・公用され、又は刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となった場合、当該部分デザインの出願は、法第33条(デザイン登録の要件)第1項各号のいずれかに該当するため、デザイン登録を受けることができない。

- (1) 当該部分デザインと同一又は類似の部分を含む全体デザイン
- (2) 当該部分デザインと同一又は類似の部分を含む部分デザイン

5.2 部分デザインに係るデザイン登録出願をするとき、新規性要件に違反する具体的な類型は以下のとおりである。

類型	公知デザイン (A, aを含むA)	出願デザイン (A, A', a, a')
1	部分デザイン(A)	部分デザイン(A, A')
2	完成品(aを含むA)	部分デザイン(a, a')
3	部品(aを含むA)	部分デザイン(a, a')
4	部分デザイン(aを含むA)	部分デザイン(a, a')

公知デザイン	出願デザイン		
 <p>完成品A (aを含むA)</p>	 <p>完成品A, A''</p>	 <p>部品a, a''</p>	 <p>部分デザインa, a''</p>
 <p>部品A (aを含むA)</p>	 <p>部品A, A''</p>	 <p>部分デザインa, a''</p>	
 <p>部分デザインA (aを含むA)</p>	 <p>完成品①, ①''</p>	 <p>部分デザインA, A''</p>	 <p>部分デザインa, a''</p>

※Aデザイン又はaを含むAデザインが出願公開、設定登録又は公知された以降出願された出願デザインA, A', a, a'デザインは新規性を喪失する。

※A=A、A≠A'、A>a、a≠a'の関係である。

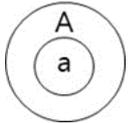
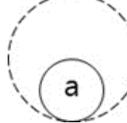
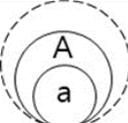
6. 創作非容易性

6.1 部分デザインの創作非容易性に係る判断基準は、全体デザインの創作非容易性に係る判断基準に従うが、全体において部分デザインとして登録を受けようとする部分の機能及び用途、位置、大きさ、範囲などを総合的に考慮して判断する。

7. 拡大された先願

7.1 部分デザインに係る拡大された先願の適用対象になる具体的な類型は以下のとおりである。

類型	先願デザイン (aを含むA)	後願デザイン (a, a')
1	完成品	部分デザイン
2	部品	部分デザイン
3	部分デザイン	部分デザイン

先願デザイン(A)	後願デザイン(a, a')	
 <p>完成品A</p>	 <p>部品a, a'</p>	 <p>部分デザインa, a'</p>
 <p>部品A (aを含むA)</p>	 <p>部分デザインa, a'</p>	
 <p>部分デザインA (aを含むA)</p>	 <p>部分デザインa, a'</p>	

7.2 先願デザインを特定するための判断は、出願及び補正時に提出された次の図面に基づく。

7.2.1 部分デザイン登録出願であり、破線で表現された部分などを含めた全体デザインのうち、後願デザインに相当する部分に対比できるくらい十分に表現されている場合には、デザインの全体を表現する正面・背面図、平面・底面図、左・右側面図、斜視図などの必要図面とデザインをより具体的かつ明確に表現する展開図、断面図、拡

大図及び使用状態図などは、後願された部分デザインの拡大された先願の地位を有する。

8. 先願

8.1 部分デザインに係る先願規定は部分デザイン登録出願間でのみ適用され、同一又は類似の部分デザインについて異なる日に2以上のデザイン登録出願があった場合には、先に出願した者のみその部分デザインについて登録を受けることができる。

9. 登録を受けることができないデザイン

9.1 法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号から第4号までの規定適用において部分デザインの場合、原則として部分デザインの「登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む物品全体の形態を判断の対象とする。

10. 1デザイン1デザイン登録出願

10.1 1デザインであるか否かは、出願書及び図面、デザインの説明、創作内容の要点に記載された出願人の創作意図を考慮しなければならず、次のように全体又は各部分としてデザイン創作上の一体性が認められる場合には1デザイン登録出願とみなす。

10.1.1 形態的一体性が認められるもの

(1) 物理的に分離されている部分であり、対称となる、又は一組になるなど、関連性を有するもの

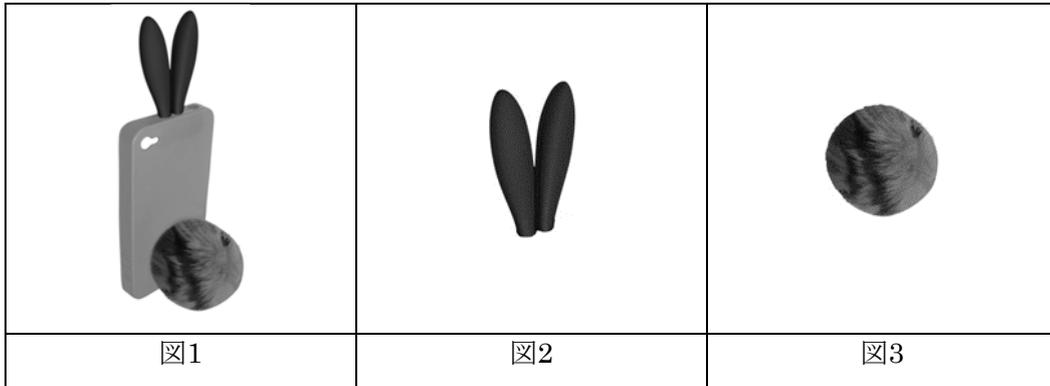
【例】 ハンドバック



(2) 物理的に分離されている部分であり、一つの対象を認識させるなど、関連性を有するもの

【例】携帯電話ケース

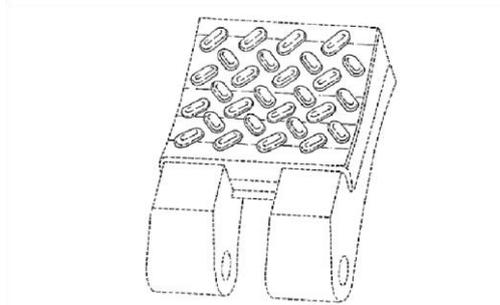
*大法院2012フ3343(2013.2.15.言渡し)判決参照



本事件出願デザインのうち【図2】は、これを見る人が「ウサギの耳」の形状として容易に認識できる点、実際のウサギの全体形状からしっぽが占める比率に比べて、本事件出願デザインのうち【図3】が全体の携帯電話ケースで占める比率が多少多いが、実物をデザイン化する過程においてある程度の変形又は誇張若しくは抽象化は伴われるものであり、ウサギのしっぽは短くて丸い毛玉の形状をしているが、それに類似する形状の【図3】は、携帯電話ケースの下段の背面に位置する一方、「ウサギの耳」の形状をしている【図2】は、携帯電話ケースの上部に位置するため、本事件出願デザインを見る人にとっては、【図3】を「ウサギのしっぽ」の形状として認識できる余地は十分にある点、記録によると、実際消費者は本事件出願デザインを「ウサギの形状」として認識し、【図3】を「しっぽ」と呼んでいることが分かる点等を上記の法理に照らしてみると、本事件出願デザインは、【図2】と【図3】が物理的に離れていても、これを見る人が【図2】を「ウサギの耳」として、【図3】を「ウサギのしっぽ」としてそれぞれ認識することができ、それらの間において形態的一体性が認められ、それによりこれを見る人にその全体が「ウサギの形状」と類似する一体として、視覚を通じた美感を起こさせるため、本事件出願デザインは、デザイン保護法第40条第1項で規定している「1デザイン」に該当すると言える。

(3) 物理的に分離された部分であり、一つの創作単位として認識させるなど、関連性を有するもの

【例】微粉碎機用スイングハンマー



10.1.2 機能的一体性が認められるもの

(1) 物理的に分離されている部分が全体又は各部分として一つの機能を果たすなど、関連性を有するもの

【例1】「インクジェットプリンタ用のインクスティック」

	<p>デザインの説明：正面にある2つの溝と背面にある一つの溝が全体としてプリンターにカートリッジを装着するときに正確な位置が分かるようにする機能を果たすものである。</p>
--	--

【例2】履物

	<p>デザインの説明：履物の足の甲部分と足首の部分の革が各部分として足を固定させる機能を果たすものである。</p>
--	---

【例3】自動車

	デザインの説明：自動車の正面の両側において対称になる2つの車幅などにより、車の存在と幅の表示するランプ機能を果たすものである。
---	---

11. 類否判断

11.1 デザインが属する分野における通常の知識に基づいて、次の各号の要素を総合的に考慮して判断する。

11.1.1 デザインの対象となる物品

11.1.2 部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分の機能・用途

11.1.3 当該物品のうち、部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲

11.1.4 部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

11.2 上記11.1.1から11.1.4までについて、いずれも同一である場合、二つのデザインは同一デザインとみなし、そのうち一つ以上が類似し残りは同一、又はいずれも類似する場合、二つのデザインは類似するデザインとみなし、そのうち一つ以上が類似しない場合、二つのデザインは非類似であると判断する。

11.3 ただし、二つのデザインの登録を受けようとする部分デザインは同一であるが、部分デザインとして登録を受けようとする部分以外の形状又はこれに含まれた模様には差がある場合には、このような差が極めて微細であり、全体的に審美感が同一である場合のみ、二つのデザインは同一デザインとみなす。

12. 要旨変更

12.1 部分デザインの補正における要旨変更の判断基準

12.1.1 「部分デザインにおける要旨変更」とは、次の各号の要素を総合的に判断し、最初に出願されたデザインと補正されたデザイン間で同一性が維持されないものをいう。

- (1) デザインの対象となる物品
- (2) 部分デザインとして登録を受けようとする部分の機能・用途
- (3) 当該物品のうち、部分デザインとして登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲
- (4) 部分デザインとして登録を受けようとする部分の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合

12.2 部分デザインの補正が次のいずれかに該当する場合、要旨変更該当する。

12.2.1 部分デザインとして登録を受けようとする部分でない部分を部分デザインとして登録を受けようとする部分に補正する、若しくはその逆の場合、又は部分デザインとして登録を受けようとする部分でない部分の補正により登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が変更された場合

12.2.2 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインを削除する補正

12.2.3 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても、部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不明な場合、部分デザインを削除する補正

12.2.4 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても、部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不明な場合、部分デザインを追加する補正

12.2.5 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインを追加する補正

12.2.6 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正

12.2.7 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮しても、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が不明な場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正

12.3 部分デザインの補正が次のいずれかに該当する場合、要旨変更には該当しない。

12.3.1 部分デザインとして登録を受けようとする部分でない部分を補正しても、登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は変更しない場合

12.3.2 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインを削除する補正

12.3.3 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインを追加する補正

12.3.4 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正

12.3.5 最初の出願書及び図面などを総合的に考慮し、部分デザイン出願であることが明確であり、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」が当然導き出される場合、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正

第12章 組物のデザイン

関連法令

<デザイン保護法>

第42条(組物のデザイン) ①2以上の物品が組物として同時に使用される場合、その組物のデザインが一組全体として統一があるときには、1デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項による組物の区分は、産業通商資源部令で定める。

<デザイン保護法施行規則>

第38条(物品類の区分等) ④法第42条第2項による組物の区分は、別表5のとおりである。

[別表5] 組物の区分(第38条第4項関連)

1. 一組の女性韓服セット
2. 一組の男性用韓服セット
3. 一組の女性用下着セット
4. 一組の装身具セット
5. 一組のカフスボタン及びネクタイピンセット
6. 一組の喫煙用具セット
7. 一組の寝装セット
8. 一組のコーヒー用具セット
9. 一組のフルーツポンチ用具セット
10. 一組の飯床器セット
11. 一組の茶器セット
12. 一組の調味料容器セット

13. 一組の茶碗と汁椀セット
14. 一組の酒器セット
15. 一組のナイフ、フォーク及びスプーンセット
16. 一組のスプーンと箸セット
17. 一組の祭器セット
18. 一組の洗面化粧台セット
19. 一組の机と本棚セット
20. 一組のリビングルーム用家具セット
21. 一組のテーブルセット
22. 一組の事務用家具セット
23. 一組の応接セット
24. 一組のテーブルと椅子セット
25. 一組のキッチン家具セット
26. 一組の書道用具セット
27. 一組の筆記具セット
28. 一組のオーディオセット
29. 一組のパーソナルコンピュータセット
30. 一組のテレビ受像機とスタンドセット
31. 一組の扉と門柱セット
32. 一組のトイレ掃除用具セット
33. 一組の洗面用具セット
34. 一組の電動歯ブラシセット
35. 一組のキャンプ用食器セット
36. 一組の自動車用フロアマットセット
37. 一組のアウトドア用テーブル及び椅子セット
38. 一組の自動車用シートカバーセット
39. 一組の便器用付属品セット
40. 一組のゴルフクラブセット
41. 一組のドラムセット
42. 一組の事務用具セット

43. 一組の自動車用ペダルセット
44. 一組のカーオーディオ機器セット
45. 一組のスピーカーボックスセット
46. 一組のテコンドー着セット
47. 一組の柔道着セット
48. 一組の剣道着セット
49. 一組の登山服セット
50. 一組のスキーウェアセット
51. 一組の乗馬服セット
52. 一組の野球服セット
53. 一組の爪・足爪美容器具セット
54. 一組のかばんセット
55. 一組の財布及びベルトセット
56. 一組の化粧用ブラシセット
57. 一組の髪ブラシセット
58. 一組の散髪器具セット
59. 一組の剃毛用具セット
60. 一組の授乳用品セット
61. 一組の出産準備物セット
62. 一組のカーテン及びブラインドセット
63. 一組のトロフィー・賞牌セット
64. 一組の額縁セット
65. 一組の整理用収納ボックスセット
66. 一組のアイスボックスセット
67. 一組のキッチン用密閉容器セット
68. 一組のワイングラスセット
69. 一組の包丁セット
70. 一組の杓子及びフライ返しセット
71. 一組の男子用壽衣セット
72. 一組の女性用壽衣セット

73. 一組の寝室用家具セット
74. 一組の家具用ノブセット
75. 一組の運動用ダンベル及びバーベルセット
76. 一組のゲーム機セット
77. 一組の製図用具セット
78. 一組のスイッチ及びコンセントセット
79. 一組の園芸用具セット
80. 一組の手動工具セット
81. 一組のドライバーセット
82. 一組の腕時計セット
83. 一組の絆創膏セット
84. 一組の吸い玉セット
85. 一組のフライパンセット
86. 一組の船舶用操舵室家具セット
87. 一組の船舶用寝室家具セット
88. 一組の船舶用休憩室家具のセット
89. 一組の船舶用乗組員食堂家具セット
90. 一組の自動車用ダッシュボードパネル(dashboard panel、center fascia)セット
91. 一組のレジャー自動車の寝室用家具セット
92. 一組のキッチン用組み込み(built-in)物品セット
93. その他二つ以上の物品が組物として同時に使用されるものであると認められる場合

1. 趣旨

組物のデザイン制度は、2以上の物品が組物として同時に使用される場合、一組全体として統一があるとき、1デザインとして登録を受けることができる制度であり、2001年7月1日から施行されている。これは、個別の物品がお互い独立された状態よりは全体として相互補完関係にあるときにその効能及び機能面で効果がある組物のデザインを保護するためである。

2. 成立要件

2.1 組物のデザイン登録出願が次の要件を満たさない場合、法第42条(組物のデザイン)第1項に違反するものとみなす。

2.1.1 二つ以上の物品(同種の物品を含む)が一組で同時に使用されること

※「同時に使用される」とは、いつでも必ず同時に使用されるのではなく、観念的に一つの使用がその他の使用を予想させる、又は商取引慣行上、同時に使用されるものであると認められる場合をいう。

2.1.2 一組全体として統一があること

(1) 各構成物品の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合が、同一の方法により表現され、一組全体として統一があると認められるもの。

【例】「一組のお皿セット」において各構成物品の表現方法が同一であるもの



(2) 各構成物品が相互結合され一つの統一した形状や模様などを表現することにより、一組全体として統一があると認められるもの。

【例】「一組のサラダボウル及びフォークセット」においてサラダボウル及びフォークが相互結合して一つのボウルの形状を表現したものなど



(3) 各構成物品の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合により観念的に関連がある印象を与え、一組全体として統一があると認められるもの。

【例】「ウサギと亀」の童話を絵で各構成物品に統一があるように表現したものなど



2.1.3 規則 [別表5] (組物の区分)に規定されている物品に該当すること

2.1.4 組物を構成する物品が適合であること

(1) 組物の構成物品は、[別表5] (組物別構成物品)に該当する物品又は上記の2.1.1、2.1.2の要件を満たす物品でなければならない。

(2) 組物は、[別表5] (組物別構成物品)に該当する物品又は上記の(1)、(2)の要件を満たす物品のうち、2以上の物品から構成されなければならない。

(3) 構成物品以外の物品が含まれている場合、組物として定められた物品と同時に使用されることが商取引慣行上、当業界から認められる場合には、正当な組物とみなす。ただし、「一組のテコンドー着セット」のような専門運動服セットの構成物品に帽子、靴下、履物、保護装具などは含まれない。また、同時に使用される可能性がない物品同士からなる場合(例：テコンドー着の上着と登山服の下衣を出願した場合)には、組物として同時に使用されないものとみなす。

2.2 「組物の部分」とは、組物全体の中で、一組全体として統一のある一定の範囲を占める部分であり、当該組物において他のデザインとの対比の対象となり得る部分をいう。

2.3 部分デザインにおいて組物の部分とは、組物のデザインとして認められる組物の部分をいうため、部分デザインがその他デザインとの対比の対象となり得る部分であり、一つの創作単位として認められる部分であることを備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

3. 工業上の利用可能性

3.1 組物のデザインの図面を提出する方法

3.1.1 各構成物品の図面のみで組物のデザインが十分に表現できる場合には、各構成物品ごとに1組の図面を提出する。

3.1.2 組物の各構成物品が相互集合して一つの統一した形状・模様又は観念を表現した場合には、構成物品が組み合わされた状態の1組の図面と各構成物品に係る1組ずつの図面を提出しなければならない。

3.1.3 各構成物品の一つのデザインは、図面や3Dモデリング図面で表現することができる。

3.2 組物のデザインの図面が以下のとおりである場合、表現が具体的でないため、工業上利用することができないデザインに該当し、デザイン登録を受けることができない。

3.2.1 各構成物品ごとにそのデザインを十分に表現できる1組の図面を図示しなかった場合

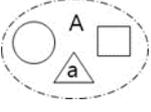
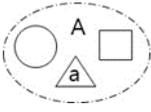
3.2.2 各構成物品が相互集合して一つの統一した形状・模様又は観念を表現する場合には、構成物品が組み合わされた状態の1組の図面と各構成物品に係る1組の図面を図示しなかった場合

4. 新規性

4.1 組物のデザインについては、一組全体としてのみ新規性要件を判断する。

4.2 組物のデザインの新規性が認められない類型は以下のとおりである。

類型	公知デザイン (A, aを含むA)	出願デザイン (A, A', a, a')
1	組物(A)	組物(A, A')
2	組物(aを含むA)	構成物品(a, a')

公知デザイン	出願デザイン	
 組物A (aを含むA)	 組物A, A'	 構成物品a, a'

※Aデザイン又はaを含むAデザインが出願公開、設定登録又は公知された以降出願された出願デザインA, A', a, a'デザインは新規性が認められない。

※A=A, A≠A', A>a, a≠a'の関係である。

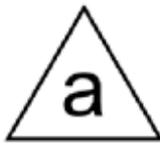
5. 拡大された先願

5.1 組物のデザインに係る拡大された先願の適用対象になる類型は以下のとおりである。

類型	先願デザイン (aを含むA)	後願デザイン (a, a')
1	組物	構成物品

※先願デザイン(aを含むA)がデザイン登録出願後、出願公開若しくは登録公告され、又はは協議の不成立(協議不能を含む)で拒絶決定され、出願公開される前に出願された後願デザイン(a, a')は、拡大された先願で拒絶決定する。

※A>a, a≠a'の関係である。

先願デザイン(A)	後願デザイン(a,a')
 <p data-bbox="478 526 630 593">組物A (aを含むA)</p>	 <p data-bbox="1021 548 1165 582">構成品a, a'</p>

5.2 組物のデザイン登録出願の場合、先願デザインを特定するための判断は、出願及び補正時に提出された以下の図面を基礎とする。

5.2.1 構成物品に関連するデザインに係るそれぞれの図面、構成物品を組み合わせた1組の図面

6. 先願

6.1 組物のデザインに係る先願規定は組物のデザイン登録出願間でのみ適用され、同一又は類似の組物のデザインについて異なる日に2以上のデザイン登録出願があった場合には、先に出願した者のみ登録を受けることができる。

7. 物品の区分

7.1 組物のデザインとして出願され、その構成物品の物品類の類区分が2以上である場合、次の基準に従う。

7.1.1 審査・一部審査対象が共に構成された場合、審査対象物品類の区分を記載する。この場合、審査対象物品類が2以上である場合には、以下の(1)、(2)の基準に従って記載する。

(1) 構成物品の数が多い物品を基準として物品類の区分を記載する。

(2) 構成物品の数と同じ場合、出願人の意思により一つの物品類の区分を記載する。

7.2 審査対象又は一部審査対象のみで構成された場合、上記(1)の㊷、㊸の方法により記載する。

【例】 2以上の物品類が含まれた組物の物品類の記載の例

物品類の区分	物品の名称	構成物品 (物品類の区分)
26 又は 06	一組の電気スタンド及びテーブルセット	電気スタンド(26-05) テーブル(06-03)

8. 類否判断

8.1 組物のデザインの類否については、組物全体として判断する。

8.2 組物のデザインと構成物品のデザインは、多物品と一物品との関係に該当するため、非類似のデザインとして扱われる。

第13章 国際デザイン審査基準の特例

関連法令

<デザイン保護法>

第179条(国際デザイン登録出願) ①ハーグ協定第1条(vi)による国際登録であって、韓国を指定国に指定した国際登録(以下「国際デザイン登録出願」という)は、同法によるデザイン登録出願とみなす。

②ハーグ協定第10条(2)による国際登録日は、同法によるデザイン登録出願日とみなす。

③国際デザイン登録出願については、ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿(以下「国際登録簿」という)に登載された国際登録名義人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを創作した者の氏名及び住所、デザインの説明は同法によるデザイン登録出願人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを創作した者の氏名及び住所、デザインの説明とみなす。

第180条(国際デザイン登録要件の特例) ①第33条第3項を国際デザイン登録出願について適用するときに「第52条、第56条又は第90条第3項によりデザイン公報」は「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公報、第56条又は第90条第3項によりデザイン公報」とする。

第181条(国際デザイン登録出願の特例) ①国際デザイン登録出願についてこの法を適用するときに国際登録公開は、第37条第1項によるデザイン登録出願書の提出とみなす。

②国際デザイン登録出願についてこの法を適用するときに国際登録簿に登載された事項と図面は、第37条第1項及び第2項によるデザイン登録出願書の記載事項と図面とみ

なす。

③国際デザイン登録出願については、第37条第2項第2号のうち創作内容の要点及び同条第3項を適用しない。

第182条(出願日認定等の特例) 国際デザイン登録出願については、第38条を適用しない。

第186条(出願補正の特例) ①第48条第1項を国際デザイン登録出願について適用するとき、「図面の記載事項又は写真若しくは見本」は「図面の記載事項」とする。

②国際デザイン登録出願については、第48条第3項を適用しない。

③第48条第4項を国際デザイン登録出願について適用するときに「第1項から第3項までの規定」は「第1項及び第2項」とし、「第62条によるデザイン登録拒絶決定」は「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日から第62条によるデザイン登録拒絶決定」とする。

④第48条第5項を国際デザイン登録出願について適用するときに「第1項から第3項までの規定」は「第1項及び第2項」とする。

第187条(分割出願の特例) ①第50条第1項を国際デザイン登録出願について適用するとき、「デザイン登録出願の一部」は「第63条による拒絶理由通知を受けた場合にのみデザイン登録出願の一部」とする。

②第50条第3項を国際デザイン登録出願について適用するときに「第48条第4項」は「第186条第3項」とする。

第188条(条約による優先権主張の特例) 第51条第4項を国際デザイン登録出願について適用するとき、「デザイン登録出願日」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日」とする。

第189条(出願公開の特例) 国際デザイン登録出願については、第52条を適用しない。

第193条(拒絶決定の特例) 国際デザイン登録出願については、第62条第1項第2号のうち第37条第4項によりデザイン登録を受けることができない場合、適用しない。

第194条(拒絶理由通知の特例) 第63条第1項を国際デザイン登録出願について適用するとき、「デザイン登録出願人に」は「国際事務局を通じて国際デザイン登録出願人に」とする。

第195条(職権補正の特例) 国際デザイン登録出願については、第66条を適用しない。

1. 概要

国際デザイン審査は、基本的に国際デザイン登録出願されたデザインを国内の手続きに従って審査することであるため、韓国語に翻訳処理された出願書とそれに添付された図面を国内デザインと同一の基準で審査することが原則である。しかし、国際デザイン登録出願は、国際条約による固有の傾向と特徴があり、デザイン保護法上も国際デザイン出願に関するいくつかの特例がある。

※ 保護付与記述書、1次拒絶通知書、意見書又は補正書なしに拒絶される拒絶決定書、選択要求書、優先権主張及び新規性喪失例外主張不認定予告通知書などは国内の代理人指定前に国際出願人が直接受信するため、英文で作成(「国際デザイン審査通知書英文例文集」参照)され、意見書又は補正書の受付後に通知される拒絶決定書などは国内代理人が受信するため、韓国語で作成される。

2. 沿革及び主要概念

2.1 国際デザイン登録出願制度の沿革

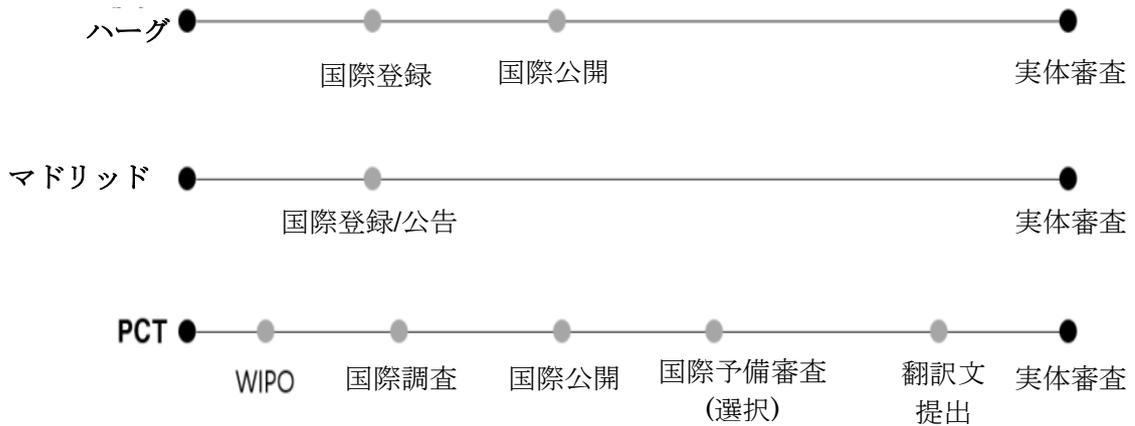
2.1.1 ハーグ協定は、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に一つの国際出願をすることで、多数の締約当事国にデザインを出願した効果が付与される条約であり、特許の特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)、商標のマドリッド議定書(Madrid Protocol)に対応される。

ハーグ協定による国際出願は、基礎となる国内出願や国内登録があることを前提にしない点で、マドリッド議定書による国際商標出願制度とは差がある。韓国人の場合、

韓国を締約当事者にして国際出願し、韓国を指定(自己指定)することができる点では特許協力条約(PCT)による国際特許出願制度と類似している。しかし、PCTと違って国際調査や国際予備審査の手続きは存在しない。(以下の表と図を参照)。

【表2-1】 ハーグ、マドリッド議定書、PCT間の主要事項比較

	ハーグ国際出願	マドリッド議定書	PCT(特許協力条約)
基礎出願	不必要	必須	不必要
間接出願	可能	必須	可能
事後指定	不可能	可能	不可能
自己指定	可能	不可能	可能
国際調査	なし	なし	国際調査及び 国際予備審査可能
備考	出願-登録手続きの 一本化	基礎出願を基盤に 保護領域を拡張	指定国進入まで 優先権期間が30ヶ月 まで延長される効果



【図2-1】 ハーグ、マドリッド議定書、PCTの手続き

最初のハーグ協定(1925年11月6日締結、1928年6月1日発効)は、実体審査をしないヨーロッパ国家が中心になって締結され、その後数回改正された。その中で重要なのが、1934年ロンドン改正協定、1960年ハーグ改正協定、1999年ジュネーブ改正協定である。1934年ロンドン改正協定は、著作権の観点で権利者が国際事務局にデザインを寄託(deposit)すると、直ちに指定国で保護の効力が発生することが特徴である。しかし、この協定は低い活用率などにより、2016年10月18日付で公式廃棄された。

一方、1960年ハーグ改正協定は、デザイン保護方式を著作権の観点から特許の観点に変更したことが特徴である。この協定によりデザインを国際事務局に寄託すると指定国に出願した効果があるが、その後の手続きは指定国の国内法に従い、指定国の官庁は国際登録の公報を受け付けた日から6ヶ月以内にデザインに対する保護を拒否することができる。

最後に、「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs)」は、審査主義国のデザイン制度との調和のみでなく、欧州連合など政府間機関まで加入範囲を拡大したことが特徴である。韓国は本協定に加入するため、2014年4月1日に国際事務局に批准書を寄託し、7月1日から効力が発効された。

ハーグ条約第31条(1)は、ハーグ改正協定とジュネーブ改正協定に同時加入した国が他の同時加入国を指定する場合、ジュネーブ改正協定に従うように規定している。したがって、ジュネーブ改正協定の管轄は持続的に増加する一方、ハーグ改正協定の活用率は低くなっているため、国際事務局を中心にジュネーブ改正協定への一元化に対する踏み込んだ議論が行われている。

※ハーグ協定のジュネーブ改正協定には、2021年8月19年現在、75の締約当事者があり、中国を除いたID5国家が全部含まれている。

2.2 国際デザイン登録出願の主要概念

2.2.1 「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」の概要

ハーグ協定は、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に一つの国際出願をすることで、多数の締約当事国に同時に提出した効果が付与される条約である。国際事務局(直接出願)又は出願人の締約当事者の官庁(間接出願)に国際出願書を提出すると、所定の形式要件審査を経て、国際登録簿に登録・公開する。

国際登録が公開されると、デザイン出願書が指定締約当事者の官庁(特許庁)に受け付けられた(国内出願)ことになる(ハーグ協定共通規則第26条(3))。

指定締約当事者の官庁は、国際公開日から一部審査デザインは6ヶ月、審査デザインは12ヶ月以内に拒絶理由を通知する(ハーグ協定共通規則第18条(1))。上記の期間内に拒絶理由を通知しない場合、その指定締約当事者でデザイン権の効力が発生したものと

みなす。

2.2.2 国際出願日

国際出願は、ハーグ協定により実行された産業デザインの国際登録のための出願を意味する(ハーグ協定第1条(7))。

直接出願の場合、出願人が国際事務局へ出願書を受け付けた日が「国際出願日」になる。しかし、この出願が協定と規則の要件を満たさなければ、それを補正するように勧告し、3ヶ月以内に補正しなければ出願は放棄されたものとみなす(ハーグ協定共通規則第14条(1)と(2))。

間接出願の場合、特許庁は国際出願書を受け付けた日を国際出願書に記載して関係書類とともに国際事務局に送付するが、国際出願書の受付日は国際事務局により「国際出願日」として認められる。しかし、出願書が形式的な要件の不備で補正が必要な場合、1ヶ月以内に国際出願書が到達しなければ出願日が認められないため、できるだけ早期に補正が行われなければならない(ハーグ協定共通規則第13条(1))。

※ 規定されていない言語の使用、国際登録表示漏れ、出願人の身元確認表示漏れ、出願人又は代理人の連絡先漏れ、締約当事者の未指定などによる不備が発生した場合、不備の補正が受け付けられた日が出願日になる(ハーグ協定共通規則第14条(2))。

2.2.3 国際登録日

国際出願又は各種変更申請書が規定された要件を満たす場合、その内容は国際登録簿に登録されるが、それを国際登録という。これは国際出願が国際事務局で規定する所定の方式要件を満たしていることを意味する(ハーグ協定第1条(6))。ただし、それ自体が指定締約当事者における権利として効力を持つことではない。

「国際登録日」は、原則として、国際出願書を国際事務局に提出した日になる。したがって、直接出願の場合、国際出願日と国際登録日は同じである。

間接出願の場合、出願書の提出日が国際登録日になるためには、締約当事者の官庁に提出された国際出願書が1ヶ月以内に国際事務局に受け付けられなければならない。

しかし、国際事務局に提出された国際出願書に必須事項(ハーグ協定第5条(2))に関する不備があり、それに対する補正書が提出された場合、国際登録日は当該不備の補正書が国際事務局に提出された日又は国際出願の出願日のいずれか遅い日になる。したが

って、韓国国内のデザイン登録出願手続上の「登録決定日」又は「設定登録日」とは意味が異なる。

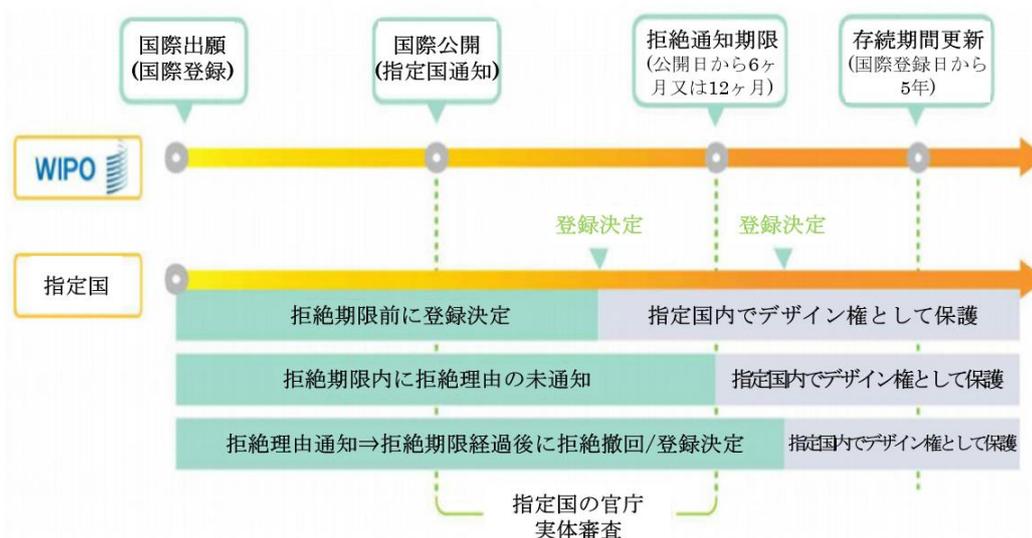
2.2.4 国際登録公開日

出願人が国際事務局又は締約当事者の官庁に国際出願書を提出する場合、国際事務局は所定の形式要件審査を経て、国際登録簿に登録し、登録日から6ヶ月になる日に公開する(ハーグ協定共通規則第17条(1))。

したがって、「国際登録公開日」とは、ハーグ協定第10条(3)による国際公開があった日を意味する。

ただし、出願人は国際登録の即時公開(immediate publication)を申請(ハーグ協定共通規則第17条(1)(i))、又は国際出願日から最長30ヶ月まで公開の延期(deferment of publication)を申請することができる(ハーグ協定共通規則第17条(1)(ii))。

下図のように、締約当事者の官庁(特許庁)は拒絶理由がある場合、一部審査デザインは国際登録公開日から6ヶ月以内(ハーグ協定共通規則第18条(1)(a))、審査デザインは12ヶ月以内(ハーグ協定共通規則第18条(1)(b))に拒絶通知をしなければならない(図2-2参照)。



【図2-2】 ハーグ国際デザイン登録出願(デザイン保護法第9章第2節)に関する主要手続き

ただし、審査官の優先権不認定予告通知、新規性喪失例外主張不認定予告通知、審査

保留通知などについて、出願人による補正書又は意見書の提出のために拒絶期限を守ることができない場合には、経過理由を次のように記載して通知する(ハーグ協定共通規則第18条(1)(c)(ii))。

【拒絶期限未遵守に関する例】

Under Rule 18(1)(c)(ii), we inform that the decision regarding the grant of protection of the application was unintentionally not communicated within the period of applicability under Rule 18(1)(b).

3. 出願の主要手続き

3.1 複数デザインに対する一括通知原則

3.1.1 国際デザイン登録出願は、制度の特性上、複数デザイン登録出願に対する手数料の減免効果が大きいと、ほとんどの出願人が単数デザイン登録出願より複数デザイン登録出願を好む。

※国際出願手数料は、「基本料」の場合、最初1デザインは397CHF(スイス・フラン)であり、複数デザイン一つ当たり19CHFが追加される。「標準指定手数料(審査デザイン基準)」の場合、最初1デザインは90CHFであり、複数デザイン一つ当たり50CHFが追加される。そのため、単数デザイン出願に比べ減免効果が大きい。

「拒絶通知」は、一つの国際登録に関するものでなければならぬため、一つの通知書に拒絶されるデザインを全部表示し、一括処理しなければならない(ハーグ協定共通規則第18(2)(a)と(b))。したがって、国内デザイン審査実務と違って、一人の審査官が複数デザインを全て担当して審査する。

拒絶通知(notification of refusal)は、最終処分である拒絶決定(decision of refusal)ではなく、拒絶理由を通知するものであるため、国際デザイン登録出願審査事務取扱規定では「仮拒絶通知」と称する場合もある。

※ もし、三つの複数デザインで構成された国際デザイン登録出願を審査した結果、デザイン1とデザイン2には拒絶理由があるが、デザイン3には拒絶理由がない場合、一つの拒絶通知書にデザイン1とデザイン2について拒絶理由を全部記載して通知し、デ

ザイン3については登録決定書を拒絶通知書と同日付で通知する。

3.1.2 途中書類処理の場合、国内の代理人(国内手続きなので、代理人の指定が必須)が提出する意見書又は補正書により、一つの国際デザイン登録出願を構成する複数デザインの拒絶理由が全部解消されると、一括して登録決定されるが、そうでない場合には拒絶理由が解消されたデザインのみ登録決定され、残りのデザインは最終拒絶決定される。

※締約当事者の官庁である特許庁が国際事務局に送付する書類は、以下のとおりである(国際デザイン登録に関するハーグ協定の出願のための行政指針204節電子的な交信)。

	書類名	内容
1	Notification of refusal	拒絶通知書
2	Notification of refusal following a correction	更正後拒絶通知書
3	Statement of grant of protection where no notification of refusal has been communicated	1次審査登録決定書
4	Statement of grant of protection following a Correction	更正後登録決定書
5	Statement of grant of protection following a refusal	拒絶通知後登録決定書
6	Declaration that a change in ownership has no effect	名義変更無効宣言書
7	Notification of invalidation	無効通知書

3.2 出願日認定のための記載事項要件

3.2.1 国際デザイン登録出願について、国際登録簿の登載事項と図面は国内デザイン登録出願書の記載事項と図面になる(法第181条第2項)。国際登録簿には国内デザイン登録出願書と違って部分デザインの有無、図面の識別項目、デザイン創作者の氏名及び住所、デザインの説明を記載する欄がなく、このような方式に属した審査権限は国際事務局にあるため、締約当事者がこれを理由に登録を拒絶することはできない。

3.2.2 特に、デザイン創作者の氏名及び住所、創作内容の要点、デザインの説明は、協定第5条(1)により必須記載事項ではない。したがって、締約当事者の官庁は創作者、デザイン創作内容の要点、デザインの説明を要求することができない。

※しかし、創作者として法人名が記載された場合は、自然人を記載するように要求する(法第3条第1項)。

3.2.3 ただし、出願日が認められるためには、必ず図面を添付しなければならないが、2次元デザイン(例：織物、壁紙など)を出願する場合、国内出願手続きでは図面に代えて写真又は見本を提出することができるが(法第37条第3項及び施行規則第36条)、国際デザイン登録出願では原則として見本を提出することができない。

※国際デザイン登録出願で見本は、(1)2次元デザインであり、(2)公開延期を申請した場合でなければならない、一定の要件が満たされることを前提に限定的に提出することができる(ハーグ協定施行細則第406条(a)と(b))。

3.3 公開の延期

3.3.1 国際デザイン登録出願は、国際出願日から6ヶ月(standard publication period)になる日に公開される(ハーグ協定共通規則第17条(1))。ただし、追加的に出願日から最大30ヶ月まで公開を延期することができる(ハーグ協定共通規則第17条(1)(ii))。

※公開延期は、結果的に審査の着手を延期する効果が発生する。そのため、審査着手の延期とは関係なく、登録されたデザインの公開を延期する「秘密デザイン制度(第43条)」とは差がある。

3.3.2 国際出願後に公開延期を請求したデザインは、個別指定国で公開延期を請求した期間だけ審査着手が遅延する。これにより出願人は国際デザイン登録出願の審査着手時期を調整することができるが、これはちょうど特許の審査請求制度と類似している。

3.4 出願の分割

3.4.1 国際デザイン登録出願について、1デザイン1出願(法第40条第1項)による拒絶理由が通知された場合、そのデザインを分割する、又は一部を削除する補正を行い、拒絶理由を解消することができる。

3.4.2 国際デザイン登録出願は、出願人による任意分割(法第50条第1項)を認めなく、拒絶通知を受けた場合には、拒絶理由を解消するためにのみ分割することができる(法第187条分割出願の特例)。

3.4.3 この場合、分割出願されたデザインは、国際デザイン登録出願と同日付で出願された国内デザイン登録出願に変更され、新しい国内出願番号が付与された後、国内審査官に移管される(ハーグ協定第13条及びハーグ協定施行細則Section502)。

3.5 優先権主張

3.5.1 国際デザイン登録出願の優先権主張不認定判断時に、第1国出願と国際デザイン登録出願人が異なる場合、権利移転に関する別途の証拠を提出すると、出願人の同一性を認めることができる。

3.5.2 国際デザイン登録出願の優先権を主張するとき、代理人が第1国の認める出願証明書(出願番号、出願年月日、図面などが記載)の原本を提出する代わりにDASコードを記載する場合、認められる。

※ID5国家など主要交易国のほとんどは、WIPOが運営するDAS(Digital Access Service)を利用しているため、国際デザイン登録出願時に優先権を主張する必要がある場合、国際デザイン出願書(DM/1)にDASコードを記載すると、別途の国内手続きが発生せず、国内代理人の指定が必要ではない。

3.5.3 ハーグ協定では、マドリッド議定書と違って事後指定(subsequent designation)が不可能である。したがって、自己の国際出願を1国に指定した後、指定国を追加した新しい国際デザインを優先権主張して出願すると、事後指定と同じ効果を得ることができる。

3.5.4 優先権主張された国際デザイン登録出願が第1国出願日から6ヶ月を経過したか否かを判断する場合、国際出願日と国際登録日が異なる場合には、国際事務局の形式要件審査が完了して登録された国際登録日を基準に起算する(法第179条第2項)。

したがって、第1国出願日と優先権主張した国際デザイン登録出願の国際登録日が6ヶ月を経過した場合、優先権主張は認められない(次の行政審判参照)。

韓国を指定国に指定した国際デザイン登録出願は、国際事務局の一定方式要件を満たす場合、国際登録簿に登載され、韓国法によるデザイン登録出願日は国際出願が成立した日ではなく、国際事務局での形式要件の審査が完了して登録された国際登録日が韓国法上のデザイン登録出願日とみなされることに留意しなければならない。すなわち、国際出願の提出日と登録日は別で、本条により国際登録日が韓国法上のデザイン登録出願日となる(中央行政審判委員会、2018.8.14.2018ウォン713)

3.5.5 国際デザイン登録出願の優先権主張証明書類は、「国際登録公開日」から3ヶ月以内に提出しなければならない(法第188条条約による優先権主張の特例)。

3.5.6 第1国出願と国際デザイン登録出願の同一性を認めることができなければ、優先権不認定予告通知をしなければならない。このような場合、出願人の補正書又は意見書の受付日まで審査着手が遅れるが、もし拒絶通知期限が共通規則で規定した期間(審査登録デザインは12ヶ月、一部審査登録デザインは6ヶ月)を経過すれば、その理由(2.2.4参照)を通知書に記載する(ハーグ協定共通規則第18条(1)(c)(ii))。

3.6 新規性喪失の例外の主張

3.6.1 国際デザイン登録出願は、「国際登録日」を「デザイン登録出願日」とみなし、新規性例外主張の認否を判断する。

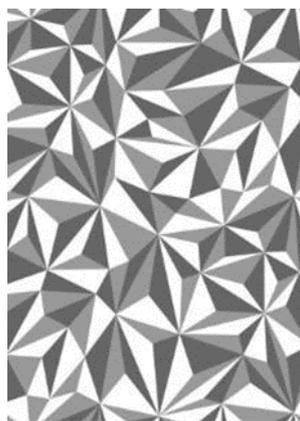
3.6.2 国際デザイン登録出願に係る新規性喪失の例外の主張の証明書類は、国際出願時にその趣旨を記載した場合、「国際登録公開日」から30日以内に提出しなければならない。

4. 登録要件に関する審査の特例

4.1 工業上の利用可能性の判断

4.1.1 平面的な物品(例：織物、壁紙など)に係る国際デザイン登録出願の場合、片面に係る図面のみ提出されたとしても工業上の利用可能性がないという理由で追加図面を要求又は拒絶することができない(ハーグ協定共通規則第9条(3))。

※例えば、「リメイクシート(sheet of artificial or natural material)」のデザインの場合、背面図なしに正面図だけ提出し、別途のデザイン説明がなくても、具体性に欠ける、すなわち工業上の利用可能性がないという理由で拒絶することができない(次の図参照)。



DM/205865、図面16.1

4.1.2 部分デザインの場合、国家別に図示方法が異なるため、名称と図面間の関係を総合的に考慮し、図面の具体性要件について判断する(次の図参照)。

(1) 完全な靴の靴底と甲革の一部を点線で図示した後、「靴底」という名称で出願したデザインを、名称は「靴」に、図面は甲革部分を点線で完全に図示して補正した場合は認められる。

補正前	補正後
 <p>【靴底】</p>	 <p>【靴】</p>

(2) 完全な靴の靴底と甲革の一部を点線で図示した後、「靴底」という名称で出願したデザインを、名称は「靴底」に、図面は靴底のみ図示して補正した場合は認められる。

補正前	補正後
 <p>【靴底】</p>	 <p>【靴底】</p>

4.1.3 複数デザイン登録出願に係る図面の補正は、次のような事例の場合、要旨変更と判断しないことがある。

(1) デザイン002の足りない図面をデザイン001から持ってきて補正する場合、デザインの要旨が変更されたか否かを総合的に判断し、このような場合、デザイン001とデザイン002が基本-関連デザインの関係にあるか否かも検討しなければならない。

	補正前	補正後
001		
002		

※デザイン登録出願の要旨は、該当分野における通常の知識に基づいて出願書の記載、図面及び図面の記載などから直接的に導き出されるデザインの具体的な内容をいい(2000フ730判決)

4.2 先願(第46条)の判断

4.2.1 国際登録出願された複数デザインの間で相互類似するデザインがある場合、同日に同一人が出願したものであるため、選択要求書とともに法第46条による拒絶通知をし、これについては基本又は関連デザインに補正して拒絶理由を解消すると登録決定する。

※複数デザインのうち一部を放棄する旨を意見書に記載すると、放棄されたデザインは拒絶決定する。

4.2.2 国際登録出願されたデザインも、韓国を指定すると国内出願と同じ効果が得られるため、国内出願されたデザイン登録出願と国際登録出願されたデザインの間でも先後願を判断しなければならない。

※もし、出願人の要請で国際出願されたデザインの公開が遅れても、秘密写本(ハーグ協定第10条(5)(a)及び施行細則第901条)に表現されたデザインと国内出願されたデザインの間でも先後願を判断しなければならない。

第6部 特有物品の審査

第1章 画像デザイン

第2章 書体デザインの審査

第3章 食品デザインの審査

第1章 画像デザイン

関連法令

<デザイン保護法>

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品〔物品の部分、書体及び画像を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2. 「書体」とは、記録若しくは表示又は印刷等に使用するため、共通の特徴を有する形で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。

2の2. 「画像」とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号等〔機器の操作の用に供される又は機能を発揮したものに限り、画像の部分を含む〕をいう。

…

7. 「実施」とは、次の各目の区分による行為をいう。

イ. デザインの対象が物品(画像は除く)である場合、その物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出若しくは輸入する、又はその物品を譲渡若しくは貸与するために請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為

ロ. デザインの対象が画像である場合、その画像を生産・使用若しくは電気通信回線を通じた方法で提供する、又はその画像を電気通信回線を通じた方法で提供するために、請約(電気通信回線を通じた方法で提供するための展示を含む。以下同じ)する行為、又はその画像を保存した媒体を譲渡・貸与・輸出・輸入若しくはその画像を保存した媒体を譲渡・貸与するために請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかに該当するものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外において公知され、又は公然に実施されたデザイン
 2. デザイン登録出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン
 3. 第1号又は第2号に該当するデザインに類似するデザイン
- ②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が次の各号のいずれかにより容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。
1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
 2. 国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合
- ③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後、第52条、第56条若しくは第90条第3項によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真若しくは見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン) 次の各号のいずれかに該当するデザインについては、第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字又は標識と同一若しくは類似のデザイン
2. デザインが与える意味又は内容等が一般人の通常的な道德観念又は善良の風俗に反する、若しくは公の秩序を害するおそれがあるデザイン
3. 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるデザイン
4. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザイン

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自分の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下「基本デザイン」という)にのみ類似するデ

ザイン(以下「関連デザイン」という)については、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って、第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず、関連デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項によりデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインにのみ類似するデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下「専用実施権」という)が設定されている場合、その基本デザインに係る関連デザインについては、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

第46条(先願) ①同一又は類似のデザインについて異なった日に2以上のデザイン登録出願があった場合、先にデザイン登録出願した者のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似のデザインについて同日に2以上のデザイン登録出願があった場合、デザイン登録出願人が協議して定めた一人のデザイン登録出願人のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインについてデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又は第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶する旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第1項及び第2項を適用する時には初めからなかったものとみなす。ただし、第2項後段に該当するため第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶する旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

④無権利者がしたデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用する時には、初めからなかったものとみなす。

⑤特許庁長は、第2項の場合、デザイン登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告することを命じ、その期間内に申告がなければ第2項による協議は成立しなかったものとみなす。

第51条(条約による優先権主張) ①条約により大韓民国国民に出願に係る優先権を認める当事国の国民がその当事国又はその他当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民

国にデザイン登録出願して優先権を主張する場合には、第33条及び第46条を適用するとき、その当事国又はその他当事国に出願した日を大韓民国にデザイン登録出願した日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に出願の優先権を認める当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願した場合にも同様である。

④第1項により優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から6ヶ月以内にデザイン登録出願をしなければ、優先権を主張することができない。

④第1項により優先権を主張しようとする者は、デザイン登録出願時にデザイン登録出願書にその趣旨と最初に出願した国名及び出願年月日を記載しなくてはならない。

④第3項により優先権を主張した者は、第1号の書類又は第2号の書面をデザイン登録出願日から3ヶ月以内に特許庁長に提出しなければならない。ただし、第2号の書面は産業通商資源部令で定める国の場合のみ該当する。

1. 最初に出願した国の政府が認証する書類であって、デザイン登録出願の年月日を記載した書面及び図面の謄本

2. 最初に出願した国のデザイン登録出願の出願番号及びその他出願を確認することができる情報等産業通商資源部令で定める事項を記載した書面

④第3項により優先権を主張した者が第4項の期間内に同項で規定している書類を提出しなかった場合、その優先権主張は効力を喪失する。

1. 趣旨及び概要

従来はデザイン審査基準(2003年7月1日施行)により、物品の表面、すなわち物品の部分に表現された「部分デザイン」として画像デザインの登録が可能だった。しかし、デジタル経済の拡散により、新技術を活用したデザイン製品の発売が増加し、関連産業の規模が大きくなるに連れ、物品から離れて具現される画像デザインそれ自体に対する保護の必要性が台頭している。したがって、2021年4月デザイン保護法改正(2021年10月21日施行)により、物品の部分と表現されたか否かに関係なく、画像それ自体でデザインとして登録できるようになった。また、画像デザインに関する用語の混同を防止するために、既存の画像デザインを「物品の部分に表現された画面デザイン」(デザイン保護法第2条第2号の2で

の「画像」に該当しない画像に係るデザインをいう)とする。

結果的に、2021年のデザイン保護法施行以降、画像に係るデザイン登録を受ける方法には、以下の2通りがある。

(1)「画像デザイン」として保護を受ける方法

：ディスプレイパネルなど、表現の媒介となる物品の存在有無に関係なくデザインとして成立できるが、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号などであって、機器の操作の用に供される又は機能を発揮したものでなければならない。

(2)「物品の部分に表現された画面デザイン」として保護を受ける方法

：ディスプレイパネルなど、物品の表示部を通じて表現されるものであって、法的では物品の模様、すなわち表面装飾であって部分デザインの形で保護を受け、成立要件は一般的な物品の部分デザインと同じである。

I. 画像デザイン

1. 定義及び成立要件

1.1 画像デザインの定義

1.1.1 「画像デザイン」とは、画像の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

※「物品の部分に表現された画面デザイン」とは、ディスプレイパネル、スクリーンなど、物品の表面に表現される模様又は表面装飾であって、物品の部分デザインに該当し、2021年10月の施行法で定めている画像デザインとの混同を防止するために、従来とは異なって「画面」という用語を使用する。

1.1.2 上記1.1.1の「画像」とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号などであって、機器の操作の用に供される又は機能を発揮したものに限る。

1.1.3 「画像」とは、書体と同様、本来は物品性を欠如しているが物品として擬制したものであるため、ディスプレイパネル、ディスプレイスクリーンなどのように物品の部分に表現される必要なく独立して物品性を有するものとみなす。

1.2 画像デザインの成立要件

1.2.1 「画像」は、機器の操作の用に供される又は機能を発揮したものに限る。したがって、出願書及び出願書に添付された図面にこれを記載又は表現し、当該分野における通常の知識を有する者は十分に理解できる程度でなければならない。

1.2.2 「機器の操作の用に供される画像」とは、機器制御のための指示、命令などを入力するために利用する図形、記号などを意味し、操作対象である機器は必ずしも物品である必要はない。主な例としては、操作入力ボタン、バー(bar)、ダイヤルなどがある。

【例1】  以下の事例は「情報通信機器用アイコン」画像であって、情報通信機器で具現されるアイコンであるため、デジタル技術又は電子的方式で表現されたものであって、外見上ホーム(home)ボタン機能を実行するものと把握され、「機器の操作の用に供される画像」と認めることができる。

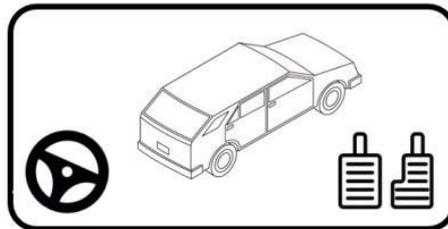


【図面 1.1】

名称：情報通信機器用アイコン

※「情報通信機器用アイコン」画像デザインの場合、「画面デザインが表示されたディスプレイパネル」デザインと異なって、媒介となる物品(例：ディスプレイパネル、ディスプレイスクリーンなど)の存在有無を成立要件の判断時に考慮しないため、画像それ自体を表現したもので十分である。

【例2】  認定 以下の事例は「ゲーム操作用グラフィカルユーザインタフェース」画像であって、図面に表現された模様から見ると、運転に関するゲームの操作(control)インタフェースを表現したものであるため、「機器の操作の用に供される画像」と認めることができる。



【図面 1.1】

名称：ゲーム操作用グラフィカルユーザインタフェース

【例3】  認定 以下の事例は「VR操作用GUI」であって、斜視図、正面図、右側面図などを備えているため、VR環境において立体的に表現されるものであることが分かる。また、名称からVR環境において特定の操作機能を実行するためのものであることが分かるため、「機器の操作の用に供される画像」と認めることができる。



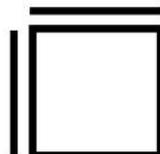
【図面 1.1】

正面斜視図



【図面 1.2】

正面図



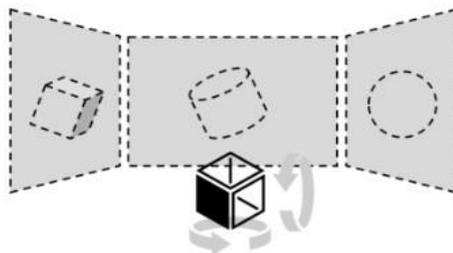
【図面 1.3】

右側面図

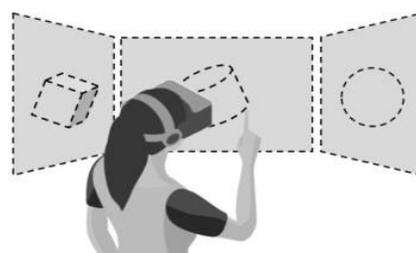


【図面 1.4】

平面図



【参考図面 1.1】



【参考図面 1.2】

名称：VR 操作用グラフィック GUI

1.2.3 「機器の機能を発揮する画像」とは、機器が発揮する機能を表現する図形・記号などを意味し、各種グラフ、状態表示ランプ、警報ランプ、インジケータ(indicator)などが代表的である。

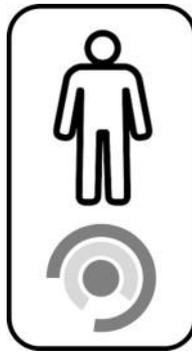
【例1】  認定 以下の事例は「車両情報表示用アイコン」画像であって、特定の車両状態(例：故障)を視覚的に表現しているため、「表示機能を発揮する画像」と認めることができる。



【図面 1.1】

名称：車両情報表示用アイコン

【例2】  認定 以下の事例は「情報表示用GUI」画像であって、ユーザの健康状態をスマートフォンアプリケーションを通じて電子的方式で表現しているため、「機能を発揮する画像」と認めることができる。



【図面 1.1】

名称：情報表示用 GUI

【例3】  以下の事例は「車両情報表示用GUI」画像であって、ユーザが様々な角度から車両状態が確認できるように三次元で具現して表現しているため、「機能を発揮する画像」と認めることができる。



【図面 1.1】
正面斜視図



【図面 1.2】
右側面図



【図面 1.3】
背面斜視図



【使用状態図 1.1】



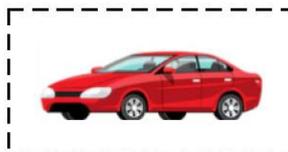
【使用状態図 1.2】

名称：車両情報表示用 GUI

※以下の「画面デザインが表示されたディスプレイパネル」デザインの場合、ディスプレイパネルの表面上に模様で表現されたデザインであって、図面の表面方式から見ると、ターンテーブルのように回転する車両の動的状態を表現したデザインである。



【図面 A 1.1】



【図面 B 1.1】



【図面 C 1.1】

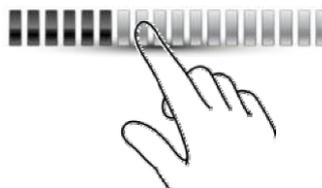
名称：画面デザインが表示されたディスプレイパネル

1.2.4 機器の操作と機能の発揮を兼ねる「画像デザイン」の場合もあるため、出願書及び出願書に添付された図面の記載事項などにこのような特徴が十分に記載又は表現された場合は、画像デザインとして認めることができる。

【例 1】  以下は「情報通信機器用画像」デザインであって、バーの長さは情報通信機器の現在の状態値を表示し、同時に指などで触れることでこの状態値をユーザが希望する値に調整・制御できる。もし、このような内容が出願書及び出願書に添付された図面の記載事項などに十分に表現されてれば、操作と機能発揮を兼ねる画像デザインとして認める。



【図面 1.1】

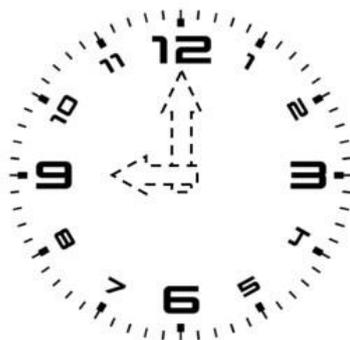


【参考図面 1.1】

名称：情報通信機器用画像

1.2.5 「画像の部分デザイン」とは、画像全体の中で一定の範囲を占める部分であって、当該画像において他のデザインと対比の対象になり得る部分をいう。

【例 1】  以下の「情報表示用画像」デザインの場合、時計の形状をしているが、部分デザインとして保護しようとする部分は文字盤の形態であって、時計の針の部分は権利範囲から除外するよう表現している。したがって、画像の部分デザインとして認めることができる。



【図面 1.1】

名称：情報表示用画像

1.2.6 「画像の部分デザイン」は、他のデザインと対比の対象になれない部分又は創作の一単位として認められない部分である場合、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義と一致しないため、工業上利用可能性がないとして拒絶を通知する。

2. 工業上利用可能性の要件

2.1 工業的生産方法による量産可能性

2.1.1 工業的生産方法による量産ができなくて工業上利用することができないデザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文に違反し、デザイン登録を受けることができない。

(1) 画像デザインの「工業的生産方法」とは、デジタル技術又は電子的な方式で表現される画像を具現化することを含み、「量産」とは、同一の形態の画像を繰り返して生産することを意味する。

(2) 「同一の画像の量産ができるデザイン」とは、物理的に完全に同じ画像の量産を意味するのではなく、そのデザイン分野における通常知識を有する者がその知識に基づいて合理的に解釈するとき、同じ画像と見られる水準の同一性のある画像を量産することができるデザインを意味する。

2.2 デザイン保護法上の画像デザインとして認められること

2.2.1 デザイン保護法上、画像は物品から離れた画像自体として保護を受ける。すなわち、出願書の記載事項及び出願書に添付された図面などを土台に総合的に考慮したとき、物品又は物品の部分として認められるもの(物品の部分である画面デザイン)は画像デザインとして認められない。

2.2.2 画像は物品に擬制しただけであり、実際は物理的形状を有しないため、物理的な見本又は模型で提出されるか、又は材質について説明が記載されている場合は、工業上利用することができる画像デザインとして認められない。

2.2.3 法第2条の2では、保護対象を「機器の操作の用に供されるもの(操作用画像)」又は「機能が発揮されるもの(機能発揮用画像)」に限定する。したがって、画像デザインは、上記のいずれかに該当しなければならず、いずれにも該当せず単に視覚著作物にすぎないものは、画像デザインとして成立できない。

2.2.4 操作用画像及び機能発揮用画像の範囲は、上記の「1. 定義及び成立要件」を参照する。

2.3 デザインの表現に具体性があること

2.3.1 当該分野における通常の知識を有する創作者が出願書及び出願書に添付された図面の記載事項などを通じて出願されたデザインの詳細が把握できれば、デザインの表現の具体性を認めることができる。

2.3.2 出願書の記載事項及び出願書に添付した図面などを総合的に判断し、デザインの具体性を認めることができない場合は、以下の通りである。

- (1) 画像の用途又は機能が明確でない場合
- (2) 画像全体が具体的に表現されていない場合
- (3) 図面が鮮明でないため、デザインの要旨が把握できない場合
- (4) 出願書の記載事項及び出願書に添付した図面間で整合性が欠如された場合
- (5) 変形する動的画像の場合、変化の順序、変化の形態が明確でない場合

2.3.3 画像デザインの具体性に関する一般的な要件は、第2部第1章の「2.2 デザインの表現に具体性があること」を参照する。

3. 類否判断

3.1 画像デザインの類否判断基準

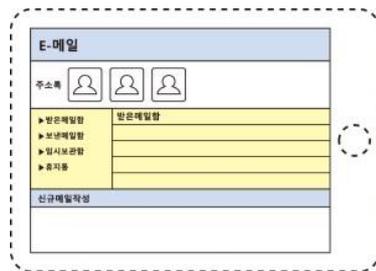
3.1.1 画像の形態、用途又は機能の同一・類似、混用可能性を基準に判断し、画像の形態の類似性は一般的なデザインの類否判断基準に従う。

3.1.2 「物品の部分に表現された画面デザイン」の画面表示部が「画像デザイン」の形態と同一・類似であっても、画面表示部は物品の部分デザインであって、画像はそれ自体として独立した物品であるため、お互い異なる物品で類似しないと判断する。

※「物品の部分に表現された画面デザイン」と「画像デザイン」間は、拡大された先願(第33条第3項)、先願(第46条)、関連デザイン(第35条)も適用されない。

【審査官参考】

以下のように「画面デザインが表示された情報通信機器」のデザインが先願され、「情報表示用画像」のデザインが後願された後に先願デザインが公報に掲載された場合、画面表示部の模様と情報表示用画像の形態がたとえ同一・類似であっても、当該画像が情報通信機器の一部と必ずしも類似するデザインとはいえないため(6.1.2参照)、拡大された先願規定を適用することができない。



【先願デザイン】

名称：画面デザインが表示された
情報通信機器



【後願デザイン】

名称：情報表示用画像

3.1.3 しかし、物品と画像間に用途、機能、使用実態などを考慮してお互い類似するか、又は混用可能性があれば、いずれかが公知になった場合、創作非容易性に関する

判断は可能である。(4.3.3の例1と例2を参照)

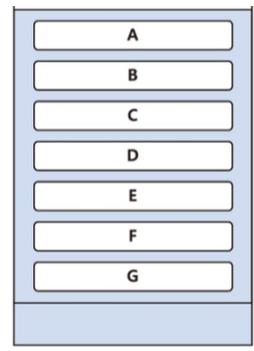
3.2 画像デザイン間の類否判断基準

3.2.1 審査官は、以下の(1)と(2)又は(1)と(3)に該当する場合、二つのデザインが同一又は類似であると判断する。

- (1) 二つの画像デザインの形態が同一又は類似である場合
- (2) 二つの画像デザインの用途又は機能が同一又は類似である場合
- (3) 二つの画像デザインの混用可能性がある場合

3.2.2 「画像デザイン」が相互類似すると判断できる例

(1) 複数の横長四角が縦配置されている両デザインの形態は類似するが、名称は「在庫管理用画像」と「会議室管理用画像」と、その詳細は異なる。しかし、複数の選択肢から一つを選択してその情報を表示するものであって、機能が類似しているため、類似するデザインと認められる。



【先行デザイン】

「在庫管理用画像」

【デザインの説明】



【出願デザイン】

「会議室管理用画像」

【デザインの説明】

「縦配置されている複数の横長四角形状部は、商品の種類を表し、これを押すことで該当商品の在庫数を表示する画像が表示される」

「縦配置されている複数の横長四角形状部は、各会議室を表し、これをクリックすることで予約した会議室の画像が表示される」

(2) 両デザインの形態は類似するが、「デジタルドアロック用画像」と「スマートフォン用画像」と、画像の詳細は異なる。しかし、いずれも数値を入力する機能を実行する点は非常に類似しているため、類似するデザインと認めることができる。

	7	8	9
	4	5	6
모드	1	2	3
전환	Clear	0	Enter
<input type="text"/>			
<input type="button" value="입력"/>			

【先行デザイン】

「デジタルドアロック用画像」

	1	2	3
	4	5	6
모드	7	8	9
전환	*	0	#
<input type="text"/>			
<input type="button" value="Call"/>			

【出願デザイン】

「スマートフォン用画像」

3.3 変化しない「画像デザイン」と変化する「画像デザイン」の類否判断

3.3.1 変化しない「画像デザイン」と変化する「画像デザイン」は、原則として類似しない。

3.3.2 ただし、変化する「画像デザイン」の一部停止状態の様相が変化しない「画像デザイン」と同一又は類似であって、その停止状態の当該部分が全体に占める美感が支配的で全体的な変化に特異性が著しくない場合、二つのデザインは類似するデザインと認めることができる。

3.4 変化する画像デザイン間の類否判断

3.4.1 変化する「画像デザイン」の間では、その停止状態と変化状態を全体として比較し、類否判断をする。

3.4.2 変化する「画像デザイン」における変化を構成する速度、間隔の差は類否判断時に考慮しない。

4. 創作非容易性

4.1 創作非容易性の判断

4.1.1 公知デザイン(法第33条第1項第1号及び第2号に該当するデザイン)又はこれらの結合によるもの、又は国内若しくは国外において公然知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合により、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が容易に創作することができるデザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第2項によりデザイン登録を受けることができない。

4.2 創作非容易性の一般的要件

4.2.1 第2部第4章(創作非容易性)の「2. 適用要件」を参照する。

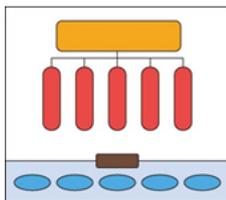
4.3 創作容易な画像デザインの類型

4.3.1 第2部第4章(創作非容易性)の「3. 容易に創作することができるデザインの類型」を参照する。

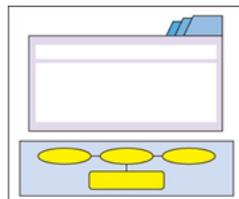
4.3.2 公知デザインなどにより、そのデザインが属する分野における通常の知識を有する者が容易に創作することができるデザインに該当する画像デザインの類型は、以下の通りである。

(1) 画像デザインの構成要素の一部をその他デザインに置き換える

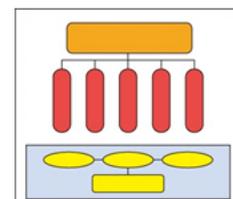
【例1】  不認定 公知された「映像編集用画像」の一部をその他公知デザインの一部に置き換えて構成した「映像編集用画像」は、創作性を認めることができない。



【公知デザイン1】



【公知デザイン2】



【出願デザイン】

(2) 公知された複数の画像デザインを組み合わせて一つの画像デザインを構成

【例2】  不認定 公知されたそれぞれのアイコンを単純に結合して構成した画像デザインの場合、創作性を認めることができない。



【公知デザイン1】



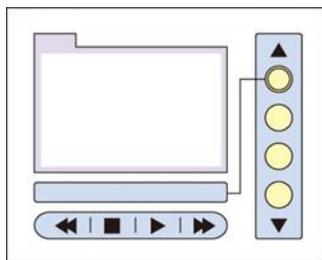
【公知デザイン2】



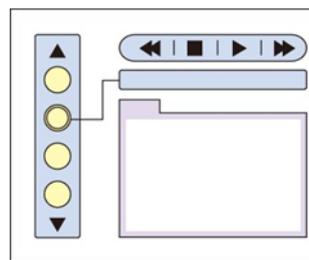
【出願デザイン】

(3) 画像デザインの構成要素の配置の変更

【例3】  不認定 公知された画像の構成要素の一部の位置を単純に変更したにすぎない「映像編集用画像」は、創作性を認めることができない。



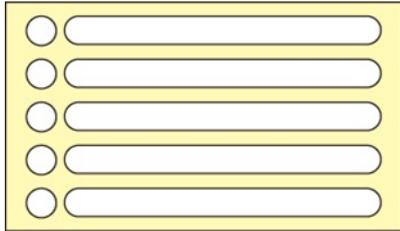
【公知デザイン】



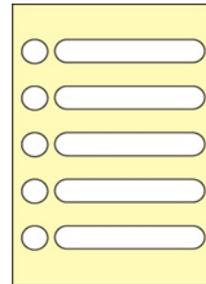
【出願デザイン】

(4) 画像デザインの構成要素の比率の変更や構成単位(連続単位)の数の増減

【例4】  不認定 公知された画像デザインの幅と高さの比率を変更して一つの画像を構成したにすぎない「映像編集用画像」は、創作性を認めることができない。

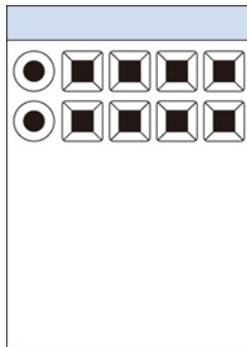


【公知デザイン】

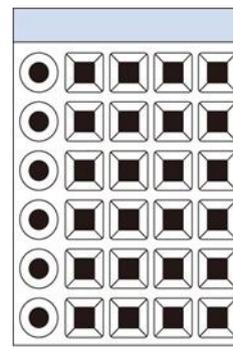


【出願デザイン】

【例5】  不認定 公知された画像デザインの構成要素の一部の数を増加させて縦配置した「情報表示用画像」は、創作性を認めることができない。



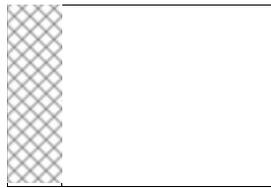
【公知デザイン】



【出願デザイン】

(5) フレーム分割方式の単純な変更による容易創作

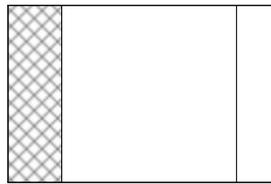
【例6】  以下の事例のように公知となった画像デザインの縦型フレーム分割方式を単純に横型に変更したにすぎないものは、創作性を認めることができない。



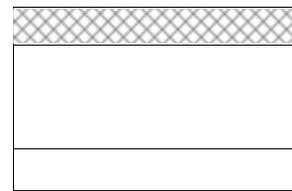
【公知デザイン】



【出願デザイン】



【公知デザイン】



【出願デザイン】

4.3.3 公知となった物品デザインに表現された形態を画像デザインに転用することが当該分野における通常の知識を有するデザイナーに容易な水準であれば、容易に創作することができるデザインと判断する。

【例1】  以下の事例のように公知となった「自動車デザイン」をほぼそのまま「情報表示用画像デザイン」に転用したものが当該分野における容易なものであれば、創作性を認めることができない。



【公知デザイン】



名称：情報表示用画像
【出願デザイン】

【例2】  以下の事例のように公知となった「画面デザインが表示された情報通信機器のデザイン」の画面表示部をほぼそのまま「情報表示用画像デザイン」に転用したものが当該分野における容易なものであれば、創作性を認めることができない。



【公知デザイン】

名称：画面デザインが表示された
情報通信機器



【出願デザイン】

名称：情報表示用画像

4.3.4 画像デザインの創作非容易性の判断方法及び証拠の提示については、第2部第4章(創作非容易性)の「4. 判断方法」及び「5. 証拠の提示」を参照する。

5. 物品類区分及び名称

5.1 物品類の区分

5.1.1 画像デザインの物品類区分は、ロカルノ協定による物品類に基づいて、特許庁長が定めて告示した『デザイン物品類別物品目録』に従い、物品類(第14類)を記載しなければならない。

5.2 名称の記載方法

5.2.1 画像デザインを出願する場合、『デザインの対象となる物品』欄にデザインを認識するのに適した名称を記入し、用途が明確に理解できて当該分野で一般的に使われる名称は認められる。

【例1】 認定 「情報通信用画像」「情報通信用グラフィカルユーザインタフェース」「情報通信用GUI」「情報表示用画像」「アイコン用画像」「車両情報表示用グラフィカルユーザインタフェース」「車両情報表示用GUI」「情報通信機器用アイコン」などのように、当該デザイン分野において一般的に使われる名称であれば、認めることができる。

【例2】 不認定 「画面デザインが表示された携帯端末」「画面デザインが表示されたディスプレイパネル」などのように物品の部分に表現された画面デザインの名称を記載した場合は、認めることができない。

【例3】 不認定 「画像」「画像デザイン」などのように機器の操作の用に供されるか、又は機能を発揮するかどうか不明確な名称を記載した場合は、認めることができない。

5.2.2 『デザインの対象となる物品』欄に2.2.1の例の名称で記載されていない場合(例：GUI、アイコン(Icons)など)であっても、提出された図面、『デザインの説明』欄などの記載内容などを総合的に考慮し、用途が特定できる程度であれば、画像デザインの名称として認めることができる。

5.2.3 物品類及び物品の名称の記載に誤りがある場合、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第2項により、拒絶理由を通知しなければならない。

6. 1デザイン1デザイン登録出願

6.1 1デザイン1デザイン登録出願の定義

6.1.1 デザイン登録出願は、1デザイン当たり1デザイン登録出願しなければならない。

「画像デザイン」の出願が1デザイン1デザイン登録出願の要件を備えなかった場合には、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第1項に違反するため、拒絶理由を通知しなければならない。

6.1.2 画像デザイン登録出願の1デザインとは、1画像に対する1形態をいう。

6.2 1デザイン1デザイン登録出願の判断方法

6.2.1 画像デザインの1デザイン1デザイン登録出願については、出願書及び出願書に添付された図面の記載内容などを参考にして総合的に判断する。以下に該当する場合は、1デザイン1デザイン登録出願の原則に違反したと判断する。

(1) 二つ以上の画像の用途を『デザインの対象となる物品』欄に記載した場合

【例1】 不認定 名称を「車両情報表示用画像及び医療用情報表示用画像」と記載した場合、1デザイン1デザイン登録出願の原則に違反したものと判断する。

(2) 図面に二つ以上の画像が表現された場合。ただし、変化する画像などに該当し、変化の前後が全体的において一つのデザインとして認められる場合は除く。(3.2.2参照)

(3) 一つの画像に物理的に分離した二つ以上の形態が表現されている場合(3.2.3参照)

6.2.2 図面などに二つ以上の画像が表現された場合、以下の基準に従って1デザイン1デザイン登録出願として認められるか否かを判断する。

(1) 図面などに複数の画像が表現された場合であっても、出願書及び出願書に添付された図面の記載内容などを参考にして、画像間に相関関係があれば、一つの画像デザインと判断することができる。

(2) 使用形態などを考慮し、複数の画像が一つにまとまって実施される場合、一つの画像デザインとして判断することができる。

【例1】  認定 以下は「車両情報表示用画像」であって、三つの画像がそれぞれ離れてはいるが、一般的に速度計、エンジン回転数計、燃料残量計などは一体として車両搭載されるため、一つのデザインとして認めることができる。



【図面 1.1】

名称：車両情報表示用画像

6.2.3 一つの画像に物理的に分離した二以上のデザインが表現されている場合、原則として、1デザイン1デザイン登録出願として認められない。ただし、出願書及び出願書に添付された図面の記載内容、使用形態などを考慮してデザイン創作の一体性が認められる場合は、1デザイン1デザイン登録出願として認めることができる。

【例1】  認定 以下の画像デザインの場合、計器盤の部分や指示針などの個別の構成要素はそれぞれ物理的に離れているが、情報を表現するために一体として機能し、認識されるため、1デザインとして認めることができる。



【図面 1.1】

名称：情報表示用画像

6.2.4 変形する動的画像デザインの場合、『デザインの説明』を含む出願書及び出願書に添付された図面などに動的画像デザインを表現したものである点が明確に説明されていれば、一つの画像デザインとして認めることができる。

(1) 同一の機能のための画像デザインであること

【例1】  認定 以下は、歩数計機能の画像デザインであって、動的変化の状態を表したものであって、それぞれの画像が一つとなって同じ機能をするため、一つのデザインとして認めることができる。



【図面 1.1】



【図面 1.2】



【図面 1.3】

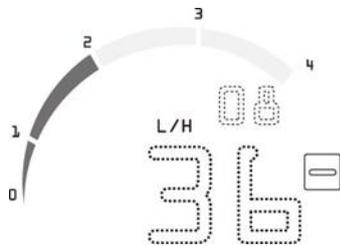


【図面 1.4】

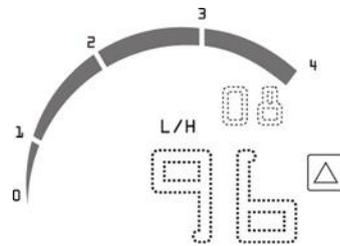
名称：情報表示用画像

(2) 変化の前後の画像デザインに対し、図形間の共通性による形態の関連性を有すること

【例2】  認定 以下は、「情報表示用画像」の変化の前後の状態を表現したものであるが、円弧のルーラー一部分の形状、図形と文字の配置状態などが一貫して維持されていて、一つのデザインとして認めることができる。



【図面 1.1】



【図面 1.2】

名称：情報表示用画像

6.3 1デザイン1デザイン登録出願の例外

6.3.1 画像デザインも「複数デザイン登録出願」又は「組物のデザイン出願」をすることができ、これは1デザイン1デザイン登録出願の原則の例外である。複数デザイン登録出願と組物のデザイン出願に関する内容は、第2部第10章(1デザイン1デザイン登録出願の原則の例外)を参照する。

7. 条約による優先権主張

7.1 条約による優先権主張の要件、優先権主張の期間及び手続き、優先権主張デザインの同一性判断、優先権主張の補正、不適合な優先権主張の処理などについては、第5部の「第4章 条約による優先権主張」を参照する。

7.2 優先権主張により出願することができる画像デザイン

7.2.1 第1国のデザインが次のような「画像デザイン」の「定義及び成立要件」に合う場合に優先権を主張し、韓国に「画像デザイン」を出願することができる。

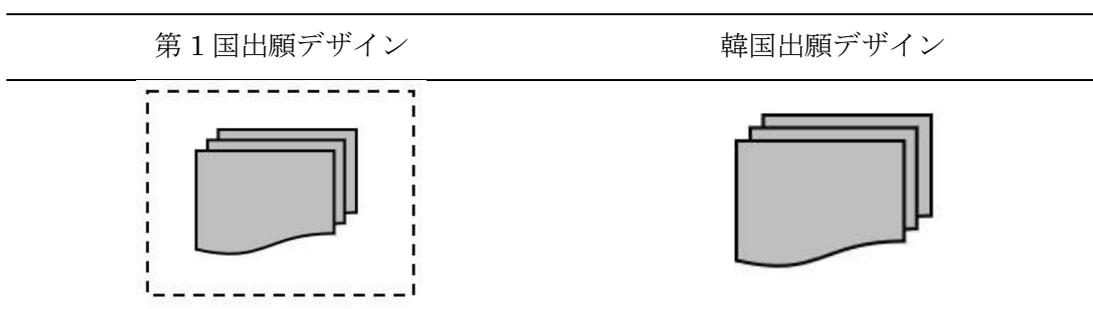
【例1】  認定 優先権を主張する第1国の出願デザインが機器の操作の用に供されるもの又は機能が発揮される画像デザインに該当し、それと実質的に同一のデザインを優先権主張し、韓国に画像デザインとして出願する場合、その優先権主張については認めることができる。

7.2.2 優先権主張認定に関する具体的な判断

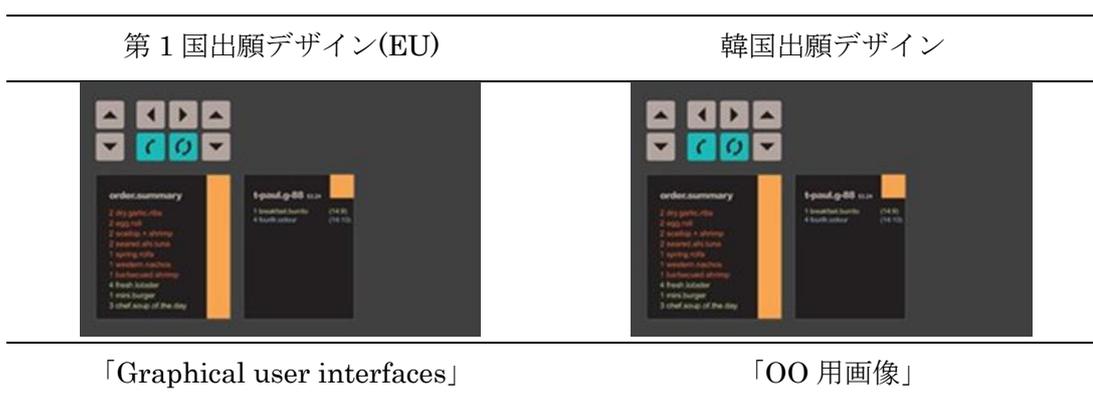
	第1国出願デザイン(例)	韓国出願デザイン(例)	優先権主張の認否
物品の名称	「GUI design for display screen」	「情報表示用画像デザイン」	原則として認められないが、出願書及び添付された図面などを参考にして判断
	① 「Icons for OO」、 「GUI(Graphical user interface)」	「OO用画像」	実質的な用途・機能が同一の場合、認定可能

	② 「Icons for OO」、 「GUI(Graphical user interface)」	「GUI, アイコン(Icons)」	
--	--	--------------------	--

【例1】  不認定 以下のように第1国において「物品の部分に表現された画面デザイン」を出願し、これを優先権主張して韓国で「画像デザイン」として出願した場合、たとえ物品の表示部模様と画像の形態が同じであっても、同一性を認めることはできない。



【例2】  認定 以下のように第1国の出願デザインの物品の名称が「Icons for OO」「GUI(Graphical user interfaces)」と記載され、同じ形態のデザイン(ただし、物品の部分デザインとして表現しない)を韓国に出願し、物品の名称を「OO用画像」などと記載した場合、出願書及び出願書に添付された図面の記載内容を参考にして優先権主張を認めることができる。



【例3】 認**定** 以下のように、第1国の出願デザインの物品の名称が「Icons for O O」「GUI(Graphical user interfaces)」などと記載され、同じ形態のデザインを韓国に出願し、物品の名称を「OO用GUI」「アイコン(Icons)」と記載した場合、出願書及び出願書に添付された図面の記載内容を参考にして優先権主張を認めることができる。

第1国出願デザイン	韓国出願デザイン
	
「Icons for OO」	「OO用アイコン」
詳細説明無し	【デザインの説明】 ソフトウェア操作ボタン

Ⅱ. 物品の部分に表現された画面デザイン

1. 定義及び成立要件

1.1 「物品の部分に表現された画面デザイン」の定義

1.1.1 「物品の部分に表現された画面デザイン」とは、物品の液晶画面などの表示部における発光現象により視覚を通じて認識される模様及び色彩若しくはこれらの結合をいい、法的には表面装飾の一種であるため、「部分デザイン」でのみ表現ができる。

1.2 物品の部分に表現された画面デザインの成立要件

1.2.1 物品の部分に表現された画面デザインの成立要件については、第1部第2章の「2. デザインの成立要件」の部分デザインの成立要件と基本的に同じである。

1.2.2 物品の部分に表現された画面デザインは、通電現象より物品の表示部に一時的に具現されるものではあるが、物品の一般的な使用状態に基づいて物品性を有すると判断する。

(1) 物品の部分に表現された画面デザインとして物品性を有しない場合

- ④ 【例1】のように、物品内に表示部が具備されておらず、空間又は外部の媒介物に光の投射(Projection)により表現される図形、記号などは物品性を有しないものとみなす。また、【例2】のように表示部がどちらかに特定されない場合も、物品性を認めることができない。

- 【例 1】  以下の静脈可視化装置の画面デザインも機器内部に表示部が形成されておらず、特定されていない外部媒介物(人体部)の表面に画面が表現されるため、対象を特定することが難しく、画面デザインとしての物品性を認めることができない。



【出所：AccuVein 社の AV500】

- ㊦ 【例 2】 のように、図形又は記号は明確に図示されているが、出願時の図面に画面デザインが表示される具体的な物品(例：ディスプレイパネル)が図示されていない場合、物品性を認めることができない。

- 【例 2】  「画面デザインが表示された携帯電話」と、物品の名称は適切に記載されているが、以下のように物品が欠落して図示された場合、物品性を認めることができない。



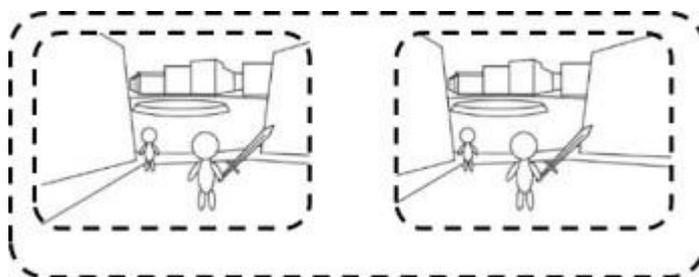
【図面 1.1】

名称：画面デザインが表示された携帯電話

1.2.3 物品の部分に表現された画面デザインの視覚性

(1) 「物品の部分に表現された画面デザイン」において物品の表示部が肉眼で識別できない場合には、視覚性が認められない。ただし、通常的に識別できる特殊な表示部を通じて画面を観察することができる場合には、視覚性を認めることができる。

【例1】  以下の例のように表示窓を通じて形態が識別できる程度であれば、「画面デザインが表示された仮想現実(VR)ヘッドセットディスプレイパネル」として視覚性を認めることができる。



【図面 1.1】

名称：画面デザインが表示された仮想現実(VR)ディスプレイパネル

2. 工業上の利用可能性

2.1 工業上の利用可能性の判断

2.1.1 工業的生産方法による量産ができないデザイン、又はデザインの表現に具体性がなくて工業上利用することができないデザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文に違反し、デザイン登録を受けることができない。

2.1.2 工業上利用することができるデザインの要件

(1) 工業的生産方法により、同一の物品の量産ができること

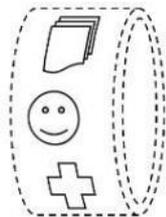
① 「工業上利用することができるデザイン」とは、工業的生産方法により同一の物品を量産することができるデザインをいい、「物品の部分に表現された画面デザイン」の工業上の利用可能性については、第2部第1章(工業上利用することができるデ

ザイン)の「工業的生産方法により、同一の物品の量産ができること」を参照する。

(2) 保護対象が十分に特定できる程度に具体的な表現であること

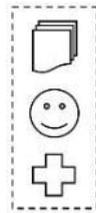
① 提出された図面に全ての画面デザインが十分に図示されておらず、具体的な形態が把握できない場合は、デザイン登録を受けることができない。

【例1】  認定 以下のように、手首に巻きやすいように画面表示部が曲面(curved display)となっている「画面デザインが表示された情報通信端末」の場合、画面表示部が平面ではなく立体的形状であるので、デザインを具体的に特定するためには、二以上の図面(例：斜視図、正面図、右側面図など)を提出しなければ認められない。



【図面 1.1】

斜視図



【図面1.2】

正面図

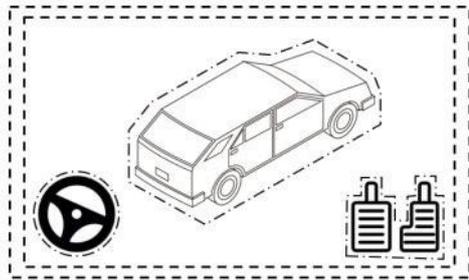


【図面1.3】

右側面図

② 部分デザインとして登録を受けようとする部分と除外する部分間の境界が不明確な場合、その境界を一点鎖線又はそれに相応する方法で図示しなければならず、それに関する説明が必要だと認められれば、その旨を『デザインの説明』欄に記載しなければならない。

【例2】  認定 以下の事例のように、彩色(coloring)又は境界線(boundary)を一点鎖線で表現するなどの方法で部分デザインとして登録を受けようとする部分を十分に特定できなければ、認められない。



【図面 1.1】

名称：画面デザインが表示された
ディスプレイパネル



【図面 1.1】

名称：画面デザインが表示された
携帯電話

【審査官参考】

物品の部分に表現された動的画面デザインを出願する際、変化過程(シーケンス、sequence)を具体的に表現するためには、図面を複数に区分して提出する必要があるが、識別項目をアルファベットの大文字(例：【図面A 1.1】 【図面B 1.1】)の代わりに一連番号(例：【図面1.1】 【図面1.2】)を記載して提出することができる。

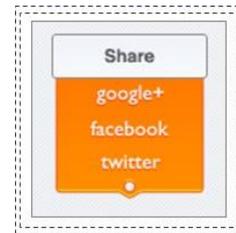
㊦ 変形する画面デザイン(又は動的画面デザイン)の審査時に提出された変化前後の図面のみではデザインの要旨が具体的に把握できない以下のような場合には、デザイン登録を受けることができない。

- i) 拡大図又は使用状態図などがいないため、具体的にデザインが把握できない場合
- ii) 図形の拡大・縮小・回転・移動などにより変形するデザインにおいて、変形前後の状態を十分に図示しなかつたため、具体的にデザインが把握できない場合
- iii) デザインの把握のために『デザインの説明』が必要であるにもかかわらず、説明がない場合

【例3】  以下の例のように、ドロップダウン(drop down)メニューの場合、当該デザイン分野における典型的な表現方法であるため、変形前後に加えて変形過程の様子を表現した図面を省略しても、十分にデザインを表現したものと認めることができる。



【図面 1.1】



【図面1.2】

名称：画面デザインが表示されたディスプレイパネル

【例4】  以下の事例は、スマートフォンのロック画面を示したものであって、画像が徐々に上に移動して画面いっぱいに広がる動的变化が明確に把握できるため、全体を一つのデザインとして認めることができる。



【図面 1.1】



【図面1.2】



【図面1.3】



【図面1.4】

㊦ 参考図面を動画ファイル形式で提出する動的画面デザインの場合、次の内容を考慮して判断する。

i) 参考図面以外の図面を動画ファイル形式の図面で提出する場合(デザイン保護法規則別紙第3号書式参照)は、認めることができない。

ii) 参考図面として提出された動画ファイルからはデザインが具体的に把握できないが、他の図面からデザインの動的変化が十分に把握できれば、認めることができる。

iii) 参考図面として提出された動画ファイル以外に、停止状態の図面とその動作状態が分かる図面(動作中の基本的な姿勢、動作内容を示す軌跡など)がない場合、又は『デザインの説明』欄に動作状態に関する説明が必要であるにもかかわらず、それに関する説明がない場合には、認めることができない。

3. 類否判断

3.1 物品の類否判断

3.1.1 物品の類否判断は、一般的な物品の判断基準に従い、画面が表示される物品の類否を判断する。この場合、「ウェブサイト」「ソフトウェアプログラム」「アプリケーション」などの区分は、物品の類否判断に影響を及ぼさない。

(1) 非類似物品であっても、物品の部分に表現された画面デザインの特性上、用途が混用されるおそれがあるものは類似物品と認めることができる。

【例1】  類似 冷温水操作のための「画面デザインが表示された冷温水機」と「画面デザインが表示されたウォーターサーバー」の場合、冷温水機とウォーターサーバーは非類似であるが混用され得るため、類似の物品として認めることができる。

【例2】  類似 天気機能を示す「画面デザインが表示されたディスプレイパネル」と「画面デザインが表示されたディスプレイスクリーン」の場合、ディスプ

レイパネルとディスプレイスクリーンは非類似物品であるが混用の可能性があるため、類似の物品として認めることができる。

(2) お互い用途が異なっても具体的な機能を考慮して物品の類否を判断することができ、この場合、出願書及び出願書に添付された図面などを参考する。

【例3】  類似 「地図検索のための物品の部分に表現された画面デザイン」と「文書編集のための物品の部分に表現された画面デザイン」はお互い用途は異なるが、画面表示部に表示される形態とこれらが実行する機能が類似であれば、同一又は類似の物品として認めることができる。

3.2 デザインの類否判断方法

3.2.1 物品の部分に表現された画面デザインにおいて関連業界又は特定の運営体制で使われる標準シンボル、ピクトグラム、アイコン、図形などのように慣用的に使われるデザインは、類似の幅を狭く解釈し、既存のものとは異なる方式の表現の場合は類似の幅を広く解釈する。

3.2.2 最初又は既存のものとは異なる斬新な方式の表現や構成の場合には、類似の幅を広く解釈する。

3.2.3 デザインが属する分野における通常の知識に基づき、次の各号の要素を総合的に考慮して判断する。

- (1) 物品の部分に表現された画面デザインが適用される物品及び表示部の形状
- (2) 物品の部分に表現された画面デザイン登録を受けようとする部分の具体的な機能
- (3) 物品の部分に表現された画面デザイン登録を受けようとする部分の模様・色彩若しくはこれらの結合
- (4) 当該物品の表示部内にデザイン登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲・配置
- (5) 画面デザインとして登録を受けようとする部分も、全体形態における登録を受けようとする部分の具体的な用途や機能、位置、範囲などを把握するときに考慮され得る。

3.2.4 物品の部分に表現された画面デザイン間の類否判断時には、次の各号を総合的に考慮する。

(1) デザインの類否は、模様の基本となる図案、色、配置及び構成などのグラフィック表現を総合的に判断する。

(2) 色や付随的なグラフィック表現が美感に影響を及ぼす場合には、類否判断時に考慮される。

(3) 類似判断時にデザインとして登録を受けようする部分の位置、大きさ、範囲による美感の差が考慮され得るが、物品の特性上、利用過程において登録を受けようとする部分の位置・大きさを自由に移動又は拡大・縮小することができる場合には、美感に顕著な影響を及ぼさないと判断する。

(4) 公知されたデザインが結合してデザインの全体又は一部の構成要素を形成している場合には、全体として感じられる審美性の差を重要視して判断する。

3.2.5 物品の部分に表現された静的画面デザインと動的画面デザイン間の類否判断時には、次の内容を考慮する。

(1) 原則として、動的画面デザインと静的画面デザインは非類似である。ただし、変化するデザインの一部の停止状態が静的画面デザインと同一又は類似であって、その停止状態の当該部分が全体に占める審美性が支配的で、変化の特異性が著しくない場合、二つのデザインは類似デザインとして認めることができる。

(2) 動的画面デザインの一部の停止状態の模様が全体に占める審美性が支配的ではなく、全体的な模様の変化と動態に特別な審美性があれば、静的画面デザインとは非類似のデザインと判断する。

3.2.6 物品の部分に表現された動的画面デザイン間の類否判断

(1) 物品の部分に表現された動的画面デザインは、両デザインの停止状態の模様と動的変化を全体的に比較し、類否判断をする。

(2) 物品の部分に表現された動的画面デザインにおける動的変化を構成する速度、間隔の差は、類否判断時に考慮しない。

4. 創作非容易性

4.1 創作非容易性の具体的な判断方法

4.1.1 「物品の部分に表現された画面デザイン」の創作非容易性に係る適用要件、容易に創作することができるデザインの類型、判断方法及び証拠提示に関する内容は、基本的に第2部第4章の「創作非容易性」を参照する。

4.1.2 物品の部分に表現された画面デザインにおける「容易に創作することができる」とは、当該業界における通常の知識を有するデザイナーなら誰でも容易に創作することができるデザインをいう。

【例1】  不認定 以下のように、公知となった腕時計の「時計の文字盤のデザイン」を物品の「部分に表現された画面デザイン」として転用して示したものは、当該分野における通常の知識を有するデザイナーは容易に創作することができる、いわゆる商業的・機能的変形に過ぎないものであるため、デザイン登録を受けることができない。



名称：腕時計

【公知デザイン】



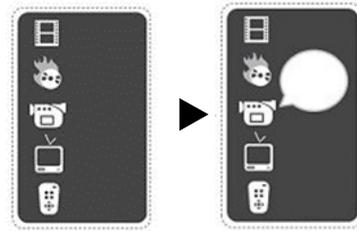
名称：画面デザインが表示された
ディスプレイパネル

【出願デザイン】

【例2】  不認定 公知の形状、模様、色彩の結合(公知デザイン1+公知デザイン2)を基礎とし、ありふれた手法で変化の前後を示したにすぎないものは、容易に創作することができるデザインと判断する。



【公知デザイン1】



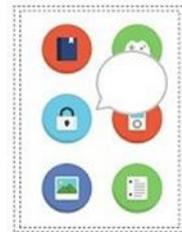
【図面1.1】

【図面1.2】

【公知デザイン2】



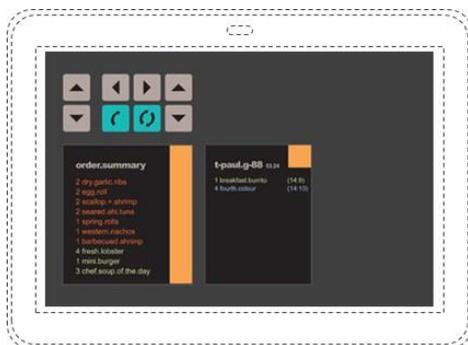
【図面1.1】



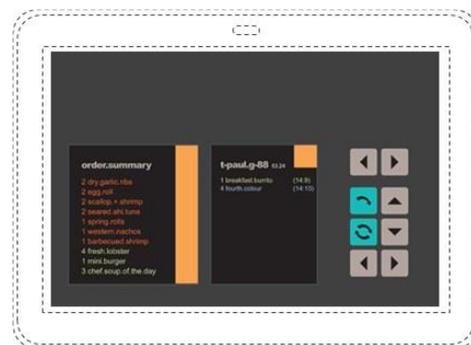
【図面1.2】

【出願デザイン】

【例3】  不認定 アイコンメニューの構成一部の位置を単純に変更したにすぎない「画面デザインが表示されたタブレットPC」デザインは、容易に創作することができるデザインと判断する。



【公知デザイン】



【出願デザイン】

【例4】  不認定 公知デザインの音楽再生リストの一部を単純に延長して示したにすぎない「画面デザインが表示されたタブレットPC」デザインは、容易に創作することができるデザインと判断する。



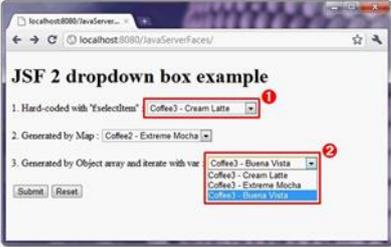
【公知デザイン】

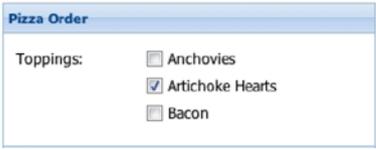
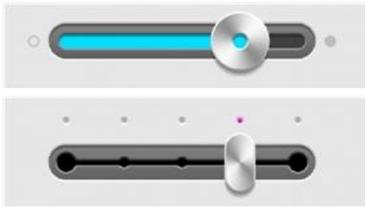


【出願デザイン】

【審査官参考】

物品の部分に表現された画面デザインの機能具現のための構成要素

連番	区分	イメージ	内容
1	コンボボックス (combo box)		コンピューター/通信 ウィンドウで使われ るもので、ユーザが 直接情報を入力、又 は羅列された項目の 中で一つの項目を選 択して情報を入力す るコントロール
2	ドロップダウン (drop down)		メニューのタイトル が表示されている位 置をマウスでクリッ クすると、その位置 でメニューが下に表 示される。メニュー 内の項目にマウスポ インターを動かすと、各項目が反転

			し、クリックすると、その項目が選択される。
3	チェックボックス (check box)		ユーザに多数の項目の中で一つ以上を選択させるときに使われる小さい四角。それをクリックすると、X又はVの印が表示され、その項目が選択される。基本的にクリックする度に選択/解除が繰り返される。
4	ラジオボタン (radio button)		画面上の選択設定ボタン。一つのボタンを選択すると自動的に他のボタンは解除される。
5	入力フィールド (text input field)		ユーザがキーボードで直接テキストを入力するところ
6	ダイヤル (dial)		マウスのドラッグ又はクリックで音響ボリュームなどを調節するコントロール
7	スライダー (slider)		ユーザが量(amount)、位置(location)などを直観的に調節するコントロール
8	プログレスバー (progress bar)		ユーザに分かりやすく進行状況を示すインジケータ

4.1.3 容易に創作することができるデザインの類型

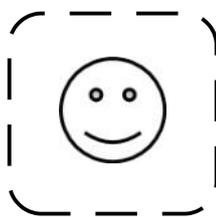
(1) 公知デザインなどの結合により、容易に創作することができるデザイン

㊦ デザインの構成要素の一部を他のデザインに置き換える

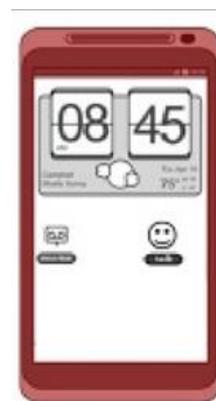
【例1】  公知された携帯電話のホーム画面のデザイン(公知デザイン1)の一部を、公知された画面デザイン(公知デザイン2)に置き換えた「画面デザインが表示された携帯電話」は、容易に創作することができるデザインと判断する。



【公知デザイン1】



【公知デザイン2】



【出願デザイン】

㊧ 複数のデザインを組み合わせる一つのデザインを構成

【例2】  公知されたそれぞれのアイコンを単純に結合して構成した「画面デザインが表示された携帯電話」は、容易に創作することができるデザインと判断する。



【公知デザイン1】



【公知デザイン2】



【出願デザイン】

㊦ 公知された模様・色彩又は画面を他の物品にほとんどそのまま表現

【例3】  不認定 公知された「TV画面」を「ゲーム機」にほとんどそのまま示した「画面デザインが表示されたゲーム機」は、容易に創作することができるデザインと判断する。



【公知デザイン】



【出願デザイン】

(2) 周知の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合に基づく

㊦ 以下のように物品の部分に表現された画面デザインが業界又は特定の運営体制(Operating system)の標準ピクトグラムやアイコンなどの周知の模様若しくはこれらの結合により構成されているものであれば、容易に創作することができるデザインと判断する。

				
ロック	検索	音楽	ハート	ホーム
				
解除	インターネット	ショッピング	メール	時間
				
音量	ふきだし	旅行	お気に入り	選択

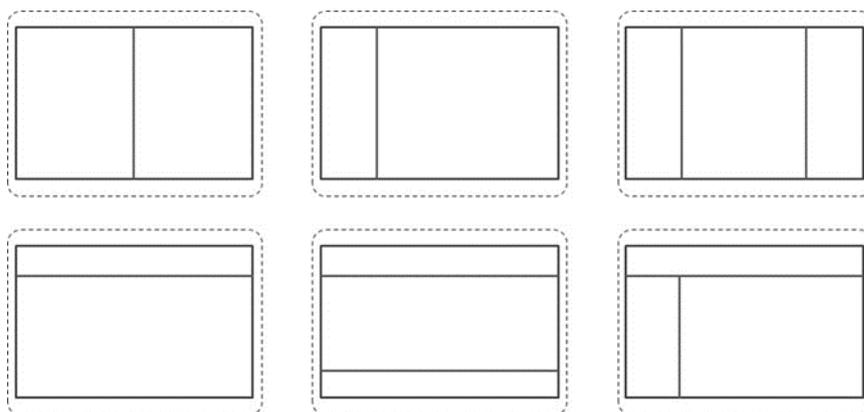
㊦ 色彩は、それが模様になる場合に限り判断要素とし、単一色で彩色されたものは創作性の判断に影響を及ぼさないものとみなす。

㊧ 自然物、有名な著作物、有名な建造物、有名な景色などの写真をほぼそのまま物品の部分に表現された画面デザインとして出願した場合は、容易に創作することができるデザインと判断する。

※自然物、有名な著作物などであっても、その表現方法がユニークであるか、又は変形の幅が大きい場合は周知の形状と判断しない。

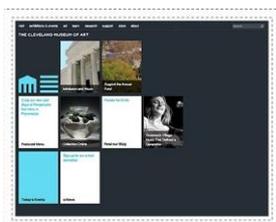
㊨ 一般的な方法でフレームを分割して示したにすぎない場合

【例4】  不認定 以下のようなありふれたレイアウト、フレーム分割、配置の例は、容易に創作することができるデザインと判断する。

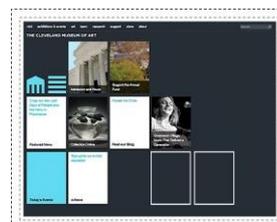


(3) 公知デザインが周知の模様などと結合した創作非容易性

【例5】  不認定 公知デザインと周知の四角形を結合して「画面デザインが表示されたディスプレイパネル」として示した場合も、容易に創作することができるデザインと判断する。



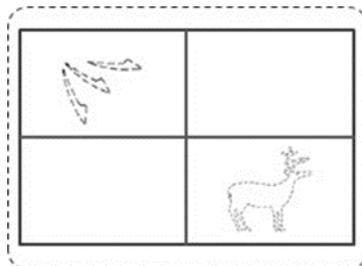
【公知デザイン】



【出願デザイン】

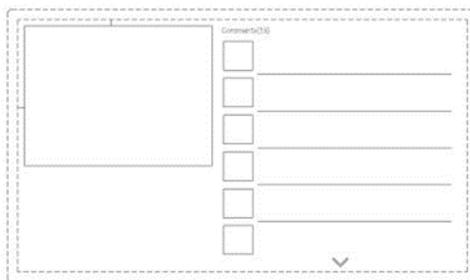
4.1.4 物品の部分に表現された画面デザインの場合、表示部内で部分デザインとして登録を受けようとする部分(実線部分)を考慮して創作非容易性を判断するが、必要な場合、破線部分の機能及び用途などを総合的に考慮して判断することができる。

【例1】  不認定 部分デザインとして登録を受けようとする部分が周知の四角形を単に均等に分割した程度にすぎない場合、創作性を認めることはできない。



「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」

【例2】  認定 表示部の内部に周知の四角形を配置したが、大きさの変化、構成、配置などを総合的に考慮し、創作性を認めることができる。



「画面デザインが表示されたディスプレイパネル」

5. 対象となる物品

5.1 物品類の区分

5.1.1 物品類及び物品の区分は、ロカルノ協定による物品類に基づいて、用途や機能などを基準に特許庁長が定めて告示した「デザイン物品類別物品目録」に従い、第2部第9章の「2. デザイン物品」を参照し、一般的な物品の物品類及び物品の区分の原則に従う。

5.1.2 物品の部分に表現された画面デザインは、画面が表示される物品が属する物品類の区分により、審査又は一部審査の対象物品に区分される。

5.2 物品の名称の記載方法

5.2.1 ロカルノ協定による物品類に従い、特許庁長が定めて告示した「デザイン物品類別物品目録」から一つの物品を指定して記載するが、第2部第9章の「3. 物品の名称の記載方法」を参照し、一般的な物品の名称の記載方法に従う。

5.2.2 画面が表示される物品を特定し、次の例のように記載する。

【例1】 画面が表示される「完成品」の名称を記載する場合：「画面デザインが表示された携帯端末」「画面デザインが表示されたコンピューターモニター」「画面デザインが表示された空気清浄機」などは認めることができる。

【例2】 画面が表示される「部品」の名称を記載する場合：「画面デザインが表示されたディスプレイパネル」「画面デザインが表示されたディスプレイスクリーン」「アイコンが表示されたディスプレイパネル」「グラフィカルユーザインタフェースが表示されたディスプレイパネル」などは認めることができる。

5.2.3 物品の名称の記載に誤りがある場合の例

(1) 表示部自体を名称として記載するか、又は具体的な物品が指定されていない場合

【例1】 「画面デザインが表示されたディスプレイ」「画面デザインが表示された家電製品」などは、具体的な物品を特定していないため、認めるこ

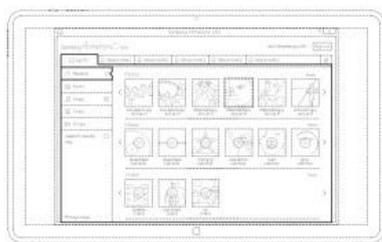
とができない。ただし、「デザイン物品類別物品目録告示」に記載された名称は認めることができる。

(2) 画面デザインが表示される物品を特定していない場合

【例2】  不認定 「グラフィカルユーザインタフェース」「アプリケーションデザイン」「キャラクター」などのように、物品性を有しない客体の名称を記載した場合は、認めることができない。

(3) 物品の名称とデザイン図面に表現された物品が異なる場合

【例3】  不認定 物品の名称は「画面デザインが表示されたディスプレイパネル」と記載しているが、デザイン図面には「タブレットPC」の形状が図示されていて、名称と図面が相違なる場合は、認めることができない。



【図面1.1】

名称：画面デザインが表示されたディスプレイパネル

6. 1デザイン1デザイン登録出願の原則

6.1 1デザイン1デザイン登録出願

6.1.1 「1デザイン」とは、1物品に1形態をいう。

6.1.2 1デザイン1デザイン登録出願の一般的な適用要件及び判断方法については、第2部第10章の「1デザイン1デザイン登録出願」を参照する。

6.2 1デザイン1デザイン登録出願として認められる場合

6.2.1 一つの表示部内に図示されたものであれば、それぞれの構成要素の機能的・形

態的な一体性に関係なく、一つのデザインと判断する。

- 【例1】  認定 音楽を聴くための再生、停止、早送り、ボリューム調節など、それぞれのボタンが一つの表示部に配置されている「画面デザインが表示されたタブレットPC」は、1デザインとして認めることができる。



【図面1.1】

名称：画面デザインが表示されたタブレットPC

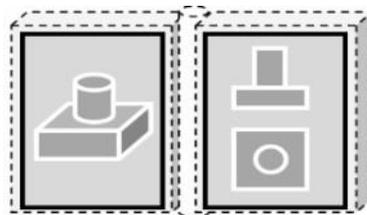
- 【例2】  認定 画面デザインを構成する図形がお互い物理的に分離されているが、全体的に一つのアイコンとして一体感を出しているのであれば、形態的な一体性を認め、1デザインとして認めることができる。



【図面1.1】

名称：画面デザインが表示されたディスプレイパネル

- 【例3】  認定 画面が左右に分離されているが、画面間に形態的・機能的関連性が認められれば、1デザインとして認めることができる。



【図面1.1】

名称：画面デザインが表示されたスマートフォン

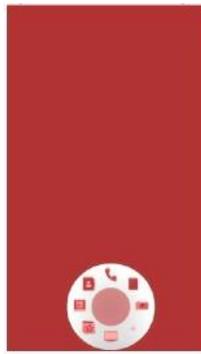
6.2.2 物品の部分に表現された動的画面デザインの場合

(1) 複数の図面に表現されたデザイン間の形態的な関連性と変化の一定性を有しているのであれば、一つのデザインとして認める。

【例1】  認定 以下の例は、下段に位置した円形のメニューボタンのサイズが徐々に拡大・上昇し、メニューの一部(例：通話機能)が活性化される変化の様子を動的画面デザインとして表したものである。この場合、デザイン間に変化の一定性と形態的な関連性を有しているため、1デザインとして認めることができる。



【図面 1.1】



【図面1.2】



【図面1.3】



【図面1.4】

【例2】  認定 以下の例は、レシートを撮影してキャプチャーし、画像の歪みを補正する一連の動的変化過程を表したものである。この場合、デザイン間に変化の一定性と形態的な関連性を有しているため、1デザインとして認めることができる。



【図面 1.1】



【図面1.2】



【図面1.3】



【図面1.4】

【例3】  認定 以下の例は、「金融アプリケーション」の動作状態を表した動的画面デザインである。ユーザがログインしてサービスを利用する一連の過程を表したものであって、変化の一定性と形態的な関連性を有しているため、1デザインとして認めることができる。



【図面 1.1】

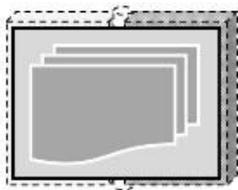


【図面1.2】

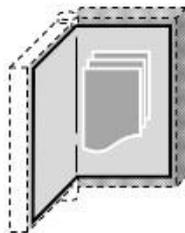


【図面1.3】

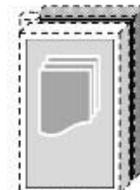
【例4】  認定 以下は、半分に折りたたむ機能を有する携帯電話(例：フォルダブルスマートフォン)に表示された画面デザインを表したものであって、内側に大型表示部一つ、外側に小型表示部一つが設置されている。ユーザが携帯電話を半分に折りたたむことで内側表示部表現されていた画面デザインが外側表示部に自然と移動して表現される機能を次のように動的画面デザインとして表現すれば、形態的な関連性と機能的一体性を考慮し、1デザインとして認めることができる。



【図面 1.1】



【図面1.2】



【図面1.3】

7. 登録を受けることができないデザイン

7.1 登録を受けることができないデザインの判断

7.1.1 次のいずれかに該当するデザインは、法第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができないと判断し、具体的な判断は一般的な物品の審査基準に従う。

(1) 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他公共機関などの標章や外国の国旗、国章又は国際機関などの文字や標識と同一若しくは類似のデザイン又はこれらが一部構成要素として含まれているデザインには、法第34条(登録を受けることができないデザイン)第1号を適用する。

(2) デザインが表わす意味や内容などが一般的な道徳的観念である善良の風俗に反し、又は公の秩序を害するおそれのあるデザインには、法第34条(登録を受けることができないデザイン)第2号を適用する。

(3) 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれのあるデザインには、法第34条(登録を受けることができないデザイン)第3号を適用する。

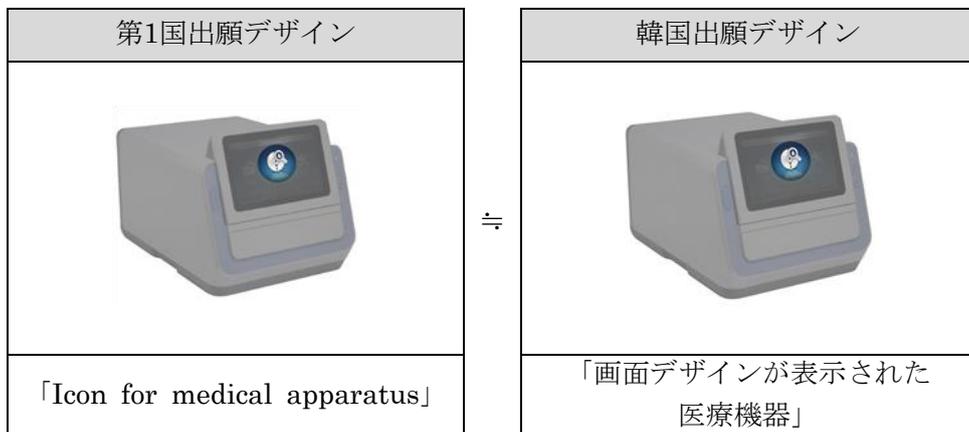
8. 条約による優先権主張

8.1 条約による優先権主張の要件、主張方式及び不認定予告の手続きなどに対する具体的な判断は、一般的な物品の審査基準に従う。

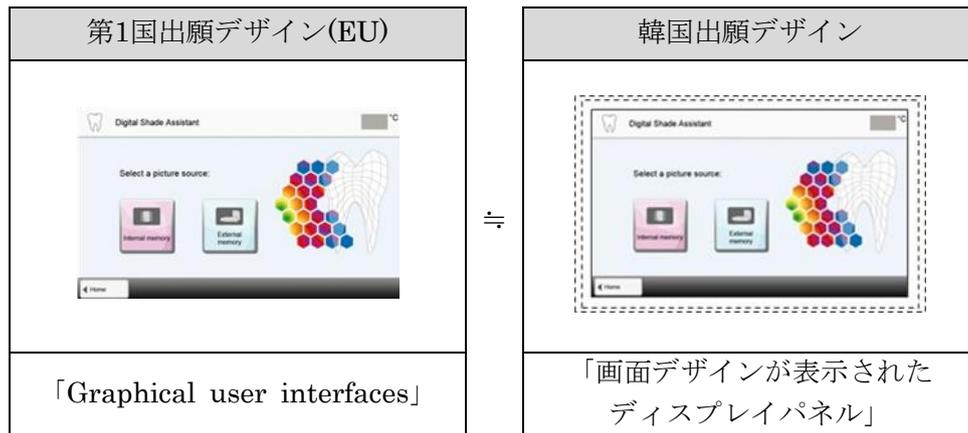
8.2 物品の同一性に関する判断方法

8.2.1 最初の出願デザインの商品の名称と韓国の出願デザインの商品の名称がたとえ異なっても、優先権証明書類の記載内容、図面などを総合的に考慮しなければならず、出願デザインが適用される商品の用途・機能が実質的に同一であれば、商品の同一性を認めることができる。

【例1】  認定 第1国出願時に商品の名称が「Icon for medical apparatus」と記載されており、図面にはいくつかのアイコンで構成された操作部が商品の部分デザインとして含まれている医療機器が表現されている。一方、韓国に部分デザインとして出願するとき、商品の名称を「画面デザインが表示された医療機器」にして登録を受けようとするアイコン部分を部分デザインとして適切に特定して表現したのであれば、商品の同一性を認めることができる。



【例2】 認定 第1国出願時に物品の名称は「Graphical user interfaces」、物品類は「14類」と記載されており、図面は全て実線である全体デザインとして図示されている。一方、韓国には部分デザインとして出願するとき、物品の名称を「画面デザインが表示されたディスプレイパネル」にして出願した場合は、物品の同一性を認めることができる。



※韓国出願時に当該第1国に出願されたグラフィカルユーザインタフェースデザインが機能の発揮や機器の操作の用に供されることを出願書及び出願書に添付された図面に適切に表現すれば、「情報表示用画像」として出願することも可能である。

8.3 デザインの同一性に関する判断方法

8.3.1 出願の形式やデザインを表現する方式と関係なく、優先権証明書類に表現されたデザインに、韓国に出願されたデザインと実質的に同一のデザインが含まれていれば、同一のデザインと判断する。

8.3.2 韓国に出願されたデザインが優先権証明書類に表現されているか否かは、そのデザインが属する分野における通常の知識に基づき、優先権証明書類の記載内容の全体及び最初に出願した国家の制度などを総合的に考慮して判断する。

8.3.3 優先権証明書類に表現されている第1国デザインは全体デザインとして出願したが、韓国には部分デザインとして出願した場合には、原則としてデザインの同一性が認められない。しかし、第1国に部分デザイン制度がない場合、登録を受けようとする部分の実質的な同一性、物品の名称、デザインの説明、物品類の区分などを総合的に考慮し、デザインの同一性を判断する。

【例1】  認定 第1国は部分デザイン制度のない国であって、優先権証明書類に物品の名称が「携帯電話の画面」と記載され、図面は全て実線で図示されている。一方、韓国に物品の名称は「画面デザインが表示された携帯電話」、図面は部分デザインとして出願されたのであれば、デザインの同一性を認めることができる。



8.3.4 韓国で登録を受けようとするデザインが優先権証明書類に含まれている図面の中で、参考図面(例：reference, embodiment, appendixなど)に該当する図面のみに表現されていても、デザインの同一性については、物品の名称、デザインの説明、物品類などを総合的に考慮して判断する。

【審査官参考】
部分デザインに係る出願を認めない国(2022年12月基準) ニュージーランド、ルーマニア、マレーシア、ブルガリア、ベトナム、ブラジル、スロベニア、スロバキア、アルメニア、エストニア、ウクライナ、キルギスなど

第2章 書体デザインの審査

関連法令

<デザイン保護法>

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品〔物品の部分、書体及び画像を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩若しくはこれらを結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
2. 「書体」とは、記録若しくは表示又は印刷等に使用するため、共通の特徴を有する形で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。
 - 2の2. 「画像」とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号等〔機器の操作の用に供される又は機能を発揮したものに限り、画像の部分を含む〕をいう。
3. 「登録デザイン」とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
4. 「デザイン登録」とは、デザイン審査登録及びデザイン一部審査登録をいう。
5. 「デザイン審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件を全て取り揃えているか否かを審査して登録することをいう。
6. 「デザイン一部審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のうち一部のみを取り揃えているか否かを審査して登録することをいう。
7. 「実施」とは、次の各目の区分による行為をいう。
 - イ. デザインの対象が物品(画像は除く)である場合、その物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出若しくは輸入する、又はその物品を譲渡若しくは貸与するために請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為
 - ロ. デザインの対象が画像である場合、その画像を生産・使用若しくは電気通信回線を通じた方法で提供する、又はその画像を電気通信回線を通じた方法で提供するために、請約(電気通信回線を通じた方法で提供するための展示を含む。以下同じ)する行為、又はその画像を保存した媒体を譲渡・貸与・輸出・輸入若しくはその画像を保存した媒体を譲渡・貸与するために請約(譲渡又は貸与のための展示を含む)。

以下同じ)する行為

<デザイン保護法施行規則>

第35条(デザイン登録出願書) ①法第37条第1項によりデザイン登録出願をしようとする者は、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面又は写真若しくは見本1通(複数デザイン登録出願の場合は、各デザインごとに1通をいう)
2. 代理人により手続を進める場合には、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令で別途定めている場合は、その証明書類1通

②第1項第1号による図面は、別紙第4号書式に基づいて作成し、登録を受けようとするデザインの全体的な形態を明確に表現しなければならない。ただし、書体デザインの場合には、別紙第5号書式に基づき作成しなければならない。

③第1項第1号による図面のうち、法第2条第2号による書体デザインの図面は、別表1のとおりである。

【見本文章の図面】

새로 스물여덟 자를
만드니
사람마다 쉽게 익혀
늘 씀에
편케하고자
함이라

새로 스물여덟 자를 만드니 사람마다
쉽게 익혀 늘 씀에 편케하고자 함이라

【代表文字の図面】

가낙더
뫼끼릭
맷료콤
으슥황

2. 英字書体の図面：指定文字52字、見本文章、代表文字

【指定文字の図面】

ABCDEFGH
IJKLMNOP
OPQRSTU
VWXYZ
Abcdefghij
Klmnopqr
stuvwxyz

【見本文章の図面】

The quick
brown fox
jumps
over the
lazy dog

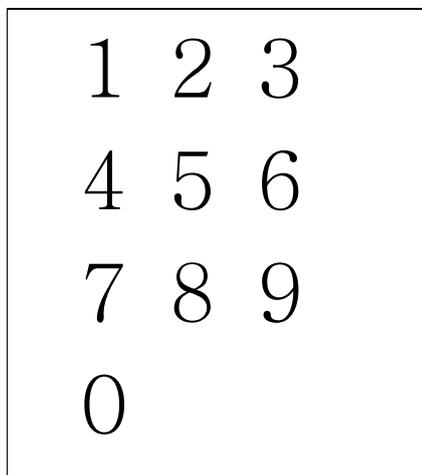
The quick brown fox
jumps over the lazy dog

【代表文字の図面】

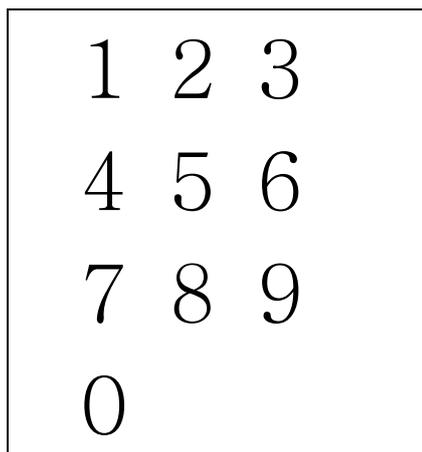
H a
R e
S g

3. 数字書体の図面：指定文字10字、見本文章、代表文字

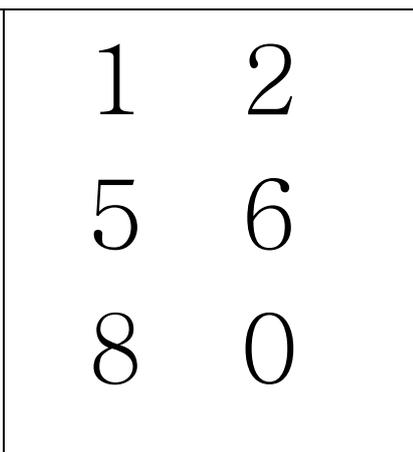
【指定文字の図面】



【代表文字の図面】

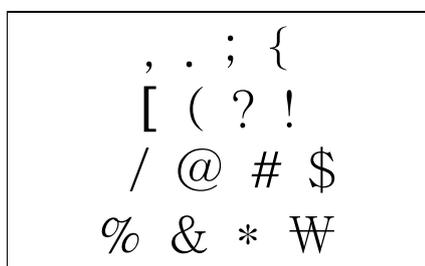


【見本文章の図面】

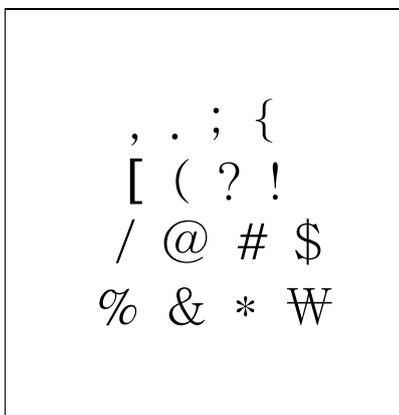


4. 特殊記号書体の図面：指定文字16字、見本文章、代表文字

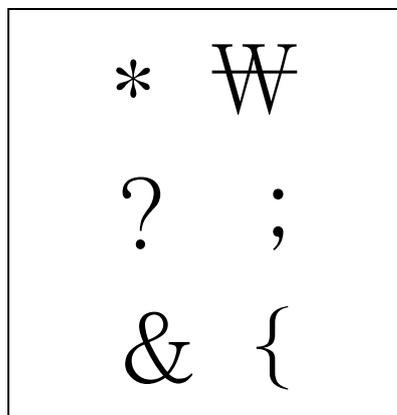
【指定文字の図面】



【見本文章の図面】



【代表文字の図面】



5. 漢字書体の図面：指定文字900字、見本文章、代表文字

【指定文字の図面1】

街佳假價加可家歌各
脚角干看間渴感敢減
甘甲強江講降個改皆
開客更去居巨舉車乾
健堅犬見決潔結京庚
慶敬景競經耕輕驚季
溪界癸計鷄古告固故
考苦高谷曲穀困坤骨
公共功工空果科課過
官觀關光廣交教校橋
久九口句救求究舊國
君軍郡弓勸卷權歸貴

【指定文字の図面2】

均極勤根近今禁金及
急給其基已幾技既期
氣記起吉暖難南男乃
內女年念怒農能多丹
但單短端達談答堂當
代大對待德刀到圖島
度徒道都獨讀冬動同
東桐童斗豆頭得燈登
等樂落卵浪郎來冷兩
涼良量旅力歷練蓮列
烈令領例禮勞老路露
綠論料柳流留六陸倫

【指定文字の図面3】

律利李理異林立馬莫
晚滿萬末亡忘忙望每
買賣妹麥免勉眠面名
命明鳴暮母毛木目卯
妙務戊武無舞茂墨問
文聞門勿物味尾未米
美民密朴半反飯發房
放方訪防拜杯白百番
伐凡法變別丙兵病保
報步伏復服福本奉逢
部否夫婦富扶浮父北
分不佛朋備悲比非飛

【指定文字の図面4】

鼻貧氷事仕使史四士
寺射巳師思死私絲舍
謝算山散産殺三上傷
商喪尙常想相賞霜色
生序暑書西夕席惜昔
石仙先善線船選鮮舌
設說雪城姓性成星盛
省聖聲誠世勢歲洗稅
細小少所消笑素俗續
速孫松送修受壽守愁
手授收數樹水秀雖須
首誰叔宿淑純順戌崇

【指定文字の図面5】

拾習乘勝承始市施是
時示視試詩式植識食
信新申神臣身辛失室
實心深甚十氏兒我惡
安案眼顏巖暗仰哀愛
也夜野弱約若藥楊洋
羊讓陽養於漁語魚億
憶言嚴業余如汝與餘
亦易逆然煙研悅熱炎
葉榮永英迎藝五午吾
悟烏誤屋玉溫瓦臥完
曰往王外要欲浴勇容

【指定文字の図面6】

用于又友右字尤憂牛
遇雨云運雲雄元原圓
園怨遠願月位偉危威
爲唯幼有柔油猶由遊
遣西肉育恩銀乙吟陰
音飲泣邑應依意矣義
衣議醫二以已異移而
耳益認人仁印因寅引
忍一日壬入姉子字慈
者自作昨場壯將章長
哉在才材裁財再爭低
著貯敵的赤適傳全典

【指定文字の図面7】

前展戰田錢電節絶店
接丁井停定庭情政正
淨精貞靜頂帝弟祭第
製諸除題兆助早朝祖
調造鳥族足存尊卒鐘
宗從種終坐左罪主住
宙晝朱注走酒竹中衆
重即增曾證之只地志
持指支枝止知紙至直
盡眞辰進質執集且借
次此着察參唱昌窓採
菜冊責妻處尺千天川

【指定文字の図面8】

泉淺鐵晴清聽請青體
初招草寸村最推秋追
丑祝春出充忠蟲取吹
就治致齒則親七針快
他打脫探太泰宅土統
通退投特波破判八敗
貝便片篇平閉布抱暴
表品豐風彼皮匹必筆
下何夏河賀學寒恨漢
閑限韓含恒亥害海解
幸行鄉香向虛許革現
賢血協兄刑形惠乎呼

【指定文字の図面9】

好戶虎號湖或婚混紅
化和火畫花華話貨患
歡活皇黃回會孝效厚
後訓休凶胸黑興喜希

【見本文章の図面】

天地之道一陰
陽五行而已坤
復之間爲太極
而動靜之後爲
陰陽

天地之道一陰陽五行而已坤復
之間爲太極而動靜之後爲陰陽

【代表文字の図面】

王講示
買道人
永多武
女明街

1. 趣旨

書体の開発には、多くの時間と努力及び資本が投入されているため、独創的な書体が創作された場合、他の創作物と同様にデザインとして保護する必要性が提起された。したがって、2004年デザインの定義の規定に書体を含めるデザイン保護法の改正を行い、書体デザインを制度的に保護している。

2. 定義及び成立要件

2.1 書体の定義

2.1.1 「書体」とは、記録若しくは表示又は印刷などに使用するために、共通の特徴を持つ形態に作られた文字の集まりをいう。

2.2 書体デザインの成立要件

2.2.1 書体デザインが次の要件を備えられなかった場合、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

(1) 記録若しくは表示又は印刷などに使用するためのものであること。

① 書体は単なる美的鑑賞の対象ではなく、記録若しくは表示又は印刷などに使用するという実用的な目的で創作されたものでなければならない。

② 実用的な目的ではなく美的鑑賞の対象とする意図をもって創作された書道や、会社又は商品の氏名などを表象するための組み立て文字であるロゴタイプなどは成立要件を満たさず、デザイン保護法上の書体デザインに該当しない。

(2) 共通の特徴を持つ形態に作られたものであること

① 「共通の特徴を持つ形態」とは、それぞれの文字における形態、規模、色彩、質感などが互いに似ていて、視覚的に類似する、又は同じグループに見える形態であり、文字間で統一感があり調和がとれるように作られたものをいう。

【注意】

誤った書体の例：書体の一部は新明朝体で、残りは宮書体からなるハンゲル書体

(3) 一組の文字であること

④ 「一組の文字」とは、個々の文字が集まったその全体としての組み合わせを意味するため、デザイン保護法上の「書体」とは、一つ一つの文字を指すのではなく、個々の文字間で共通の特徴を持つように作られた一組の文字をいう。

【注意】

書体デザインの形態性、視覚性、審美性については、デザインの成立要件(第2章、2.1 デザインの一般的な成立要件)を参照する。

2.2.2 デザイン保護法上の書体とは、一つ一つの文字を指すのではなく、文字間で共通の特徴を持つように作られた一組の文字であり、個々の文字が集まったその全体としての組み合わせを意味する。なお、書体の部分はデザインの定義の規定(法第2条)に含まれていないため、書体の部分デザインは認められない。したがって、書体は一組のデザインとして法第42条による部分デザインの出願が認められない。

3. 物品類の区分及び物品の名称の記載方法

3.1 物品類の区分

3.1.1 物品類及び物品の区分は、ロカルノ協定による物品類に基づいて用途や機能などを基準に特許庁長が告示した「デザイン物品類別物品目録」に従い、活字及び書体は18-03類に該当する。

3.1.2 次の場合は、物品の名称の記載に誤りがあるとみなす。

(1) 「ハンゲルの書体」を「ハンゲル」と記載するなど、名称に書体であることが記載されていない場合

(2) 「アンサンス体」、「ヘウム体」など出願人の氏名や取引名を記載した場合

(3) 図面は英字書体で図示しながら物品の名称は「ハンゲルの書体」と記載した場合

4. 1デザイン1デザイン登録出願の原則

4.1 1デザイン1デザイン登録出願

ハンゲル書体、英字書体、数字書体、特殊記号書体、漢字書体、ラテン文字書体(ラテン語の拡張体を含む)、絵文字フォント及びその他外国文字の書体などは、規則 [別紙第5号書式] によりそれぞれ一組の文字として個別の出願を要する。

4.1.1 1デザイン1デザイン登録出願として認められる例

各文字における変化前後の状態を、変化前後の図面又はデザインの説明などで把握できる「動的英字書体」

【例】各組の図面は当該アルファベットの変化過程を示したものであり、図面Aから図面Zは各アルファベットの変化過程を図示している。



【図面A 1.1】

【図面A 1.2】

【図面A 1.3】

【図面A 1.4】

【図面A 1.5】

【図面A 1.6】

4.1.2 1デザイン1デザイン登録出願として認められない例

(1) 各文字の一部又は全部を2つ以上図示する場合



(2) ハングル書体と英字書体、ハングル書体と特殊記号書体、英字書体と数字書体などを一緒に図示した場合



(3) 書体ファミリー(フォントファミリー)を1つの出願で一緒に図示した場合



5. 工業上の利用可能性

5.1 書体デザイン的具体性の要件

5.1.1 次の場合のように書体デザインの表現が具体的でなく、工業上利用することができないデザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文に違反するため、デザイン登録を受けることができない。

(1) 指定文字の図面、見本文章の図面又は代表文字の図面が、規則 [別表1] (書体デザインの図面)で定める方式に従って図示されていない場合

(2) 指定文字の図面、見本文章の図面及び代表文字の図面のうち一部がない場合

5.2 書体別の具体性の判断

5.2.1 ハングル書体は、規則〔別表1〕に従いハングル指定文字500字、見本文章30字、代表文字12字を提出しなければならないが、出願人の選択により残りの文字(501-11,172字)を参考図面として提出することができる。図面で文字数が著しく不足し、又は他の文字や文章で表現されていて、デザインを把握することができないと認められる場合には、デザインの表現が具体的ではないとみなす。

5.2.2 英字書体の指定文字は大文字・小文字の全部、見本文章は70字、代表文字は大文字・小文字各3字を含めて記載する。

5.2.3 英語以外のその他外国語を書体として出願するためには、英字書体の図面を基本として作成しなければならない。すなわち、指定文字の図面は登録を受けようとする当該外国文字のアルファベット字母全体、見本文章の図面は英字の代表文章を当該外国文字に翻訳して記載する。代表文字の図面は英字の代表文字に準じて作成するが、当該外国文字の各文字の特性を最もよく表現することができる代表文字を記載する。

【例】アラビア文字書体の作成例

ر	ذ	د	خ	ح	ج	ث	ت	ب
ا	ف	غ	ع	ظ	ط	ض	ص	ش
س	ز	ء	ي	و	ه	ن	م	ل
ك	ق							

【指定文字の図面】

الكسول الكلب
فوق يقفز
البنّي
الثعلب
،السريع على
الكسول الكلب فوق يقفز البني
الثعلب ،السريع على

【見本文章の図面】

(1) ラテン語系書体(ラテン語の拡張体を含む)の図面は、【指定文字の図面1】、【指定文字の図面2】…の順に識別項目を記載し、登録を受けようとする当該書体のアルファベット全体を記載する。このとき、【指定文字の図面1】の記載は規則別表1「2. 英字書体の図面」の【指定文字の図面】に従い、【見本文章の図面】と【代表文章の図面】は英字書体図面を基準に作成する。

(2) その他外国語の場合、【指定文字の図面1】の記載は規則別表1の英字書体の図面の【指定文字の図面】に従い、【見本文章の図面】と【代表文章の図面】は英字書体図面を基準に作成する。ただし、アルファベットの順序は、当該言語の国際標準であるユニコード表(www.unicode.org/charts)などの関連資料と主要書体取引サイトにおける当該書体の各文字図示基準などを参照して認められる。

5.2.4 数字書体の必須図面には、指定文字及び見本文章を各10字、代表文字は6字を記載する。

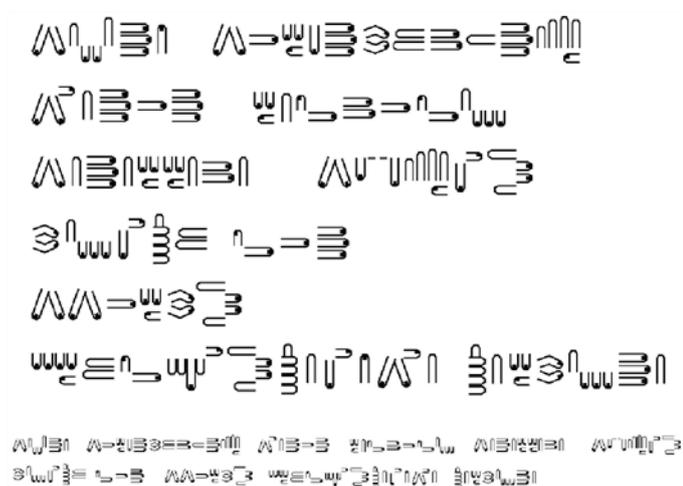
5.2.5 特殊記号書体の図面は、指定文字16字、見本文章16、代表文字6字を提出する。追加で出願人が出願を希望する特殊記号がある場合は、指定文字16字を「指定文字1」とし、「指定文字2」、「指定文字3」の順で記載して提出する。

5.2.6 漢字書体の指定文字は900字、見本文章は26字、代表文字は12字を提出し、図面の審査はハングル書体と同様である。

5.2.7 絵文字フォント(ディンバットフォント又はシンボルフォント)は、文字としての情報伝達力がない絵を書体形式で集めたものであり、指定文字、見本文章、代表文字の図面は当該絵文字を構成するために基準として作成された言語(ハングル又は英字書体)により提出する。このとき、絵文字フォントの作成において基準となった言語と作成方法をデザインの説明欄に記載しなければならない。絵文字フォントか否かの判断は、見本文章が当該言語の文字として読めないとき、絵文字フォントと判断する。

※ディンバット(Dingbat)：絵文字のみからなるフォント。キーボードを押すと絵文字が入力され、一般的にa～z、A～Z、0～9の位置に文字が割り当てられる。

【例】本願デザインは、ハングルの個別の文字にそれぞれの絵を割り当てて作った絵文字フォントであり、ハングル書体の図面を基本として作成した。



【見本文章の図面】

6. 類否判断

6.1 書体間における類否判断

6.1.1 ロカルノ協定による物品類のうち第18類第3群の「書体」でハングル書体、英字書体(ラテン語系)、漢字書体、その他外国文字書体、数字書体、特殊記号書体の相互間においては、類似書体とみなさない。

6.1.2 ラテン語の拡張体を含めたラテン語系書体である英字書体、デンマーク語書体、ドイツ語書体などは、互いに類似しているとみなす。

6.1.3 静的書体デザインと動的書体デザインの類否判断

(1) 動的書体デザインの静止状態の模様において、全体に占める美感が支配的であり、動的変化に特異性がなければ、類似デザインとみなす。

(2) 動的書体デザインの模様の変化において、新規性・創作性があるときは、静的書体デザインと類似しないデザインとみなす。

6.2 書体デザインの類否判断方法

6.2.1 出願デザインが次のいずれかに該当する場合は、既存の書体デザインと同一・類似であるとみなす。

(1) 既存の書体をコピーした、又は太さを変えた程度の場合

- ① 既存の書体そのままと言えるほどの場合
- ② 既存の書体に比べて文字が太い、又は細い程度の場合

(2) 既存の書体の機械的な複製である場合

- ① 既存の書体の長体、平体である程度の場合
- ② 既存の書体をそのまま傾けた程度の場合

6.2.2 既存の書体の文字間で共通する特徴(模様・色彩など)と出願デザインを全体的に対比し、観察したとき、共通する特徴が確認でき、審美感において類似する場合、出願デザインは既存の書体デザインと類似すると判断する。

6.2.3 動的書体の相互間においては、その静止状態の模様と動的変化を全体的に比較し、類否を判断する。

6.2.4 書体デザインの場合、多数の書体が開発されていて、文字の基本形態と可読性を考慮し、構造的にそのデザインに大きく変化を加えることができないため、類似の幅を狭く解釈し、判断する。

7. 要旨変更の判断

7.1 書体デザインの要旨変更の判断は、原則として指定文字の図面を基準に行う。

7.1.1 要旨変更となる場合の例

書体デザインに関する見本文章の図面又は代表文字の図面を基準にして指定文字の図面を補正することにより、最初に提出した図面から受ける印象と異なるデザインになる場合

7.1.2 要旨変更ではない場合の例

(1) 書体デザインに関する指定文字の図面(指定文字図面の中で一部が足りない場合を含む)、見本文章の図面又は代表文字の図面の中で一部が足りない場合に、それを補うための図面がすでに提出された図面から思い浮かぶデザインとの同一性を失わない程度に補正された場合

【例】小文字がなくアルファベットの大文字だけで出願した英字書体の図面を提出した場合に、大文字の大きさだけを変えて小文字を補正した場合
デザインの説明欄の記載：本英字書体は大文字と小文字からなり、小文字は大文字と大きさにおいてのみ違いがあり、同一の形態で表している。

A B C D E F G
H I J K L M N
O P Q R S T U
V W X Y Z

A B C D E F G H I J
K L M N O P Q R
S T U V W X Y Z

【指定文字の図面】

(2) 最初に提出された図面を基準に、商取引の慣行上、当該業界レベルで常識的に判断して同一性が認められる範囲において、書体デザインに関する指定文字の図面を基準にして見本文章の図面又は代表文字の図面を補正する場合

第3章 食品デザインの審査

関連法令

<デザイン保護法>

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品〔物品の部分(第42条は除く)、書体及び画像を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩若しくはこれらを結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

<デザイン保護法施行令>

第38条(物品類の区分等) ①法第40条第2項による物品類の区分は「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」(以下、「ロカルノ協定」という)第1条(3).(i)(第32類は除く)に基づく。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

【2021デザイン物品類別物品目録】告示第2020-36号

類	群	物品の範囲
01 食品	01	パン、ビスケット、ペイストリー、パスタ、その他加工穀物、チョコレート、お菓子類、氷菓類
	02	果物、野菜
	03	チーズ、バター及びバターの代用品、その他乳製品
	04	肉類(豚肉製品を含む)、魚
	05	豆腐及び豆腐製品
	06	動物用飼料
	99	その他食品
以下省略		

1. 趣旨

食品は柔軟な材料又は液状材料などを使い、食べやすく柔らかく作っているため、同一の食品の形態を作ることは難しく、一部の食品は容器が必要など、一般的な工業製品とは異なる特性を持っている。したがって、このような食品の特性を踏まえ、2019年1月から食品デザインに関する別途の審査基準を規定し、運営している。

2. 定義及び成立要件

2.1 「食品デザイン」とは、飲食物の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合をいう。

2.2 デザイン保護法の対象となる食品デザインとして成立するためには、物品性が認められなければならない。物品性を備えていない場合は、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものとみなす。

2.2.1 物品性が認められる場合

形態が一定の範囲内で固定していて、独立した単位として取引できる食品

2.2.2 物品性が認められない場合

(1) 液状、粉状(パウダー)物の集合など、一定の形状がなく容器に入れなければ定型的な形状又は配列状態を維持することができない食品



「粉状・粒状飲食」



「液状飲食」

(2) 単一食品の形状ではなく、食品を商業的に取り扱う過程で展示・販売などのために一時的に形成するデザインの場合



「展示・販売のためのサービスデザイン」

【審査官参考】

上記の例は物理的に分離した通常のアイスクリームのコーン部分を扇の形に並べたものであり、個別のコーンを基準に見れば物品性が認められる。

3. 物品類の区分及び名称

3.1 物品類の区分

3.1.1 物品類及び物品の区分は、ロカルノ協定による物品類に基づいて用途や機能などを基準に、特許庁長が定めて告示した「デザイン物品類別物品目録」に従って記載する。

3.2 物品の名称

3.2.1 ロカルノ協定による物品類に基づいて特許庁長が定めて告示した「デザイン物品類別物品目録の告示」から一つの物品を指定して記載することができる。

3.2.2 物品の名称を誤って記載した場合

「デザート」、「製パン類」など、物品を明確に限定しなかったため特定できない場合

4. 1デザイン1デザイン登録出願

4.1 デザイン登録出願が1デザイン1デザイン登録出願の要件を備えていない場合、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第1項に違反するため、登録を受けることができない。

4.2 1デザイン1デザイン登録出願に係る判断基準

4.2.1 「1デザイン」とは、1物品につき一つの形態を有することをいう。原則として食品と食品を構成しない他の物品が一つの図面内に表現されている場合は、1デザイン1出願に違反すると判断する。

4.2.2 1デザイン1デザイン登録出願と認められる場合

(1) 食品に付加的な物品が結合していても、取引慣行上、実施の全過程(生産、流通、販売)において一体化している物品の場合

【例】食品付属物(例：菓子用スティック、串、食品装飾用の紙、アイスクリームコーン・カップ、食べられるソーセージ包装紙など)と融合した食品であり、加工・製造された食品を直接支持し、又は装飾などに使われて、食品と結合した一つの物品とみなすことができる場合



「おもちゃが飾ってあるケーキ」



「棒付きキャンディー」



「贈答用干し肉」

(2) 食品デザインの形状・模様を完全に示すために補助的な物品を利用することが明白な場合。この場合、補助的な物品が適用された趣旨を「デザインの説明」欄に記載しなければならない。

【例】変化前後のデザインとして示した「茶葉」であり、「デザインの説明」欄に「お茶の形状と模様を完全に示すためにコップに水と一緒に図示したものであり、コップはデザインを構成しない部分」と記載したもの



【図面 A 1.1】



【図面 B 1.1】

4.2.2 1デザイン1デザイン登録出願と認められない場合

(1) 食品との一体性が認められない他の物品と一緒に図示された場合

【例】1デザイン1デザイン登録出願に違反する例



「テーブルウェアが含まれる場合」



「食品デザインの付属物とはみなせない包装と一緒に図示する場合」



「物理的に離れた食品が多数表現されている場合」

5. 工業上利用することができない食品デザインの要件

5.1 工業的生産方法により同一の食品が量産できること

5.1.1 工業的生産方法により量産ができず、工業上利用することができない食品デザインは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文に違反するため、デザイン登録を受けることができない。

5.1.2 「工業的生産方法」とは、原材料に物理的又は化学的変化を加えて有用な物品を製造することをいい(大法院93フ1247判決参照)、これには食品の機械による生産はもちろん、手工業的生産方法(製造・加工)も含まれる。

5.1.3 「量産できるデザイン」とは、同一の形態の物品を反復して生産できることを意味し(大法院93フ1247判決参照)、食品の量産可能性についての説明が必要と認められる場合には、その説明を「デザインの説明」欄に記載する。

5.1.4 「同一の形態の物品」とは、物理的に全く同じ物品を量産できるデザインでなければならないわけではなく、その食品デザイン分野における通常の知識を有する者がその知識に基づいて合理的に解釈したとき、同じ物品とみなすことができる水準の同一性を持つ物品を意味し、最終販売段階まで同一の形状・模様・色彩を維持すること

ができなければならない。

5.2 工業上利用することができる食品デザインとして認められる場合

5.2.1 天然自然物を加工して自然物固有の形状と模様が変形され、通常の加工過程ではめったに出ない形状と模様を有する場合

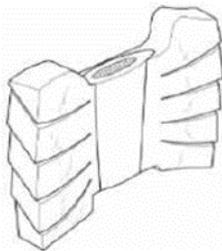
5.2.2 物品の特性上、全く同じ形態に生産することはできないとしても、当業界における通常の知識を有する者が物品の形状に同一性があると認められる水準で反復して再現することができる場合

5.2.3 流通過程で冷凍・乾燥などにより固定された形態を保ち、一般需要者の視点から見て一定の形状を持つ製品として認識される場合

自然物を半加工した
「ワタリガニの足の形」
に創作性が認められ、
冷凍により販売時点まで
形状が維持される

型を使って同じ形状を
再現可能

表面のデザインを
工業的又は手工業的方法で
反復して再生産可能



「カルビ」



「餅」



「マカロン」

5.3 工業上利用することができる食品デザインとして認められない場合

5.3.1 加工されない自然物を原形のまま借用し、又は軽い加工で原材料の形状と模様がほとんど残っていて、同一性の範囲内で食品の形状を反復して生産することができない場合



「干し肉」(不認定)



「レタスバーガー」(不認定)

5.3.2 液状・粉状・分けられた断片などからなり、生産から販売まで同一の形状を維持することができない場合。ただし、冷凍などの方法で販売時まで同一の形状が維持される場合はこの限りではない。

不認定：
一定の形状が維持できない場合



棒に巻き付けた「綿菓子」

認定：
形状・模様・色彩が維持できる場合



「アイスクリーム」

【審査官参考】

液状・粉状そのもの場合、物品性の欠如と判断する。ここでの形状維持可能性は、「形状と模様が一定の範囲内で定型として固定していて、独立した単位で販売でき、物品性が認められ」た食品が最終段階まで同一の形状を維持できるかに関する要件である。

5.3.3 発酵・加熱などの加工過程を経て自然に偶然形成された形状・模様が食品の主な審美感を構成している場合

(1) 再現不可能なパンのひび割れ、焦げ跡、トッピング、アメリカンドッグの表面に付けた不均一なフライドポテトなどがこれに該当する。ただし、偶然にできた形状であっても、同一性の範囲内で反復して生産できる場合は、工業上利用することができ

る食品デザインとして認められる。

不認定：
自然物を単に乾燥させたもの



「スナック菓子」

不認定：
偶然にできた形状のトッピング配列・色



「ピザ」

5.3.4 機械による工業的・手工業的生産(2次産業的生産)方法で製造・加工された食品ではなく、厨房などで調理(3次産業的サービス)して提供される場合。ただし、調理して販売される物品であっても、再生できる工業的生産方法により製造・加工され、独立して取引される場合は例外とする。

不認定：調理後の配列



「ビビンバ」

不認定：食品の単純配列



「エビフライ」

認定：加工食品

不認定：調理食品

認定：加工食品

不認定：調理食品



「アイスクリーム」



「ラーメン」



「スパゲッティ」

【審査官参考】

工業上利用することができる食品デザインとして認められない食品の類型

・調理食品

熱い状態で提供されるカプチーノの泡状のクリーム、飲食店で調理し、盛り付けて提供される料理、注文の後にコップに盛られる非定型アイスクリームなど

・調理と加工(製造)が同時に行われる食品：加工・製造食品の場合のみ認める

※認められる食品の例

健康補助食品、製造食品、畜産加工食品(ハム、ベーコン、ソーセージ、燻製肉、塩漬けの肉)、乳製品(バター、チーズ)、加工水産物(揚げかまぼこ、のり、昆布、加工イカ)、加工農作物(豆腐、こんにゃく、加工レンコン)、穀物加工食品(餃子、中華まん)、パン、コメ食品(寿司、のり巻き、餅)、お菓子、菓子用スティック、串、食品装飾用の紙など、アイスクリームコーン・カップなど

6. 創作非容易性

6.1 創作非容易性の判断基準

6.1.1 食品デザインにおける周知の形状・模様などを判断するときは、①広く知られている形状と模様だけではなく、②当該食品の通常の形態も考慮する。

6.1.2 食品デザインにおける公知デザインを判断するときは、①国内外で公知・公然と実施されたデザイン又はこれらの結合か否か、②公知された食品の模様の単純変形、結合、配列変更、重畳などに該当するか否かを考慮する。

6.2 容易に創作することができるデザインの類型

6.2.1 公知デザインなどの形状・模様・色彩若しくはこれらの結合により容易に創作することができるデザインの結合に基づいた容易創作

(1) 2以上の公知デザインを単に結合したに過ぎない場合

【例】単に結合したものであり、創作性が認められない例



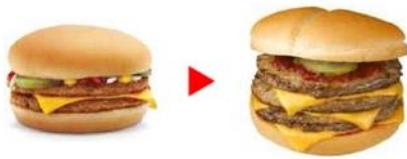
「ハーフ&ハーフピザ」



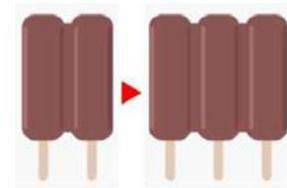
「ワッフルアイスクリーム」

(2) 公知デザインの構成要素の配置変更、又は構成単位数を変えたに過ぎない場合

【例】構成単位数を変えただけであり、創作性が認められない例



「ハンバーガー」



「アイスバー」

(3) 公知デザインの一部を他の通常の食品に置き換えた場合

【例】通常の食品の置き換えに該当するため、創作性が認められない例



「ソーセージ巻きかまぼこ」



「カニカマ巻きかまぼこ」

6.2.2 国内又は国外において広く知られた形状・模様などにより容易に創作することができる場合。これについての具体的な例は、第2部第4章の「3. 容易に創作することができるデザインの類型」を参照する。

：当該食品で通常見られる一般的な形態又はそれと類似した形であり、新しい美感を起させない場合がこれに該当する。

【例】広く知られている形状と模様を模したものであり、創作性が認められない例

不認定：
円柱・四面体など周知の幾何学的図形の形状及び模様



「ハート型のパン、
チョコレートなど」

不認定：
周知の食品の形態をそのまま利用又は転用



「虹色の餅、
カレトクなど」

不認定：
国内で広く知られている立体形状をそのまま表したものの



「チョコレート」

7. 類否判断

7.1 食品デザインの類否判断の対象

7.1.1 食品デザインは、同一又は類似の食品についてデザインの類否判断を行う。

7.2 食品デザインの類否判断方法

7.2.1 食品種類ごとに特徴が異なるため、当該食品の種類別に業界の過去におけるデザイン開発の形態的な流れと出願デザインの創作的特異点を総合的に考慮し、類否を判断する。

7.2.2 外観を全体的に対比観察し、見る者に異なる美感を与えるか否かにより判断しなければならないため、その支配的な特徴が類似しているのであれば、細かい点で多少違いがあっても類似しているとみなす。

7.2.3 自然物の本来の特徴又は食品の調理時に起こる通常の変化により生ずる違いは、類否判断で考慮しない。

附 則

[施行 2009.5.15.] [特許庁例規第 48 号、2009.5.15.、一部改正]

附 則 <第48号、2009.5.15.>

この基準は2009年5月15日から施行する。

[施行2009.8.24.] [特許庁例規第52号、2009.8.24.、一部改正]

附 則<第52号、2009.8.24.>

この例規は2009年8月24日から施行する。

[施行2010.1.1.] [特許庁例規第55号、2009.12.31.、一部改正]

附 則<第55号、2009.12.31.>

第1条(施行日) この基準は、2010年1月1日から施行する。

第2条(適用例) 第4条第4項ロ号(3)(ロ)のただし書の規定、第15条第2号ロ目本文の改正規定のうち、構成物品に関する内容は、この例規施行前に出願されたもので拒絶決定が確定されていないデザイン登録出願についても適用する。

[施行2011.5.1.] [特許庁例規第58号、2011.4.29.、一部改正]

附 則<第58号、2011.4.29.>

第1条(施行日) この基準は、2011年5月1日から施行する。

[施行2012.1.1.] [特許庁例規第64号、2011.12.30.、一部改正]

附 則<第64号、2011.12.30.>

第1条(施行日) この基準は2012年1月1日から施行する。

[施行2012.8.22.] [特許庁例規第67号、2012.8.22.、一部改正]

附 則<第67号、2012.8.22.>

第1条(施行日) この基準は2012年8月22日から施行する。

【施行2013.1.1.】 【特許庁例規第69号、2013.1.1.、全部改正】

附 則 <第69号、2013. 1.1.>

1. 施行日

この基準は2013年1月1日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第248号)により、この例規後の法令又は現実与件の変化等を検討し、この例規の廃止、改正等の措置をしなければならない期限は2015年12月31日までとする。

【施行2013.11.27.】 【特許庁例規第71号、2013.11.27.、一部改正】

附 則

1. 施行日

この基準は2014年1月1日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第248号)により、この例規後の法令又は現実与件の変化等を検討し、この例規の廃止、改正等の措置をしなければならない期限は2015年12月31日までとする。

【施行2014.7.1.】 【特許庁例規第75号、2014.6.27.、全部改正】

附 則

1. 施行日

この基準は2014年7月1日から施行する。

2. 一般的適用例

この基準は、2014年7月1日以降に出願したデザイン登録出願から適用する。

3. 職権補正に関する適用例

第3部第1章2. の職権補正に関する改正規定は、この基準施行前に出願されたデザイン登録出願であり、この基準施行後にデザイン登録決定をする時にも適用する。

4. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第248号)により、この例規後の法令又は現実与件の変化等を検討し、この例規の廃止、改正等の措置をしなければならない期限は2017年6月30日までとする。

[施行2015.10.1.] [特許庁例規第84号、2015.9.30.、一部改正]

附 則

1. 施行日

この基準は2015年10月1日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」に基づいて、この例規について2016年1月1日基準で毎3年となる時点(3年目の12月31日までをいう)ごとにその妥当性を検討して改善等の措置をしなければならない。

[施行2017.1.1.] [特許庁例規第96号、2016.12.15.、一部改正]

附 則

1. 施行日

この基準は2017年1月1日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」に基づいて、この例規について2016年1月1日基準で毎3年となる時点(3年目の12月31日までをいう)ごとにその妥当性を検討して改善等の措置をしなければならない。

[施行 2018.1.1.] [特許庁例規第99号、2017.12.19.、一部改正]

附 則

1. 施行日

この基準は2018年1月1日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」に基づいて、この例規について2016年1月1日基準で毎3年となる時点(3年目の12月31日までをいう)ごとにその妥当性を検討して改善

等の措置をしなければならない。

〔施行2019.1.1.〕 **〔特許庁例規第107号、2018.12.21.、一部改正〕**

附 則

1. 施行日

この基準は2019年1月1日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」に基づいて、この例規について、2019年1月1日基準で毎3年となる時点(毎3年目の12月31日までをいう)ごとにその妥当性を検討して改善等の措置をしなければならない。

〔施行2019.11.15.〕 **〔特許庁例規第109号、2019.11.15.、一部改正〕**

附 則

第1条(施行日) この基準は、2019年11月15日から施行する。

第2条(図面に関する適用例) デザイン保護法施行規則の改正事項である(2019.10.1.施行)別表2及び別紙2～4号書式、別表1及び別紙5号書式に関する付加図面の廃止、特殊記号書体のデザイン図面の簡素化、組物の図面に関する規定は2019.10.1.付けの出願から適用する。

第3条(見直し期限) 「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」により、この例規について2019年1月1日基準で毎3年となる時点(3年目の12月31日までをいう)ごとにその妥当性を検討し改善等の措置をしなければならない。

〔施行2020.3.1.〕 **〔特許庁例規第114号、2020.2.25.、一部改正〕**

附 則

1. 施行日

この基準は2020年3月1日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」に基づいて、この例規について2020年3月1日基準で毎3年となる時点(3年目の2月28日までをいう)ごとにその妥当性を検討して改善等

の措置をしなければならない。

〔施行2021.10.21.〕 **〔特許庁例規第122号、2021.10.20.、全部改正〕**

附 則

1. 施行日

この基準は2021年10月21日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」に基いて、この例規について、2021年10月21日基準で毎3年となる時点(毎3年目の10月20日までをいう)ごとにその妥当性を検討して改善等の措置をしなければならない。